



昭和十九年二月二十九日

部外秘

177

南支南洋時報

第三十五號

內務省 圖書部	一六二	秘 書 長 官 印
------------	-----	-----------------------

162

臺灣總督府外事部

内閣文庫	
和書	一一一冊
八〇四六三号	

305
12

南支南洋時報

第三十五號

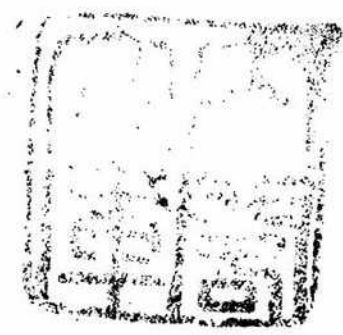
昭和十九年二月二十七日

臺灣總督府外事部

目次

南支

福建省東山縣全貌.....	一頁
汕頭のドロンワイク.....	七頁
廣東金融事情概況（昭和十八年第三・四半期）.....	三二頁



南洋

南方軍政概況附佛印行政の進展…………… 四〇頁

泰國の癩病取締法…………… 一六〇頁

比島の獨立…………… 一六五頁

新西蘭の産業經濟概況…………… 二〇七頁

時報

(南支・南洋)

厦門…………… 二三九頁

厦門で富籤を復活…………… 二三九頁

汕頭…………… 二三九頁

汕頭に與亞報國會誕生…………… 二三九頁

汕頭放送局開設…………… 二四一頁

廣東…………… 二四一頁

廣東に省清鄉事務局を設置…………… 二四一頁

海南島…………… 二四三頁

海南島瓊崖臨時政府機構の刷新…………… 二四三頁

海南島に南方資源科學研究所を開設…………… 二四三頁

香港…………… 二四五頁

香港・廣東間交易に關する協定…………… 二四五頁

南方一般…………… 二五一頁

南方學術會議を昭南に於て開催…………… 二五一頁

佛印…………… 二五二頁

佛印の本國向け輸出は無税…………… 二五二頁

佛印にて鹽田の轉用を禁止…………… 二五三頁

佛印の木材生産好調…………… 二五三頁

北部佛印水田輪作に成功……………二五四頁
 印度支那電氣化學興業會社設立……………二五五頁
 泰 國……………

泰國編入マライ四州司政長官及び行政要領の發表……………二五五頁
 泰國移讓六州の日本軍政を終止……………二五七頁
 泰國非常時信用統制法公布……………二五八頁
 軍政地域泰國間に兩替措置決定……………二五九頁
 馬 來……………

マライ義勇軍建設……………二六〇頁
 マライ生必物資價格販賣制限……………二六一頁
 マライ本邦向送金取縮規則を改正……………二六二頁
 マライ一般銀行貯蓄業務開始……………二六三頁
 東印度……………
 スマトラに最初の師範學校開設……………二六四頁

スマトラの通信交通業務一元化……………二六四頁
 ジャワ中央參事會議第一回開院式舉行……………二六五頁
 ジャワに防衛義勇軍編成……………二六七頁
 ジャワ原住民甯氏州長官に任命さる……………二六九頁
 ジャワ復歸邦人を産業開發に活用……………二七〇頁
 ジャワで漁船用テーク材拂下げ……………二七〇頁
 ジャワにて電氣・煙草事業を民間に移管……………二七一頁
 ジャワの二大教徒團認可……………二七一頁
 ジャワ送金取縮令を改正……………二七二頁
 北ボルネオの縣參事制採用……………二七二頁
 北ボルネオの製紙界……………二七三頁
 南ボルネオの推定人口三百萬……………二七四頁
 バンジュールマンシンの人口十萬……………二七五頁
 セレベス原住民の生活向上……………二七六頁

セレス最高貨銀制採用……………二七七頁

比律賓

在比島帝國大使館開廳……………二七八頁

黑田比島方面陸軍最高指揮官減免令を布告……………二七八頁

比島新政府の歳出入公表……………二七九頁

比島輸出税内容……………二八一頁

比島小賣業の八割は比島人經營……………二八一頁

比島電報取扱地改正……………二八二頁

本邦比島間電信爲替開設……………二八六頁

マニラへの長距離電話復活……………二八七頁

緬甸

緬甸國豫算決定……………二八八頁

緬甸國にシヤン聯藩等三地域を編入……………二八九頁

緬甸國國政と國民活動を統合……………二九三頁

緬甸の劃期的金融策……………二九四頁

緬甸の邦人に課税……………二九七頁

統計

臺灣よりの支那向渡航者統計表（六月中）……………二九九頁

南支各地域別在留邦人人口概計表（六月一日現在）……………三〇二頁

南支各地物價表（六月末日）……………三一六頁

華僑送金表（六月中）……………三三九頁

潮海關稅收額表（昭和十七年中）……………三四〇頁

汕頭市學事統計表（昭和十七年十二月）……………三四一頁

南支南洋時報總目次索引（自第三十三號至第三十五號）……………

南支

福建省東山縣全貌

一 縣内概要

東山縣は福建省東南の海中に孤懸せる長方形の少島で、全縣の面積は僅か二百二十萬方呎に過ぎず、福建省の中で最も小さい縣である。戸數は二萬五千九十七戸、人口は男約八萬八千人、女六萬九千人である。現在全面積を三つに區分し、二十九聯保、百五十六保、千四百九十九甲に分けて居る。而して第一區は農業地帯で、他に若干の商家があり、第二區は農業及び鹽業地帯、第三區は大部分鹽業地帯である。

島上では縣政府の外、税關、水上警察署、煙酒統稅局、海味營業稅局、第一區署、その他捐稅局がある。學校は小學校が七校ある。

二 財政

本縣は福建省財政廳の等級別分類によると三等縣であり、民國二十四年に於ける財政收支狀況は次の如くである。

收入 經常部 一六、六二九元

臨時部	計	一六、六二九元
經常部	計	一六、九二九元
臨時部	計	一六、六二九元

(一) 収入内訳

田賦附加	三、〇八一
契稅附加	一、五三六
屠宰稅附加	一、〇五六
雜捐	九、三六〇
省庫補助費	一、五九六
合計	一六、六二九
一人當負擔地方稅	〇元一八

(二) 支出内訳

民政費	二、六〇〇
保安費	四、八五五
財務費	六〇〇
教育文化費	七、七六四
雜項支出	四八元
豫備費	七六二元
計	一六、六二九元

三 農 業

農業の本島産業上に占める割合は左程重要で無く、食糧品の如きは本島産で僅か三箇月分を支へ得るにすぎない状態である。耕地面積は九萬七千支畝で、農作物は水稻(二萬六千市擔)、甘藷(七十七萬市擔)、麥(五萬八千市擔)、何れも民國二十四年産)、及び豆類で、水稻は二毛作田である。農民は農閑期に漁業を兼ねるものが多い。樹木が少いため年々約四、五萬斤を移入して燃料に使用して居る。

四 商 業

商業は縣城附近に集中して居る。魚商五十餘戶、燃料商四十餘戶、糖粉商二十餘戶、呉服商十餘戶、薪炭商及び

四
雜貨商が各々二十餘戸、藥屋及び文房具店が各々十餘戸、その他小賣商が五十餘戸、合計三百餘戸である。米、燃料、果實類は多く雲霄を通じて搬入し、詔安より搬入する量は少ない。

五 工 業

東山縣には手工業として木船、ロープ、魚網などの製造が盛である。魚網は主として農漁村の婦女子により製作され、現在約三千餘戸あり、その餘剰は他地方へ年々數萬元搬出されて居る。

六 漁 業

本島産業中特に見るべきものは漁業である。漁戸數は一萬三千二百四十一戸で漁民數は一萬六千四百八十二人、漁船は大小合せて九百三十九隻を有し、その中九百三十五隻は資本總額が三百七十七萬四千四百三十五元である。主として沿海に出漁し、釣曹、刺網、碁網、對船等多くは原始的漁獲法で、産額は(民國二十四年)三百十三萬二千五百五拾、二百九十萬四千五十元である。尙主なる魚類は次の如くで、その他に土蠟、石花菜、紫菜、淡菜等も多く産出されるやうである。

馬頭魚 八一三月
單魚 十一月
昌魚 四、五月最盛

蝶魚 春多雨季最盛
鯖魚 五、九月(六、七、八月最盛)
烏賊 年 中(一、二月最盛)
蛤子 三、六月(四、五月最盛)
七交 通

(一) 水 路

- 1 東北厦門に至る二百四十支里には七十五噸位の小發動機船があり、日に九往復、貨物一噸及船賃一人毎に二元五角である。尙他は雲霄、厦門間運行の發動機船が此處に停泊することもある。
- 2 西南汕頭との距離は略々厦門と同じく約二百四十支里で、發動機船は日に十一回往復してゐる。此處は雲霄汽船の汕頭間運航に於ける停泊地點である。
- 3 北部雲霄縣に至る八十支里には月平均帆船が一回往復して居る。
- 4 西部詔安の四都に至る六十支里には月帆船が十往復し、主として貨物運搬に従事してゐる。

(二) 陸 路

陸路には西部より縣城に至る自動車路が二十支里あり、小型自動車五臺（八人乗）、貨物自動車二臺、一臺に付積載量一噸半で、客車は日に四往復、自動車貨は大洋四角、貨物車は二往復で、一噸に付大洋一元五角である。尙この他に後林及び長山尾に至る各二十支里の自動車線があるが、營業不振の爲現在停止中の如くである。

八 社 會 狀 況

島民は儉朴で、多くは衣服も簡粗である。食糧品は蕃薯粥を主とし、雜魚、蔬菜が主なる副食物である。特に注目すべきことは南支各地に於ては既に纏足の風習が廢止されて居るにも不拘、この島だけは尙纏足の惡習が墨守され、中年以上は勿論、十歳前後の女子にも尙多く纏足されてゐる。縣政府は一度取締令を布告したこともあつたが、取締が弛緩するに従つて纏足の風も尙抜け切らない。又本島の住民は迷信が深く、縣城所在地區を見ると殆んど五歩に一宮、十歩に一廟の觀があり、廟の祭典には常に汕頭より潮州劇を招聘するが、中でも關帝（關羽）の誕辰には數團も招聘して一月の長い間に互り上演することがある。この費用は勿論島民の負擔で、魚戸は漁行より高利にて借入れることがある。迷信以外彈丸の如きこの島には地盤や勢力争ひの惡習がある。特に知識階級の黨派争ひは最も甚しい。こゝは城區と郷區に分れ、城區は尙二系統に分れて居る状態で、教育事業に携つてゐる教員までがこの渦中にある。然しながら島民は賦性勇敢にして冒險性に富み、往時には小型船で澎湖島及び兄弟島（東山の東方海中に在り）等を往復したこともあり、附近海岸の遭難船は常に救助されることが多いと謂はれて居る。

汕頭のドロソワーク

大東亞戰勃發前、本ドロソワークに依存してゐた潮汕地區の産業總延人員は約六十萬人であつた。本業務は當時外國貿易を封鎖してゐたのに拘らず特に輸出されてゐたもので、それは原住民の生活を保障する宣撫上の觀點と現地中國側政府の財源に充當するためであつて大約一年間二千萬元の産額に達してゐたのである。當時邦商側に於ても組合を結成して一意發展を企圖したのであるが外國商社の永い歴史的地歩を揺がすことは出来なかつた。汕頭のドロソワークなるものは約半世紀の間に完全に潮汕地區の土地と人民に密着し、汕頭はドロソワークに依つて生活すると言ふことになつて仕舞つてゐた。

皇軍は本地區の占領後此の狀勢を看取し、一面には外國貿易の完全封鎖をし乍ら、本業に依存する約六十萬人の土着民の生活問題を考慮し三井洋行をしてその對外業務を一括代行させ、依然其の業務を遂行せしめてゐたのである。

本業務の組織は完全なる家庭工業であつて各家庭の餘剩勞力を潮汕地區人民の手工業に適する才能を動員したものである。即ち原料たる布を香港、上海から輸入し（この額約四、五十萬圓）之を汕頭から蕪埠、潮州、揭陽を廻送しつゝその工程を進め最後に汕頭に來た時は完全なる工藝品となる組織である。

斯くして輸入時四、五十元の布は此の潮汕地區を廻送してゐる間に工程を進めつゝ、價値を高め、汕頭より輸出するときは二十萬元の價額に到達するのである。此の産業は所謂第三國人の手にのみ依存し來つたところに「汕頭と排日」なる根強い政治的の因果關係を發芽させこれを醸成する温床となり、所謂基督教の産業政策として實績を見せたことは一面に日華の關係をより險惡化に導いてゐたのである。

しかもこの産業勢力の浸潤は非常に大なるものがあり、敵地との交流を全然封鎖してゐたにも拘らず本業の工程に關してのみは特に許されて潮汕より揚陽に廻送され、再び汕頭に返送し來るの特權を有し第三國人の商業權益を日華兩國にて擁護したといふが如き奇現象を呈してゐた。これに就いて邦人が對支問題の打開に當つて考慮すべきことは、このやうな高價格の物資が全く第三國人の手を離れ而も交戰區域の第一線を自由に横行しても紛失、盜難の事故が少しもなく舊來通りに進捗してゐたこと、これは共同の利益の前には支那人は相互に信用を合はふとする人種なることを表現する一證左となるのである。

日支事變以來兩支各地が疲弊の極にあるとき、潮汕地方のみが極めて安易に泰平を謳ふてゐたのは、このドロソワーク業の特殊性格に基くのであつた。然し乍らこのことは大東亞戰に入つて外國貿易が全面的に休止されることになつて状態は一變して仕舞つた。

邦商側に於ては汕頭刺繡品組合を結成して之が内面的取扱と研究とを五社即ち三井、三菱、高島屋、大丸、白木

屋に擔任させ逐次邦商側前進の體制に進みつゝあるのであるが、半固たりし第三國人の商權は之を悉く覆滅し去つて不拔のものにするのは容易なことではないやうである。

一 沿 革

潮汕地方に於ては古くより刺繡工藝があつたが、主として支那芝居の衣裳に施されたもので、現在の如きリネン加工は約三十五年前該地福音病院醫師エーリアル氏の妻が布教の傍ら土地の子女に傳授したのに始まると稱せられてゐる。

原布は當初主として漢口或は揚陽製の麻布が用ひられ英國リネンの輸入は少く、端西リネンは知られなかつた。

一般女工も舊式の芝居衣裳刺繡の餘暇に加工せるもので之を専門的にやつたものは皆無であつたが、工資が比較的高かつた爲普及し專業とする女工が現はれるやうになつた。

而してこれが産業となつたのは、一九一七年にマバツク商會基地二、三の米商人が該地に店舗を設け英國から原布を輸入してそれに加工させ輸出するやうになつてからで、これが汕頭のドロソワークの起原なのである。

二 原料の輸入

(一) 原料の種類

原料は麻布、綿布、綿糸である。麻布の内七、八割は英國ベルファスト産のもので他の二、三割は瑞西、佛蘭西

白耳義、日本製のものである。品質は佛、瑞、英、日、白の順であつた。

綿布は下級のハンカチーフ、テーブル掛、ビローケース、椅子掛、タオルに使用せられた。刺繍用糸は絹糸でなく綿糸を使用するが、日本綿糸は品質劣るとて英、佛ものが使用されてゐた。

(二) 原料の手當

フローニングは通年作業として生地の手當を年中申す必要があつたがその最盛期は二、三、四の三箇月で、これは加工に六箇月を要するとしてクリスマス用に十月迄に出荷せねばならぬからであつた。

(三) 麻布輸入業者

麻布の輸入業者は英商ジョンストン・アーレン商會及び英商ライス・ブフッドレー商會で、之等の代理商が本社より受取る販賣手数料は賣却高の二分五厘であつた。而して代理商自身の活動によつて賣込んだ分の手敷料は價格の五分を得てゐた。

(四) 輸入統計

原料としての綿糸布が幾何輸入されてゐたかは税關の統計で判明せず亞麻布に比べて非常に少ないものであつたことは想像される。

今亞麻布の輸入額を海關統計によつて示すと次の通りである。

一九三五年	一九三六年	一九三七年
三、九六二、三七八元	五、六九七、〇二三元	六、六六〇、〇三四元
三 加	工	

(一) 順 序

1 生地は加工の特約のある工頭に渡し型紙と共に加工地へ配布される。圖案下し、生地の裁断は工頭の仕事である。デザインは紐育から送付して来るもので該地で考案することはない。圖案は青寫真にコピーし、數枚の油紙の上に重ねて針で原圖の上から針抜きをして一度に數枚の型紙を作り、青インクで原生地へ圖案を刷り下す。一枚の型紙で二十打以上の型下しが出来るのである。

2 原料の配給を受けた婦女子は各家庭で型紙に縫ひ抜き刺繍をする。

3 工頭は出来上り品を集めて業者に交付する。若し他の種類の加工を結合すべき場合は他の加工地(油頭以外)へ送る。

4 刺繍業者は枚數、出来上りの工合等を吟味して仕上げ工場へ廻送する。

5 仕上げ工場は事務所に附屬してゐて洗濯、汚點抜きをして加工補修を要するものは手を加へた上アイロン掛疊み包装をするのである。



(二) 工頭

工頭は刺繡業者と奥地の女工との間に介在して原料の配布、出来上り品の蒐集等を専業とするもので其数は二百人以上と稱せられてゐる。工頭は又十人乃至十五人位の下請人を持つ者が多い。大規模の刺繡業者は十五人乃至二十人の工頭を使つてゐるが、それは主人對使用人の關係でなく従つて一人で數軒の刺繡業者の工頭を兼ねてゐるものもある。

工頭の収入は加工婦女の賃銀の上前を別ねるもので工賃の一割から二割であるが下請に支拂ふ費用、交通費を扣くと五分乃至七分の程度のものであつた。

永年の習慣として女工に對する工賃は工頭が先拂ひするのであり、原布の紛失、盗難に對しては工頭が賠償の責を負ふことを刺繡業者に特約し保證人を立てることになつてゐるが、永年の信用によつて結び合つてゐるといふ關係である。

(三) 加工女工

専門的に又は副業としてこれに従つてゐた婦女子が幾何數に達してゐたかは明瞭にされてゐないが、大體六十萬人位と見做されてゐた。そして加工地によつて女工の仕事に特徴があつて、揭陽ではドロンワーク、潮州は刺繡、澄海では低級なる補布(アツブリケ)、潮陽ではフキレー、クロツシェー等のレースを得意とする。

従つて仕事がドロンワークと刺繡の混合の場合には先づ抜糸の爲めに原布を揭陽へ送り、仕上つた時に汕頭へ返送され、汕頭で検品した上更に潮州へ送つて刺繡をさせるのである。

各加工地は夫々獨立して居つて横の連絡はなく、仕事の組合如何によつては汕頭を中心として二個所或は三個所の往復を要することになるので一註文の完成には極く簡單なもので二箇月、少しく精緻な細工になると一箇年、平均して六箇月位を要するのである。

汕頭のリネン加工はハンカチーフのドロンワークが大部分であつたので、汕頭刺繡業者の七、八割は揭陽の女工の手によつてゐたものである。女工は既婚者が多い。彼等は特定の工頭に屬するのでなくより工賃の高いものを選んで仕事をするのを常とした。抜糸、刺繡等の仕事は専門的にやるのには三箇月の日子を要したと言はれてゐる。

(四) 加工種類

加工の種類を専門的に分類すると二十位に分れるが主なるものは次の五種である。

- 1 ドロンワーク | 抜糸或は抜糸した箇所を針で「カラチ縫」すること。
- 2 エンプロイダリー | 刺繡すること。
- 3 クロスステッチ | 刺繡の一種であるが生地の糸目に従つて一定の意匠を「カラチ刺繡」すること。

4 アップリケ 1 花、鳥等の形に切つた布片を原生地の上に縫付けること。 一四

5 カットワーク 1 一定のデザインに従つて生地を切取ること。

製品はハンカチーフ或はテーブルクロスにしても前記の加工を二種或は三種以上も併合するのが多く、単に刺繍のみ或は抽紗一式といふやうな製品は比較的少ない。故に加工は唯一種の缺と針とで完成されるといつてよく、相當の熟練と技術とを要するものである。

油頭ではリネン加工品を一般にドロンワークと稱して居るが、正確に言ふとドロン・スレッド・ワークで、支那文字では抽紗品と書かれ、之を日本語で正しく言ふとすれば「引抜かれたる絲の細工」即ち「絲抜きかぶり細工品」と言ふべきである。かくの如く解すると「ドロンワーク」は抜糸細工品のみを指すことになるが、普通に抽紗品の外に刺繍品（エムプロイダリー）、花片（レース）及び補綴（アップリケ）等をも一括して「ドロンワーク」となしてゐるのである。

該地の製品は抽紗を主とするハンカチーフが多く、これはテーブルクロスに刺繍することを重點とする上海、芝罘方面の加工リネン業との大なる相違であつた。

婦人用ハンカチーフ等にドロンワークに合せて施されてゐる刺繍は極く簡單なもので刺繍用糸も白色又は淡藍色の綿糸を用ひることが多い。之に反して刺繍を主としたテーブル掛等には花、鳥、ジャンク、動物等が色鮮やかに刺繡せられ、支那趣味が洋溢して綺羅なものであるが近年は此の種の製品が著しく減少して來た。

レースは従來英國製綿絲で作られ二十年前までは輸出額の首位を占めてゐたが漸次衰退し近年では非常に少なくなつた。価格は網の目の数によつて計算するのである。

四 製品の價格と實銀

(一) 價格

製品には一定の規格が無く價格も原生地の良否と加工の精粗によつて差異があつた。

加工賃は種々であるが、その割合は原布の質に正比例するので生地が高級になる程仕事は繊細となり、工賃も高率となるのを常とする。概して言ふと生地が綿布であると生地と工賃の割合は二〇〇對一五〇の程度であるが、生地がリネンとなると一〇〇對一五〇の割合となつてゐた。

近年は原布が爲替關係で暴騰した爲、工賃の騰貴率が之に伴はず比率も低くなつたが大體の標準は次の通りである。

原布の種類	等級	加工賃の割合		備考
		事前	其後	
綿布	高級品	八〇%以上	六〇%以上	

綿布	中級品	六〇%以上	四〇%以上
同	下級品	三〇%以上	二〇%以上
麻布(リネン)	高級品	二〇〇%以上	二〇〇%以上
同	中級品	一五〇%以上	一〇〇%以上
同	下級品	一〇〇%以上	七〇%以上

市價は生地價格に加工賃を加算したものに二割内外の利潤を加へたものである。今輸出商の小賣値段の一端を示して見ると次のやうになる。

婦人用ハンカチーフ(生地英國シアリネン十一吋のもの)

事變前 其後
 下等品 六元 一五元
 高等品 一五元 四八元
 男子用ハンカチーフ(生地英國シアリネン十九吋のものに簡單な刺繡を加へたもの)
 事變前 其後
 並品 八元 二〇元

テーブルクロス(加工の程度 普通五四吋四方のもの)

事變前 其後
 揚陽グラスリネン生地 六元 一五元
 英國製リネン生地 一〇元 二四元

(二) 賃銀

奥地加工地に於ける賃銀は凡て出来高拂で熟練の程度によつて収入は異なるが終日働くものとして一日の収入は左記の如くである。

事變前 最低 一五仙 最高 四〇仙 普通 二〇仙
 其後 同 三〇仙 同 九〇仙 同 五〇仙
 汕頭に於ける仕上げ工場の女工の賃銀は日給制で週末拂である。事變前は辨當女工持で三仙程度であつたが其の後六〇仙程度となつた。
 事務所は働く男子の月給はボーイ宿泊食事付で八元見當、其の他は食事なしで五十元乃至八十元程度であつた。

五 輸出状況

(一) 概況

ドロンワークの輸出は無税でその輸出手続は一般商品輸出と同じである。輸出は一年を通じて行はれるがクリスマスの需要を見越して九月より十月初め迄が最盛期であつた。アメリカ向ドロンワークの大部分は紐育向けで其の経路は米大陸横断とパナマ運河経由とあつたが、パナマ経由は運賃の節約にはなるが時間を要することが多いので之を不便として大概は大陸横断によつてゐた。汕頭での加工品は芝罘其他とは異なりその大部分が其の儘に直接輸出されてゐた。その輸出貿易は最近の十年間に次の如き躍進を續けてゐたものである。

年 度	輸 出 額	年 度	輸 出 額
一九二九	一、五九六、八四一	一九三三	五、三三三、九二八
一九三〇	三、三九五、一六〇	一九三四	七、四一四、六九八
一九三一	四、三九五、二七二	一九三五	一一、一七五、三八七
一九三二	六、八五九、五七二	一九三六	一六、六六七、二一五
一九三三	三、九一二、四七一	一九三七	一八、六九七、七五九

輸出先は米國、香港、加奈陀、濠洲、英領印度等を主とするので米國向が最も多く全體の七〇%

以上を示してゐた。試みに一九三六年に於ける輸出統計を見ると次の如くなつてゐる。

輸 出 地	金 額	備 考
米 國	六、四一七、一五六	
香 港	二、三八九、二九四	
英 國	一九九、五六六	
其 他	二、一六九、三七二	
計	一一、一七五、三八七	

今、昭和十五年三月—十六年二月の輸出額を見ると七千八百八十七元二十で未曾有の巨額に上つてゐるが之は法幣爲替暴落を計算に入れると數量の點では事變前と大差がないのである。

月 別	箱 數	種 類	備 考
三	八五一	五、一三〇、一六・九一	

計	二	一	十	十一	十二	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
一〇、六四五	六二二	四〇一	五二八	一、〇七六	一、四九〇	七、二六七	五、五五六	五、四九四	六、〇七二	九、一一五	七、一四五	一〇、一五二	六、〇六二	三、〇二一
七、一〇八、七〇〇、二〇	三、六三四	二、四一七	二、四七五	六、〇六二	七、一四五	一八〇、四二二	九三九、九三三	二〇、八三三	五七九、六六九	六〇五、八二二	三、五九三	二、〇七九	九四二、九六六	三、七五五

(二) 輸出荷爲替と金融

製品の輸出は汕頭港から直接に積出すので荷爲替も責任者が上海に居る店は主として大部分は汕頭から直接に紐

育宛に組んだのである。

生地は本店よりの送り付けが多い関係上荷爲替は加工賃に對してのみ取組むのが普通であつた。但しインボイスには生地代と加工賃とを別々に記入し加工賃は實際支拂工賃に二割見當を加算してゐた様である。

汕頭に於ける刺繻業者の大部分は自己の勘定で生地を仕入れる必要がない爲此の種資源の需要は殆んど起らなかった。従つて輸出前貸を必要とするものは馬祿孚洋行のやうに積極的に仕事を擴張してゐた商社以外には餘り無かつたやうである。

英米向輸出ドロワーには大部分信用狀が発行せられてゐた。これは米國の加工リネン商が汕頭に於ける代理店をして出来る丈け有利な相場場で輸出手形を賣却せんが爲である。

信用狀は確定信用狀なので銀行によつては買取荷爲替は支拂確實であるばかりでなく紐育市場に於て兩割せられて資金回収速度を著しく促進することが出来たのである。

信用狀付でないものも普通手形金額は生地代を含まぬのであり、それに手形の支拂人は相當巨額の原布を該地へ送り付けてゐた關係で不渡り等といふ事故の起ることは極めて稀であつた。

唯見込品(マーケットグッド)の輸出荷爲替、特に濠洲、印度向けのものを買取る場合は相當の擔保を徵求して置く必要があつたのである。結局外に適當な放資口の無い汕頭でドロワーは最も安全で有利な放資の對象で

あつた。

事變前五、六年の頃はドロソワック業者の利潤率は莫大なものであつたので、銀行の買取り相場の如きは大きく問題にせず爲に銀行としても相當高い利廻りを樂しみ得たのであつたが、事變前二、三年頃からは業者の競争が激甚となり銀行でも好個の放資物として買取少を競ひ始めたので利廻りも大分低下してゐた。事變前迄の各銀行のドロソワック手形買取りの割合は中國銀行六〇%、臺灣銀行二五%、交通銀行一五%と言はれてゐた。

(三) 刺繍品輸出港としての汕頭の地位

リネン加工品輸出港としては一時イタリアが首位を占めてゐたのであるが漸次凋落し、比島、米領ポートルコ、葡領のマデラ等の加工地も近來は聞えなくなり、リネンの使用量にしても前記の各地を全部集めても支那一國に及ばぬ様になつて仕舞つた。而して支那が刺繍輸出品で斷然壓倒的の優位を占めるに至つた理由としては次の數項が擧げられる。

- 1 勞力豊富で工賃の低廉なこと。
- 2 支那政府の保護の厚かつたこと。即ち支那政府では加工用リネンの輸入税を七分五厘の低率として斯業に非常な保護を加へた。
- 3 意匠が最新で常に流行に投じてゐたこと。

支那に於ける輸出港としては汕頭、上海、芝罘の三港が最も著名であつて三港で輸出額の九九%以上を占め而も其の内で汕頭港の占める地位は一番大であつた。之を示すと次の通りである。

輸出地別	年 別			備 考
	一九三六	一九三七	一九三八	
汕 頭	一一、一七五 <small>千</small> 元	一六、六六七 <small>千</small> 元	一八、六九七 <small>千</small> 元	
上 海	八、六六三	九、三五〇	七、〇三〇	
芝 罘	一、三八三	一、九二九	一、二〇〇	
其 他	四五	六三	一〇〇	
計	二二、二六六	二八、〇〇九	二七、〇二七	
汕頭の全支輸出額に對する割合	五二%	五九・五%	六九・四%	

結局汕頭はリネン加工品輸出港として世界一であつたわけなのである。

六 消費地に於ける状況

米國に於けるリネン加工業者は三百軒以上で其の大部分は紐育にあり、紐育市五番街に店舗を有してゐる。これらの加工業者は芝罘、上海、汕頭に代理店或は出張員を置いて製品を送付させ之を主として百貨店に卸してゐたの

である。

卸商の取る口銭は大體關稅込み値段の四割と稱せられてゐるが註文後長時日を要するのであり、それに流行變化の危険もあるのでこの程度の口銭は仕方がないと言はれてゐた。而して百貨店の小賣値は仕入値に七割内外の利益を加算したものが普通なので小賣値は結局原生地代の十倍以上になつてゐたのである。

今大體の計算を示すと次の通りである。

婦人用ハンカチーフ	(並品)
リネン生品	六元
加工及び仕上貨	七元
代理店口銭及び其他諸掛を七分五厘と見て	一元
計	一四元
爲替相場六弗半として米貨	九一仙
關稅二割加算	一弗七三仙
卸商の口銭四割加算	二弗四二仙
百貨店の小賣値段(仕入値に七割加算)	四弗一一仙

爲替六弗半として法幣逆算

六三元二二

七 汕頭に於ける抽紗業者の状況

(一) 主なる業者

往時は容易に十割以上の巨利を博することが出来たので該地方の富裕階級の大半は之で産を爲したのである。近來は業者が大小合せて二百軒以上にも達し、その内輸出商を兼營するものは約七十五で他は上海或は汕頭の輸出業者又は小賣商に對し賣込を主とするもので規模頗る小である。

輸出商の國籍別は米國二十四、支那四十六、英國三、和蘭一、獨逸一の割合であつたが米國以外の外商はドロソワークを専門的に取扱つてゐるのではなかつた。

數の上では華商が最も多いが之等は殆んど總て米商の代理店或は米支合辦の形式を採るもので、結局該地抽紗業なるものは米商に於て實權を握られてゐたのである。

大東亞戰勃發前の外商及び華商の有力なるものを擧げると次の通りであつた。

1 外 商

柯寶洋行	榮時洋行	益得洋行	麥蘇洋行
馬祿孚洋行	愛若洋行	長安洋行	海達亞洋行

- 沙頓洋行
- 誠信洋行
- 德記洋行
- 佐士頓洋行
- 愛雙龍洋行
- 2 華商
- 杜王公司
- 適時公司
- 中誠公司
- 和泰公司
- 慎茂公司
- 格林登洋行
- 光成公司

右の内取扱商品最も多く規模の大なるものは馬祿洋行で柯賀、愛雙龍洋行が之に次いでゐた。そして外商の大部分は猶太系米商で紐育の五番街にある加工リネン商の代理店又は出張所であつた。

(二) 組織、經營

輸出業者は其の事務所内或は事務所附近に加工整理工場を持つてゐる。仕上げに従事する女工は店の規模によつて二、三十名から二百内外、男子の事務員は五名乃至二十名位であつた。輸出商の仕事の順序は先づ紐育より送つて来た意匠によつて油頭の自家工場で一打單位で見本品を作り之を紐育に送り現品見本を以て注文を受ける。確定注文量はハンカチーフでは一柄百打二百打を最低量とする。紐育から製造指圖或は註文があつた場合は工頭を通し原布及び型紙を配布する。出来上り品は整理工場で仕上をして包装輸出するのである。

外商は支那の取引慣習に不慣れの爲馬祿洋行等の極く一部のものを除いて大部分は支那人の買辦制度を採用してゐた。買辦には生地、仕上げ工場の設備、工賃前掛資金等一切外人よりの投資に依存する所謂「丸抱へ式」のもの、又名義のみ外人で生地は外人よりの支給を受けるが、設備其他一切は支那人自身の投資による「看板借り」の二つがあつた。口銭は取扱高に對し「丸抱へ」は二分―二分五厘、「看板借り」は五分程であつた。

經營方法は店の組織によつて様々であつた。自己の計算と危険で營業してゐるものは上海或は紐育から注文を受けて約定品を作る以外は奥地の手の空いた時を見計つて見込品を作り、上海或は油頭の外商に賣込むのである。普通に彼等は上海或は紐育に數軒乃至十數軒の得意先を有つてゐたが専屬でない關係から常に注文を漁る必要があつた。

生地は註文主持の事もあり、然らざる場合もあつて一定してゐない。註文主持のときは營業方法は相當危険を伴ふ關係上二割五分以上の利益を目標として居た。紐育加工リネン商の代理店は加工の請負を爲すもので口銭は製品船積毎に價格の五分―七分五厘の割で支給せられることになつてゐた。

加工賃は勿論、荷造り、運搬費、保険料等は總て本店持ちであつた。代理店は仕事の量で一店専屬のこともあり、數軒を受け持つ場合もあり、又自己の勘定で輸出する者もあつた。

八 皇軍占領後の油頭刺繡業

(一) 影 響

二八

昭和十四年六月皇軍は汕頭に上陸し戰禍が潮州地方に及んだ結果奥地に配布されて居た原布の中には困亂に紛れて紛失或は持逃げを喰つたものもあり、其の損害は相當多額に上つたのであるが、一方皇軍の汕頭占領によつて刺繡業者は女工の離散を免れ業務を繼續することを得た。

各業者の工場に働く仕上女工は大部分が年若く之に目を着けた支那軍は各工場に武装の見張を附け盛んに徴發して慰安隊に送り行方不明者を夥しく生じた。その爲米人業者は女工を離脱して保護したが、それでも二十分の一以下に著減した所が相當にあつた。

右のやうな事情であつたから皇軍の占領が今一箇月も遅れてゐたら女工の全部は支那軍に徴發せられ、この補充がつくまでには二、三箇年間業務を停止するの外はなかつたものと考へられる。

(二) 斯業に對する皇軍の保護

ドロントワーク業は潮汕地方に於ける重要産業で、該地方民衆の之に依存するものが多いため軍は左の如き特別の保護を加へた。

1 原料、製品の搬出入に關し特殊扱ひの容認

汕頭と奥地との間の物資の搬出入には一回毎に警備隊長の證明を要するであつたが、ドロントワークは包括的

許可證で通行搬出を認めてゐた。

2 製品の輸出

當時汕頭港は閉鎖し宣撫品のみを指定した配給組合員をして輸移出入させてゐたが、ドロントワークは大衆の生活問題に關するとし便宜上宣撫品同様に積出しを許可してゐたのである。

3 原料補給の斡旋

原料は一部を日本及び上海から、大部分を香港より補給すべき必要があつた爲、之に對して軍として種々と斡旋の勞をとつたこと、殊に香港よりは直接輸入出来ないので一旦厦門に積替へ輸入をさせ、その場合の免稅船腹獲得について種々の支援を與へたのである。

(三) 我業者の進出

1 原料の輸入

該地で使用せらるゝ生地の大部分は英國製モリアリネンで、之は相當高級であるばかりでなく原料關係から日本品では代り得ないがクラッシ、ホワイト、ピツソー等は進出の餘地が充分である。

綿糸布はドロントワーク業としてはリネンに比べると重要性が少いが日本が當然に主たる供給地となるべきであり、東綿、鐘紡の手で着々入荷を見てゐたのであるが、決済は上海で米貨で行はれてゐたのである。

二九

2 加工品の輸出

従来邦商は加工品の輸出に喰込まうとして随分努力したのであるが次のやうな事情の爲に思ふに委せなかつた。

- (1) 排日盛んな土地であり、それに支那官憲の壓迫もあつて多數の支那人を使用して仕事を進めることは困難であつたこと。
- (2) 特殊商品であつてしかも輸出者とアメリカの輸入者とは密接に結ばれ、日本人の進出の餘地のなかつたこと。
- (3) 獨立營業を企圖しても原料の手當から製品の輸出までには平均六箇月を要し金融的に特別の保護を受けるのでないと經營困難であること。
- (4) 將來の需要を見越しての加工は流行變化の危険が大きいこと。
- (5) 見込品を作り外國へ賣付けることは其の販賣價格を外人の輸出高に左右せらるゝ惧のあること。
- (6) 直接輸出する爲には消費地主として米國の經濟狀況、流行の動向等に關して相當なる智識價格を要すること。

(四) 英米資金凍結令實施とドロソワーク業

1 概況

汕頭のドロソワークは其取引機構と商品の性質上仕向先はアメリカのみで他に轉換することが頗る困難である關係上、資金凍結實施による反響は甚だ大きく、ドロソワーク商は勿論、直接、間接に之に依存してゐる市民も之が成行を懸念し異常な不安の念を與へた。従つて昭和十六年八月二十九日輸出禁止措置に依る打撃たるや實に甚大であつて、香上銀行は預金引出を制限し、金融難となり、一時材料綿布の暴落を演ずるなど大動搖を示したが、九月十三日附で禁止解除となり、それに香上銀行の預金引出し緩和で漸く多少の鎮靜を取戻したのである。

2 華人従業者に及ぼしたる影響

ドロソワーク業者は積止めの命令を受けると共に一時營業を停止したにも拘らず彼等は從來から莫大なる利益を収めて居たので、特に急に甚大なる痛苦を示すことはなかつた。之に反して支那人従業員特に刺繡女工に至つては失職と同時に明日の生活に窮する狀況に立ち至り、殊に潮州方面の打撃は深刻で入賃者の増加、自殺者の増加、乞食の増加等々社會悲劇繰出するに至つた。

廣東金融事情概況 (昭和十八年第三、四半期)

一 一般概況

四月以來廣東に於ける物價の騰勢は上海に於ける綿絲布強制買上により、一時投機筋の買出動手控へられた爲頭打ちの状態を示したが、七月に入つてから船腹獲得難は愈々深刻となり、輸移出品の滞貨が累増し、これと反對に輸移入品の在庫は減少の一途を辿り、加ふるに七月下旬の伊太利政變に引續くシチリヤ島の撤收、並びに東部戦線に於ける赤軍攻勢等歐洲政局の進展に伴ひ、歐洲戦局に關聯せる敵側の宣傳に一部の華人筋はすつかり乗ぜられて周邊地區の舊法幣は二割乃至三割方の値上を見たり、輿地物資は之に伴つて急騰(舊法幣物價は變動が無かつたが備備券建に換算して騰貴して居る)を示し、延いて一般物價の暴騰を招來し頗る不健全なる景況を呈した。殊に米、香港幣等の如き敵性通貨に至る迄暴騰したことは洵に不健全なる現象と謂ふべきである。

九月中旬に至り金塊首め、綿絲布、小麦粉、砂糖、落花生等の如き投機の對象物は全く常識を以てしては想像し得ない程の暴騰を示し、民生安定上洵に憂慮すべき状況であつた。また大商社は滞貨を抱へながら尙對共榮國輸出物資の手當を要する事情よりして、資金の需要が増大し、銀行は預金の増勢が緩慢になり、資金の取寄せは種々な事情に制約されて居た爲、金融界は最近稀に見る繁忙さを呈するに至つた。之が對策に就ては各方面に於て着々

と講ぜられ、金融機關もまた當局の意を體して新規資金の放出を出来るだけ手控へて通貨側より之に協力したのである。

然るに九月に入り、偶々華人筋に全面和平説が擡頭し、一方廣東省銀行より商品擔保貸出抑制の發表があり、また二期米の豐作を傳へられて出廻りが順調となつて米價は低落し、之がため一般物價もまた下旬に入つてから落調に轉じた。

因に七月下旬伊太利政變前後と八月末日に於ける金塊、米、舊法幣に舊法幣相場場の動向、及びバドリオ政權降服直後の金塊並に主要商品の最高價格を示せば次の如くである。

七月下旬並に八月末日に於ける金塊、米、舊法幣相場場の變動調

種別	七月下旬	八月末日
金塊 (一兩、軍票建)	六八八圓	一、二八〇圓
米 弗 (五〇弗及百弗券)	七三〇圓	八二〇圓
米 弗 (一〇〇弗對軍票)	七〇〇圓	八一〇圓
舊法幣 (備備券百元對舊法幣)	買 賣 1100-1110元	1500-1600元

パトリオ政權降服直後の金地及び主要商品の最高價格（軍票建）

三四

種別	最高價格	種別	最高價格
金塊（一兩）	二、六〇〇円	綿糸（二〇番手、一俵）	一九、〇〇〇円
小麥粉（一袋）	二〇五	砂糖（蜜糖、百斤）	六七〇
落花生油（食用百斤）	一、二〇〇	布（一反）	五〇八
中等米（百斤）	二二〇	金巾（一反）	五九五

二 特記事項

(一) 廣東對昭南特殊交易協定

廣東對昭南特殊交易細目協定締結に伴ひ、七月十五日廣東側取扱商社として三井、三菱、三興、加藤商會、岩井及び出光の六社が指名された。而して差當り廣東仕出品目は紙類、纖維類、關草製品、雜品とし、昭南仕出品目は鎂油、油脂及び雜品となつて居る。

(二) 戰時物資移動取締暫行章程公布

廣東省政府は戰時物資移動取締のため、七月十三日「戰時物資移動取締暫行章程」を公布し、即日實施した。本

章程に依れば省内一切の物資移動管理は、原則として省政府經濟局之を掌り、廣州市と和平地區間の物資搬出入には省經濟局又は縣市經濟分局の許可を要するのであるが、武器彈藥等軍需物資の搬出入は豫め最高軍事機關、食鹽、穀米、阿片等は鹽務管理局、糧食局及び禁煙局の許可を要し、尙和平地區と敵地區との物資交流は原則として禁止されるが、敵地區より桐油、鉛、樹脂、米、麥、木材、食用油、石炭、肉類等の流入は特に許可されることになつて居る。

(三) 廣東、廣州灣交易申合せ實施

廣東と廣州灣との交易申合せは九月中旬より左記の通り實施された。

1 交易品目

(1) 廣東側仕出

小麥粉、綿製品、縮毛布、オイルクロス、土産紙ライスペーパー、印刷用インク、ペイント、雜食料品等

(2) 廣州灣側仕出

アンペラ、落花生油、雜豆、中古麻袋、葉煙草等

2 交易金・額

双方共月備備券四百五十萬元程度

三五

三 商 品 市 況

(一) 生 糸

七月中に第四造約六百俵出廻り、相場は稍下押しであつたが、月末には五千八百圓を唱へて底意は依然として堅く、八月中に第五造糸三千俵出廻つたが、燃料を首め、原價高のため糸價は七月に比し一千二百圓高の七千四百圓を唱へたので、移出筋は高價買手控へのため商内は閑散であつた。九月に入り第六造糸五百俵見當の生産があつたが、移出筋の積極的買進みが無かつたため廣東市への出廻りは少く、僅か百二十擔で相場は軍票八千圓内外を唱へた。

(二) 雜 穀

1 小 麥 粉

七月中に小麥粉一萬袋の配給があり、配給値は先月に比し五割引上の三百十三元六十仙で、品薄ではあつたが當局の取締強化の噂に一時商内見送りの状態で、開値六百十元見當に落着いた。八月中に於ては製造業者に對し三百十三元六十仙で一萬俵の配給があつたが、市中は品薄で、その上仲秋節に於ける需要期を控へて先月に比し二割高の八百四十元を唱へた。九月中には九千二百五十袋の配給があり、配給値三百四十元對し市中の開値は最高一千一百元を上廻つたが、月末には九百二十元見當に低落した。

2 落花生實及油

七月中には落花生實の配給は無く、落花生油は特殊筋より二千罐の配給があつた。八月には華人側の家庭用として落花生油一斤軍票六圓にて一萬罐(三〇斤入)の配給があり、市中の開値は十圓以上を唱へた。九月中には落花生油一萬一千八百罐(三〇斤入)の配給があり、配給値一斤に付四十六元二十仙に對し市中に於ける開値は最高九十四元を唱へた。

3 雜 豆 類

本期中には雜豆類の配給は無く、本月初に於て已に近郊産の收買も一段落を告げ荷動きは困難であつた。八月に入り市中品薄の上に換物筋の買漁りがあつたので、綠豆を首め夫々先月に比し三、四割暴騰したが、九月には土産物が豊作で、大豆の如きは配給値の千五百圓を割るものもあり、最近に於ける珍らしき現象であつた。

(三) 綿 糸 布

本期中に於ける綿糸布の配給量及びその配給値並に市市開値は次の如くである。

綿糸布配給狀況表

配 種	別 種	七 月	八 月	九 月
配 種	別 種	四〇〇担	一〇〇担	一〇〇担

量給		配給		価格	
綿	布	綿	糸	同	金
二〇〇	三〇〇	糸二〇番手	一九五〇〇元	同	同
一〇〇	三〇〇	糸二〇番手	七〇二〇〇〇	同	同
		糸三番手	一〇、二六〇〇〇	同	同
		布	三八、二四五〇〇	同	同
		布	一、三二四・五〇	同	同
		布	一、三五四・三〇	同	同
		布	二四八・四〇	同	同
		布	三〇〇・六〇	同	同
		布	八七〇	同	同
		布	六九〇	同	同
		糸二〇番手	一、一五〇〇〇	同	同
		糸三番手	一三、〇〇〇	同	同
		布	二、八〇〇	同	同
		布	三、二〇〇	同	同
		布	四八〇	同	同

前表を観るに七月中に於ける綿糸布の配給値は先月に比し何れも五割方の引上げであつたが、闇値は二倍乃至三倍を唱へ、八月に入り闇値は天井知らずの奔騰を続け、九月に於て一時綿糸二〇番手は十萬元を突破し、細布は二千八百元、晒金巾は三千二百元を夫々示現した。

(四) 砂 糖
七月には濃糖の在庫は殆ど無く、配給は省營糖を以てしたが、需要を充すに足らず、闇値は二千二百元以上に上

昇した。八月中に於ける配給量も僅少であり、その上に仲秋節の需要を控へて月末には四百七十圓を唱へ、先月に比し三割五分方の暴騰を示した。九月に於ては省營糖は端境期にて出廻りは無く、濃糖と比島糖三千七百四十擔(中七百四十擔は邦人營業用及び家庭用配給品)の配給があつたが、市中に於ける一般物價の暴騰に伴ひ、中旬頃三千七百元を唱へ、實に配給値七百八十元の五倍方の最高配給を示した。

(五) 水産物
本期に於ては日本物は昆布、貝柱等少量の外に入荷無く、一般に在庫薄にて相場強調であつた。

沿岸物は七月中に入荷少く、その上農村の需要旺盛のため鹽干魚共暴騰し、八月中に厦門より太刀魚其の他鹽魚類相當入荷あり、九月に入り沿岸物は漁獲期にて鹽太刀魚其の他鹽魚類五十萬斤の入荷があつた。然しながら賣値は一般物價高に追従して相場は強調し、荷動きも亦活況を呈したが、先行配給は弱い。

(六) 煙 草
邦人家庭用煙草の配給は七月より男子二十歳以上一人に付月五百本、七十元にて配給することに改められた。

一般市場に於ては八月中に東亞系二千箱の配給があり、入荷は依然不圓滑で其の上奥地の需要は依然旺盛であり、周邊地區への搬出は依然活潑で價格は天井知らずの暴騰を続け、ジャニーの如きは配給値の二倍以上の三千五百圓を唱へ、賣行頗る良好で、業者は何れも至極恵まれた状態であつた。

南方軍政概況附佛印行政の進展

本文は我が南方占領地域に軍政を施行して以來一年有餘に亘る軍政並に建設状況に就き新聞紙其の他一般出版物より軍政に支障なきものと思料せらるゝ程度に於て輯録したものである。

第一節 マライ

一 軍政概況

(一) マライ軍政の性格

マライは政治、經濟交通の諸點から見ても其の地理的特色は我が南方經營の中核體をなして居ると共に、軍事的立場から言つても極めて重要性の有る土地である。

昭和十六年十二月中旬北部ケダの攻略後直ちにアロースター州に軍政支部が開設されたのを始めに、翌年二月十五日英國東亞侵略の最大據點たるシンガポールが陥落して昭南に軍政が布かれた時、既に全マライ半島の軍政

は各州知事の任命を見、軍政は本格的な活動を開始したのである。

スマトラに於ては昭和十七年二月十五日の神兵降下以後全島戡定終了と共に、三月二十日マライ軍政府の傘下に軍政が施行せられ、マライ、スマトラを打つて一丸とする大機構に發展した。而してスマトラに於ける軍政の様式は大體マライ軍政を準用し、マライと表裏一體の下に軍政が施行されることとなつたが、現地の事情はスマトラの性格とマライのそれは各々異なり、其の特異性に應じて諸般の政治様式が運用される様になつた。斯くして其の後に於ける戦局の推移と防衛及び開發上の見地から昭和十八年四月マライから分離するに至り、スマトラ軍政監督が新設され、マライ軍政監督はマライ地區に限定されるに至つた。

而してマライ軍政は概ね戦前に於ける英領時代に準じて一市十州に分けられてゐたが、昨年十月十一日ケダ、ケランタン、ドレンガヌ、ベルリス四州（行政區分上は三州）が正式に泰國に編入された結果、現在では一市七州となり、各市州に夫々軍政監督支部を置いて各地區の特性に應じた軍政を實施して居る。

(二) 財政

財政關係に就て見れば、マライ軍政が現地自治を根本方針としてゐることは謂ふまでも無く、昭和十七年度の豫算は戦後の應急的措置に専ら力を注ぎ、復舊に重點を置いてゐたので、収入が戦争によつて著しく制限されたにも拘らず、大體に於ては軍政監督の施策を賄ふのに十分であつた。昭和十八年度の豫算に於ては、復舊した諸施

設の運用によつて戦争の完遂に必要な重要資源の増産及び之に伴ふ鐵道、船舶、港灣設備並に擴充強化に重點が置かれて居る。歳入部面に於ては大體戦前の税制を踏襲してゐるが、たゞ戦前の悪税は漸次廢除せられ、諸種事業の復舊と進展により収入も増加し、豫算の上ではある程度の餘裕を生じ財政は愈々確立されるに至つた。

(三) 治安

マライに於ける人口の構成を見るに支那人四二・八％、マライ人四一・五％、印度人一三・六％、残りは其の他で、支那人の数は最高位を占め、就中昭南市人口の八割迄が華僑である。戦後に於ては若干變つてゐるが百分率に於ては大した變化は無い。華僑はマライ攻略當時其の態度に遺憾の點無しとは斷言出来ないが、漸次心より悦服し來る者多く、現在では自ら進んで軍政に協力するの風潮となり、各分野に互つて彼等の持つて居る經濟力を極度に發揮しつゝある。たゞ僅かに極く少數の共產黨員や、敗殘兵等が各地の檢舉を藉つて英軍の遺棄した武器を携帶して時々民家の掠奪その他の治安擾亂事件を起すに過ぎない。

原住民は軍政を心から歓迎して居る。原住民は元來柔順なので特に其の感が深い。印度人に就ても同様のことが言へる。要するに現狀に於てマライの民族對策は其の特異性に應じ、相當の効果を擧げて居るので、匪賊の數も次第と少くなり、殆ど問題とするに足らぬ程度まで治安は良好となつて來てゐる。

二 建設概況

(一) 産業

1 食糧問題

南方の軍政は軍の自治、治安の安定、國防資源の獲得を三大眼目とする根本方針により、先づ着手されたのは食糧の自給自足であつた。然しながら戦前に於けるマライの産業は、ゴム及び錫産業で、世界産額の大半を占めて暗形的な經濟を形成し、食糧品は僅かに三割程度に過ぎなかつた。食糧の自給自足は、國土の防衛と民族の生活上絕對必要であり、食糧増産運動は全土に互つて行はれ、三箇年計畫で現在進行中であるが、九年後には食糧の自給自足が出來るといふ飛躍的段階に進進して居る。現下の不足は共にタイ、ビルマより輸入して居るのであるから原住民の食糧不安は無く、其の他クビオカ、玉蜀黍等の代用食作物の栽培も豫想以上に進捗して居る。

2 工業

現地自活の基礎たるべき工業の確立は經濟再建の中核をなすものであり、原住民の生活確保のための生活必需物資と、戦力物資の可及的自給といふ二點から觀て、軍當局は治安の確立と共に工業方面にも積極的な振興を圖るべく絶大なる努力を拂つて來た。工場の建設に就ては去る八月公布された「重要物資等統制令」に基く「生産用物資統制規則」更にまた九月公布の「物價統制令」の實施と相俟つて、設備資材の有効適切且重點的

活用が行はれることになつた。

四四

即ち重工業としてはマライの豊富良質なる鐵礦石を原料として、木炭を燃料とする木炭銹鐵製造工場が半島各地數箇所へ急劇建設中であり、昨年末より本年早々にかけ逐次竣工の豫定で、三月頃には一齊稼働が見込まれてゐる。これと同時に電氣爐製鋼による普通鋼並に特殊鋼の製造も昨年末までには活動を開始すべく、更に本年からは本格的な平爐製鋼工場も建設される豫定で、製鋼體制は一應これにより整備されるわけである。これと別に伸鐵工場が昨年末に竣工し、各種用鋼より鋼材、釘、針金、シヨベル、スコップ、工具、農具として再生される運びになつてゐる。次に化學工業では大規模なるセメント製造工場の建設が開始され、昨年末には一部活動を始める見込みであつた。最新式カーバイト工場の開設も着々進行中で今年中旬頃には製品を出す段取りとなつてをり、これが製品はマライの需要を賄ふのみならず南方全地域にも充分供給を行ひ得る大規模なものである。本格的コークスの製造も擔當業者を決定し愈々本年初めより工業建設に着手される。更に大規模な自動車用タイヤ、チューブ製造工場、電球製造工場も近い中に操業を開始すべく、製紙、蓄電池、耐火煉瓦等は本年半ばには一齊に製品を供給し、その他新式機械、製瓶、塗料原料製造、陶磁器工業、光學製品等の製造により、現地自給態勢は急激な躍進を遂げることとなつてゐる。かゝる工業化の進捗に即して機械工場の擴張も實施され機械類の現地修理、一部現地製作もこれにより全きを得るものと期待される。

(二)

金融

1 金融機構

マレイ攻略後最も早く機構を整へたのは金融機關であつた。従來一般産業の進出に追隨して金融機關の整備を見るやうであるが、マライに於ては軍と共に金融人が進出し、金融工作が先づ行はれ、金融機關の整備を俟つて一般産業の進出となつた。これはマライ建設に於ける一つの特徴をなして居り、金融機關の整備によつて齎された人心の安定は經濟の復舊を著しく圓滑ならしめ、爾後の建設を容易ならしめる素因となつた。

即ち正金銀行、臺灣銀行は昭和十七年三月二十日昭南支店を再開、支那系銀行は邦人側銀行より融資を受けて四月二十八日に五行が開業し、インド銀行、印僑銀行、東方マライ銀行等印度系の銀行も同年九月に開業を許可され、何れも順調な營業状態を示して居る。更に同年七月一日には南方開發金庫マライ支金庫の開設があり、庶民機關たる質屋、並に庶民金庫の開設或は舊郵便貯金拂戻の許可等各般に互つて金融面の體制は着々と整備されたのである。因に昭和十八年八月末日現在に於ける預金高は支那系銀行七千二百二十八萬ドル、インド系銀行一千二百九十四萬ドル、邦人側の銀行は七千九百十萬ドルに達し、他に郵便貯金も百萬弗を突破し、その増勢は愈々促進されつゝある。一方貸付に於ては同八月末現在二億三千七百二十九萬ドルで、前年同期に比し著しく増加し開發企業の躍進を如實に示して居る。

四五

尙餘剩資産回収の一策たる富籤債券の發行も好調であつて、プレミアム附で轉賣されて居る有様である。昭和十八年度三百萬ドルの發行は過去の實績から推して悠々たるものがあり、本年度に於ては五百萬ドル迄の發行が充分可能とされるに至つた。

此等多數の銀行の進出再開に伴ひ、銀行相互間の連繫を密接にし、総合的運営を圖る爲、昨年一月日本側及び現地側銀行を打つて一丸とするマライ、スマトラ銀行協會の設立を見たが、更に昨年九月には内地向け送金の擴大並に従來の支那向け送金の他、新に滿洲國、關東州向け送金を許可することとなり、又旅行者の爲マライドルとバーツの兩替制度が九月二十四日より實施された。

2 通貨

通貨工作の成功が、マライ經濟建設の大なる素因となつてゐる。マライ軍票は南タイ及びマライ東岸上陸部隊に逐次放出されたが、軍の企圖せる間、海峽ドルのバー方針は廣く遵守せられ、軍票は在來通貨よりも好感を持つて流通されてゐる。之は勿論占領地域に深刻なる通貨闘争が無かつたことが主なる原因であるが、更にドルの現地通貨表示を用ひたこと、軍の布告宣傳等による各地人心の完全なる掌握、或は商品流通の円滑化等も其の原因として挙げられる。かくて通貨面から見てマライには未だ悪性インフレの様相は全然認められず即ち通貨量は戦前と比較して殆ど變らないのであるが、たゞ物資面から見ると物資不足に基く物貨高が多

少現はれ、通貨と物資の平衡が稍々不調であるに過ぎない。従つて今後物資の補給を如何に円滑ならしめるか、餘剩購買力を如何にして抑制するかといふことが緊急解決を要請されるのである。

尙マライ、スマトラ間の物資交流の円滑を圖り、且非眉間の不當な交換相場の發生を阻止するために昭和十七年十一月一日より通貨交換規程が實施され、通貨交換所本部は南方開發金庫が擔當し、更に昭南では正金、華南、臺銀の三邦人銀行を交換所支部として交換事務を取扱ひ、其の他の地方では横濱正金銀行が委託されてゐる。

(三) 交通・通信

1 交通

交通機關は陸上關係では早くより破壊橋梁や鐵道も復舊し、海上輸送關係に於ては沿岸航路の回復は勿論、小型民船の積極的建造を行つて近接南方諸地域間との円滑なる物資の交流を圖り、沿岸航路は頻繁である。

即ちマライ西部縱貫鐵道は占領後日ならずして全通を見、昭和十七年五月一日より一般旅客列車が開通し、更に七月一日からは昭南と泰の首都バンコックを結ぶ直通列車の運轉が開始された。一方東部線も同じく七月一日より一般旅客列車が運轉されたのである。

海運に就ては昭和十七年十月一日軍政監部の外局として海事局が昭南、ベナン、メダンの三個所に開設、昭南

港の倉庫、荷役、淡水補給、其の他港灣作業を擔當する昭南港灣會社も設立され、一昨年五月一日より機航船の自由航路が許可されたので民船の往來と共に、昭南港を中心とする海上輸送は日一日と活潑化してゐる。

2 通 信

通信機關の復舊は極めて迅速に行はれ、電信、電話は各主要都市に逐次整備され、電報の如きは一昨年七月十五日より東京との連絡が開始され、同時に郵便も内地及び各占領地間其の他中國、滿洲などの共榮圈内との取扱も全般的に再開されるに至り、郵便業務は占領後僅か半歳にして戦前の状態に復歸したのである。

(四) 教 育

戦前マライに於ける小學校數は公立、私立を合せて三千五百六十校、生徒數は約三十五萬九千人で、マライの實情から見れば濫設された觀がある。現在軍政監部では原住民の教育程度及びマライの建設といふ見地から初等教育と技術者の養成とを重點とする教育方針を採り、従前の小學校の整理統合を行つて居るが、戦争二年にして既に開校されてゐるものは一千六百四十八校、生徒數十六萬一千五百人である。尙昭南特別市には日本人子弟の國民學校も開設されて居る。又専門學校としては昭南醫科大學が昨年四月から開校、現地人醫師の養成を目的として現在百餘名の學生が日本醫學を學んで居る。此の外現地人青年官吏の教育機關として興亞訓練所があり、日本的教育と訓練を受けつゝある。

現地人の普通教育と並行して大東亞語たる日本語の普及も各地とも盛で、原住民の日本語習得熱は極めて旺盛である。昭南並に各都市に於ては殊に著しく、日常生活に大した不便を感じない程である。軍政監部では同部内に勤務する現地人の日本語習得熱に應へて、官吏で日本語の堪能なものに對しては特別に日本語手当を支給する外一般地方人に對しては日本語檢定章の制度を設けて檢定を通つたものに對しては官吏に採用するとか、又は日本商社に於て採用するとか現地人登用の道を開き、又中堅教育者養成を目的として上級師範學校を開設し、各州市推薦の優秀者を再教育してゐる。

三 原住民の政治參與許與

ジャワの原住民に對する政治參與許與發表並に實施に續いて、マライに於ても帝國第八十二議會に於ける東條總理大臣の「大東亞宣言」に基く「原住民政治參與に關する措置」に就き、軍政監部に於て策定中のところ、愈々その實施要綱が決定されたので、昭和十八年十月二日午後當局談と共に左の如く發表された。

(一) 諮問機關の設置

- 1 諮問機關は州市に之を設定する
- 2 諮問機關の名稱は「〇〇州參事會」諮問機關組織委員の名稱は「委員」とする
- 3 委員は州市長官之を銓衡し軍政監の認可を受けて之を任命する

- 4 委員の数は州市長官之を定む
- 5 委員は名譽職とす
- 6 参事會議長には州市長官を副議長には土侯を以て之に充つ
- 7 前項の規定に依り議長たる州市長官を除くの外日本人たる委員は之を認めず
- 8 参事會に於て議すべき一切の事項に互る事項は特に制限せず民意上達に資す
- 9 参事會は必要の都度州市長之を召集す

(二) 原住民官吏の登用

- 1 原住民は極力之を官吏に任用す
- 2 原住民官吏にして優秀なる者は極力之を登用す

右要綱はマライ五百萬住民の情上通、民意上達を圖り、併せて直接政務擔當の機会を與へるもので、先づ諮問機關を設置し、次いで原住民官吏の登用を規定したものであるが、之が細目規定はマライの州市に於て現段階の民度その他の實狀に鑑み夫々州市に一任してゐる。而して諮問機關たる州参事會は州市に設置し、参事會は州市長官が銓衡し、軍政監の認可を受けたる委員に依り組織され、その定数は州市長官が定め、名譽職とするが、参事會議長は州市長官、同副議長は土侯を以て充て、日本人は議長たる長官以外認めない事としてゐる。参事會は必要ある

毎に召集し之が附議事項は年限を設けず、民意の上通に資する一切の事項としてゐる。又原住民官吏の登用に途を開き、極力之を任用する事とし、官吏にして優秀なるものは極力登用する事としてゐる。本要項に基く具體的措施は各州の手に依り近く決定する運びとなつてゐるが、之に依りマライ史上劃期的な原住民政治參與は愈々具現される事になつたわけである。

四 北部マライ四州の泰國編入

北部マライのトレンガヌ、ケランタン、ケダ、ペルリス四州は總面積一萬八千方哩、總人口一百三萬餘、即ちトレンガヌ州面積五千三十五平方哩、人口十七萬九千七百八十九人、ケランタン州面積五千七百九十九平方哩、人口三十六萬二千五百七十七人、ケダ州面積三千六百四十五平方哩、人口四十二萬九千六百九十一人、ペルリス州面積三百十平方哩、人口四萬九千二百九十六人で、嘗つてタイ國の屬領であつたが、明治四十二年英の暴壓に依りタイ國はこの四州の宗主權を放棄せしめらるゝに至つたものである。而して大東亞戰爭に依つて舊英領マライは我が占領するところとなり、此の地に軍政を施行されることとなつたが、帝國は第八十二議會の傍頭に於て爲された首相の共榮圈全般に對する帝國の根本施策に就いての「東條聲明」の中泰國に關し

- 一 泰國の主權及び威嚴の尊重は帝國不動の方針であり、今後もその方針は堅持される。
- 二 日泰の協力關係は遂次新しき用意の下に明らかにされて行くであらう。

との旨が闡明され、これが早くも具體性を帯びて實行の段階に突き進められるに至つた。期して昭和十八年七月四日東條首相の訪泰を機會に盤谷に於て東條、ビョン兩内閣總理大臣の會談が行はれ、之に依つて前記四州及びビョン聯藩中ケントン、モンバン二州を泰國の領土とすべきことにつき完全なる意見の一致を見るに至つたので七月五日之に關する日泰共同聲明が發表されるに至つた。爾來、日・泰兩國政府間に於て北部マライ四州及びビョン地方に於ける泰國の領土に關する日・泰條約締結方につき交渉中であつたが、八月二十日盤谷に於て特命全權大使坪上貞二と泰國總理大臣兼外務大臣ビー・ビョン・ソングラムとの間に右條約の署名調印が行はれるに至つた。その全文は左の如くである。

マライ及びビョン地方に於けるタイ國の領土に關する日本國・タイ國間條約

大日本帝國政府及びタイ王國政府は

兩國緊密に協力して米英兩國に對する共同の戰爭を完遂し、道義に基づく大東亞を建設する不動の決意を以て左の通り協定せり

第一條 日本國は泰國がケランタン、トレンガヌ、ケダー、ペルリス各州及び附屬島嶼をその領土として編入することを承認す

第二條 日本國はタイ國がビョン北方に於てケントン及びモンバン兩州をその領土として編入することを承認す

第三條 日本國は本條約實施の日より六十日以内に前二條の規定する地域に於て現にその行ふ行政を終止すべし

第四條 第一條及び第二條の規定する地域の境界は本條約調印の日に於ける州境に據る

第五條 本條約の實施のため必要な細目は兩國當該官憲間に協議決定せらるべし

第六條 本條約は署名の日より實施せらるべし

右條約調印以來、兩國當該關係官に於て夫々細目に就いて協議を行ひ、逐次國境劃定、敵産移管等を首め各般業務の引繼を實施中であつたが、去る十月十八日無事之を完了したので、同日二十四時（日本時刻）を期し、全地域に對する日本側の行政を全く終止することとなつた。従つて北部マライのトレンガヌ、ケランタン、ケダー、ペルリス四州の行政は十九日より泰國側の實施するところとなり、泰國の基礎は益々堅きを加へ、日泰關係は飛躍的に緊密化したものである。

四 昭南の文化建設

(一) 厚生

南進の基地昭南の建設は日に日に力強く進捗して、戦火に依る破壊も今は全くその影を消したが、そうなるまでには昭南軍政監部や昭南特別市では早くより之等難民を救済すべく百方手段をつくした結果、最近當局の難民救済事業は顯著な成果をあげ、民心の把握、治安の確保の上に多大の好影響をもたらして居る。又昭南華僑協會で

は當局の施策に協力して救済事業に積極的に乗り出し、難民收容所の開設を首め、救済資金の募集、就職斡旋、施米等の各種の事業を行つて居り、是亦現地民の動向をして好結果をもたらしつつある。次に昭南に於ける難民救済事業と厚生施設の全貌を述べて見ることにする。

1 就職斡旋

昭和十七年昭南特別市が華僑協會の協力を得て失業者登録を開始し、これによつて登録された失業者約一萬名の就職斡旋に努力した結果、昭和十七年末にはその約九割が就職することを得た。右は戦争によつて最も打撃を受けた知識階級失業者に限られて居るが、彼等の大部分は今や市當局の週い親心によつてそれ／＼適職に就くことを得て、安心して更生の生活を送つて居る。労働者の場合はマライ、スマトラ労働管理協會で登録し、労働員の見地から各種の仕事を担当してゐるが、何れも戦前以上の賃金を支拂はれて心からわが建設事業に協力して居る。

2 其他諸施設

(1) 保良局孤兒院

華僑の巨頭陳嘉庚の出資によつて一九一三年に設立されたものであり、現在はその經營者なきため昭南特別市の手によつて經營されてゐるが、その經費二萬一千四百六十八圓は毎年特別市の特別會計より支出し、現

在では昭南孤兒院と更名して收容能力五百名である。現在收容されてゐる人員は百九十名である。

2 救世園

一九〇〇年救世軍本部によつて設立されたものであつて、婦人授産ホーム、幼兒ホーム、囚人保護事業ホームの三ホームに分れてゐる。現在ではこれも市の經營下にあるが、特に囚人保護事業ホームに力を注ぎ、世人の白眼視する刑餘者達の厚生を主體として昭南の救世軍が新しく改稱した昭南救世園が市の特別な指示の下に活躍してゐる。現在收容人員は百二十七名である。

3 孤兒院

シンガポール時代には三つのローマンキャソリック系の孤兒院があつた。昭南特別市では昭和十七年十月頃より此の孤兒院に對して一萬二千九百餘圓の經費をかけて經營し、現在約六百餘名の孤兒を收容して教育事業と孤兒養育との二方面から東亞思想を叩き込んでゐる。

4 養老院

陳嘉庚の出資によつて一九三五年に設立されたものであり、こゝは孤老の收容に主眼を注ぎ、人種、宗教を問はず收容する點に特色がある。昭南特別市では經費四千四百萬圓を支出してこれが維持經營に充てゐる。戦前、孤兒院の数は相當あつたが、養老院はこゝ唯一つである。現在收容人員三百十八名である。以上

が現在昭南に於ける公共機關々係としての厚生施設の大體であるが、この他に保健の項で述べるやうに戦前慈善團體その他の經營をして居る。

3 華僑の活躍

華僑の救済事業への活躍は昭和十八年二月十四日昭南市西北郊外の古刹雙林寺境内に千人收容し得る難民救済所を開設したのを始めとして、該地に居住する難民に對し施策を行ひ、且つ難民救済基金募集演藝大會を開催する等、各種の方面よりこの救済事業に協力してゐる。特に昨年二月十五日のシンガポール陥落一周年記念日には、華僑協會々長林慶氏夫人を先頭に、華僑有力者の夫人連が多數街頭に進出して難民救済基金募集の花賣りを行つたことなどは華僑指導者階級の新しい動向を示すものとして注目された。記念日以来現在まで続けられて来た難民への施事は、これまでは單に昭南島の内部にのみ止まつてゐたが、今後は更にその範圍を擴大してマライ各地の華僑協會支部を動員してマライ半島全部にまで及ぼすことゝなつた。

又これと併行してゐる「保老局」「安老院」等諸般の社會施設をも大々的に擴大し、その他各種の慈善事業をも更に一段と積極的に推し進めることゝなつた。

見もすれば消極的な物質的協力のみに逃避しようとする傾向があつた昭南華僑が、社會事業の面に於て積極的に協力の熱意を示して来たことは、南方華僑一般の新しい動向を示唆するものであり、マライ軍政の一大收穫

として指摘することが出来る。

昭南特別市華僑協會の他に社會事業的に活躍してゐる團體は南洋聖教總會、傳教居士林、回教救済部、ヒンツ
ー寺院、紅卍會、助交獨立聯盟、ラマイリンヤン教會、新教教會聯盟、歐亞人厚生協會等の外に六箇所の教會
が救済事業をしてゐる。これ等諸團體は主として施米を行つてゐる。

(二) 保 健

元來昭南島は健康地であつた。健康地であると言ふ理由に就いては既に紹介され盡して居るから茲に再び觸れないが、二十數年來コレラ、ベストの發生を見ないと言ふ事實や、他の傳染病の發生指數に於ても驚く程の低さを示してゐるが、それが一昨年末即ち大東亞戰爭勃發前後を境に悪疫の發生地たる印度、ビルマを首め、濠洲、加
奈陀或はアフリカ等から無制限に軍隊が遣り込み、加ふるに半島からは避難民が續々と押し寄せ、混亂と叫喚に
包まれて仕舞ひ、處女地は一瞬に瘴癘の地と化さんとした。この最悪な條件下に我建設が開始されたのである。
皇軍の昭南入城と共に先づ昭南特別市の手で島内の徹底的清掃が開始された。それと同時に市政廳は公私立の衛
生施設、病院の接收を行ひ、島内の六病院(ベツト數一萬一千七百、精神一千二百二十、傳染二萬三千)外
來醫院八箇所、他にピンタン、リンガ、カリモン等各島嶼の施設をその傘下に收め、更に巡回治療班を編成する
など、清掃工作と併行して醫療陣の萬全を期した。衛生工作の開始に當つて特に注目すべきは八十萬と稱せられ

る昭南市民のうち、七十萬にチブスの豫防注射を行つたことである。昔からその六割に注射すれば免疫は大體安全と言はれて居た。然しその九割に注射を敢行したことは世界にその例を見ない劃期的な事といふべく、その英斷あつてこそ健康都市昭南の誇を取戻し得たのである。チブスの豫防注射に次いで種痘も行はれた。その数は約五十二萬餘であつたが、内地と同様、出生兒、學童に對しては義務制を設けた事は注目してよい。人口八十萬の十七年度の昭南と一九三九年五十八萬時代のシンガポールに於ける主なる死亡數を比較すれば次の如くである。

種別	チブス	結核	脚氣	マラリヤ	コレラ	ペスト
昭南	七〇	一、二五五	一、九七四	一、〇〇二		
シンガポール	六一	一、五六五	六五八	、二九三		

右表にみる脚氣とマラリヤの死亡數増加は戰爭直後の食餌が思ふに任せぬためと、戦火のため市内外の清潔状態が著しく低下しマラリヤ蚊の發生を見るなどの不可避の條件があつたので、脚氣に對してはケグー州から大量の糠と玄米粉を移入配給を開始したが、昭和十七年五月七月頃の脚氣患者發生指數が最高調を示したのに對し餘々に低下し、十二月には著減してゐる。一方マラリヤに對しては積極的であつた舊英時代の施設を踏襲し、更にこれ

を擴充強化して醫療、清掃、防蚊等の工作を行ふ傍ら、マラリヤ撲滅科なる研究機關を新設、活潑なる活動を行つてゐる。大體マラリヤは五年目に一回の波があつて昭和十七年から十八年にかけて丁度その波の一番高い年度に當つてをり、十八年の乾季(四月から十月)は最も危険なときとされてゐた。即ち乾季には地下水の水準があがるため湧水が多くなり、その結果蚊の發生を促すので、これが對策に就いては關係方面に於て充分なる施策が練られてゐる。その結果、昭南の衛生はチブス豫防、清掃工作、マラリヤ對策の三つに重點が置かれ、チブスは殆ど完全にこれを抑へ、清掃に就いても既に戦前に數倍する清潔状態を確保、更にマラリヤに對しては萬全の備へが整へられてゐる。市當局は今後も引續きこの方針によつて衛生對策を推進すると聞くが、世界の健康地として昭南が登場する日も遠いことではあるまい。

(三) 體 育

舊英時代のスポーツは興味本位であつたと言ふことは否定出来ない事實である。本國からやつて來た英人が享樂の對象として、或は社交機關としてスポーツを扱つてゐた事が、現地人にも反映して「スポーツとは鍊成するもの」と言ふ觀念は彼等には全くなかつた。これを是正する事は當事者の間では勿論痛感されてゐたが、戰爭遂行の目前の仕事が山積してゐた關係上、先づ彼等にスポーツを與へると言ふ事が精一杯であつた。即ち戦後の民心を安定するために、市内各所の廣場を現地民に解放してスポーツを與へたのであるが、當初はスポーツが彼等の

單なる享樂であつても良かった譯である。

それは民心の安定と言ふ只一筋の目的のために選ばれたからである。この點昭南で最先きに行はれたスポーツ、市主催の天長節奉祝の現地人蹴球試合は非常に好成績を収めた。爾後各行事毎にスポーツを繰込み、マライ新生半周年、明治節近くはマライ新生一周年と漸次その規模を擴大すると共に鍊成精神の昂揚と言つた部面にも手を伸ばして行つた。

この間、他の建設部面と同様スポーツに於ても現地人の協力は能くあらゆる部面に拘みとる事が出来た。たとへば軍人、軍屬、其他一般邦人が野球をやれば見様見真似で直に現地人が始めると言つた様に、彼等は日本人の行動に絶對的な信頼を置くと同時に、指示されると否とに拘らず日本人の行動は即ち現地人の行動となつて現はれるなど、昭和十七年八月、昭南に體育協會設立の議起るや、逸早く現地人各競技團體は自主的にこれを統合、その傘下に加つたのである。協會創立の十七年十月以來、僅か數箇月にして昭南特別市長大達名譽會長の統率の下、一糸亂れぬ協和に隆々たる發展を示してゐる。

此の結果舊英時代には見らなかつた現地各民族の大團結體制を整へ、英國政府のつた各民族離間政策を省みて、彼等は今更乍ら我大理想の宏遠さを體得したのである。今後に残された問題は彼等の腦裡にスポーツとは鍊成するもの又はこれを通じて如何に彼等を鍊成して行くかである。現地に隆盛を極めてゐる印度人のホツ

ケー、マライ華僑のサッカー等その民族の特性を生かしたもので、或は水泳、陸上等その對象となるものは何んであつても良い。要は小手先きをこねり廻す現在のスポーツ態度を脱皮させるにあるのである。二月十五日、マライ新生記念に行はれた陸上競技會の成績に就いても、百米が十一秒四、走高跳が一米七七の比較的優秀なのに對して、持久力を要する五千米に到つては十八分二十三秒と言ふ話にならぬ程の跋行性を示してゐる。これは今後の昭南スポーツの施策をあまり示唆して居ると考へられる。

(四) 教育

一九三一年調査の統計によれば、英領マライの全住民のうち文字を解する者は男子三割五分、女子七分七厘、男女合せて二割四分一厘となつてゐる。

スマトラの場合は正確な統計はないが、原住民の民度はマライに比して一段と低いことは勿論である。初等教育は大體滿七歳程度から始めて、概ね五年間の課程を修了することになつてゐるが、義務教育の制度はなく、マライではマライ人に對する教育機關のみ公立で、華僑や印度人の學校は團體或は個人の私的經營に委ねられてゐる。

占領以來、我が軍政當局は東亞共榮圏の理念に基いて初等教育の普及に努力した結果、占領後一年にして在來の小學校は殆ど全部再開し、就學兒童數の如きも戦前に比して増加の傾向をすら見せてゐる。

初等教育に於て最も重點が置かれてゐるのは日本語の普及であつて、各小學校とも昭南軍政監部編纂の日本語教科書をテキストとして毎日片假名、平假名のおさらへに一生懸命である。但し日本人教師不足のために、大多数の小學校では現地人教師が兒童達に日本語を教へてゐる状態なので、此の點更に日本人自身による日本語教育を一段と強化する必要がある。

初等以上の教育に就いては、當局の方針は差當つて必要な實業教育に重點を置くこととなつてをり、既にクワラルンプールの工業學校の如きは戦前以上の規模に擴張され、約五百名の生徒が内地の甲種工業學校程度の教育と訓練を受けてゐる。その他各州ではそれ／＼農學校を復舊再開し、遅れたマライ農業の改良を目ざして不斷の努力を續けて居り、また商業方面ではペナンに商業學校が、衛生部面では昭南の元エドワード七世大學が醫科大學として近く開校され、更に昭南港の發展にそなへて昭南海員學校の開校もせられてゐる。

中等程度以上の文科系統の教育は、占領地の特殊事情に鑑みて當面の必要とはなつてゐないが、直接に現地民衆に接觸して我が軍政の滲透を圖るべき現地人官吏の養成に就いては、當局もその必要を痛感して昭和十七年五月設置されて以來目覚ましい成果を収めてゐる。昭南興亞訓練所を首め、先般マラツカに開設されたマライ興亞訓練所、及びバダシに新に開設されたスマトラ興亞訓練機關の整備充實に本腰を入れてゐる。

その他各州政廳ではそれぞれ独自の計畫で現地人官吏、警察官、教員の再教育に着手してをり、現在では各政廳

とも日本語の公文書の傳達に不便を感じない程度に迄到達することが出来た。

現地民教化の根本目標は、もとより大東亞共榮圈建設の理念に基き、その重要な一員としての自覚と矜持とを持たせるやうに訓育指導することにあるが、當面必要なることは何よりも先づ現地民が我が軍政に協力し得る素地を養成することである。即ち初等教育の普及、就中日本語教育の徹底、中等程度以上の實業教育の強化、現地人官吏、教員の再教育等の諸點に現下の原住民教育の重點が置かれてゐる所以である。そしてマライ、スマトラに於ける文教活動は現在此の線に沿つて急速に進展してゐるのである。

(五) 宗 教

南方民族にとつて宗教は彼等の生活そのものである。彼等の日常生活は一擧手一投足すべてその信奉する宗教の戒律によつて規定されてゐる。就中回教の場合はその程度が最も甚だしい。

マライ在住二百數十萬のマライ人及びスマトラ、インドネシヤ八百萬のうち、キリスト教に歸依するバタツクその他の原住民約百萬を除けばすべて狂信的な回教信者である。彼等は一日に五回以上祈禱し、一年に一箇月間の斷食修行を行ひ、聖地メッカを訪れることを一生の念願としてゐる。

このほかにマライに二百數十萬、スマトラに約百萬の華僑が居て佛教を信奉してをり、マライには五十萬以上の印度人が居り、その大部分はヒンヅー教徒である。

華僑は一般に物質的であつて宗教心は薄いが、ヒンヅー教徒は回教徒と同様、極めて嚴格に戒律を守り、そのためにマライ方面では回教徒とヒンヅー教徒との間の宗教的確執が常に日本人では想像出来ないやうな波瀾をまき起してゐる。

そしてこれらの各種の宗教に基く各民族の風習は、混沌と入り混つて各その間に何等の統制や融合が見られない。たとへば今昭南では華僑の舊曆の正月と、回教徒の正月と印度教の正月と三つの正月があり、現地人を使用してゐる昭南の役所や商社はその度毎に正月休みを使用人にあたへねばならぬことになつてゐる。また宗教的戒律によつて豚を絶対に食べない回教徒と同じ理由によつて牛を絶対に食べないヒンヅー教徒と共同生活をさせるやうな場合は日本では考へも及ばない苦心が存在してゐるのである。

これら現地宗教の戒律乃至習慣は極めて非近代的なものであり、而も英蘭百年の支配の間に、愚民政策の手段として利用されてゐた。その中には當然改革刷新されるべき幾多の點がある。けれども原住民の生活の一部を規定してゐる宗教を一朝一夕にして變改することは甚だ困難なばかりでなく、大東亞戦争の完勝を目標としてすべての戦力をあげて集中しなければならぬ現段階に於て、この困難な問題に觸れることは百害あつて一利無しとなければなるまい。

先般陸軍より發表された南方軍政指導要領の中でも「就中宗教は原住民の心底に深く浸透しその信仰心また極めて

て旺盛なるに鑑み在來の宗教は統治に妨げない限りこれを保護する方針により又信仰に基く風習はつとめてこれを尊重し以て人心の安定民心の把握に資してゐる」と述べてをる通り、在來の宗教及びこれに基く風習は維持尊重する方針である。尤も軍政の施行に差支へのある戒律乃至習慣はもとより、現地民の將來の發展を阻み、我が大東亞共榮圈建設の理想達成に適合しないやうな教義は斷乎廢絶を圖かるべきことは言ふまでもない。たゞ當局者としては宗教問題の民心に及ぼす重大な影響に鑑みて、現地宗教の刷新改革はなるべく現地人自身の自覺に基く自發的な改變によつて行はしめる方針で、當面の措置としては強權的な宗教改革は絶対に慎むべきであるとしてゐる。

第二節 スマトラ

スマトラの軍政は從來マライ軍政と共に双翼をなし、相互一體となつて復舊建設に逞しい巨歩を進めて來たが、其の後防衛上及び開發上に於て新しい使命を負荷されるに至つたので、昭和十八年四月スマトラ軍政監部が新に設けられることゝなつた。

一 建設概況

(一) 産 業

六六

礦産物並に農産物資の寶庫として南方占領地に於て近き將來ジャワに代る繁榮を期待されるスマトラの開発は全く軌道に乗つて來た。既に作戦防衛上から、また民心安定の見地から、緊要の問題とされてゐた各種必要物資の自給體制は軍政監部當局の手に依つて着々確立を見て居る。

1 食 糧

食糧はアチエ、タバリ、ランボン、西海岸州米産地に適地主義により一段と増産が圖られ、供出量の増加を圖り、配給の圓滑と相俟つて全く自給自足の見通しがつき、ゆく／＼はマライ方面へも相當の供出が期待されてゐる。米作の他に麥の栽培も現地のトバ湖附近で原住民を指導して行つてをり、昭南で製造するビールの原料麥は、之を一手に引き受けて生産は好成績を収めてゐる。また裏作に就いては芋等の栽培を奨励してゐる。一方水産、牧畜方面も魚類は相當の水揚げを見てをり、牛、馬、水牛、山羊など各種牧畜の改良増殖計畫も順調に進んで居るので、食糧に對する不安は全く一掃されるに至つた。

2 衣 料

布製品特に綿製品の現地生産に就いては先づ「ガラ紡」に主力を注ぎ、原料綿はパレンバン、ランボン州で試験済みで、昨年から五箇年計畫で着手した。同地方の原住民は在來から棉作の経験があるので、失敗もなく順

る順調で既に收穫してゐる所もある。今後はフィリピン種と臺灣のエキスプレス種などの交配により改良を加へる由である。これと併行して棉の代用品として原住民が使用してゐた「カツラツプ」が西海岸ジャンビー、ベンクレーン州等に相當多いのでこれを利用する他、苧麻などの使用も考へられてゐる。

紡績工場はバダンで八月中旬から操業開始の豫定で、今後一、二箇月すれば現在の五、六倍の能率を擧げ得る見込である。このほかにメダン、パレンバンなどにも工場を設置する計畫であるが、同時に島内に約三千臺の手織機械があるのでこれに糸を供給して家内工業として繰らせる意向である。その他メリヤス機械、製紡機も近く備へつけられる筈である。

3 礦 産

礦産に就いては、全く南洋の寶庫の名に背かず、大きな期待が持たれてゐる。軍政監部では既に地質調査隊を各地に派遣して調査を進めつゝあるが、早も貴重な情報が続々と入つてをり、オランダの隠蔽政策によつて單に調査だけで留保地區として放置されてゐた鉛、亜鉛の有量鑛を首め、素晴らしい銅の露出鑛を發見した業者も今迄こんな立派なものを見たことがないと驚嘆してゐる程である。其の他水銀、白銀、錫、ボーキサイト等もあり、石油も從來試掘だけで放置されてゐたものが相當發見されてゐる。石炭はオンピリンやブキット・アサム炭礦で南方共榮圏の需要を全部充たし得て餘りあると見られ、炭質も内地の炭鑛など問題にならぬほど優秀で、

六七

オンピリンは炭層ハメートルに及び、全然ボタなどでないことである。

4 工業

工業はまだ大した発展も見えて居ないが、発電工事の完成と共に漸次盛んになるものと見られてゐる。たゞバダンの(インダルユ)セメント工場は相當優秀なもので、現在では日本内地の製品よりむしろ優れてをり十月からは設備も擴充強化され、島内は勿論マライ、ジャワ、ビルマなどの南方圏へ供給する。

此の他タマソリ州では陶磁器の製産も考へられ、既に技術者が出張指導に當つてをり、近く日用食器、電線の碍子、耐火煉瓦などが生産される見込である。原住民の家内工業は民生の上からも必要なもので、出来るだけ奨勵して行つて居る。今後ジャワの過剰人口の輸入と現地人の労働力を十分に生かして行けば、労働不足の問題も解決されるので、開かれたる寶庫として南方圏の首座を占める日も案外遠くないであらう。

5 地下資源の調査

鑛産資源は南洋の寶庫と言はれるだけに重要資源は無限にあるが、現在實際に利用されてゐるのはこの内の一部である。これ等の隠れた重要資源の利用を圖るため最近資源調査團を組織、各地に派遣して調査を行はしめてゐるが、すでに調査隊から非常に有望な報告が續々入つてゐる。スマトラ地下資源の全貌は近い將來明るみに出されるものと期待せられてゐる。

6 エステート經營

マライと違つて特にスマトラが秀でてゐるのはエステートである。このエステートの八〇パーセントは東海岸州に集中してゐるが、エステートが經營産出されるゴム、茶、サイザル、パーム油など農産物は世界有數と稱し得る。ゴムの經營、運用は却々むづかしい問題であるが、スマトラに於ては生産し得るものはどしどし生産させ、これを買上げる。一方ゴムの利用方法を積極的に開始して行つてゐる。パーム油原料の栽培も極めて順調で、内地送付は固より、現地での利用を圖つてゐる。要するに今後の重要問題は作戦に協力しつゝ現地に於ける戦力培養を圖る一方、現地の自給自足を實現することである。

(二) 交通

スマトラに於ける交通機關の急速な復舊は同島の眠れる資源の開發に拍車を掛けるもので、先づ北部スマトラに於てはデリー、アチエの兩線が其の總延長一千一百キロを昭和十七年十二月復舊工事に着手してより半箇年にして昭和十八年五月に竣工し、又南部スマトラに於ても敵が逃亡に際して破壊した鐵道、道路、橋梁等は皇軍の不眠不休の活動と原住民の努力によつて殆ど戦前の如く復舊した。加之西スマトラ横斷鐵道の建設さへ計畫されるに至り、道路の擴張計畫等も漸次進捗して各州間の交通狀況は戦前以上の活況を呈して居るのである。又メダンの外港ベラワン港は皇軍占領以來晝夜を分たさる復舊工事に依り昭和十八年四月に完成するに至つた。

(三) 教 育

スマトラに於ける原住民の下級官吏登用の道が次第に擴充されるに従ひ、之が中堅官吏養成の爲にスマトラ興亞訓練所が開設せられ、また戦前バダクに一校しかなかつた師範學校をバレンバンにも新設して中等教育の充實を圖り、日本語普及の爲に日本語學校の開設等の外、農業方面の中堅指導養成を目的とする拓南訓練所の開設計畫も活々と進められて居る。

二 原住民の政治參與許與

スマトラは帝國第八十二議會に於ける東條首相の「大東亞宣言」に基く「原住民の政治參與に關する措置」に就き豫て独自の立場から施策を進めてゐたが、愈々實施の運びとなり、昭和十七年十一月八日大詔奉戴日を期して軍政監部からその實施要綱が發表された。而してスマトラ原住民の政治參與機構は各州毎に設置される「州參議會」を主體とするもので、スマトラの現情に即應して實質的に原住民の民意を施政に反映せしめる點に重點を置き、特に厚生局を新設して原住民の福利増進を圖ることになつた點が注目される。實施期日は十二月上旬の豫定であるがその要領は次の通りである。

(一) 左の要領により各州毎に原住民代表よりなる諮問機關を設置する。

1 名稱 州參議會

2 議員數 十乃至三十名

3 議員の選任 約半数は村長等の推薦した者、他の半数は宗教團體その他の團體員若しくは徳望厚く且つ學識經驗あるもの、中より州長官任命す

4 議員資格 特に制限せず

5 議員任期 一年但し再任を妨げず

6 議長及び副議長 議員互選せる者の中より州長官任命す

7 定例會議の外に臨時會議を開催す

8 職務權限 政務に關し州長官の諮問に應じて答申し必要に應じ建議す

9 職員互選により常任委員若干名を置き、常時州長官の諮問に答へしむ

10 議員は名譽職とし議長三千ギルダ、副議長二千ギルダ、議員一千五百ギルダの手當を支給す

(二) 左の要領により官吏の登用を圖る。その待遇を改善する。

1 各州原住民を長とする厚生局を設置し、主として原住民の福祉に關する事項を處理せしめる

2 右の外努めて官吏に登用し之を活用する

3 官吏養成施設を整備擴充す

第三節 ジャワ

七二

大東亞戦争の進展に伴つてジャワの重要性は次第に加はり、ジャワに對する共榮圏の期待は日を追ふて累加されてゐる。進駐後僅か一箇年にして殆ど行政整備を完了したジャワ軍政を觀察するに次の如き諸要點を擧げる事が出来る。

即ち皇軍は作戦に當り決してジャワ原住民に對し侵入感を與へなかつたことである。之は歴史的にも民族的にも深い所以があるのであつて、布告に依つて原住民に厚生感こそ與へたが壓迫感は全く與へなかつた。之は又過去に於て日本人、原住民相互に聊かの怨恨がなかつた事に依るものであり、特に彼等が最近日本に對して抱いて來る感情は僅がれの父とも言ふべく、思想的にも大東亞に懸らんとする彼等の意欲は今次大東亞戦に依つてのみ實現される事を深く認識してゐたのである。更に經濟的には荷蘭印政權の搾取政策に依つて彼等の生活は過去永い間窮迫の極にあつたのであるが、その後日本より輸入した廉價な生活必需品は彼等の日常生活に尊い潤滑油の役割を爲し、日本品に對する感謝を體驗しない原住民は皆無であつた。斯くの如く戦前に於て日本人、原住民間に好意の親愛の絆が存在した事は占領後の軍政に全幅の信頼を寄せしめる結果となり、彼等の誠意は燃え上がり、之が治安確保の土臺となつたのである。

次に南方作戦に於てジャワが特に資源的基地として重要性を發揮するに至つたのは次の如き理由がある。即ちジャワは過去に於て、南太平洋の諸地域に對し物資集散地の中心であつたが、今日に於ても之等の地域に對し物資供給の基地として大きな役割を有して居り、その要請に應へてジャワは相當な機械設備、加工、修繕、組立等の工業原料が皇軍進駐後豫想以上に豊富なる事が確認されたのであつて、ジャワは日本に次ぐ資源供給地として今後益々期待されてゐる。

一 軍政概況

(一) 軍政機構

作戦終了後各兵團は行政を開始し治安の維持に當つたのであるが、一昨年八月以降行政指導は全般的に軍政監部の責任に歸し、以來中央地方の機構は逐次整備するに至り、同年十二月一日を以て今日の機構が完成した。

1 中央機構

中央本部は總務、内務、司法、警務、財政、産業、交通、宣傳の八部を擁し、敵産管理部、陸輸、通信の兩總局、放送管理局、會計監督部、宗務部、最高法院並に最高檢察局及び栽培企業、不動産兩監理公團、私領地管理公社、各地區電氣事業公社の機構を有してゐる。

2 地方行政機構

七三

十七州廳、二侯地事務局及びジャカルタ特別市を以て構成してゐる。尙下部組織としてジャワ全島を六十七縣十八市に分ち夫々必要なる自治立法權を與へてゐる。

(二) 財 政

ジャワ軍政の確立については占領後に於ける基礎工作時代に對應する月別豫算施行期を経て昭和十七年十月には早くも徴税機構の整備と相俟つて收支の見透しを得るに至つたので、直ちに半期豫算を編成施行して來たが、軍政第二年度たる昭和十八年四月には愈々年度豫算を組むこととなり、遅しき各般の建設開發事業を一層計畫的且つ重點的に推し進めることとなつた。この豫算編成に當つては現地自活、治安の確立、各種生産力の充實と世界的優位性のある農企業維持等戰爭完遂、兵站經濟確立を大目標とする諸施設遂行に重點を置くと共に民生の安定原住民の指導教育等のための資金放出に就いても深甚の考慮を拂つてゐる。歳出豫算は努めて不要不急の節減を圖ると共に各部の收支に就いても建設的健全財政堅持の諸方策が織り込まれてゐる。軍政第二年度豫算は戦前に比し相當節減されてゐるもの、戦前の東印度財政は歳出入約八億盾見當で内五割程度は軍事費、一割程度が恩給支拂費に充當され、一般行政費は豫算總額の四割程度に過ぎなかつたことから見ると内容的には遙かに充實してゐる。更に戦前官營事業の多かつたこと及び現下の經濟建設の目標が決戦態勢下の兵站經濟確立に置かれてゐる等の關係から各般の經濟活動が概ね軍政監督の掌握下に進められてゐるので、收支項目中に事業會計的性質

を有するもの相當多く、ジャワ經濟運営上財政の占める比重は極めて大であることはジャワ軍政財政の一特長でもある。

(三) 治 安

作戦直後華僑に對する掠奪があつたが軍の意圖を體して忽ち鎮靜し華僑、原住民の相剋も今は過去の夢となり和やかな民族協和の實を擧げてゐる。又作戦の進展と共に米英の謀略的宣傳も豫想してゐるが、この對策として徹底的防諜の先手を打ち更に積極的に防空等に對する訓練も開始され、軍民一致同生共死の決意に燃え、原住民は現在何を爲すべきかを認識しつゝある。

(四) 住 民 對 策

1 オランダ人

オランダ人にして敵軍に動員されてゐたものは鑑定と同時に俘虜として收容したが、混血兒は別として純血オランダ人數萬の處理は軍政の始めに當つて最大の問題であつた。之等オランダ人及び原住民を除く外國人に對しては居住登録制を實施し、敵性顯著なるものに對しては拘禁を行つた。又婦女子に對しては保護區域を定め我が我に協力するものは順次活用の方針である。樞軸國在留民及び第三國人に對しては十分なる保護を加へてゐる。

2 華 僑

ジャワ九十萬華僑の内、戦前重慶を露骨に支持反日を呼號した所謂敵性華僑は斷乎之を拘禁その財産を押收したが、この處理は昭和十七年十二月を以て一段落した。今後我に協力する者は良民として原住民に準じて保護を加へることになつてゐる。

3 原 住 民

軍政第一年に混亂より安定への諸對策に忙しく多くの根本問題には觸れ得なかつたが、昭和十七年十一月舊慣制度調査委員會を組織、教育、衛生、文盲撲滅に關し意見を進言せしめ民意上達に重大役割をなさしめてゐる。

二 建設概況

(一) 産 業

ジャワ戦前に當り敵は茶、ゴム、コーヒー、規那、カボツクの栽培に就き相當の破壊を試みて民心動搖を策したので、軍政監部は期を逸せず糖業監理事務執行委員會を任命し、諸困難を克服して全工場を修復し、舊制度を改組してジャワ糖業聯合會及びジャワ砂糖販賣聯合會となし、この傘下に臺灣製糖、明治製糖、鹽水港製糖等を進出せしめ、割當制に依り生産に邁進せしめた。又規那の生産は直營とし増産を圖ると共に共榮團に對する供給に

遺憾なきを期して居り、衣料纖維の問題に關しては島内自給の目標を樹て、棉花其他軟質麻類の栽培は五箇年増産計畫の下に第一年を發足し、麻袋の如きもその増産成績に極めて良好なるものがある。

次に昭和十八年度に入つてからジャワの産業建設はジャワ經濟の大東亞編成替へを強力に推し進めると共に深刻化する戰爭要請に應へるべき兵站經濟確立、積極的増産への進しい實行期に入つてゐる。先づ農業方面に於ては産業改編の手初めとして一昨年十二月發表された棉花増産五箇年計畫を皮切りに現在までに黄麻(ローゼリー)増産五箇年計畫(サイザル麻に依る代用麻袋の生産を含む)及び苧麻栽培五箇年計畫を發表、棉花に就いては二月中旬以來六月上旬までに昭和十八年度植付豫定面積の八割以上の播種を終り、現在極めて順調な成育を續け、黄麻に就いては一昨年秋ソロ附近に播種圃を設置以來増産用種子を確保したので、昭和十八年度(八月頃採種)豫定面積〇〇町歩の植付は確實となり、五箇年計畫の最終年度たる昭和二十二年までには黄麻類及び麻袋用原料纖維の大幅増産確保が期待されてゐる。又苧麻(ラミー)は昭和十八年度以後倍増を續け、昭和二十二年までに〇萬ヘクタールに擴張されるが、苧麻の栽培地として島内中西部高地の茶園がこれに充てられることは注目すべきである。

而して新生ジャワ經濟建設の概要を振り返つて見ると大體三つの段階に分けられる。即ちジャワ戦定後半箇年を第一期としこの間に於ては産業經濟の復舊整備が行はれ「舊に復し且つ保持する」ことに軍政の全精力が注がれ

た。この第一期に於て大體「舊に復す」目的を達成したのである。軍政當局は後半六箇月の第二期に於ては庶民銀行の再開、敵性銀行の清算準備命令及び支拂猶豫令の解除等に依つて島内經濟運営の普通状態復歸のための最後の仕上げを行ふと共に物價及び經濟統制令の施行、不動産管理公團、私領地管理公社の設立、登録船舶の護渡制限など漸く戰時經濟統制を強化し始めたが、生産部門に於てはジャワ經濟の米英依存の形態を改編し、ジャワの經濟力を大東亞戰爭の要請のために最高度に發揮せしめるための調査研究と準備に大きな努力が集中された。斯くてジャワ經濟建設は大體既定一周年前後から第三期の段階に入りその經濟形態の大東亞的性格への移行を強力に推進せしめ本格的増産を實行する段階に入つた。

1 農 業

(1) 米

食糧農作物に就いては昨年五月十三、四日の第一回經濟部長會議に於て米穀増産二箇年計畫を首め大豆、玉蜀黍、落花生等の増産計畫が指示されたが、米は十九年度から二箇年間に全島栽培面積の八割を多收穫獎勵品種に轉換、蓬萊品種の獎勵の外、品種改良、肥培管理その他稻作改良に依つて單位面積の收穫量を飛躍的に増大せしめんとするもので世界的に進歩したユスタート農業は反對に數百年來原始農法に依つて居たジャワの食糧農作物は此處に進歩した日本農業技術の注入を受けるわけではその成果には多大の期待がかけられて

ゐる。

(2) 砂 糖

ジャワの産業の首位を占める砂糖に就いてはその重要性に鑑み軍政施行後間もなく内地精糖業者を糖業管理事務執行員に任命、従來ジャワ糖業の中核體であつた糖業聯合會(シュエーガー・シンジケート)、砂糖販賣組合(ニバス)及びバスマランの糖業試験所の三機關の事務運営を行はしめ農園、工場の復舊整備に當らしめたが昭和十八年度製糖たる一昨年度甘蔗植付高は四圍の情勢から〇〇萬噸と決定され、既に實施中であるが、據て研究中の砂糖工業の轉換により當初大東亞共榮圏の砂糖供給情勢を基的見地からのみ觀て樹立された生産計畫は漸次是正されるものと思はれる。こゝに世界一と稱されるジャワの甘蔗栽培技術と優秀なる精糖工場は共榮圏戦力培養のため新使命を擔つて再び活動することになつた。軍政監部ではこの新情勢に對應し共榮圏に於ける最重要な砂糖生産地として現在及び將來に於けるジャワの地位を確保すべく六月五日「糖業公團」の設立を發表した。同公團は前記糖業三機關を吸収し砂糖栽培から研究、生産品の處理まで糖業關係事業一切を管理せんとするもので、農園及び工場の管理事務に就いては従來通りの五社に擔當させるが、これらは今までの委託經營形態から一步を進め公團の組織體に吸収されて活動することになつた。公團はスラバヤに本部を置き、製糖及びこれに附帶する事業を管理し、一定の生産計畫に従つて甘蔗栽培、製糖、及

び砂糖を基礎とする新工業の促進を圖るがこの糖業綜合中樞機關の設立はジャワ糖業の不動の地位を確立したものと今後之の運営には多大の期待がかけられてゐる。

(3) 其 他

軍政監部は昭和十七年裁定後間もなく栽培企業管理公園を設立砂糖と共にジャワ經濟の主柱を成してゐるが、規那、茶、珈琲、カボック等の維持保全に乘出し尨大な此等農産資源の輸出停止に依る經濟的混亂を完全に防止すると共に規那の如く積極的増産をはかるもの以外は戦後經濟に備へてこれら農園の保全に努めて來た。

2 工 業

ジャワは石鹼、マッチ、製紙、硝子、織物、麥酒、塗料、機械修理、クイヤ、清涼飲料、電球、紡織等生活必需品を主とする一通りの輕工業を持つてゐるが未だ島内の需要を満すまでに程遠いものである。然し南方占領地區中の工業設備としては極めて重要な地位を占め、軍政當局は裁定直後から軍需及び生活必需品資材にマッチ、齒刷子等日用雜貨品を中心とする工場の擴張建設に努力して來たが、これらは何れも生産目標を淺薄する増産振りを示し、近く業務を開始する重要物資公園に依る消費規正と相俟つて、島内自給はもとより島外供出も相當期待出來得るものと思はれる。

紙、石鹼、塗料、硝子等に就いては工場の整備擴充と共に苛性曹達その他工業用化學藥品の充足が急務とされ、現在産業部はこれら基礎的工業の擴充建設に異常な努力を續けてゐるが、豊富な電力或は石油の如き動力資源、精糖工場の如き優秀な工場設備とマヅラ島の鹽及び硫黄、燐、石灰、沃度その他多様な化學工業用資源の存在等一應の立地條件を具備するジャワ化學工業の將來は可なり有望性があり、これら工業が或程度確立された際にはジャワ工業界は大きな飛躍を遂げるものと期待されてゐる。

3 礦 産

地下資源に就いては昨年三月裁定一周年に際して發表された軍政當局談「軍政一箇年回顧」の中で示されてゐる如く、即ち

ジャワ礦業は石油を首めとしてマンガン、硫黄、燐、石炭、沃度、亜鉛、鉛の如き戦前から開發されつゝあつたものゝ生産擴充を圖ると共に未開發礦の稼行に向つて本格的の發足を見、ジャワは礦物産地としても多彩な資源を有してゐる。

と述べてゐるが、ジャワ礦物資源品目石炭の名が擧げられてゐることは注目すべきである。

4 林 業

ジャワに於て林業はチーク林と雜木林に別けられる。極度に開發されたジャワに於て林業の地位は餘り大きい

ものではないが、中東部ジャワ約八十萬ヘクタールと推定されるチーク林は木造船大量建造問題から重要性を加へつゝあり、昭和十八年度以降相當の増伐が計畫されてゐる。優良タンニン材として知られるアカシヤ樹の植林は現在ブレアンガン州を中心として行はれてゐる。

5 造船業

ジャワ木造船の建造は島内に豊富に産出するチーク材と豊富な勞働力に依つて目覺しい躍進を示し、一昨年末進水した「治丸」を首めとして續々進水し、現在までに〇〇隻が完成してゐるが、優秀な日本技術家船大工の指導下に全島〇〇個所の造船所は全力をあげて造船を急いでゐる。最近完成をみた「治型ディーゼル機関」の建造と相俟つてジャワ木造船建造は急激の進展を見つゝある。

(二)

金融

1 通貨

通貨はギルダ表示軍票が流通してゐる。作戦直前迄我がギルダ表示軍票に對して頻りに逆宣傳を試みたが上隨當初より軍票の流通は頗る好調で、舊紙幣よりも軍票に大なる愛着を寄せてゐる。

2 金融機關

金融機關としては南方開發金庫(ジャカルタ、スラバヤ)の外、正金、臺銀、帝銀、華南の四行があり、原住

民を對象とする農村金融並に消費金融を行ふ庶民銀行、村落銀行、米穀銀行、官營質舖とがある。南發の貸出状況は農企業、輕工業方面を主體とし、貸出範圍は相當廣範圍に互つてゐるが大口需要は比較的少い。この理由は前述の如く戦争破壊の少いことから復舊資金よりも運轉資金の需要が多いのと他の地域の如く急激なる産業改編の必要のなかつたこと、及び大規模鑛山開發の少いことなどに依るものであらう。日系四銀行の貸出状況は全く南發と同じ傾向を示し、米穀收買資金農工方面を主體としてゐる。戦定後一箇年の貸出額は約〇千萬盾で比較的少いが、これは前記の如くジャワの經濟運営に於て軍政財政の占める比重の大きいため貸出も運轉資金融通が多いためである。またジャワに於ける華僑の日系銀行との取引に就ては最近融資の申込及び預金は顯著な増加を辿り、日系銀行の預金中華僑、アラビヤ人、印度人の占める比重が、漸次向上してゐることは注目すべきである。庶民銀行以下村落銀行、米穀銀行、官營質舖は戦前官營庶民金融機關としてジャワ金融界に於て可なり大きな部分を占めてゐた。軍政當局はこれら金融機關閉鎖の原住民經濟生活への影響は極めて大きいので、ジャワ戦定後直ちに業務を再開せしめたが、一昨年末までに庶民銀行(六十八行全部)、村落銀行七千六十六行、米穀銀行五千三百六十一行、官營質舖三百八十五箇所が業務を再開し原住民經濟生活に多大の貢献をなしてゐる。

(三)

交通・通信・電氣

ジャワに於ける行政、經濟、文化等の急速なる進展は島内の完備した交通、通信、電氣の存在に依つて齎されたと云つても過言でない。

1 交 通

現在の陸上交通は軍政交通部に依つて統轄され、全島の鐵道全部、自動車及び昨年六月一日設立開業した小運送業と共にジャワに於ける陸運の綜合一貫運営を行つてゐる。戦前國鐵、私鐵、乗合自動車等運轉系統、料金、時間とも亂脈を極め、各會社はその經營方針も種々雑多で専ら營利にのみ汲々としてゐた爲、現住民は多大の不便と繁雜さに困惑してゐたが、これらの弊風は現在完全に是正されてゐる。殊に日本人鐵道員の來島に依つて、正確なる運轉時間及び安全迅速なる輸送が行はれつゝある。又交通行政の一元化に依つて戦前幾度か舊政府に依つて企圖され、その都度私鐵會社の横槍によつて實現出来なかつた北海岸廻りジャカルターストラバヤ間の急行が實現したことは從來の奥地廻り線（ジョクジャ經由）に比して約一五〇軒、時間にして三時間半を短縮してゐるのはジャワの陸運綜合運営の効果としての一例である。また旅客数は經濟建設の進展と共に逐月増加し、昭和十六年四月中の旅客〇〇萬名で戦前より二〇％増加してゐることは島内經濟活動の活況を如實に物語つてゐる。

2 通 信

通信に就いてはやはりバンドンの通信總局の管理下に完全に運営されてゐるが、總局今後の努力は主として防諜上支障のない範圍で郵便物種類の制限を緩和し、更に對内地の他占領地域間との航空郵便及び爲替の開始、有線連絡並に島内外電話回線の整備増設に向けられるものと思はれる。

3 電 氣

電氣、瓦斯は東部、中部、西部の三電氣事業会社に依つて運営され、これを交通部が監督してゐる。尙公社の形を取つたのは發電事業の特殊性に鑑み將來に於ける經營形態の變化に對處するためであり、公社が三つに分れてゐるのは戦前發送電は大體國營の方向に進んでゐたが配電會社は大體東、中、西部に各一つ宛配給會社があり、この横の連絡が無つた爲である。交通部は資材難を克服して現在この配電系統の横連絡に努めつゝあり、全島電力の有無相通するの道が開けるものと思はれる。電力開發に就いてはジャワ輕工業化の情勢に對處する爲急遽開發を必要とするが、現下の資材不足から主として山地々帯に於ける貯水池増設に依る流水期間の延長及び既設發電設備の擴充に主力を傾注する筈である。

(四) 教 育・衛 生

1 教 育

教育は特に重視し初等教育制度の確立、文盲の一掃、日本語の普及、教員の錬成を主眼とし、一昨年天長の佳

節を期して一齊に初等學校を開校せしめて以來、現在迄に開校した學校は約一萬三千、就學兒童約百八十萬を數へ、次に日本語の普及又顯著なるものがあり、一部には既に片假名を習得して平假名及び漢字を驅使出来る域に達した者すらある。教員の練成は各州より優秀なる男女學校教員を選抜、ジャカルタに集めて二箇月を一期とする合宿練成をなしてゐる。中等教育、職業教育の分野にあつては既に開校せしもの五十數校に及び、特に技術尊重の風を作興し、一般機械、自動車、木工造船等の方面に優秀なる成績を擧げてゐる。

2 衛生

東亞共榮圏に於ける熱帯マラリア対策はジャワ産キニーネの存在に依つて完璧に迫らんとしてゐる。又ジャカルタ市に醫科大學設立の發表を見た事は衛生対策の一大進展である。

(五) 物價經濟統制

占領地に於けるインフレ傾向は戦後往々にして起り易い現象であるが、ジャワに於ては軍政當局の適切な處置とジャワ經濟特殊性から現在贅澤品の如き高級輸入品の昂騰を除いては一般物價は平靜を維持してゐる。軍は戦後直後の昭和十七年三月五日布告を以て物價、貨銀、家賃を昭和十七年一月一日現在の價格に釘付する旨公布したが、同年十月更に之を強化するため物價統制令を公布、物價統制に對する紊亂行爲を取締ると共に嚴重な罰則を規定し、同時に經濟統制違反事件に伴ふ處分に關する件を公布、違反事件に關する營業停止、營業、財産の管

理處分をなすことを規定した。また戦後一時的に現れた食糧農産物及び茶、コーヒー等の如き値下り傾向の見えたときには軍政當局は最低價格の設定或は買上げを斷行して農民生活の安定を圖つて居り、ジャワ物價対策は檢察當局の協力と相俟つて戦後稀に見る平靜を保持してゐる。この間軍政當局は不正商人の跳梁を防止する爲め不動産管理公園を設立、家屋、什器の適正價格維持とその保存活用を圖つた。その他ジャカルタ特別市の重要物資配給所はジャワ生必物資配給機關として早くから低物價政策、民生に貢獻して來たが、軍政監部は戦争の長期深刻化に備へジャワ經濟運営の圓滑化を圖る爲め、十八年五月二十七日重要物資公園令を公布、金屬材料、化學、工業藥品、日用雜貨、農業藥劑など重要物資の殆ど全部の製造、加工、供出、拂下、保管など一切を管理統制することになつた。これに依つてジャワに於ける生産經濟の計畫化に對應する消費經濟の計畫化が完成されたわけだ、同公園の設立に依つて長期經濟建設の基礎工作が完成したものと云へる。同公園は現在首脳部人事、下部組織の編成、設立手続きを急いでゐるが、完成次第近く業務を開始する豫定でその成果には多大の期待がかけられてゐる。

三 原住民の政治參與許與

皇軍がジャワに上陸して以來、五千萬住民の聖戰遂行に對する協力振りは實に見るべきものがあり、其の誠意と努力に就ては現地軍のみならず、皇國中央に於ても深く感動すると共に、其の資質實績に即應し、從來の活動分

議に止まらず、進んで政治分野に於ける活躍を期待するに至り、第八十二帝國議會に於ける東條總理大臣のジャワ原住民政治參與許與に關する聲明を見るに至つた。此によつてジャワ軍政當局に於ては、原田最高指揮官は八月一日ラジオを通じて中央參議院及び議會の設置並に參與の制度を實施する等原住民の政治參與に關する具體的方策を闡明し、可及的速かに之を實行に移す旨を言明すると共に、五千萬民衆は全力を擧げて其の職域に於て挺身努力する様要望したのである。

右聲明に基き昨年九月五日には愈々原住民の政治參與に關する治制令が公布せられ、中央參議院令並に州特別市參議會令及び參與制が即日實施せられた。斯くて十月四日には早くも全島一齊に初の州特別市參議會が開催せられ、續いて十六日より五日間に亘つて中央參議院の第一回會議が召集開催されるに至つた。而して中央參議院會、州特別市參議會令及び參與は大要左の如きものである。

ジャワ中央參議院令要領

- (一) 中央參議院の任務は軍政の強力適切なる進展を期するにありその所屬は最高指揮官に直屬す。
 (二) その構成は議長、副議長、議員及び中央參議院事務局を以て組織す。
 (三) 議員は三通りより成り、最高指揮官の任命する議員二十三名、州特別參議會に於て互選の議員、各州、特別市毎に各一名計十八名、侯地代表二名、合計四十三名である。

- (四) 議長、副議長は議員の互選に依る倍數の候補者の中から最高指揮官之を任命す。
 (五) 軍政監は會議進行の必要上議員に對し施政事情を説明せしめるため軍政監部職員を出席せしめ發言せしめる事が出来る。

- (六) 中央參議院は大體三箇月に一回宛召集するが必要な場合には臨時に召集する。會期は最高指揮官が決定する。
 (七) 議事は出席議員の過半数により、可否同數の場合は議長が決定する。
 (八) 最高指揮官の諮問は文書により事務局長を経て議長に令達、決議案は議員より事務局長を経て議長に提出す。
 (九) 議員は任期一年で再任を妨げず。議員は諸侯と官吏以外の現地住民中最高の名譽を享受す。
 (十) 會議に關する文書は日本文を正本とし、マライ語を副本とし、會議の用語は日本語又はマライ語とす。

尙州、特別市參議會令の骨子も大體中央參議院令と同様であり、參與は左の如くである。

第一條 軍政監部各部に參與若干名を置く。參與は現地住民の内より軍政監これを任命す。

第二條 參與は部長の命を受け部務に參與す。

第三條 官吏に非ざる參與は高級官吏の待遇とする。

即ちジャワに於ける政治參與の方式は中央機關として中央參議院があり、議員總數は四十三名で、中二十三名は最高指揮官の任命する指名議員、他の二十名は地方機構たる州、市參議會員中からの互選議員である。又地方機關

として「州及び特別市参議會」があり、その議員は何れも十三名以内で構成され、州長官または特別市長が召集することになつて居る。任期は指名、互選共に一年である。

尙別に原住民を軍政監部の各部に官吏として登用し、各部長の指揮命令の下に其の手腕を活用發揮せしめる道も開かれた。

四 ジャカルタ近況

ジャカルタ特別市は昭和十七年八月特別市制施行以來早くも一箇年數箇月、今はその名もパタビヤからジャカルタに改められ、名實共に新生ジャワの首都として逞しい更生ぶりを見せてゐるが、最近の市政状況について第二代特別市長吉江勝保氏は左の如く語つた。

現在特別市入口は約六十五萬餘で、大體戦前と同じである。現在特別市で最も力を注いでゐるのは教育、衛生事業、失業対策及び物資の適正配給の問題である。市教育局管轄の國民學校は百十五校に上り、私立の國民學校が七十七校、その他特別市の工業學校、商業學校、職業學校等もある。原住民青少年の勉學熱は極めて旺盛で、官廳の多い勢か日本語の普及は驚くべきものがある。土木方面では道路の整備、下水の清掃、公園の美化等に努めてゐるが、特に原住民の健康増進のためカンボン（部落）の下水改良工事に力を注いでゐる。市營のベツサル（市場）は市内に五十餘箇所を算し、食料品等配給機關の重要部分を占めてゐるが、特殊物資の配給に就いては

市内六箇所に特別市直營の物資配給所を設け、登録制によつて燈油、椰子油、麥粉、人造バタ、煙草、石鹼等を直接消費者に配給し、特に米、鹽、鹽干魚等の特別配給を行つてゐる。この登録制による配給は非常に困難な仕事で、日本の如く戸籍調査の完全な所と違つて世帯調査は極めて面倒であるが、日本人及び原住民吏員の努力と三十七の區長の協力によつて完成した。現在登録世帯数は約十二萬四千餘に上り、ジャカルタ總人口の殆ど全部に亙つてゐる譯で、圓滑なる配給に多大の寄與をなしてゐる。もう一つ社會的に特に重要視してゐるのは貧民救済及び職業紹介でこれについては貧民救済委員會を組織し、失業者の登録と救済及び職業紹介をやつてゐるが、生産擴充の進展、原住民の登用等により鑑定直後に比し貧民や失業者の数は著しく減少しつゝあり、現在救済金を受けてゐるのは〇萬人である。又最近は單に金をやるだけでなく自力更生の建前から授産に努め、サイザル麻袋の製造等を奨励してゐるから、ジャカルタ特別市の失業者問題は樂觀してよいと思ふ。衛生施設としては舊市立中央病院は現在軍管理となつて邦人、原住民の診療を行つてゐるが、市衛生局では市内七個所に診療所を、數個所に特別市關係の貧民病院を經營し、殆ど無料で近い料金で診療を行つてゐるが、近く邦人を主な對象とする私立病院を作る豫定である。又その他マラリア豫防のため市の北部低地帯の養魚池の干拓をやつたり、養豚場の郊外移轉等を行ひ、明朗ジャカルタ建設に努力してゐる。以上の如くジャカルタ特別市政は各部門に於て極めて圓滑に進展し、パタビヤからジャカルタへたゞその名稱を替へただけでなく内部動にもオランダ色を棄て、原住

民を主な対象とする新しい街へ逞しい變化を續けてゐる。ジャワは共榮圏の南の壁であり、今後の對米英作戦上からも資源的見地からも極めて重要であり、殊にジャカルタはジャワ行政の中心地である。ジャワ軍政の目覺しい進展と併行して共榮圏の重要都市たるジャカルタ市の明朗化を圖ると共に南方に於ける模範都市として育成し、原住民を日本的な正しい且つ進歩的な市民として指導し育成したいと念願してゐる。

五 パリ島概況

過去三十年の永きに亘つてオランダ政府の壓制と桎梏に呻吟し續けた「夢の島」パリ島も一昨年二月皇軍占領以來島民は解放された喜びに没りつゝ、過去の一切の悪習奇習をかなぐり捨て、或は治安の維持、或は各種勤勞奉仕に率先挺身するなど、原住民の日本に對する協力と信頼の念は涙ぐましいものがある。殊に施政二周年を間近に控えたパリ島は今や未だ眠りから覺めて、全島「米の島」本然の姿に還り、一匹の家畜、一粒の米でもより多く生産して大東亞戰爭遂行に役立てようと戦ふ日本への協力ぶりは頼母しく全島に漲る逞しい更生の息吹きが脈動してゐる。以下治政始つてより一箇年の島情を紹介する。

(一) 治 安

先づ原住民横の聯絡機關たる酋長聯盟を設けしめて毎月一回定期的に會合せしめ、島民への征戰目的浸透に努める一方、警察官の講習會を開いて日本式訓練を實施して質的向上を圖り、着々成果を收めるなど島内の治安は完

整に近い。

(二) 衛 生

癩患者は相當多く當局はこれが傳染を防ぐため一定の島に隔離する計畫を樹て漸次これを實行してゐる。マラリヤ、デング熱は灌漑用排水の施設が行き届いてゐるため極めて少いが、ジャワ本土との聯絡頻繁なためベストの傳播の惧れがあるので、海港検疫所を開設、防疫に當つてゐる。尙島民の衛生思想は極めて低いため當局は凡ゆる機會を捉へてこれが普及に努めてゐる。

(三) 文 教

戦後の建設は先づ島民青少年の教育にありとして當局は進駐後間もなく閉鎖されてゐた各學校を再開し、昨年三月シンガラジャに簡易日本語學校及び女子教員養成所を開設して正しい日本精神を吹き込むと共に短期農業學校を開設して農業技術者の養成に努め、既に多數の卒業生が建設の第一線に立つて原住民の指導に當つてゐる。此の外島内婦人の日本研究熱は旺盛で各地に研究會が誕生した。

(四) 交 通・通 信

島内の交通は主として當局直營のバスを利用し、全島を結ぶ連絡バスも従來週一回だったものを昨年五月から三回に増加したが、更に最近〇〇會社に經營を委託して少くも従來の二倍の運轉をしてゐる。

電信、電話はほとんど完成し、シンガラジャ、デンバサルの兩市は既に内地との間に一般電信事務を取扱ひ、待望の聲の交換も行ふ筈である。

九四

第四節 ボルネオ

ボルネオは從來漠然と「未開の寶庫」としてその將來性を期待されてゐたが、皇軍の占領に依つて此の地に軍政を施行されてより愈々その本領を發揮し出した感がある。即ち舊オランダ時代の農業偏重政策は一掃され、豊富な地下資源は大東亞戰の決戦段階に即應、急速な戦力化を目指して續々開發に着手されてゐる。而も現地建設工作の共通的難關たる資材、勞力、輸送の三大困難に加へて他の地域に見られない自然的惡條件と戦ひながら、我がボルネオが豫想外の好成绩を挙げつゝあることはボルネオ民政當局の並々ならぬ決意の程も窺はれて誠に頼母しい限りである。

(一) 地下資源

戦前オランダがボルネオに於て既に開發に着手してゐた鑛山資源は石油を首めダイヤモンド、石炭、鐵鑛、金、マンガ、水銀など相當廣範圍に及んでゐたといへ、石油を除いてはその年産額はいづれも微々たるもので未

だ試掘の域を出でなかつたといつて差支へない。皇軍占領後約半年餘を經た一昨年九月から昨年一月末にかけてわが資源調査團は鑛山班六班を組織、〇〇人が乗込んだ。暑熱マラリヤなどと戦ひながら幾多の辛酸をなめて、この資源調査團が新たに發見した鑛床や鑛脈は實に「寶庫ボルネオ」の名にふさわしいものである。例へば〇〇に於けるコークス用の粘結炭、西ボルネオ〇〇附近に於ける水銀、滿俺、ボーキサイド、モリブデン或は〇〇に於ける鐵鑛石等の新しい鑛脈が相次いで發見されたのである。特に〇〇附近に發見された滿俺の鑛床は素晴しく、當局では折柄の雨期にも拘らず多數の原住民を動員して新鑛床から〇〇までの産業道路を開鑿して開發に着手、現在既に月産〇〇トンといふ好成绩をあげてゐる。埋藏量も〇〇萬トンと推定され、鑛床は蜿蜒百數十キロに及んでゐるといはれる。戦前から有名だつたダイヤモンドも從來の幼稚な採掘技術を一擲してポンプ掘機等を使用、組織的な採掘に着手、これが勞務者も一躍戦前の〇〇倍に増加し、研磨工場も晝夜兼行で運轉、續々内地へ輸送されてゐるが、戦前に比し實に〇〇倍に達する生産量の増加は驚歎に値する。昨年製品の第一回内地輸送に際し感謝と激勵の辭が現地に齎らされたのもまた故なしとしない。ダイヤモンド採掘の副産物としては白金と金が産出される。

鐵鑛石はボルネオでは豊富な石炭と共に埋藏されてゐる。直接製鋼と共に〇〇地帯では既に木炭既設備による新工場が建設されつゝある。石油は戦前年産百八十萬トンと云はれ、オランダは敗退に際しバリックパバンの製油

九五

所を破壊したが、これは皇軍の手によつて逸早く復讐された。カラカン油田を首め自噴性のタンジョン油田など實にすばらしいものである。その他地下資源としては鉛あり、雲母あり、ボーキサイドありで枚舉に遑がない。これなら豊富な地下資源は邦人企業擔當者の進出により勤勞精神を體得した現住民の手によつて今や急速な開發が進められてゐる。勞務輸送力などの問題も漸次改善を見つゝあり、特に勞務に就いては島内農業者の轉換、ジャワ移民など顯著である。

(二) 農業・水産

1 農業

住民の主要食糧たる米は従來〇〇萬トンの消費に對し〇〇萬トンを島内で自給、他はジャワよりの移入に仰いでゐた。パンジエルマシム附近一帯は一昨の水田で生産は過剩となつてゐるが、東北部及び西部が不足するので當局では目下耕地の開發、灌漑、排水及び農業技術の改善、蟲害の除去、品種の改良などに乘出し自給に邁進してゐる。若き邦人指導者等が一里、二里もの奥地に分け入つて原住民に對し直接技術的な指導を與へてゐる姿は涙ぐましいものである。一方南ボルネオに於ける米價は従來非常に亂調子であつたが、民政當局は最近一キロ最低六錢と抑へ、郡長會議に指示して米價の安定を圖り價格面よりする増産を圖つてゐる。更に食糧増産に就いてはジャワ等よりする開拓移民の入殖が計畫されつゝある。

2 水産

水産業は沿岸漁業、淡水漁業等に見るべきものがある。特筆すべきは鹽干魚で、當局では確保によつて増産の獎勵に努めて居る。

(三)

其 他

豊富な木材の生産は戦前の水準を遙に突破してゐるが、最も重點が置かれてゐるのは造船材たる鐵木、パンキラ、カポール、イビール等の特殊材である。〇〇に於ては既に昭和十八年四月二十七日ボルネオに於ける木造船の第一船が就航して居り〇〇に於ても近く第二船が進水する。こゝにも勞力輸送の問題が痛切に感ぜられるが、最近當局の英斷により海洋筏による輸送が使用され始めたことは注目し得る。更に注目すべき現象としては過剰ゴム園の米作への轉換、新用途發見によるコブラの飛躍的増産等が挙げられる。西部〇〇に於ては發電機コブラ油を使用してをり、機帆船もコブラで走つてゐる。石鹼もコブラにより實に良質なるものが〇〇に於て工業化され、最近は〇〇稻が出荷され、市民の好評を博した。コブラの増産、地下資源の開發、土木工事の振興はボルネオ原住民のゴム收入激減を補つて餘りある。以下北部、東部、中部及び西部ボルネオ各地の狀況に就き述べることにする。

一 北ボルネオ

(一) 軍 政

舊英領ボルネオ、サラワク王國及びブルネイは皇軍上陸以來、ボルネオ方面陸軍軍政當局によつて統治せられ、舊蘭領西部ボルネオの西部州、英領ボルネオのサンダカンを首都とする東海岸州、アビ(舊名ゼツセルトン)を首都とする西海岸州、ブルネイ及び北叻サラワクを含むミリ州、クチンを中心とするサラワク南部のクチン州の五州に分けられた。其の後舊英領ボルネオ、ブルネイ及びサラワク各地方一帯を總括して北ボルネオと呼稱することになり、また現地限り左の如く地名を用ひることとなつた。即ち管下東海岸州、西海岸州を夫々東海岸州、西海岸州と改稱し、又久鎮州、美里州、志布州及び久鎮、美里、志布の各都市は漢字を當て、その他の地名は片假名とすることとし、尚ラプアン島は前ボルネオ方面陸軍最高指揮官故前田大將の遺跡であるので、之を前田島と改稱することになつた。

(二) 産 業

1 農 業

刻下の急務である原住民の常食米は、北ボルネオに於て五十萬石消費されるが、生産はその半分である。當局では自給自足を目指し、クチン、アビ、サラワク一帯にかけ米作奨励をなしてゐる。

2 工 業

北ボルネオに於ける工業としてはカツチ製造があるが、目下ブルネイ、セララン、サンダカン地方に經營され、染料材として將來益々必要度を加へる有望なる工業である。船舶用材として優良性を認められるラワン材も産出され、今後の發展が注目される。

3 鑛 産

北ボルネオの重要資源は勿論石油であるが、石油は益々有望であり、現在既に戦前に比肩すべき産出を見てゐる。北ボルネオが有する鑛物で將來性を持つものに鐵、石炭、金、ボーキサイド、水銀、アンチモニー、モリブデン、ジュラルミン等があり、特に水銀は世界屈指と稱せられて居る。石炭は南方國の自給を目指して開發されて居る。

(三) 金 融

ボルネオに於ける舊金融機關の整理並びに再建は正金銀行の手によつて進められ、昭和十七年七月初よりサンダカン、クチン及びミリでは正金銀行支店が業務を開始し、八月にはアビルも支店を開設した。これら支店の開業と共にマライ人、華僑、インド人等の預金は急速に増加し、新しい金融機關に對する住民信頼の深さを反映してゐる。

また同年十月一日より正金クチン出張所に南方開發金庫支店が業務を開始し、之に因つてボルネオ金融機關は

新たな建設工作に即應する新態勢を悉く完備するに至つた。

(四) 交通

ボルネオの交通は舟運を除いて見るべきものがない。しかも海岸線の遠浅に影響され、各河口は浅く、巨船の航行は殆ど不能である。戦前五百萬噸の船腹が沿岸航路に就航してゐたが、わが軍當局ではその一周年後には既に二百萬噸を復活した。

道路は極めて少く、僅かに都市中心に發達を見るのみで満足なる橋梁一つない状態であり、アビーサンダカン間、ブルネイーミリ間、其他改修又は建設が計畫されて居る。港にはサンダカン港があり、既に二萬噸級の船が岸壁に横付け出来るやうになつた。

二 東ボルネオ

南ボルネオ戦定後一年有餘、バリツクババンを中心とする東部ボルネオ各地軍官民の熱烈なる努力と原住民の獻身的な協力とにより、その復舊、開發は着々と進捗してゐるが、特にバリツクババンは敵の焦土戰術を見事に克服し、凡ゆる方面に力強い發展を見せてゐる。

(一) 治安

海軍軍政下治安は全く安定し、永らく暴虐な舊蘭印政府の壓制下に呻吟してゐた原住民は今や大東亞民族たるの

自覺に自覺め、皇軍を擁護し、凡ゆる困難を排して新東亞建設に協力するの態度を示してゐる。

(二) 都市計畫

バリツクババンの復興は特に目覚しく、原住民の復歸者も既に戦前を凌ぎ四萬を數へるに至つた。民政當局ではこれに對し各種の適切な措置を講ずると共に遠大な都市計畫を樹てゐるが、差當り敵によつて燒き拂はれた舊商店街に官公衙廳舎及び商社街を設け、その海岸寄りにはこれを公園として開放、公園内には市民のため休息場建設を目論んでをり、更に山の手には日本色豊かな邦人宿舍の建築も豫定され、戦前に勝る快適な市民生活を送るも遠くはない。

(三) 交通・通信

東部の重要都市バリツクババンとサマリングを結ぶ幹線道路は既にその大部を完成し、陸運完成の日も近い。電報はボルネオとセレス、セラム間は勿論、遠く内地とも通信が出来、郵便、郵便爲替、電信爲替の内地との交換も行はれてゐる。

(四) 教育・文化

當局の熱心な文教對策により原住民の小學校は殆ど戦前並に復活、大東亞民族たるの資質鍊成に力強い歩みを續けてゐるが、更に當局ではボルネオ全域に互りこの新學期から授業料全廢の措置を取つた。舊蘭印時代にはこの

授業料のため多数の原住民が進學出来なかつたが、今回の英断により今後はどんな貧しい原住民の子弟も就學し得ることになり、パリックババンでは早くも就學申出者が續出、各校とも定員を遙かに突破する盛況である。またパリックババン市内五ヶ所にはラジオ塔が設けられ、原住民に對し演藝ニュース、講演等を放送してゐるが、この放送は舊蘭印時代には全然行はれなかつただけに住民は非常な喜び方である。日本語の普及も既に官吏、小學校教員等には一應の講習も終り、引續き一般原住民に對するラジオ日本語講座が開講された。この外〇〇では中堅幹部工員養成のため昨年四月一日より「工夫養成所」を開所し、第一回として〇〇名を入所せしめ、邦人教官の下に學科に作業に教練に熱烈な努力をつゞけてをり、これら中堅幹部が二ヶ年の訓練を終へ、大東亞建設精神を體得して集立てば、建設は更に拍車を加へられるものと期待される。

(五) 産業

1 礦業

石油を首め無盡蔵といはれる良質の石炭及び鐵礦、その他戰爭遂行に必要な地下資源はつゞくと發見されてゐる。

2 林業

大森林には南ボルネオが特産物として誇つてゐた枕木、棧橋その他に用ひる鐵木を首め木造船の主要材料たる

パンキライ、建築、家具材としてラワン、カポール、ダマル、タンニン劑原料のマンダローヴ等も文字通り木材の寶庫の名に恥ぢないが、この外最近の造船に必要資材としてのリクナンバイターも發見され、舊蘭印秘密の鍵はつゞくと破砕されてゐる。尙これら多量の木材を輸送する海洋筏もこの程美事に成功し、現地建設に洋々たる前途を約束してゐる。

3 水産業

水産方面は淡水、海洋を問はずこれまた無盡蔵の漁場を擁し〇〇水産は差當り沿岸漁類の蒐荷を行つてゐるが近く鯉、鮎の海洋漁業にも乗出す管で、更に製氷、冷蔵設備の完成を見れば南方各地はもとより内地の食膳をも賑はすことが出来よう。

(六) 邦人の活躍

パリックババンの邦人は當局指導のもとに木材に造船に物資の蒐荷配給に日夜健闘を續けてゐるが、此の程業者を集めた産業協會も發足し、建設の礎は更に鞏固さを加へた。更に現地醸造の味噌、醤油には懐しい内地の香りが漂ひ、灘の生一本に劣らぬといふ特産の日本酒も近く配給されるまでになつた。又舊蘭印時代とかく不足勝ちだつた野菜類も目下大増産に着手してをり、純日本種の大根、山東菜、胡瓜、茄子、葱、トマト、西瓜が食膳に上る日も近く、熱帯瘴癘の地の代表のやうに思はれてゐたボルネオは聞くとは大違ひ、正に地上の樂

園である。

三 中部ボルネオ

舊東南ボルネオ州と西ボルネオ州の州境近く流れるアルー河々口から奥三十軒廻つた所にボンカンボンといふ中部ボルネオの主邑がある。バンジェルマシシから約五百軒、交通の便も至つて少く、サルタンの土侯領で、廣大なボルネオ全体から見れば邊鄙な一角に過ぎないが、現在是我軍政下産業開發に、行政制度の確立に、學制の整備に舊オランダ時代の放任主義を一掃して日と共に逞しい建設が進められつゝある。一昨年八月以來約十箇月同地に在つて軍政の推進に努め、バンジェルマシシに歸着した某駐在官は同地に於ける最近の状況を次の如くに報告してゐる。

(一) 原住民

カツバス・バリトといつても北海道の半分、關東平野の廣さであるが、人口は約十二萬、一平方軒當り一人といふ密度である。バンカンボン、コタツリンギン、サンビット等が主な都邑で舊オランダ時代にはバンカンボンに「コントレール」が駐在し、コタツリンギンにはサルタンが居たが、サルタン首め住民はオランダの爲に全く骨抜きにされ、安逸な生活に慣れて勤勞の習慣、貯蓄心は全くない有様であつた。一昨年八月我々が赴任した當時、住民に對して「家の前の草を除れ」と云つても「通行税を拂つてゐるのだからそれはお役所の仕事だらう」等

と言を構へて動かうとしなかつたものだ。従つて我々は先づ「橋を架けたり溝を堀つたりする事は役所の豫算でするが家の前の道草類はお前達が鉈々除るものだ。」そんな事から教へて行かねばならなかつた。戦後生活必需品資はストックが減少するにつれて市價も漸騰し、生活が窮屈になつた。我々はさうした困難の中に身を以て飛込み、物資の配給組合を作らせたり、公定價格を制定したり、官吏を首め原住民指導者階級等に對して大東亞戰の意義を説き聞かせたりする一方産業の開發、學制の整備、水田や道路の開發に自ら陣頭に立つて汗を流して見せた。かくて原住民連は漸く日本人とオランダ人との根本的相違を悟り、始めて苦しい中にも大きな希望を抱いて我々に隨いて来るやうになつた。

(二) 産業

地下資源は豊富で殊に鐵と砂金、銅等有望な鑛床があり着々開發計畫が進められてゐる。同地方に訪るべきものはタンニン原料たるクマイのバカウが密生して居り、現在企業擔當者の手により伐採され、ストックは〇〇噸に達してゐる。ハンカランとクマイ港を繋ぐ〇〇軒の産業道路も既に完成した。その他製紙原料としてのダカル鐵木、シラップ、ロタン等又海底電線被覆用の野生ゴム等良質のものが産出されてゐる。又住民の主要食糧たる米は従來ラダンといふ陸稻しかなかつたが陸稻栽培のため無闇に森林が伐採されるのは種々な點から面白くないので、三ヶ年計畫で水田〇〇町歩をバンカンボン附近に開發することにした。所が水田開發の講習會を開き生産

指導員たるべき者を募集すると定員の七倍も集つて来た。仕方がないので定員の二倍を選抜し目下盛んに講習を行つてゐる。又原住民の勤勞奉仕による水田開發も着々好成績を挙げ、一年足らずの間に既に二百町歩が完成した。この勢ひで進めば三ヶ年計畫は優に二年で達成出来五年も経てばラダンの栽培はその必要がなくなるものと思はれる。その他煙草も作つて居り、砂糖もガラメラの製造を指導してゐる。

(三) 教 育

パンカランボンには公學校が十校と上級公學校一校があり、戦前の就學率は二〇乃至二三%だったが、軍政施行以來學制の整備に伴つて同校豫算の十分の一を補助させ、學校も二校増設、如何なるカンボン(村)からも入學を奨励するやうにしたので、昨年の就學率は三八%と云ふ著しい向上を示した。どんな山中に行つても君が代や愛國行進曲を聞くことが出来、ラジオ體操をする元氣な少年達の姿が見られる。最近決定された現地人の東京留學生制度がかうした邊鄙な所でも大評判となり、向學心に燃える原住民青年達に非常な熱意を掻き起してゐるのも微笑ましい。

(四) 華 僑

同地方の華僑は現在約千四百人程であるが、昨年一月の中國參戰以來彼等の東亞的自覺は眼に見えて昂まり、急に我々に接近して来た。彼等は商權を握つてゐるので、原住民と協同で資本金一萬ギルダの民需物資配給組合

を組織させた所が忽ち三口も出来上つた。四ヶ月に一回宛利潤の分配をやらせてゐるが、この配給組合によつて如何なる山奥でも必需物資が流れて行くやうになつたのは愉快である。パンカランボンは海拔も高く、赤道直下ではあるが氣候は至つて涼しい。蚊も餘りゐないし謂はゞボルネオの上高地と云つた所であらう。

四 西ボルネオ

未開のボルネオの中では最も早く開かれたと云はれる西ボルネオの建設は軍政當局の指導の下に目覚ましきものがあつたに拘らず通信交通上の實情は餘り傳へられなかつたが、この程ベンジェルマンの軍政當局者によつてポシティアナクを中心とする西ボルネル一帯の逞しき建設狀況が明らかになつた。以下はその概要である。

(一) 治 安

治安は全く良好である。人口もボンティアナク週邊のカンボン・マラユール(マライ人部落)を含めて最近は一六萬三千に増加し、その中三分の一が支那人であるが、その支那人といふものも大部分百年近くもボルネオに住んでゐる關係上、性質も温順で、現在は我が軍政への協力を誓つてゐる。或華僑會長は戦前は蔣介石に三萬圓づゝ送金してゐたが今では新政府に忠誠を盡す旨告白してゐる。ボンティアナクを中心として西ボルネオには十三の土侯國領があるが、サルタンの勢力は宗教的なものを別とすれば政治的には大したものでない。有名なダイヤ族は西ボルネオ百萬人の人口の中現在約二十萬を算へ、全部奥地に住んでゐるがこれ程愛すべき種族はないと云つ

て良い。三百年の歴史者オランダを駆逐した日本人こそは我等のラジャ・バルー(新しき王様)であるとして心からの尊敬を捧げて来てゐると云はれる。住民一般の協力は云ふ迄もなく、地方行政制度の確立に伴つて我が軍政は遙か奥地に迄強力に浸透しつゝある。

(二) 産 業

殆ど戦火の影響を蒙らなかつた西ボルネオは皇軍占領以來一年四箇月産業の開発は實に目覚ましいものがある。殊に戦前ゴムとコブラで知られた西ボルネオは特にコブラの生産が飛躍的に増大し、この需要激増に伴ひ一般農民はゴム減産による収入減を充分補ひ得る様になつた。木材生産も戦前に劣らず盛で當局の英断で海洋筏の利用が始められ、ジャワ方面への輸出が行はれてゐる。豊富な鐵木蘭藤の外にマツチ工場も新設され、タンニン原料としてマングローブも月産〇〇噸に飛躍した。

(三) 交 通

沿岸航路はまだ戦前の域には達しないが共榮圏各地との航路も開かれ、北ボルネオとの交易も着々と進められてゐる。陸上交通の發達はボルネオ随一と云はれ、ボンテニアナクを中心に百數十軒の奥地迄バス路線が開通し、料金の低廉化と相俟つて原住民の利用が俄に増大してゐる。

(四) 教 育

學制の整備はボンテニアナクを中心として急速に進められてゐる。現在初級、中級、高等等の各皇民學校を首め農學校、師範學校等が開設され、日本語は正課となつてゐる。この外一流市民官吏の爲に夜間學校も開かれ、國語の外日本歴史、日本事情等が教へられてゐるが、特にボンテニアナクに於ける支那人の勉學熱は頗る旺盛で、滿員の盛況を呈し、一流婦人連も加へてその數は漸次増加の一路を辿つてゐる。成績又極めて良好で卒業式當時漢字混りの堂々たる日本文が朗讀されてゐる。

(五) ボンテニアナク近況

皇軍占領以來孜孜として生業に勤む市民の顔には悦びの色が溢れてゐる。物資も相當豊富である。オランダは敗退に際し掠奪甚しからずと放言したと云ふが、舊オランダ系獨占會社の倉庫からその當時の掠奪品が発見され、それが今盛んに市中に出廻つて原住民を潤してゐるのも皮肉である。十一月頃から三月に掛けてモンスーンでジャワとの交通が幾分窮屈になつた爲、生活必需品、特に米、砂糖等に就いて配給制を實施したが、これも間もなく緩和されるであらう。一部支那人奸商等に對する取締は嚴重に行はれ、市民の生活に對する不安は些かも見られない。水道はまだ完成せず、市民は天水を利用してゐるが、電燈、電話は逸早く復舊してゐる。現在晝間の送電は中止してゐるが、發電に際して極力重油の使用を節減し、一箇月の中二十日間は代用油としてコブラを使用してゐることは注目に値する。放送局は未だ開設されないが、映畫館では日本もの、ニュースや文化映畫、劇映畫

110
等が屢々上映されて市民を啓蒙してゐる。開戦直前逮捕され南洋に送られた〇〇名の邦人が曩の交換船で送還されそれ〴〵元業に復歸し、大東亞建設の一役を擔つて渾身の奮闘を續けてゐるのも涙ぐましいものである。

第五節 セレベス

戦定以來セレベスは御稔威の下喜色溢れて新しい大東亞の建設へ邁進しつゝあり、民政は滲透して治安は盤石、宗教は自由で、教育は急速に普及し衛生も亦徹底し、邦人は勿論原住民は心からこの戦争に勝ち抜くべく確固たる決意に燃えてゐる。

一 軍政概況

(一) 行政

舊蘭印政廳はセレベスを南部セレベスとメナドの兩理事州に分けてゐた。南部セレベス州は嘗て七分州、九副分州に、メナド州は之を五分州、十二副分州に分轄してゐた。そして分州に副理事官、副分州に監督官を置き嚴重な財政的監視を通じて徹底的な搾取をなし、オランダ本國の懐を肥したのである。また酋長、群長その他を行政の第一線に配置し、恰も優遇してゐるかの如き待遇をしながら行政上の非難を一切彼らに負はせると共に自

治領が徴収する稅收の名目の下にその金がいづかはオランダ政府の手に落ちる老獪政策を執り、官吏は極く少數にとゞめて行政費の節約を計つた。従つて原住民の信仰、地方の開発、公共施設等に就ては、オランダ人に利害關係を有するもの以外は行はなかつたので、三百年の蘭政が脆くも崩潰するや、原住民は擧つて日章旗の下に集り來つたのも當然であらう。この時以來セレベスは行政、經濟各般に互り新生の一步を踏み出したのである。オランダ軍は敗退に際し凡ゆる資料、書類を或は燒却し或は隠匿してゐたので、占領當時の民政要員は言語に絶する辛苦を嘗めた。

土地の事情、習慣、言語などの困難を克服する超人的な活動が日夜續けられ、治安維持會の結成、住民の復歸など治安の急速な回復第一期が過ぎ、一昨年の天長節には南部セレベスの群長總代などの任命式(メナドは海軍記念日に行つた)や、マカッサル市役所、警察廳の開設が行はれ、現状回復と經濟開發の準備時代に入つた。其の後現地當局の整備と共に民政府支部、出張所の設置或は土地、税、農林に關する諸官衙の復舊が行はれ、資源開發は軌道に乗つた。昨年の三月には州、縣、分縣の地方制度が設けられ、更にわが民政は地方へと深く滲透せんとしてゐる。

(二) 司法

一昨年の天長節に於ける群長總代の任命と同時に民政下にまづ裁判を復活した。即ちマカッサル地方では従來の

下級裁判所たるランツハレヒト（經濟部門の扱ひ）と中級裁判所たるラントラート（重罪犯人の扱ひ）を、又メナド地方でもこれをぞれん（第一部及び第二部の名稱で復活し、原住民間の刑事審判を行はしめたが、其の後司法要員の到着と、民政當局の支部及び出張所の開設によつて司法制度は着々と充實し來り、民事裁判も開始し、更に司法機構の修正に依る書面上告を加味した二審制の採用、登記所、遺産管理局等の設置、自治領に於ける荷蘭印時代の政府系裁判の復活等原住民財産權の保護安定は一段と推進されんとしてゐる。

(三) 財政

戦争に伴つて關稅及び消費稅收入が減少したが、一昨年十一月、昭和十七年度下半年豫算が出来て、健全財政への一應の見透しがつき、民生會計規程の適用でその基礎が固まつた。會計年度は内地同様四月から翌年三月に至る一箇年と定められ、臨時軍事費特別會計と民政豫算の二本建である。財政面から見た原住民の對日協力態勢はすばらしいもので、大東亞戦争が東亞民族のための戦であること、納稅が實際原住民自身に還元するものである點をよく認識してゐるので財政收入は豫想外に良好である。

(四) 租稅

戦前オランダは極めて巧妙な租稅政策を執つて原住民から搾取してゐたのである。民政當局に根本的な稅改革を行つて原住民の福祉の増進に資する方針であるが、これを急ぎ過ぎてたとへ一小部分にせよ改悪に陥らぬやう慎

重考究を進めてゐる。目下のところ原住民生活に急激な變化を與へぬやう、舊來の稅制をそのまま踏襲してゐるが、戦前大衆課稅として非難的だつた給與稅の免稅點引上げ（七五ギルダーより一八〇ギルダー）及び小額所得者（一日五〇仙以下）の免稅は近く實施され、一般大衆の生活安定を期することとなつてゐる。現在免稅は殆どなく、納稅率は非常によい。關稅は未だ徵收の域に達してゐない。

(五) 治安

セレベス島の治安は完全である。如何なる山奥へ行つても些かの危険もなく、戸毎に日章旗が掲げられ、愛國行進曲が歌はれてゐる。一昨年二月九日、皇軍がマカツサルに進駐するや、直ちに結成された治安維持會の手によつて町は落着き、市民は續々と復歸したが、當時は未だ多少治安も不安定だつたので、市中でもある特定場所は獨歩きは禁止されてゐた。四月十三日には警察が復活し、次いで大東亞戦下始めて迎へた一昨年の天長節には、マカツサル特別警察廳とメナド警察廳の新設をみ、新生セレベス島の治安は市街地から漸次村落へと回復して行つた。占領後増加してゐた失業者も、その後の經濟開發に伴ひ漸次就職したので、食ふに困つての犯罪は今では全然なくなつた。但し原住民の道徳感に基く特異の犯罪は彼等の間でなほ發生しつゝあるが、これは刑罰の方法を變更することにより犯罪の減少を期してゐる。去る三月三日には州、縣、分縣の地方制度の確立に依つて分縣單位に警察署を設置し、また四月には原住民警察官吏（所謂巡捕）の階級を六階級となし、従前の十八階級に互

る複雑性を除去し、且つ巡補には共榮國建設の自覺を與へる訓練を日夜續けてゐる。

(六) 原住民の協力

昭和十七年四月の群長などの任命に民政當局は命令書を公布した。然しこれはオランダ時代に比し極めて簡單であつたため、群長などは却つて危惧の念を懐いたが、やがて日が経つにつれ、彼等は自分を信用してくれる日本の誠意と共榮國建設の眞意を理解し、任命後僅か二箇月で基本行政は順調に回轉した。越えて九月群長などの總代會議に於て示された帝國の眞意と、セレベス統治の方向は畫期的な好影響を與へ、全島の活動は目に見えて活潑化して來たのである。セレベスの何處へ行つても、更に身の危険はなく兄と弟の親密さである。一昨年或地方の村が焼けた時には當局は米と金子を分配したが、オランダ時代會つてなかつたこととて、原住民の喜びは物凄く深い感銘を與へこれがため綿作に際しては獻身的な努力がなされた。

二 建設概況

(一) 産業

1 工業

特産物はニッケル、コブラ、ダマル、コバル、タンコン材料、香料、カボック、蓖麻子油、皮革、玉蜀黍、棉花等であり、工業はこの線に沿ふて勃興しつゝある。工場の新設及び破損工場の復舊、整備擴充は着々進捗し

てゐる。開發資源の賦力化は現地軍の要求充足、現地自給態勢の確立に主たる目的があるが、現地工業樹立の方向もまたこの點にあり、今後は出来るだけ内地の餘剩施設を現地に移駐する。戦前は工業らしきものは全然なく、すべて家内工業の域を脱しなかつたが、今や豊富な現地資源を活用する諸工場の建設計畫が具體化し、敷地選定を終へて着工してゐるものが多く、中には既に生産開始の力強い増産譜を奏してゐるものもある。工業としては搾油、石鹼、自動車、セメント、燐寸、紡織、木造船、調味料、製材、カボック、冷凍等多種多様である。

2 農業

温度は一年中殆んど差違がない。しかし雨量は南部セレベスのごとき一箇年二千七、八百ミリ程度を四箇月で降り、雨季と乾季が極めてはつきり分れてゐる。熱帯といつても一年を通じて何時でも作物を作れるといふわけではなく季節に支配される。地質は老衰の觀を呈し、地味は著しく肥沃とはいへない。然しセレベスはバリ、ロンボックと共に海軍民政地區の穀倉で、從來からボルネオ及びモルッカ諸島への米の移出は有名である。重要農産物はコブラ、米、玉蜀黍で、これに棉花、蓖麻が加はつた。

(1) コブラ

コブラは農産物の大宗で特にその産出は北部に多い。油脂資源として最も貴重なものである。第二次歐洲大戰勃發後輸出が杜絶し、原住民に非常な悪影響を與へたため、現地當局では原住民保護と油脂

資源確保のためコブラ管理組合を設けて蒐荷に當つてゐる。既に内地にも特送を行つたが、一方現地消費及び陸軍地区への供給には相當量を振向ける豫定である。蒐荷用の倉庫は各地に着々と建設され、又二箇所の搾油工場が設置された。

(2) 米

十七年度の産米は若干減量ではないかとみられてゐた。これは戦争のため農民が植付を躊躇したのと蒐荷の不円滑、交通機關の不備によるものであるが、十八年度は頗る良好で平年より一割五分乃至二割の増産が期待され、端境期に於ても他地方への輸移出に於て米に關する限り何の懸念もない。オランダ人は米を主食としなかつたので、米作の改良には餘り力を入れなかつた。

然し今後は經濟開發の進展に伴ひ需要増加は當然であるから施肥、品種の改良と統制、農具の改善、打穀機の使用、裏作の獎勵と地味の回復等、あらゆる問題を検討してゐる。

(3) 棉 花

邦人による棉作は大谷光瑞氏を嚆矢として宮地、小林兩氏がこれに次ぎ、成績は戦前から良好であつた。今回海軍地域全體で五箇年計畫〇〇萬擔の生産に乗り出し、昨年は初年度ではあるが現住民の熱意と協力はセレス島のみで二割の作付面積増加を見てゐる。

(4) 苧 麻

苧麻はセレスの新興作物として登場し、戦力増強の一端を擔つてゐることは注目し得る。

3 林 産・水 産

林産は振はず殆ど外地からの供給を仰いでゐたが、資源調査の結果自給の可能性があるので、關係業者の進出によつて開發が進捗してゐる。水産業はセレス島をめぐる全海域が海の寶庫で、特に北部の鯉漁業、南部の鮪魚業が有名である。原住民魚獲法の改良も將來の大きな問題である。鹽干魚の生産は鹽田の開發に伴ひ更に活潑化するものと思はれる。

4 鑛 業

地下資源として著名なものはニッケル鑛で、その探鑛は順調に進捗し、既に相當量が内地へ送られ、また新鑛床が発見されて開發に着手してゐる。資源調査の活躍に依つて豫想以上有用地下資源が埋藏されてゐることが判明した。例へば「セレスに石炭なし特に粘結炭なし」といはれてゐたにもかゝらず、南部セレス〇〇に於ける良質炭確保は今後セレス工業化に大きな光明を與へるものである。アスファルト、硫黄は既に活用され、また銅山の發見によりこれが開發計畫が進められてゐる。

(二) 金 融

1 通貨

皇軍進駐後ギルグー貨と圓貨を等價に置き、ギルグー表示軍用手票と在來通貨とを共に流通せしめたが、原住民は荷蘭印通貨を嫌悪し軍票を好んで使用し、今や殆ど在來通貨の姿をみない状態である。一昨年六月十五日から施行された通貨金融調整令は通貨金融の円滑な運行を阻害不利ならしめる行為を禁止したものであるが、要するにこれは皇軍進駐後同日までの布告を纏めて將來の發展段階に備へたもので、通貨に對する安定感及び帝國の通貨金融政策を原住民に熟知せしめるに多大の効果があつた。

2 金融

皇軍進駐とともに敵性銀行の業務は停止されたが人心の安定進出邦人の活動上金融機關の設置は一日も忽に出來ないので、當局は預金取扱事務所を設置すると共に一昨年四月二十日には庶民金融所を開設して原住民金融を円滑ならしめた。次いで六月一日には臺灣銀行の活動が始まり、ついで南方開發金庫及び日本銀行代理店の進出を見て金融機構は一應整備した。爾來産業の復興と開發、蒐荷などに有効適切な融資を行つたが、開發金庫貸付資金の國家的重要性に鑑み當局はその貸付に際し相當の考慮を拂ひ監督してゐる。一方現地に於ける庶民金融機關の一として昨年二月九日「アルヘメーネ・フォルクス・クレヂット・バンク」を庶民銀行の名のもとに再開し、従前以上農村方面への進出を行つて預金、貸付の兩業務を推進して原住民か

(三)

1 交通・通信

(1) 陸上交通

舊蘭印時代の交通機關は僅かに二、三の民間業者が經營してゐたのみで、中には所有バス台數一台のものすらあり、運行路線、徑路は雜然としてゐた。鐵道は戦前既に採算とれずして廢止し、原住民の利便は完全に忽視されてゐた。皇軍進駐後、現地當局は資源開發と島民の福利増進のため北部に於ては一昨年三月メナドを中心に、南部に於ては六月マカツサルを起点に官營バスの運轉を開始し、その後道路、橋梁の修理復舊に伴ひ逐次運轉台數を増加し、また路線の擴大延長を圖り、次いで環狀線が完成し、民衆に多大の利便を與へてゐる。

ら絶讃を浴びてゐる。同銀行は舊預金の引出しを認めてゐるが、引出しは極めて少額で、その半面、預金の激増を見てゐることは原住民の貯蓄心の旺盛さと日本絕對信賴の念を端的に表現するものである。更に當局は高利貸の跳梁を防止するため金利の統制を行ひ、不良業者の青田貸その他を抑制してゐる。島外送金に就いては昨年二月一日送金爲替等取締令を公布實施し、銀行爲替による内地送金の途が開かれたが五月からは支那向送金が許可されるに至つた。

(2) 海上交通

蘭印政廳は自國のケー・ビー・エム汽航會社の利益を擁護するため帆船に壓迫を加へてゐたが、今や日章旗の下にセレベス島の帆船は共榮團確立と輸送力増強の崇高な目標に向つてその全力を結集し、民船運航會の指導を受けて大東亞の戦力増強に邁進してゐる。一昨年十二月暫定船舶令が實施され、民船は統一ある運航をなしてゐる。木造船建造は着々進捗し、これに伴ふ原住民船員の養成はマカッサル海員養成所で純日本式に厳格な規律の下に行はれてゐる。七月の第二期生は募集数を一躍五倍、五百名に増加し、更に九月一日には高等部を併置して高級船員の養成に當つてゐる。

2 通 信

(1) 郵 便

一昨年六月二十日マカッサル郵便局ほか六局の開設によつて葉書の取扱ひが開始された。その後交通網の整備と相俟つて數回に亘り地域及び事務取扱ひ範圍が擴大され、書狀、小包、郵便爲替の取扱ひも行はれ、海軍地域は勿論、ジャワその他の通郵制度が確立した。昨年一月には内地との郵便を開始、また邦人商社に對する私書函が設けられたが、三月には對内地爲替及び書留業務が開始された。この間郵便局の設置も逐次増加し、南部セレベスではマカッサル以下二十五局が開設された。

(2) 電 信・電 話

主要都市に於ける市内電話は日を逐ふて完備し、市外通話も整備され、待望の東京マカッサル間直通電話も通じて治安と建設に多大の貢獻をなしてゐる。一方セレベス島内は勿論、ボルネオ、小スンダ、セラム及マライ、ジャワその他の主要都市間にも無線電信が急速に開通するに至つた。

(四) 生活必需品と物價

戦争の爲物資の輸入は減少し、従つて配給は全般的に見て資源開發、生産増産、莫荷の進捗せる地點へ重點的な配給方針を採つてゐるが、物資配給組合の活動は極めて順調で現在椰子油、石鹼、織維製品に對して切符制を實施してゐる。生活必需品は内地のみの供給は不可能なので現地で生産し得るものは出来るだけ生産確保に努めてゐる。物價は原則として低物價政策を採つてゐるが商品の種類によつては戦前に比較し若干値上りを見てゐるものもある。低物價政策完遂のため一昨年三月暴利取締令、同四月價格取締令を公布し、その後これを強化して物價の昂騰を防止してゐるが爾來逐次商品に公定價格を設置した。

(五) 都 市 計 畫

健康明朗な南方都市建設を目指すセレベスの都市計畫は保健、衛生に重點を置いて着々進展してゐる。マカッサルでは人口の激増に伴ひ邦人、現地人の住宅地を健康地に建設すべく既にその一部に着手した。原住民の住宅街

は健康的な高燥地区で早くも三百戸餘りが市の周囲に散在する排水不良の不健康地から移轉を完了した。邦人街は整地、抜木を行ひ、先づ補助道路の築造に取掛ると共に一般市民の慰樂の地を造るべく造園工事を進めてゐる。邦人住宅は住宅建設組合（住宅營團を解消）を中心に建築の促進を計り、地区の決定を見たので既に基礎工事が進捗してゐる。目下マカツサルでは煉瓦造りと竹、木材を主とした二つの模範住宅の完成を急いでゐる。道路は目下〇〇のアスファルトを活用して舗装道路の擴充強化を行つてゐる。舊蘭印軍が退却の際破壊した一部道路もすでに復舊し、また橋梁も大部分復舊した。和蘭は幹線道路を擯取ルート或は週末旅行用に使用したので何ら積極的な産業開發の動脈たらしめなかつたが、日本はこれをセレベス島民の福祉増進と經濟開發に即應して新な企畫の下に整備擴充してゐる。

三 原住民の政治參與

セレベスはボルネオ、セラム等と共に海軍政府より開戦二周年記念日の十二月八日を期し、全原住民に對してその政治參與に關する暫定州會令、暫定市會令、暫定市會議員選舉令及び暫定州會議員、市會議員手當及び旅費規定を公布、選舉令を除き即日實施され、同日附告示を以て州會を置くべき地としてセレベス、ボルネオ、セラムの三民政部直轄地域及びメナド、アンボン兩州を指定され、又市會を置くべき都市として先に暫定市令並に市長設置規定により日本の性格を付與されたマカツサル、メナド、バンジュールマシ、ボンチャナク及アンボンの五市を

指定された。而して今回指定された各地區に於ける州會は年一回、市會は年六回開催され、州市會とも議長を除く議員は全部推薦及び選舉による原住民議員で構成されるが、當分の開市會議員選舉を行はず推薦制によることとした。制度の概要は左の通りである。

(一) 軍政諸地域に諮問機關を設置し人格識見優秀なる原住民を選抜して行政に參與せしめその圓滑適正なる發展を期す。

1 州（民政部直轄區域は州と見做す）の行政に關し民政部長官（州に於ては州知事）の諮問に應ぜしむるため民政府總監の指定する州に州會を置く。

2 市廳の事務に關しその諮問に應ぜしむるため民政府總監の指定する市に市會を置く。

(二) 軍政諸行政機關に有爲有能の原住民を拔擢登用し軍政、市廳の相當地位に當らしめて軍政の有効適切なる運営を更に充實せんとす。

1 原住民職員の種類を定めその階級を統一し且つ任用に關する一定の基準を設けその組織系統を明かにす。

2 原住民職員俸給に關し一定の基準を定めると共に現下の狀況に鑑み支給を適當と認むる手當の種類及び基準を定めて原住民職員の地位と生活との安定を図る。

3 日本軍政習熟の深度に應じて原住民職員を漸次高位の職に登用することを明かにす。



第六節 チーモル

一三四

チモール島は昭和十七年の春皇軍の手に歸して以來民政當局の逞しい敵前建設と原住民の協力とによつて各種建設工作は着々と進捗し今や建設第三年に堂々と突入せんとしてゐる。

(一) 行政

チモール、ロテイ、サノアロールの総面積は約二萬方呎、人口七十萬、原住民は心から皇軍に信頼し、我が民政は全島の隅々まで滲透してゐる。殊に當局は舊慣を尊重して諸施策の円滑を圖つてゐるため島民にも我が眞意が徹底し、納税の如きも殆んど完納に近い好成績を収め、治安も亦完璧に近い。

(二) 教育

ロテイ島を除き原住民の大部分は文盲で、マライ語を解する者は全住民の僅か二パーセントに過ぎなかつたが、當局は民政施行以來青少年の教育普及を期して各種學校の整備設立を圖り、授業料を全廢して彼等の向學熱に應へた結果、現在では學校は千二百校、學生も約七千人を數へるに至つた。一方簡易農業技術者養成所を設けて農民教育に當る外、一般島民の啓蒙運動としては週報の發刊、映畫、劇、日本語教育等によつて指導し精神教育に務めてゐる。

(三) 農業

戦前極めて原始的な農業が營まれてゐたが、漸次日本式水田と農園を増加する一方、今まで知られてゐなかつた各種野菜類の栽培増産にも指導を加へてゐるので、漸次實效を挙げ第一線將兵にも新鮮な野菜をどしどし供給し得る様になつた。

(四) 畜産

従來豚、野羊等は輸出品の王座を占めてゐたが、戦前オランダ政府の無算なる措置に依つて漸減傾向にあつたのを我積極的増産計畫によつて最近非常に増加した。

(五) 商業・金融

島民の日用品雜貨は配給制を確立して円滑を期してゐる。金融對策としては健全な通貨の流通を期し庶民金庫を設けて島民に貯蓄を奨励した結果、部落單位の貯蓄組合が漸次増加し、通貨膨脹の懸念は全くない。

(六) 華僑

華僑はチモール全地區に約〇千を算へるが一般に克く時局を認識し我が建設工作に全面的に協力してをり、當局は總ゆる手段を講じてこれが自活救済の途を講じてゐる。

一三五

第七節 ニューギニア

一一六

一昨年四月十二日西南太平洋に於ける敵米國の軍事據點たるニューギニアにわが海軍部隊の精銳が進駐、次で軍政が施かれ最前線の軍政機關として海軍民政府が設置された。面積四十萬平方杆弱、わが本土に九州、四國、北海道を加へたより大きい未開の蠻地、然も海を距て、今なほ敵米露と相對峙する最前線地區だけに、これが開拓には大きな障害が横たはつてゐた。その第一は努力の不足である。西ニューギニアの住民はダイヤ族二十萬と推算されるが兵力の對象となるものは僅々〇萬に過ぎない。第二の障害は船腹難である。最前線、而も未開拓の地であつた幾多の悪條件と闘ひながら行ひつゝあるニューギニア建設はその至難さと雄渾さに於てその比々見ない。しかし現地軍官民の涙ぐましい獻身的努力は遂にこれ等の悪條件を克服し、白地に等しい大驥に「熱帯日本」を創造すると共に建設戦に所期以上の成果を擧げ、濠北に不動の大柱を打立てたのである。軍政機關では上陸と同時に諸準備に〇箇月を要したので、現在の輝かしい軍政成果は僅かに三、四箇月で收められたものである。地續きで直接敵と相對する當地區は第一線中の第一線として軍事的、政治的に文字通り重要な地歩を占めてゐる。軍政施行半歲に於ける海軍軍政の浸透振りと共に伴ふ建設概況を述べることにする。

而してニューギニア民政府は作戰協力に死力を傾倒する所謂行動隊の役割を持つ。従つて他地區では九割五分までを占める對人行政が此處では皆無である點と餘力が行政の積極化、原地人教育の革新振興に振り向けられる點、及び軍政の施行に當つては飽くまで内地の負擔に依らず現地を動かして行くところに特殊性を有してゐる。民政府の擔當する役割は現在に於ては専ら戰爭に勝ち抜くため陸海軍の作戰に密接に協力する事である。

一 軍政概況

(一) 概 要

軍政窮極の目標は大東亞戰爭の完遂に協力すると共に東洋本然の精神文化を顯揚するにあるが民政當局の課題として原住民を大東亞戰協力態勢に置く事にある。民政府の中央機構は總監の下に一房三局があり更に地方行政組織としては一支部、十二事務所を管内に設置してゐる。事務所のあるものは敵地に接近した第一線まで進出、絶えず空襲に曝されながらも果敢に軍政事務に携つてゐるのは頼母しき限りである。下部機構は舊蘭印時代のものをも參照して一支部十二事務所地域に三乃至四名のインドネシア人の群長を任命、部落毎にバプア原住民の村長を置いて軍政の諸施策に協力せしめてをり、更にこれが浸透を期するため事務所毎に群長會議、更に群長を中心とするべきものがあり、原地人官吏の養成所を設置して再訓練を施し日本語教育を徹底させる計畫も進められてゐる。

一一七

(二) 租 税

税制は軍政の要請と共榮團理念に基き舊蘭印時代の物は改正する必要がある。目下準備調査中であるが、差し當つて八月から人頭税を實施した。之は軍票價値を認識させると共に勤勞精神の涵養を狙つたものでオランダ時代の年四ギルダーをうんと引下げてゐる。

(三) 治 安

治安の維持と確保は建設の根幹を成すものであるから民政府警務機關では現地軍機關と協力、銳意宣撫工作に當つた結果オランダ時代から手を焼いて來た一部の狂信的原住民の宣撫に成功し苦力を供出さすまでに至つた。住民は一部物資の入手に不自由を感じてゐる外は米、砂糖その他食糧日用品の配給を受け安居樂業してゐる。ヤビ族その他の所謂人喰人種も單純且つ愛すべき種族で皇軍を絶對信頼してゐる。

二 建設概況

(一) 産 業

本地域の特殊性として特筆すべき事はジャワ等と違ひ舊蘭印政府時代から未開發の儘放置され、産業施設その他について何等見るべきものがない事である。従つてこの地の經濟建設には尠々ならぬ資材難、勞力難、輸送難を克服して涙ぐましい軍官民の努力が織込まれてゐる事を銘記しなければならぬ。經濟建設の基本方針も亦軍作戦協

力主義の線に沿ひ食糧自給體制の確立、次いで重要國防物資の開發に特に重きを置き、現地の必要物資は戰爭下物資交流に多大の困難を感じる折から可及的に現地自給體制を確立する事が望まれ、軍政當局の指導下に開發擔當業者は懸命の努力を拂ひ、第一線での挺身振りは現地軍當局をして感激せしめてゐる。又軍作戦の圓滑迅速なる遂行を期するため民政府では現地軍と圖つて食糧の自給對策要綱を決定、民政府事務所をして各地軍との間に密接なる連絡を保たせつゝ擔當業者をして食糧の供出に當らしめてをり、民政府も亦自ら直營農場を設置して相協力、如何なる情勢の下にあつてもびくとせぬ食糧對策の實現に努力してゐる。

米は自給を目標に企業擔當者をして水陸稻の栽培に従事せしめ、黄麻、棉花などの作物も米作に轉換、各地に米耕適地の選定を急いでゐる。しかして〇〇では播種後三箇月で開圃の栽培に成功し、陸續に關しては折紙がついた。

味噌、醬油の原料たる大豆、落花生等豆科植物の栽培が無限に可能なので現地體造に着手、味噌は既に供給を開始してゐる。魚肉は鹽、鮪等沿岸一帯に豐漁で漁業挺身隊が沿岸各地に進出操業中であるが、更に魚肉の確保を期し現地に罐詰冷凍工場を設置する事になり敷地も定まり目下工事中である。

獸肉は野豚その他の獸肉の迅速なる供給は多少困難を伴ふためそれまで魚肉を代用、これが供給を倍加する事とし、又各地に民政府直營牧場、合計〇〇町歩を設置して企業者を進出せしむる豫定である。

1 農 業

原住民の重要食糧たるサゴ澱粉、コブラを採取せしめると同時に民政府自ら食糧増産運動に乗り出し、原住民を指導して荒地の開墾、玉蜀黍、タピオカ、甘藷、野菜を首めパイヤ、バナナ等果實の栽培増産に拍車をかけてゐる。原住民の食糧増産運動は彼等の食糧を確保する外彼等に勤勞尊重の觀念をあたへ精神的向上を圖る上に多大の効果を發揮してゐる様である。又キニーネの原料たるキナ、カフラボニカ、宜撫用の嚙煙草は何れも廣大な適地を發見し試験栽培中である。デリス根や除蟲菊の栽培も有望視されてゐるが、玉咲つばら藤の發見は大きな收穫であらう。玉咲つばら藤は初期結核の特効薬として東大で臨床實施の結果好成績を收めたセフアランチンの原料薬草で僅にわが臺灣に於てのみ栽培可能とされてゐたもの、これ亦適地調査中で栽培可能となれば藥學上大きな光明を投げ與へる事にならう。この外椰子酒の醸造、ココア油から坐藥の製造等も着手或は研究中で無限に自生する海岸一帯のマングローブを剝皮して内地に輸送、軍需皮革鞣劑やタンニンの原料に充てる計畫である。

2 林 業

木材資源の豊富なことはスマトラ、ボルネオに次ぎ目下○箇所の製材工場から軍用材としてどしどし供出される一方、管内需用の印刷紙、さら紙を充足するため大規模の製紙工場設置を目論見、内地から技術者、機械類

も既に到着した、第一期は洋紙の外バルブを製造、漸次規模を擴張してをり、軍政地區の需要も満さうと云ふのである。ニューギニヤの木材資源はスマトラの鐵木には稍劣るが耐水性強い鐵木を首め、枝下百尺を越ゆるものが無限にあり、造船、建築用として期待されてゐる。塗料原料のグマールも各地で樹林を發見した。

3 礦 産

國防資源の内第一位に置かれたものは石油で、これも極めて有望視されてゐる。次に石炭は○以外に新しく内地にも珍らしい優良無煙炭層を調査隊の手で發見した。しかも海上輸送にも極めて便利な地點に在り採掘着手も容易と見られてゐる。

4 工 業

近代化學の基礎をなす工業鹽に就ては天然湧出瓦斯を利用、相當規模の製鹽工場を設置し得る事になり、同時に苛性曹達を製造し、又此の天與の資源を活用して附近で發電、石鹼製造にも手を延ばす計畫で、海軍の療養基地としても有望視されて居る。此の外○には製鹽、煉瓦、代用セメントの諸工場を建設、煉瓦、代用セメントは操業中である。代用セメントは珊瑚礁を粉碎して燒き一割内外のセメントを加へたもので、道路や土間の舗装には持つてこいなものである。原料はふんだんにあつて民政府の御自慢物の一である。然し本格的な現地工業の確立は未だ將來に残された大きな課題の一となつてゐる。

(二) 金融

1 通貨

敵方に流通してゐる在來貨のギルダールとギルダール表示の日本軍票の二を等價に流通させてをり軍票の流通は良好である。低物價を維持する方針の下に進駐と同時に各地の實狀に應じて原住民供出の蔬菜果實類三十種の價格を公定したがこれまた良好な成績を収めてゐる。

2 金融機關

現地金融機關としては日本銀行國庫代理店が南方開發西ニューギニア支金庫の名で進出し、開發關係企業へ資金を貸出し、建設事業の圓滿遂行を促してをり、又臺灣銀行が支店を開設一般預金と貸出しの求めに應じてゐる。

(三) 交通・通信

1 交通

道路は殆どなく船は原住民の丸木舟の外なく、水陸公共交通の不便さは舊蘭印時代から外に例を見なかつた。船か飛行機以外に交通機關がないのでニューギニア開發の鍵は船舶不足の解消にありとして軍政當局では豊富な木材資源を活用し、有力企業者をして沿岸近海の局地輸送に充てる木造船の建造に着手せしめ、備船又は他地區

からの小型機帆船の回送に務めてゐる。一方建設部隊の獻身的努力と原住民の積極的協力に依り道路の開鑿、橋梁新設工事も着々進んでゐるので當地區の陸上交通も次第に面目を改めつつある。

2 通信

昨年七月十五日から南洋群島との間に直通無線連絡を開始し更に内地、滿鮮、支那、香港及び南方軍政地區との間に電信連絡を開始郵便關係では小爲替、郵便貯金、公用小包の取扱ひを行つてゐる。

(四) 原住民

1 生活

海岸地帯と河川の流域を除いては殆どが人跡未踏歴史なき千古の夢を秘めてゐるのがニューギニアの現状であり、奥地の密林地帯にはなほ幾多の蠻族が時代を超越し、戦争も知らず、石器時代その儘一糸纏はぬ原始生活を樂んでゐる。普通バブアと呼ばれる海岸地帯の原住民は可成り開け、水上生活を營み魚撈、農耕に従事する外わが開發に協力してゐる。最も進歩的た住民はジャワ方面から移住したインドネシヤ人で大部分が農耕に従事或は下級官吏に採用されてゐる。住民は概して素朴で信佛心深く愛すべきだが、一般に生活程度低く、文化に對する理解に缺け、又原始的狀態を脱してゐない。インドネシヤ人の中には時局を認識して現地軍に獻金する者もある。

2 宗 教

新教、回教の外各蠻族間には迷信的雜多な宗教が行はれて居るが民族自體の發展のため刷新を要するものを除いては宗教の自由を尊重する建前をとつてゐる。

3 衛 生

赤道直下に位するが海洋の影響で気温は想像よりも低く、一年を通じて耐へ難い炎暑を感じる事はない。内地の盛夏程の酷熱はなく、内南洋より却つて涼しい位である。然しマリア、デング熱等の熱病は可成り蔓延し住民の八〇パーセントが慢性マリアにかされてゐる現状である。これが防退は建設工作とも重要な關係を持つてゐるので軍政當局では衛生施策に意を用ひ徹底的治療を行はせると同時に雜草叢の刈取り、河川溝渠等の清掃整理を行つてマリアの徹底的撲滅陣を布いてゐる。原住民の衛生思想は皆無で皮膚を清拭しないため殆ど皮膚病に罹り、又呼吸器病、熱帯瘧疾等のため短命で、平均年齢三十を出でない。之等原住民に對しても人的資源確保の立場から醫療調査隊が施療し、軍病院の外原住民病院を設置し、治療に當り、我が軍隊醫學の恩恵に浴せしめてゐる。

三 資源調査隊の活動狀況

最後に現地軍政機關直屬の資源調査隊の活動について述べることにする。該調査隊は關係各官廳及び民間諸會社

から選拔された調査員で組織、地質、礦物、農林畜産、水産の各班、セメント、水力、港灣等の特別班、農林實行班、設營隊、醫務等に分れ、過去半歳に亘つて未開の山野を开拓し、未渉の河川を遡り、幾多の困難危険を物ともせず科學日本のメスをふるつたが、南洋群島義勇奉公隊の外在學中の青年學徒〇〇名がノートを捨て、之に加はつたのである。其の詳細なる報告は當面の戰爭資材獲得に直接貢獻する許りで無く眞に日本人に適する南方資材の調査記録として學術的にも貴重な資料を生む事にならう。

今活動狀況を概述すると軍用道路の調査測量を首め重要資源關係では埋藏量〇〇噸を越えるといはれる石炭が發見され、又農林班は廣大な温帯農林の適地〇〇のダマール樹海、サゴ自生林の發見、〇萬キロワットの發電可能と見られる〇〇の調査等に凱歌を擧げた。未だ軍政は其緒に着いた許りだが一年有半前の今日誰が日本人の手に依り此南海の蠻島に新日本建設の業が斯くも具體的現實に著々と行はれようと豫期したであらうか。而してニューギニア建設の第一線に立つて之を設營、開發、調査、醫療、宣撫に従事するものは大部分が内地から命を賭して現地に渡航した官廳職員、民間諸會社の従業員であつて妻子を郷里に残し、暑熱に耐へ、熱病と闘ひ、あらゆる辛苦を目して粉骨碎身する武器なき戦士である事を我々は忘れてはならない。

第八節 フィリピン

一三六

フィリピンは去る十月十四日獨立を宣言した(本誌別項参照)。これと共に昭和十七年一月二日のマニラ陥落、續いて四月三日のバタアン半島の戡定、コレヒドール要塞の陥落(五月五日)以來、ほど二箇年に亘つて實施せられたわが逞しき軍政の進展は茲に大東亞共榮圏の一環として比島の政治的、經濟的基礎を牢固として確立するに至つた。この間わが最高指揮官は本間雅晴中將、田中靜壹大將、黒田重徳中將と三代に亘つたが、この前後二箇年に亘つて汝々として實施せられた肅清作戰の成果、産業、交通、通信、教育、厚生をめぐる軍政建設の進展と現況並びに政治、經濟、産業、文化、治安、宣傳などの諸施策についての全貌は次の如くであつて、この短日月にしてよく比島の再建設に畫期的な成果をあげるを得た。

一 肅清作戰の成果

比島の肅清作戰はバタアン、コレヒドールの陥落、軍政施設の急進なる進展、また一面南方諸地域に於ける戡定作戰一段落を告ぐると共に、日本の實力に對する認識と米國の弱體性は自から比島民衆間に諒解せられ、着々所期の成果を獲得するに至つた。即ち昭和十七年四月上旬バタアン政略直後、一部を以て開始せられたるルソン島の敵敗殘兵匪の掃蕩並に多島海諸島及びミンダナオ島の戡定作戰は何れも順調に進展し、同年五月コレヒドール島陥落

當時に於てはわが軍政は漸くその緒についた。然るに敗殘兵匪の一部は極秘裡に親米分子、及び帝國の眞意を解せざる民衆を煽動し、米軍再來必勝、比島奪還を宣傳し、日本軍に對する物心兩面よりする反抗強要する熾烈なる謀略宣傳を行ひ、わが威力の及ばない諸地域に於ては匪民一體となり、執拗なるゲリラ戰を展開、わが軍政滲透に妨害を加へ、日本軍後方擾亂を企圖したが、一昨年八月以來これが蠢動漸く表面化するに至つた。

この状況に對處して我が軍は治安の悪化したこれら地域に對し一部兵力を増強し、爾來これが徹底的討伐並に宣撫を行ひ、既に米人匪首ドルフ、モーゼス、ノープル、ヒューストロン、ミルス等その他有力幹部を逐次捕獲し、引續き我が日本軍の果敢なる討伐の續行により殘存匪は隨所に捕捉撃滅せられつゝあつて、策源地の覆滅、指揮組織の崩潰等相踵ぎ、匪團はこれが爲愈々潰滅的打撃を受け、小數敗殘匪は身を以て奥地に遁入し、わが討伐の鋭鋒を避くるに汲々とし、僅かに餘喘を保ちつゝある状態である。

ピサヤ、ミンダナオ地方は地理的特性に伴ふわが討伐の困難により今なほ若干敵匪存在し、各種謀略宣傳により民心の收攬、匪勢の維持挽回等潛行的畫策に狂奔してゐるが、各地の要域は完全にこれを確保、我が軍政の滲透と共に民衆の對日協力が漸く進展し、重要資源の獲得、産業の開発は順調に進捗を遂げつゝあつて全面的肅清の完成は既に近きに在るを思はしめる。

特に比島獨立問題の具體化と共に比人兵匪はその抗戰の眼目を喪失し、その抗戰意識は逐次衰退し、最近に至り

投降降順者相續き明朗比島の實現に一段の拍車を加へつゝある。

二 建設概況

(一) 産業

比島は戦歴なほ収まらざるうちに軍政を實施し、民生の確保及び大東亞戦争遂行上必要なる各種物資の開発獲得を日途とし、戦争により破壊された諸經濟機構の應急的建直しに着手すると共に、帝國不動の方針に基き大東亞共榮圏の一環として米國植民的産業政策を一掃し、獨立國たるべき比島の面目に相應する如く産業經濟の各分野に互り再建工作に着手した。

1 農林業

比島の産業の根幹たる農林業中特産資源たるコブラ、椰子、木材に關しては戦争遂行上不可欠の資源たるに鑑み、これが生産を極力増進すると共に糖業に就いては大東亞共榮圏内糖業各般の情勢を勘案し、更に比島民生の確保上緊要にして且つ最も有望視さるゝ棉の増産及び食糧の確保の諸方策とも脱合せ糖業を合理的に調整し、蔗園の一部を以て上肥のごとき生産に振向けるほか棉花、ヒマ、黄麻、デリス等の開花に就いても鋭意努力しつゝある。

食糧に關しては戦争遂行下民生の安定と自給自足を前提とする増産に意を用ひ、食糧増産五箇年計畫を樹立す

ると共に國立米穀株式會社を全面的に支持活用し、米穀、玉蜀黍などの收買給付を實施し、食糧の円滑なる供給に遺憾なきを期してゐる。

2 工業

工業に關しては戦後破壊を免れたる工場の急速復舊運轉を開始すると共に資材の不足を克服し、比島再建に所要なるセメント、各種器具、機械等は固より従來主として米國に依存したる日常生活品、特に綿糸布等の生産増強に努め、その現地自給を固りつゝあつて、所要の生活必需物資に關しては公定價格の設定、切符制配給等を採用し、民生の確保に遺算なきを期してゐる。

3 礦業

礦業は比島が銅、マンガン、クロム、鐵等大東亞戦争遂行上絶對必要なる各種の重要資源を多量に包蔵せる實情に鑑み、これが獲得開發に關しては萬障を排してこれを完遂する決意のもとに關係者を督勵、人的物的全力を傾注し、勞力資材等の配分を重點的に考慮した結果、これが開發收得は豫期以上の成績を収めてゐる。

(二) 交通・通信

交通、通信は治安回復、重要資源の開發を二大眼目として施策してゐるが、米軍の破壊を蒙つた交通、通信の諸機關は皇軍占領直後から復活に鋭意努力を傾倒し、比島官民の協力と相俟つて逐次進度を増し、今日に於ては陸

上海上の交通、電信、電話、郵便、電力等の何れの部門に於ても、戦前に比し遙かにこれを凌駕する復興建設を遂ぐるに至つた。

1. 交通

道路は戦前非常に發達してゐたが、米軍の徹底的破壊に遭ひ、全比島を通じ約一千餘の橋梁を爆破され、占領當時は雨期を控へその交通保全是尠からず憂慮されたが、緊急假橋の架設により漸く交通を確保し、日比軍官民の協力により爾來逐次本格的復舊を繼續、昨年八月までに永久橋として三百七十餘を竣成し、主要線の交通は今や殆ど完成を見るに至つた。

鐵道はルソン島南北縱斷幹線中不通であつたタババ州のタグカワヤンと南カマリネス州のシホコットとの間が復舊し、又マニラとレガスピ間の一般營業を開始し、ラグナ州ロスバニオスのコレツヂ驛とサンタクルス間及びバンガシナン州のパニキとサン・キステン間も復舊したので、ルソン島の鐵道は全部復舊し、之に新設線を加へて鐵道延長キロ數は戦前よりも遙かに増加してゐる。

又自動車道路の復舊事業も進捗して更にバギオ―サンフェルナンド間のナギリヤン線(六〇杆)、サンフェルナンド―ラオアグ間のラオアグ線(二七杆)、バギオ―ダモルス間のロサリオ線(五二杆)、カンブワン―タルラツク間のタルラツク線(九〇杆)、バギオ―トリニダット間のゴンドツク線(六杆)が新しく完成

し、渡船等も陸上交通に再開されるに至つた。

船舶輸送及び造船は現地資材の活用と現地勞力の調練により豫期の進捗を遂げ、沈船引揚げと相俟ち海上輸送力は逐次強化されつゝあつて、島内各島嶼間の交通運輸には支障なきまでに至つた。一方船員の養成に就いても夙に準備を進め、既に多數の船員を養成しつゝあつて最早養成の課程を終へ、近く海運界に進出せしめ得べきものも多數ある。船舶の建造と相俟ち比島海運界の將來は既に曙光を認め得るに至つた。

2. 通信

電信、電話等通信機關は米軍の手により徹底的破壊を蒙つてゐたが、資材難を克服鋭意これが復舊に努めた結果、島内各重要地間の通信連絡は全く完成された。また島外通信に於ては本邦及び南方占領地主要地域との連絡を確保し、郵便、爲替業務等も亦同様通信事業の使命達成に遺憾なき進捗を示してゐる。電力資源は戦前島外に依存したる火主水従主義を改め、あらゆる困難を克服して水力發電所を建設、逐次これが動力を増強しつゝあり、今日に於ては既に水力依存により島内需給を充足し得る状態にまで立至つた。

(二) 教育・厚生

1. 教育

教育に關しては多年に亙る米國植民的個人主義的教育を一掃し、健全なる東洋的教育理念に立脚する眞個の

比島教育を樹立せんがため

- (1) 東亞共榮圏の一環としての新秩序建設の意義を認識せしめ日比親善關係を十分に強化すること
 - (2) 米英依存の思想を根絶し、東洋人たるの自覺に基く比島文化を建設すること
 - (3) 物質偏重を排し道義の涵養に努むること
 - (4) 共榮圏内共通語として日本語の普及を圖ること
 - (5) 初等教育の普及並に實業教育の振興に重點を置くこと
 - (6) 勤勞精神を鼓吹すること
- を教育の根本方針と教育關係者の自覺を振起せしむると共に教育内容を根本的に改善、鋭意諸學校の再開に努めた結果、全島に互り公私立小學校計約一千四百、兒童收容數約五十萬に達し、戦前學童の約三割を收容しつつある外、中等學校、専門學校、大學に於ても必要と認むるものは逐次再開を圖りつゝあり、舊套を脱皮せる比島教育の健全なる發足育成は比島明日の躍進に逞ましき精神を注入すべく期待されてゐる。日本語普及は比島人の語學修得上の優秀なる素質及び比島人一般の學習熱昂揚と相俟ち軍官民の絶えざる努力により目覺ましき進歩を遂げつゝある。

2 厚生

厚生施策としては先づ戦争により機能を喪失停止せる比島公私厚生諸機關の復舊を主とし、比島行政府、中央地方の人的、物的施設の整備に努力せる結果、概ね所期の目的を達しつゝあり、而して施設の整備に伴ひ戦後惹起せる厚生上の諸問題に對處して銳意その機能の發揮活動を促進、更に最近に於ては厚生機關を飛躍的に強化擴充して厚生施策に萬遺憾なきを期しつゝある。

一方戦後に於ける失業者の増大に伴ふ生活不安除去の目的を以て失業對策要綱を樹立し、職業紹介所の設立、失業者の登録、職業の斡旋、賃金標準の設定を爲すと共に既存の厚生施設及び新設したる市營授産場を利用して各種の授産事業を經營せしむる等これが最善の機能發揮に銳意努力した。

3 保健

衛生施策に關しては務めて従來の行政々策並に機構を踏襲し、比島衛生施策要綱を樹立、中央、地方の諸機關の整備、醫育機關、病院、療養所、研究所の復活等の施策を逐次實施、治療並に預防に萬全を期した。

三 民心把握狀況

米比軍の全面的降伏を契機として兵匪に加擔通謀せる者を除き、一應平靜に歸し我が軍政の指導下に隨順しつゝあつたが時としてその協力の積極性と熱意に張弛あるのみならず、邊陲地域に於ては未だ我が軍政の本義徹底せざるものあるため人心の掃蕩定まらざる憾みがあつた。一昨年末以來民心の把握を根本的眼目とする軍政諸部門の施

策、就中昭和十八年初頭議會に於ける東條首相の比島獨立に關する再聲明及び之に伴ふ比島軍政監の三要目聲明
(1) 比島人自身の手による治安の確立 (2) 經濟再編成 (3) 思想並に生活革新を契機として畫期的變移を來し我帝國の眞意を理解し、軍政協力の意識益々強化の傾向を示し、殊に民心把握に重點を置く軍の宣傳施策、新比島率仕團(カリバビ)の活動により一層その良況を助長せしめた。施策別に見た民心把握の狀況は概ね左の通りである。

政治施策

獨立許與に關する東條首相の聲明とこれが具體的實施段階に於ける軍政の諸施策は民心の歸趨に大なる影響を及ぼし、帝國の態度に對する信頼の念益々培養せらるゝに至つた。

經濟産業施策

戰爭遂行に伴ふ必然不可避の現象たる失業者問題並に物資の缺乏及び物價の昂騰等、經濟生活の逼迫に對し一般に多大の不安なる空氣を醸成しつゝあつたが、職業紹介所の設置、生活必需品統制組合の組織、衣料切符制定、隣組制度の組織、官民連絡所の設置等により、失業緩和救済、生活必需物資配給の圓滑化、物資の統制等逐次實施すると共に地方的特殊情況の參酌考慮により各種産業開發、海岸地區に於ける造船所の設置、海員養成等の對策、又多角的農業經營、地方への指導員派遣等産業政策に基く民心把握に凡ゆる手段を講じ、着々所期の成果を收めつゝある。

(三) 文化施策

從來の米國的自由主義教育及び物資的享樂主義に代へるに實質剛健なる精神の涵養、比島個有の美風良俗の復興、米國的都會趣味に代はる淳朴なる農村趣味の復興などを主眼とする東洋人復歸運動を展開しその成果は逐次現はれつゝある。

(四) 治安政策

治安の維持は軍政施策の緊急眼目として軍隊の行ふ肅清討伐とこれに附隨する各種機關の宣傳宣撫工作、その他軍政諸施策の滲透により一意治安の維持回復に務め、他面カリバビ運動の全島の普及により一部邊境の地に蠢動する殘存匪を除き全島の治安は大に改善せられた。

(五) 宣傳施策

殘存敵匪及びこれに隨從する民衆の宣撫工作等に重點を指向する他面、比島人をして大東亞戰爭に對する帝國必勝の確信並に米國依存思想の絶滅と米國敗戦の必然性を強調し、軍政諸機關の活動と密に連繫して大東亞共榮圈の一環として更生比島建設に邁進せしむる如く民衆を啓蒙教化しつゝあり、四、米過去三世紀有半にわたる政策により比島は戦前に至るまでその東洋的性格を根本的に喪失してゐたが、わが宣傳工作は比島攻略緒戦期より果

敢適切なる宣傳を實施、比島に於ける思想宣傳工作の重大性に鑑み、爾來逐次宣傳組織を強化、我が真意の滲透徹底に邁進した結果、その比島人に齎した覺醒的影響は洵に顯著なるものがある。八紘爲宇の大精神の下に比島人をして東洋に於ける獨立國家の光榮ある民族として、將又純正眞個の比島人たらしめ、大東亞共榮團建設の鴻業を欣然として相共に擔ふ力強き協力者たらしめんとする宣傳工作終局の目的に達する爲にはいよいよ今後に於て最も緊切且つ重要なものがある。

第九節 ビルマ

一 軍政及び建設概況

ビルマはわが南方占領地域中最も殘虐な敵の破壊を蒙つた地域である。皇軍が新ビルマ建設のために布いた軍政に對しビルマ民衆は一世紀に亙る英國の壓制から解放された喜びを以て灰燼の中から起上り、日本と協力、凡ゆる困難と闘ひつゝ營々として復舊に努めること凡そ六箇月にして、新ビルマの經濟建設は凡ゆる分野に著々成果をあげ、南方圈屈指のこの一大寶庫はその眞價を全面的に發揮しつゝある。

(一) 財政

わが軍政監部當局は先づ歳入の道を講ずるため租税の賦課及び徴收に關しては取敢ず特別の惡税を除き從來の例

を踏襲實施して來たが、五月前後は疎散住民の復歸する者が少かつたため専ら酒の小賣免許税、酒の造石税、燐寸の製造工場に對する庫出し税、モールメンの食鹽（ビルマ全消費高の六、七割を生産）の庫出し税等を課税の對象とし、六月以後は米の輸出その他の關税をも徴收した。八月一日のビルマ中央行政機關成立前後には住民の復歸する者が激増したので砂糖、石油などの消費税をも徴收し、酒税、鹽税などは行政機關の徵稅機關が整備するに伴ひ軍政監部徵稅事務を逐次これに引繼いだ。また行政機關では從來の官營富籤を九月より開始し、賣上は二十五萬ルビーに達した。從來歳入の三割を占めて居た地租は一昨年度の米作收穫に對する徵稅を本年一、二月から實施することとなつてゐる。當局は更に從來の所得税を一部變更して昨年十一月より徵稅を開始したが、これは昭和十八年度の所得を豫定してこれに課税したものである。その他ビルマを縦斷するイラワヂ河、サルウイン河等の河川に於ける漁業權入札も八月より實施されてをり、以上各種の租稅徵收によつて昭和十八年度は〇〇〇ルビーの歳入見透しがつくに至つた。今後更に各分野の復興が進むにつれビルマの財政も漸次健全性を加へるものと期待される。

(二) 金融

1 通貨

日本軍はビルマ進駐と同時に從來のルビー貨幣と軍泉を等價でビルマの通貨として認める旨軍司令官布告を發

し、五月一日に右布告を正式公布したが、このルビー通貨は印度と同じくルビー十六アンナ、一アンナが十二パイといふ複雑な計算法によつてゐたため、ビルマ貨幣調整令を發布した十月十五日より右の計算法を撤廃して仙にかへ、日本の十進法によるルビー一〇〇仙の新貨幣單位を創設した。従来のニッケル貨幣は主として一般の退職により五、六月頃より姿を消し仙軍票が實際に通用してゐたので、右の貨幣調整令も全く波瀾を見ずして實施された。軍票に對する一般の信用は絶對的で益々流通面を擴大してゐる。敵は新らしく鑄造した銀貨を空中よりばら散らしてわが通貨工作の擾亂に新手を用ひたり等してゐるが軍票に對する一般の信用は微動だにしておかない。

2 金融機關

金融機關に就いては敵性銀行が全部逃避したため再開は問題とならないので四月十五日先づ正金支店をラングーンに開設し、モールメン、バセイン、マンガレー、タポイの四市にその出張所を設け、南方開發金庫も八月二十四日ラングーンに開設され、軍の直營事業以外の産業開發及び米、棉等の物資買付に對する資金の融通、一般預金の吸收、資金の貸出及び内地送金等に當つて來たが、その貸出額は〇〇萬圓に達してゐる。従來ビルマ全土に強力な根を張つてゐた印度人金貨業者（質屋）は農民及び庶民金融機關となつてゐたが、高利であるのでわが軍政監部ではこれを統制し善良な金融機關として活用するため九月二十日ビルマ行政長官令を以て「金貨業

者令」を布告せしめ、その指導育成に努めてゐる。當局では曩に印度人銀行（バンク・オブ・チエチナード）の復活を許したが、同銀行は公稱資本三千萬ルビー、拂込資本一千萬ルビーで接收銀行中では最も資産關係が良く、重役連中も殘留して開業を希望してゐるので、これを庶民金融機關として一般の預金吸收に當らしめる事となり、その名稱を「ビルマ庶民銀行」と改稱し、軍政監部、中央行政機關及び正金より監督者を出し、その指導下に十二月より開業せしめたが、同銀行が地方に持つ四十五の支店を同時に開店し、この支店網を活用して全國的金融活動を行はせるやう應援指導する事になつてゐる。當局は更に従來皆無であつたビルマ人を株主とする銀行を目下設立中で、これらもラングーンに本店を置き地方に支店網を張ることになつてゐる。これに併行して中央行政機關でも従來農經濟に重きをなしてゐた信用組合（コーポレイティブ・ソサエティ）の復活を準備中であるが、全國で百以上の支部を持ち購買、信用貸、農産品の販賣等に新しい活動を開始するの遠くはない。一方既に再開された各地の郵便局では郵便貯金の取扱ひを開始してゐる。斯くしてビルマの通貨金融工作は漸次軌道に乗りつゝある。

(三)

1 農 業

ビルマは全人口一千七百萬の八割が農業に従事し、戦前の米の輸出高は世界米穀輸出高の五割を示してゐたが

この農業國ビルマの特殊性はビルマ人のためにも維持すべきで米の消極的減産等は飽までも排し「東亞共榮圈の新しい構想」として生かすのがビルマに對するわが農業政策の根本である。これに基いてラングーン占領後の間もない四月には三井、三菱、日本棉花の三社を以て更生した「ビルマ米穀管理組合」を中心とする米の寛荷及び移出機構が早くも整備され、同組合は全ビルマの米買出し及び輸出の一切を委託し、爾來右の方針通り遂行してきた。従來ビルマの平年作は五百五十萬トンで、その中國内消費が二百二十萬トン、輸出が三百三十萬トンとなつてをり、この従來の輸出量を共榮圈への供出量として能ふ限り買上げることになつてゐる。昭和十六年度は平年作であつたが、戦争のため〇〇萬トンの損失があつたものとみて本年度への繰越は〇〇萬トン前後と見積られ、この中既に〇〇萬トンが買上げ済みで買上量は更に増加しつゝある。十七年度の收穫は平年度の七割を突破する見込みである。當局では農村經濟改善、特に農民の生活安定に資するため近く更に買上げを斷行することになつてをり、これによつて農民の目先不安と金融の梗塞は一舉に解決されるものと見られ、更に近い將來船腹問題の改善によつて共榮圈への米の供出が圓滑になればビルマの農村經濟は極めて恒久的な明朗性を加へるものと期待されてゐる。このほかビルマには大麥、小麥、馬鈴薯、砂糖、食用油なども生産されるが、その生産量も最近次第に舊に復しつゝある。

2 棉花の栽培

ビルマの棉花は本年度は平年通りの植付を行ひ目下その收穫期で一部の出廻りを見てゐる。増産計畫は十八年度より實施することになつてをり、昭和二十年度までの三年間で植付面積を従來の二倍半にし收穫量を四部とする計畫である。英國の統治時代には印度棉に力を入れてビルマ棉を輕視したことがビルマ棉の質を低下せしめる原因となつたが、ビルマ棉の内のマライ十三號は大量産出品の内でも最良質であり、北支棉と品質が變らぬのでその品種の増産は主力を注ぐことになつてゐる。右計畫の實施により三年後にはビルマ共榮圈の全棉花の一割五分を供出することが可能となりビルマ棉花はラングーン米と共に重要性を加へることにならう。

二 シャン聯邦二州の泰國編入

シャン聯邦は數多の聯邦より成立つてゐるが、その主なるものは約十八である。之等各聯邦にはソウパーと稱する王があつて各自軍隊を有つてはゐるが、皆英官憲の支配下にあり、決して自由を得てはゐなかつた。その中モンバンは戸數四千四百六十七、人口二萬七百七十二でシャン人が大多數を占め、物産としてはチーク材、米がある。又ケントンは戸數四萬六千六百十五、人口二十二萬五千八百九十一、面積一萬二千平方哩で、その六三％はメコン河流域に在り、残りはサルウィン河流域にある。首府ケントン市附近は温泉の湧出地で、物産は米、甘蔗、落花生、煙草、綿、阿片等の外、各種の農産物、サルウィン、メコン兩河流域には良質チーク材を産し、尙綿布の染色、蠶糸製革、製鋼、金銀細工、火藥製造などの手工藝が行はれてゐる。

而して大東亞戰爭に依つて皇軍のビルマ進駐を見、ビルマは我が軍政下に再出發することとなり、シヤン諸州も大東亞共榮圏の建設に協力することとなつたが、雲南方面より侵入し来る重慶軍を撃退すべくモンパン、ケントンには既に早くより泰軍の進駐を見、泰國の軍政が布かれ、事實上泰國領土となつてゐた。偶々第八十二帝國議會に於て東條首相の泰國宗主權尊重に關する聲明があり、續いて盤谷に於ける日・泰兩國總理大臣の會談に依つて北部マライ四州及びシヤン聯邦中モンパン、ケントンは泰國へ編入されることに完全に意見一致し、日・泰共同聲明を發するに至り、程なくして日・泰條約署名調印の運びに至つて、右二州は六十日以内に泰國へ編入されることとなつたのである(マライの項参照)。斯くて帝國は十月十八日二十四時(日本時間)を期し日本側の行政を終止し、之に代つて泰國側の行政が實施されるに至つた。

三 ビルマの獨立

ビルマは昭和十八年八月一日遂に獨立した。即ち昭和十七年八月一日バー・モウを首班とするビルマ行政府が設定されたが、翌年一月二十八日には東條首相のビルマ獨立容認に關する聲明があり、之によつて五月八日バー・モウ長官を委員長とする獨立準備委員會が結成され、更に第八十二臨時議會に於ける東條首相のビルマ獨立に對する再聲明を見て、爾來着々獨立準備中のところ愈々準備完了に依り行政府は其の成立一周年記念の昭和十八年八月一日に東亞共榮圏の一環として我が國の友誼的支援の下に堂々と全世界に對し其の獨立を宣言したのである。而して

ビルマは獨立と共に「東亞將來の平和、繁榮、更に我等人民の生存確保」(對米英宣戰布告文中より)のために敵米英に對し宣戰を布告した。

我が國に於ては即日同國の獨立を承認し、之と恒久的不變關係を締結する同盟條約を締結し、以て大東亞戰爭の完遂と大東亞の共同建設の爲緊密に協力すべきことを盟約したのであるが、更に帝國は新興國ビルマの獨立自存を尊重し、其の永遠の繁榮を助成せんとする大義に基き、泰領に編入されたケントン、モンパン二州を除くシヤン地方全部、カレンニ諸州及びワイ地方等合計五萬平方哩、人口百二十萬を新にビルマ領に編入し、昭和十八年九月二十五日ラングーンに於て帝國特命全權大使澤田廉三とビルマ國內閣總理大臣バー・モウとの間に日緬領土條約の署名調印を了した。斯くてビルマは其の領土の完整を見ることとなつたのである。

(附)

佛印行政の進展

佛印は佛本國の敗戦以來外に對しては東亞の新事態に應じて對日協力を圖ると共に、内に對してはベタン元帥の主張する國家革命の精神に基き綱紀肅正、吏道の刷新に努め、ドゴリストを一掃して佛印の結束を鞏固にして來たが、之と同時に佛印政體は二千五百萬原住民に對する統治政策に於ても極めて注目し各種の改革を斷行し

て印度支那に於ける佛政權と安南人、カンボヂヤ人、ラオス人等各種原住民とを結合する紐帯を漸次強化して來てゐる。

特に一昨年大東亞戰爭勃發以來皇軍の神速果敢な作戦の進展と之に伴ふ大東亞共榮圏の建設に呼應して、佛印に於ける原住民宥和政策は著しく發達し、從來極端な同化政策と原住民抑壓政策の代表といはれて來た植民方針に多大の修正を加へ、佛人と各原住民との協力により印度支那を建設せんとする方向を辿るに至つた。近來此の原住民を呼ぶに從來の土民なる語を廢して一般に佛印人或は印度支那人といふ言葉が盛に使はれる様になつたが、そのこと自體既に佛印政廳の對原住民政策の變化を示すもので、フランス人と此の印度支那人との結合緊密化を目指してなされた措置は極めて廣範圍に亘つてゐる。

一 體育工作

佛印原住民中數的に質的に優れてゐるのは何といつても安南人であるから、之等の措置は安南人を主對象として來たものが多い。先づこの主なるものを拾ひ上げて見ると第一にスポーツ、體育獎勵を挙げねばなるまい。

一九四一年七月ドクレー總督は體育局を設置して、從來體育から全然見放されてゐた安南人學生層に對する體育振興、スポーツ獎勵に乗り出し、體育スポーツを通じて佛安人の親善を強化した。而して從來スポーツに於ても佛人と安南人との間に殘されてゐた區別は漸次撤廢されるに至つたが、この體育振興は時局の要請により益々積極化さ

れると共に一昨年十二月十五日その中樞機關を擴充して青年體育事務局を新設、デノコロア海軍中佐をその事務總長として全佛印の青年に統一的にはたらきかけることとしたのである。そして一昨年五月一日その指導的人物養成を目的に安南のフアンティエツトに青年體育専門學校を設置した外、各地に體育學校、同補助校を設置して佛人も原住民も一緒に佛印の中堅たるべき青年の養成に當つてゐる。

この外各種青少年運動は當局の指導の下に最近著しく盛となつてをり、各種記念日の行事に當つて各青少年團は競つて參加して若人の意氣を示してゐる。

二 待遇の向上

第二は安南人外各原住民官吏に對する待遇改善、地位の向上、顯功制度の確立である。即ち從來如何に立派な學歷を持ち、優れた能力があつても、安南人は各官公廳では責任ある地位には就き得ず、佛人の隨使に甘んじるばかりであり、而も待遇は極めて低いものであつたが、この二年の間に佛印政廳は數次に亘つて各種の制度改正、改革を行ひ、安南人官吏の待遇改善を行ひ、又能力ある者に對しては昇進の途を開き、又有能勤勉な官吏に對する顯功方式も著しく改めた。例へば佛又は佛印の大學出身者に對しては待遇は佛人と同額とし（殖民地手當を除く）一般に安南人官吏の給料を一齊に引上げ、最近では家族手當をも佛人と同一比率に支給することとし、又能力ある安南人に對しては課長等の椅子を與へ、土木農業關係の安南人技師に對しては技師長への昇進を認める外、交趾

支那政廳では安南人行政監察官に任官して三十以下の地方行政に對する監督權を付與してゐる。昨年東京に佛印士官學校を設立し、安南人兵士に對しても將校となる途をひらいたのも此の軌を一にするものである。

三 學校の増設

第三に文化、社會施設の擴充、學校の増設がある。從來安南人の知識慾は抑制されて來、學校教育でも一般文化關係と政治的、經濟的方面は極力抑へ、美術、文學方面に限つて來た傾向があるが、本年に入つて佛印政廳はハノイに商業學校を新設した外、昨年は從來の農藝學校を昇格して高等農藝學校とし、その卒業生には各農園、農藝關係官廳への就職の斡旋を圖る等佛印の農業指導に當るべき中堅員の養成に力を入れ出した。

各工業關係職業學校等も從來の單なる徒弟學校級のものを漸次擴充して之を昇格せしめてゐる。現在之等工業學校はハノイ、ハイフォン、サイゴンの外ヌエ、ブノンベン等各地にある。又各地に於ける初等教育についても普及促進が圖られ、學校は最近大いに増設されてゐる。他方厚生施設も地方に於ける病院、診療院を新設し、癩病院等も近年交趾支那に於ては數を増してゐる。勿論之等の施設は實際の利用價值よりも宣傳價值の方が遙かに大であることは事實であるが、佛印のかゝる厚生施設に對する擴充は事實である。而して最後に本年設けられた佛印文學賞も之等一聯の文化的社會施設の一として想起さるべきであらう。

佛印政廳の原住民有罪對策中最近に於ける最も大きい働きは聯邦會議の設置であらう。之は或意味で佛印に於け

る原住民の政治參與の一形式であるといふも過言ではないのである。聯邦會議は昭和十八年五月三十一日附本國法令によつて設置されたものであるが、之は佛本國の國民議會になぞらへ新しい職能團體制度に基いて構想されたもので、印度支那に於ける佛人と印度支那人とを間はず全選良の希望に應へることを使命としてゐる。

四 財政大會議の解消

從來佛印にはこの種の機關として一九二八年十一月二十日附の法令により設置された經濟財政大會議なるものが存在した。この會議は印度支那聯邦全般に關する經濟上、財政上の重要問題に關する總督府の諮問機關であつて、その會議は年一度總督の招集によつて開催されることとなつてゐた。勿論この外必要に應じて臨時議會も召集され得ることとなつてゐた。そしてその代表議員は二種類あり、一は佛市民代表、一は原住民代表で、議員數は佛人二十八人に對し印度支那人は二十三人であつたが、此の内佛人議員二十八人中二十二人は聯邦各邦の會議が選出し、十一人は一般人民代表として、十一人は職業團體代表として選ばれ、他の六人は現に勤務中の官吏以外の佛人有識者から總督の指名によつて選出される事となつてゐた。又原住民の側も大體同様の方式に基いて十八人は各地方會議の選出(内一般代表九、職業代表九)他の五人は現に勤務中の官吏以外の有識者から總督の指名によつて選出されることとなつてゐたのである。議員の任期は一年で大會議の權限は聯邦全般の經濟財政問題に關して審議する譯で、特に租稅徵收、公債發行に就いて政廳はこの大會議に諮ることが必要とされてゐた。此の會議には總督が加は

ることは勿論であるが、總督は此の外政顧問の委員を指名して之を會議に列席せしめることが出来、又總督は會議の延期を斷行することも出来た。(會議の延期は事實上會議の解散に等しいものであつた。) 而して大會議の政府提案に同意せぬ時はもう一度大會議に審査を要求し、更に之が決せぬ時は總督は自ら議長とし大會議員三人、政府側委員三人より成る委員に諮つて決定することが出来たのである。

勿論大會議の意見は強制的ではないがその諮問は絶對的であつた。而して此の大會議は年々開催されて来たが、一九四一年以降召集されず全く機能を停止し、之に代つて印度支那人のみの代表からなる聯邦會議が一九四一年創設された。

然しこの聯邦會議は佛印の非常時に印度支那民衆と政廳との連絡機關として生れたものであるが、時局の急請によつて作られた爲、眞の佛印全體の意見の代表といへず一部分の代表たるに過ぎなかつたのである。殊に佛人と原住民とを全然分離させた爲、極めて無力な存在となつて来てゐたので、その権限を擴充すると共に時局の最大の要請である佛人と印度支那人の團體的協力の點からしてその選出範圍を擴大、佛人をも含めて全佛印の各層の利益要求を代表せしむべきであるとの要求が強く叫ばれ、議員の間からもその要求が強まつて来たので、之を全く新しい基礎の上に再建し、佛印社會各層の眞の強力な代表機關たらしむべきこととなり今回の新聯邦會議が設置されたのである。

五 聯邦會議の構成

この新聯邦會議の特長は従來の大會議に比し佛人原住民との比例を全く逆にした點である。即ち新聯邦會議は議員數五十三人中三十人は原住民に割當て、佛人には二十三人を割當た。その内譯は

交趾支那	佛人	八	印度支那人	八
安南	同	四	同	七
東京	同	七	同	九
カンボヂヤ	同	三	同	四
ラオス	同	一	同	二

となり、各邦に於て全部佛人數は減少してゐる。佛印政廳は之によつて各原住民選良の政治參與の範圍を擴大し、その協力を一層強化せんと圖つたものといへよう。勿論本會議も一種の諮問機關には相違ないがその議員選出方法は全く職能團體を基とし、従來の大會議の如き抽象的な人民の見解とかいふものは完全に無視してゐる。即ち代表議員は佛印に於ける職能團體の選出する候補者の内から總督が指名することになり、任期は二年となつてゐるが、此の職能團體の内には商工農業のみならず自由職業も加へられ、同時に各文化的社會的團體も代表を選出することになつてゐる。而してこの新聯邦會議は従來の如く聯邦の豫算、租稅、其他重要な經濟財政案項につき審査す

るばかりでなくその他文化的社會的問題に關しても總督府に對して意見の進言を行ふこととなり、その權限は擴大された。聯邦會議はこの目的達成のため年一回の會議の外從來の如き會議によつて働くのみならず、各専門事項に關して少數の委員よりなる専門委員會を結成して政廳と密切に連絡をとりつゝ機能發揮する筈で、この委員會の活躍は極めて注目し得るものがある。去る七月二十二、三、四の三日間ダナットに於て開催された聯邦地方長官會議に於て此の聯邦會議運営に關して論議されたと傳へられてゐるが、之は恐らく委員制度が關聯したものであることは推測するに難くはなく、今後聯邦會議はドクター總督が安南國扶國王に就任したことによつて一層明かにされた佛安一體化の促進の中核體として全印度支那の選良を益々佛印政廳に固く結びつけてゆくことであらう。かくて聯邦會議運営如何は佛印の政治動向にも極めて重要な役割を演ずるものとして注目される。

泰國の癩病取締法

泰國政府に於ては昭和十八年九月二十八日附官報を以て「佛曆二四八六年癩病取締法」を公布即日實施したが、本取締法は左に示す如く癩病患者の隔離及結婚統制を骨子とするもので、癩病患者の結婚を制限し、癩病患者間に於て結婚する場合には男女共斷種手術を受ける必要あることも規定して居る。尙本取締法案が議會に上程せられた際に

於ける保健大臣の説明に據れば佛曆二四六〇年當時に於ける泰國内癩病患者数は七千三百名であつたが、其後十八年間に約一萬名の患者数の増加を示し、二四七八年には一萬七千四百十二名に達した。此等癩病患者統制のためには現在泰國内に於ける癩病院五ヶ所（收容可能數千六百名）の設備擴張を計るは勿論更に數ヶ所に癩病院の増設を必要とせられて居る。

佛曆二四八六 癩病取締法（佛曆二四八六年九月二十八日公布）

第一條 本法ヲ佛曆二四八六年癩病取締法ト稱ス

第二條 本法ハ官報ニ公示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三條 本法規定ト同様ノ規定ヲ爲シ又ハ本法規定ニ抵触スル規定ヲ有スル他ノ法律、法令及規則ヲ廢止ス

第四條 本法ニ於テ

癩病施設トハ癩病特設區域及政府又ハ自治團體經營ニ係ル癩病院又ハ縣知事ニ於テ癩病癩病者集團隔離ノ爲指定告示セル癩病集團居住地及其他ノ收容施設ナリ

保健係官トハ政府ノ任命ニ依リ檢診、保護ノ任ニ當リ全般的若クハ縣内又ハ特定地域内ニ於テ保健職務遂行ノ實ニ任スルモノナリ大臣トハ本法施行ノ監督ニ當ル大臣ナリ

第二節 申 告

第五條 大臣ハ癩病發病症狀ニ關シ之ヲ官報ニ告示ス

第六條 大臣又ハ大臣ノ許可ニ依リ縣知事ハ一定地域内ニ於テハ癩病ヲ要申告病種トシテ指定告示シ得ル權限ヲ有ス

第七條 第六條規定ニヨリ要申告地域内居住ノ癩病罹病者又ハ癩病症狀アル者ノ居住所ノ戶主、家長或ハ收容所ノ長タル者又ハ診察ニヨリ癩病罹病者ナルコトヲ發見シタル醫師ハ總テ省令規定ノ期間内ニ係官ニ申告スルヲ要ス

第二節 豫防及取締

第八條 保健係官ハ癩病症狀ヲ呈スル者又ハ癩病罹病者ナリトノ疑ヲ懷クニ足ル根據アル者ニ對シ文書ヲ以テ出頭ヲ命シ命令書中記載ノ指定場所及日時ニ資格アル醫師ヲシテ身體檢診ヲ爲シシムル權限ヲ有ス檢診ノ結果癩病罹病者ナルコト判明セル場合保健係官ハ文書ヲ以テ之ヲ本人ニ通知ス

第九條 癩病罹病者ハ同様罹病者間ニ於ケル場合ヲ除キ結婚ヲ爲スコトヲ得ス罹病者間ニ於テ結婚スル場合男子ハ結婚前少ク共六ヶ月前ニ、女子ハ結婚前少ク共二ヶ月前ニ双方共ニ最新科學的方法ニヨリ斷種手術ヲ受クルヲ要ス

斷種ヲ行フ一等級醫師ハ之ニ對シ證明書ヲ支給ス

第十條 癩病罹病者ハ左記行爲ヲ爲スヲ得ズ

一 癩病罹病ノ爲ノ特定ノ學校ヲ除キ他ノ學校ニ入學スルコト公衆ノ集合地帯ニ立入ルコト旅館、堂宇、禮堂及大臣ニ於テ官報ニ掲載告示スル其他ノ施設ニ居住及宿泊スルコト

二 大臣ニ於テ官報ニ掲載告示スル職業ニ従事スルコト

三 公衆用水道ニヨリ水ヲ汲取ルコト川、堀、池又ハ公共用貯水池ニ於テ水浴又ハ洗濯スルコト

四 保健係官ノ監督アル場合ヲ除キ公衆用交通機關ニ乗込ムコト

第十一條 保健係官ハ癩病罹病者ノ出生兒ヲ離別シ滿九歳ニ達スル迄保育所又ハ其他適當ノ場所ニ居ラシムルコトヲ命令スル權限ヲ有ス

第十二條 保健係官ハ左記事項ヲ遂行又ハ文書ヲ以テ命令シ之ヲ遂行セシムル權限ヲ有スル

一 癩病罹病者ヲシテ醫療ヲ受クル爲適當ノ癩病施設ニ收容セシムルコト

二 癩病罹病者ヲシテ一定家屋構内ニ居住ヲ許可スルコト但他ノ者ト居住所ヲ異ニシ接觸セシメザルコト且罹病者居住所ハ保健係官ノ容認セル條件ヲ備フルモノナルコト

三 癩病罹病者ヲシテ他ノ者ト同一居住所ニ居ルヲ許可スルコト但罹病者及之ト居ツ同ジツスル他ノ者ハ何レモ保健係官ニ於テ命令スル規定條件ヲ遵守スルヲ要ス

四 癩病罹病者ノ死體ニ對シテハ病菌ノ撲滅ニ必要ナル程度ノ措置ヲ執ルコト

第十三條 一等級醫師二名ニ於テ檢診ノ結果癩病罹病者ノ病狀カ最早公衆ニ對シ何等危險ナラザル程度ニ治癒シタルコトニ意見一致シタル場合ハ其者ヲシテ收容施設ヨリ出所セシムルコトヲ得但收容施設出所ノ日ヨリ起算シ六十日以内ニ自己ノ赴キタル縣所在ノ保健係官ニ對シ身分ノ届出ヲ爲スヲ要ス居住縣ヲ移動シタル場合ハ元居住ノ縣ヲ離レタル日ヨリ起算シ同様六十日以内ニ身分届ヲ爲スヲ要ス

第三節 處 罰

第十四條 第七條、第九條及第十條規定違反者及第八條、第十一條及第十二條ニヨル保健係官ノ命令ヲ遵守セザル者ハ百銖ノ罰金又ハ一ヶ月ノ禁錮若ハ併科ニ處ス

第十五條 大臣ハ癩病罹病者收容施設内ニ於ケル規律ヲ規定スル規則ヲ施行スル權限ヲ有ス但規律違反ニ對スル處罰ハ左記規定ヲ超過スルヲ得ズ

一 監禁一ヶ月以内

二 特典ノ停止又ハ削減

第十六條 保健大臣ハ本法施行ヲ監督シ本法施行ノ爲省令ヲ發令スル權限ヲ有ス

省令ハ官報ニ公示後其ノ效力ヲ發生ス

比 島 の 獨 立

一 獨立宣言豫告

千八百萬比島人の幾世紀に亘る宿望たる比律賓の獨立は十月十四日全比島人の歡呼と全世界注視の裡に具現されることとなり、比律賓共和國は道義國家の有力なる一環として堂々中外に獨立を宣言、世紀の大典を舉行するに決し、此の旨十月七日午前十一時獨立準備委員會委員長ホセ・ビー・ラウレル氏より左の通り發表された。

獨立宣言發表文

比島獨立に關する必要なる準備手續は一切完了したるを以て一九四三年十月十四日（木曜）を期し比島獨立の宣言をなすことを茲に聲明す。余は全比島人がこの機に覺悟を新たにするとともに多年の神聖な宿望が達成せられんとする光榮の日の到來を熱意を以て待望せんことを要請す

一九四三年十月七日マニラに於て

比島獨立準備委員會委員長 ホセ・ビー・ラウレル

二 我が軍政撤廢と獨立宣言式

前記獨立宣言發表文にある如く比律賓の獨立準備は愈々完了したので比島方面陸軍最高指揮官黒田重徳中將は十月十四日を以て比島の軍政を撤廢すべき旨同日午前八時左の如き布告を發した

比島軍政府撤廢に関する布告

昭和十八年十月十四日を以て比島占領地域内に於ける軍政を撤廢す

昭和十八年十月十四日

大日本軍司令官

右聲明に基き同日午前九時四十分國會議事堂前に設けられた晴れの式場に於て比律賓共和國樹立大統領就任式がアジア興隆の大道に復歸する全比島民の歡喜と感激を凝集して盛大厳肅に舉行せられ、比律賓側高官を首め、我が村田特命全權大使、比島方面陸海軍最高指揮官以下大日本帝國來賓、有末陸軍、美野海軍兩代表、貴榮兩院、齋會各代表など參集、式場前廣場を埋め盡した無慮三十萬の民衆が齊しく歴史の瞬間を凝集する裡に先づバルガス行政長官起つて大日本帝國より軍政を撤廢された旨を發表、帝國の好意に對し全比島を代表して深甚なる謝意を表明したる後萬雷の如き歡呼に迎へられて獨立準備委員會委員長ホセ・ビー・ラウレル氏起ち力強い語調を以て歴史的な獨立宣言文を朗讀した。その全文左の通りである。

獨立宣言全文

自由愛國の精神こそはフィリピン民族の歴史的進展を通じて意義と目的とを附與せられたる一貫せる指導方針

なり。フィリピン人は三百年に亘りてスペインの治下にあり續いて四十有餘年に及ぶ米國の支配を受けたるが、此間和戦の間はず終始自由獲得の努力及闘争を繼續し、幾多の尊烈殉國の士はその鮮血を以て至難なる民族解放の大業の完遂に力めたり。而もフィリピンが多年に亘り喪失せる自由を東洋の強邦により回復し得たるは人類史上正當適切なる歸結なり。大日本帝國は今大東亞の諸被壓迫民族を解放せんとする使命に則り、フィリピンに於ける西洋の支配を排除し、フィリピン國民をしてフィリピン獨立準備委員會を組織せしめ、以て多年の願望たりし自由を實現し獨立國としての憲法を採擇し、且つフィリピン共和國建設のため必要なる一切の處置をとることを得しめたり。吾人はこの獨立を以て諸方の戰場に於て身命を捧げたる父祖兄弟の犠牲の賜なりと信するものなり。吾人はこの獨立を以て世界各國民に不可分の權利として自由と獨立とを求むることを許し、萬邦をして各々その所を得しめんとする神意の顯現としてこれを讚美するものなり。今や吾人待望の秋は至れり。植民地的煉獄の闇夜は明けて明瞭なる曉は來れり。茲に吾人は四百有餘年前自由にして何人にも屈從することなかりし吾人の祖先と同じく頭を上げ清澄なる面持をもつて陽光を浴び得るに至れり。國民としての名譽は茲に回復せられ、自由の實現による無限の機會を利用し、左の諸項に努力することを得るに至れり。

如何なる外國の干渉をも受くる事なく自力を以て統治すること

資源を開發し、以てフィリピンのためのフィリピンの下に自給自足を確保すること
政治的隷屬による制約、又は人種的差別待遇による迫害を受くことなく各人及び國家の自力を發現し且これ
を發展せしむること

人類歴史最善の精華たる先人の施策、又は言行に則り精神智能を充進すること

東洋本然の姿に環元し、祖先傳來の精神に廻り神と自然の意思に遵へる國家を建設すること

平和、自由及び道義に基く共和國を建設し、以て大東亞共榮圏の一環として世界新秩序の創造に寄與すること

大東亞諸民族並に全人類の共榮實現のためその職分を盡すこと

吾人の獨立を育成し、以て當代及び將來のフィリピン民族の幸福の源泉として永遠に存続せしむること

吾人は神明並に祖國の自由のため生命を捧げたる先烈殉國の士の英靈の加護を祈念し、全世界に對し今や自由且
獨立なる國民となり、今後如何なる外國に對しても隸屬することなく、自由且獨立なる國家の權能として領有す
べき一切の權限並に權利を行使し、又は保有し、その領土の防衛と獨立の保全のため拏つて一切の資源、生命及
び名譽を捧ぐべきことを宣言するものなり。

一九四三年十月十四日

フィリピン獨立準備委員長 ホセ・ビー・ラウレル

即ち「フィリピンは平和、自由及び道義に基く世界秩序の創造に寄與すべく茲にフィリピン共和國を樹立する」と
と堂々中外に獨立を宣言したのである。時に午前九時五十分、日星きらめく國旗はこの光輝ある日のために生涯を
捧げた七十四歳の老アギナルド將軍の手によつて感激の裡に冲天高く掲揚され、同時にフィリピン國歌が吹奏唱和
されて祖國建國の歡喜と決意とを傳へれば、これに呼應して首都マニラ首め全比島の寺院は一齊に鐘を突き鳴ら
し、獨立完成を祝賀した。

三 大統領の就任

次で同日午前十時五分バルガス行政長官は昨年十月二十五日新比島第一次國民會議に於ける選舉投票の結果を報
告、新比島大統領たるべきものとしてホセ・ビー・ラウレル氏が満場一致を以て當選したことを布告するや、同十
分ホセ・ビー・ラウレル氏は起つてフィリピン共和國大統領に就任するの宣言を行ひ、左の如き宣誓を爲した。

ラウレル大統領の宣誓文

一 余は忠實に且つ良心に従ひフィリピン共和國大統領としての余の職責を果し、
フィリピン國の憲法を保持擁護し、その法令を執行し、各人に對して正義を行ひ、
且つ國家への奉公に盡すべきことを茲に嚴肅に誓ふものなり。神よ願はくば照覽
あれ

右宣誓終つて後引續き約三十分間に亘る演説を爲し、フィリピン建國の歴史的意義並にフィリピン共和國の使命を明かにした後、新國家の國內建設の雄大なる經綸を詳細具體的に宣明して國家計畫の全貌を明かにした。演説要旨は左の通りである。

ラウレル大統領演説要旨

今こそ四世紀に亘りわが民族が戦ひ續けて來た崇高なる理想が將に達成されんとしてゐる秋である。比島歴史上最も意義深きこの秋に際して、われ等が今日この主權を獲得する爲に曾て最大の犠牲を拂つて國に殉じた愛國者の靈に對し心からなる感謝の禱りを捧げねばならない。比島民族の不滅の英雄よ、聖なる墓に永久に眠られんことを。永久に屈辱の夜は終りわれ等の祖國は大成功の眞只中に生れたのである。我國土が血腥き戰場と化し、巨大なる鬭争の歴史的舞台となり、アジア人を外國の支配の鐵鎖から解放する雄々しき力が世界の大混亂の中から生れたのである。畏くもこの聖戰を遂行せられ、わが民族の翹望を現實化せしめられたる大日本帝國、天皇陛下の御聖徳に對し我々が持つ崇高なる感謝の念を總ての威嚴と全身全靈とをもつて全世界に示すべき秋なのである。

大日本帝國及び大東亞各地からの來賓の列席は東洋民族間の傳統的友好關係と相互理解とを證據立てるものである。フィリピン民族の名において余は來賓各位に對しわれ等を結付ける紐帶としこれを強化して行くことを宣明するのである。余はこの機會において過去現在を通じ比島民に示された大日本帝國陸海軍の最高指揮官閣下の凡ゆる信頼に對し深く感謝の意を表し、特にフィリピン獨立準備委員會の任務に對し不斷の援助と激勵を下された黒田比島方面陸軍最高指揮官閣下及び軍政監閣下に深甚の感謝を表するものである。自由なる獨立國家として我々の第一に當面すべき義務は領土内の平和秩序の維持である。國內の安寧なくして我々の日常生活、國家存續の基礎たる機能を成功に導くことは不可能である。憲法は大統領に廣汎な權限を與へたが、この機能を効果あらしめる爲の實力ある警察隊の訓練整備が行はれるであらう。萬が一にも不逞の徒が飽くまでもわが再建事業の計畫を阻害し、共和國の存立を脅かしたならば余は彼等をわが民衆の敵と做しこれに適當なる措置を執ることを斷言する。

前聯邦政府の好景氣時代ですら我々は米その他食糧品を多量に移入せねばならなかつたのであるが、戰爭の影響で食糧の不足は深刻化して來た。我々の肥沃なる土地は工業の必要と物資の共榮園各地との交流等につき、調査を進め、共榮園經濟と歩調を合せるため國內の經濟機構を再編成し、かくて共榮の崇高なる目標に對する我々の責務を果さねばならない。この事は我々の國家經濟を更生し、健全且つ安定せる通貨を採用し資本の健全なる流通を保證し、企業における個人の創意と研究、發明を刺激し新工業を起し交通通信設備を改良し、相互の連絡を促進するため克く計畫されたる具體案に基づき道路港灣設備の改善、船舶の建造を行ひ、一方不當利得

の防止、戦時經濟に即應せる必需物資のよりよき配給を圖るため物價統制機構を設定せねばならない。

我々の政治的自山の獲得は同時に經濟自活を伴はない限り有名無實となる。國家經濟自給體制の確立と共に貧困者の福祉も考慮し、各種の救濟策を講ぜねばならない。社會における凡ての階級間に經濟的均衡が達成されずしては全民衆の福祉はない。幸に我國は經濟力の根幹を形成してゐるともいふべき十分なる耕地に恵まれてゐる。この土地を大衆に分割し、物資的援助を興へることに依つて經濟的安定の要求に應へねばならない。愛國の精神は上に對する純なる愛と確信から生ずる。國民が更に新しき力と熱意とをもつて彼等の新らしき責任に直面するやう彼等の道徳的良心を改革する必要がある。また國家のより重大なる利害のため敢然として挺身出來る新らしい型の人間を我々は想像しなければならぬ。

我國の憲法は個人の幸福と満足のため必要なる最大限の自由を保護してゐる。然し新しい型の國民は個人の特權よりも義務を了得し、その上で自己の權利を犧牲にしてまでも自己の義務を果し得る人間でなければならぬ。義務に對する忠誠はまづ軍人、官吏によつて模範が示さるべきである。

余は我國の官公吏は國民の忠實なる僕として國家の利益を聖火の如く護る思想堅固なる男子であることを期待する。

國民精神を作興する我國教育制度は東洋精神に基き刷新せねばならない。家庭は社會の根底であり、家庭の

權威の強化、婦人本來の地位の復活とそ比島民の家族制度を向上し強固ならしめる要件である。女性は子供の教育を崇高なる使命とすべきで、徒らに自由を認めるを許した現代主義には我々は同意出來ない。家族の長たるものはその權威の維持に努むべきである。家庭は學校以上に國語を育て上げる場所でなければならぬ。政府は國語學校及び國文學校條令により又は公文書、公の儀式等を通じてタガログ語の普及發達に努めるであらう。時は將に我々が現實に直面し、社會の痛の眞因を探究し之を矯正しなければならぬ秋である。

出生率の増加は我國の如き若い國家には望しきことであり、又民衆各人の質を改善することは爲政者と^{その}余が關心を持つところである。わが共和國の初期において余が政治の指針として述べた廣汎にして重要な事業は瞬時にして完成されるものと期待してはならない。

わが國境の彼方においては熾烈なる戦争が續けられてをり、またわが資源は未だ開發されてゐないことを忘れてはならない。出發點において我々が最小限度に爲し得るものは、限られたるわが經濟力の許す範圍内において急速且つ最大限に實現し得る遠大なる計畫を第一段階において爲し遂げねばならぬことである。

共和國家の新政府の興隆は如何なる障礙にも屈することのない國民への奉仕にある。人民の安居、更生を保障せんが爲には科學的に政府の機構を完整し、單純化し、經濟的能率的に運営されるであらう。行政簡素化は固より待遇改善を實現せねばならない。政黨の解消は特にわが共和國の生成時代において堅持さるべき問題であ

る。我々は派閥的闘争を排除し、余が國家の全責任を擔つてゐる間は余は如何なる政黨にも干與せず、只一人の主人たる共和國に奉仕するであらう。我々人民の政黨である只一つの黨を持つべきである。然もこの政黨は平和再建、健全なる國家經濟、社會改善、大衆の向上及び新秩序創造を目的とするものである。わが歴史の如何なる時代よりも今日程わが國民の和合一致を要望される時代はない。牢固たる團結によつて今日の重大問題に對應してこそ強力な共和國の基礎建設が期待されるのである。

余は國旗、憲法、國歌及び大統領を國民の指向すべき國家團結の中心と做す。國旗はわれ等の勇士達を象徴し、憲法は領土主權を表はし、國歌はわが民族の希望を結晶せしめてゐるから我等の中心である。大統領は人民に選ばれたる指導者であり、指導透徹の根幹として國家の中心である。これ等四つの點に全比島人の新らしき精神と情熱が喚起されねばならないのである。

わが國民は恰も一人の人間の如き團結をもつて水平線の彼處より挑戦に起ち向ふことを確信する。神は我々と共に在り、大地に足を踏みしめて恐るゝことなく、疑ふことなく、迷ふことなく堂々前進するであらう。吾等は全力を盡して未だく曾つて働いたことのない程働くのである。我々各人の只一徹の努力は總て共同の努力の溝に合流され急流となり、激流となり、また怒濤の洪水となり如何なる障礙物も無力化せしめ、かくて我々の眞一の目的、共同の決意は眞の永久不易の獨立を確立するにあるのである。

四 憲法草案の決定

比島の獨立宣言に先立ち去る六月比島方面陸軍最高指揮官は第八十二帝國臨時議會に於ける東條首相の聲明及び日本帝國政府の指示に基き比島獨立準備委員會の組織をカリバビ（新比島奉仕團）に命ぜられた。之によつて組織せられた獨立準備委員會はホセ・ビー・ラウレル内務長官を委員長とし、第一副委員長ラモン・アパンセニアル、第二副委員長ベニグノ・エス・アキノ兩氏の下にバルガス行政長官を首め、マヌエルロハス氏等政界、法曹界、財界の代表等二十名の委員より成り、六月二十三日第一回會合を行ひ、直ちに比島の獨立に對する根本問題たる憲法の起草に着手、爾來二箇月餘に亘つて慎重眞摯なる討議を續けて來たが、九月三日愈々審議を終つたので、翌日午前十一時十分獨立準備委員會本部に全委員會を開催、憲法草案を提議、同四十五分署名を終り、茲に獨立比島建國の大綱を示す比島憲法草案が決定されたのである。

而して今回決定された比島共和國憲法は新生比島の根本法として比島が積年の米帝國主義の壓制を一掃し、大東亞へ還り、輝く大東亞の一翼として逞しく發足する國體を明確にしたものであり、將に米國が比島に與へた舊憲法とは根本的にその性格を異にするものである。その全文は次の通りである。

比島憲法草案全文

比律賓人民ハ神助懇願シツ、且ツ自由ナル國家ノ存続ヲ維持セン事ヲ欲シツ、茲ニ其ノ獨立ヲ布告シヌ（一般

ノ職ヲ増進シ國民世襲財産ヲ保存開發シ且ツ平和、自由及ビ道義ニ基ク世界秩序ノ創造ニ寄與スベキ政府ヲ樹立センガタメ茲ニ本憲法ヲ制定ス

第一條 比律賓共和國

第一項 比律賓國ハ共和政體ニシテ本憲法ニ依リ創設セラルル國家ハ之ヲ比律賓共和國ト稱ス
第二項 比律賓共和國ハ現在法律ニ依リ定メラレ一切ノ國家領域ノ上ニ主權ヲ行使ス

第二條 行政

第一項 行政權ハ比律賓共和國大統領ニ屬ス
第二項 大統領ハ法律ノ定ムル期日及場所ニ於テ國民會議員總數ノ過半數ニ依リ之ヲ選舉ス
第三項 大統領ハ年齢四十以上ノ出生ニ依ル比律賓國市民ニシテ選舉直前比律賓國ニ十年以上居住シタルモノニ非ザレバ之ニ選舉スルコトヲ得ズ
第四項 大統領ハ六年間其ノ地位ヲ保持シ次期ノ再選ハ之ヲ許サズ
第五項 大統領ノ任期ハ其ノ選舉後六年ヲ經過セル後ノ十二月三十日ノ正午ヲ以テ終了シ後任者ノ任期ハ同時ニ開始ス其ノ時マデニ後任者ガ確定シ居ラザルカ又ハ大統領當選者ガ資格ヲ備フルニ至ラザル場合ニ於テハ前任者ハ後任者ガ選舉セラレ且資格ヲ有スルニ至ル迄地位ヲ存續ス大統領ガ解任セララル、カ又ハ死去、辭職若

クハ其ノ權能及ビ職務ヲ遂行スルコト不可能トナリタル場合ニ於テハ右大統領ノ地位ハ殘存任期ニ對シ新大統領ノ選舉セララル、ニ至ル迄法律ノ定ムル席次ニ依ル上席大臣ニ移讓セララル後ノ場合ニ於テハ選舉ハ右任、死去、辭職又ハ權能及ビ職務遂行不可能トナリタルトキヨリ六十日以内ニ之ヲ行フ

第六項 大統領ハ就任ニ先ダチ左ノ宣誓又ハ確言ヲ爲スベシ

「余ハ忠實ニ且良心ニ從ヒ比律賓共和國大統領トシテノ職責ヲ果シ、其ノ憲法ヲ保全且擁護シ、法令ヲ遵行シ、各人ニ對シ正義ヲ行ヒ、國家ヘノ奉公ニ盡瘁スベキコト
茲ニ嚴肅ニ宣誓又ハ確言スルモノナリ、 神ヨ願ハクバ加護ヲ垂レ給ヘ」(確言ノ場合ハ最後ノ句ヲ略スベシ)

第七項 大統領ハ官邸ヲ有シ法律ニ依リ定メラレタル俸給ヲ受ク但シ右俸給ハ大統領トシテ其ノ任期中増加又ハ減少セララル、コトナシ大統領ハ在世中政府若クハ其ノ部局又ハ其ノ施策機關ヨリ他ノ報酬ヲ受クルコトヲ得ズ

第八項 大統領ハ一切ノ行政各省部局又ハ他ノ官廳、地方政府組織及ビ行政部其他部門又ハ施策機關ヲ統轄監督シ且法令ガ忠實ニ施行セララル、様査察スベシ

第九項 大統領ハ比律賓共和國ニ於ケル一切ノ軍隊ノ總指揮官ニシテ必要アル場合ニハ不法ナル行爲、侵略、擾亂

又ハ叛亂ヲ防止又ハ鎮壓スル爲右軍隊ニ出動ヲ命ズルコトヲ得侵略、擾亂、叛亂若クハ斯カル危險ノ急迫セ
ル場合又ハ公共ノ安全ヲ保持スル必要アルトキハ大統領ハ比律賓國又ハ他ノ何レノ地方ニモ戒嚴令ヲ布クコ
トヲ得

第十項 大統領ハ各省大臣及ビ次官ヲ任命シ且内閣ノ諮問ヲ經テ大使、公使、領事、部局ノ長官、大佐以上ノ陸軍
將校、大佐又ハ中佐以上ノ海軍及ビ空軍將校、州知事、市町村長及ビ其ノ任命ニ關シ法律ニ別段ノ規定ナキ
他ノ一切ノ官吏ヲ任命ス

第十一項 國策ニ關シ大統領ノ諮問ニ應ズル爲參議會ヲ設ク參議會ハ國家ニ對シ顯著ナル功績アリタル市民中ヨリ
大統領ガ任命スル二十名ヲ超エザル參議ヲ以テ之ヲ組織ス

第十二項 大統領ハ國民議會議員總數ノ三分ノ二ノ同意ヲ得テ宣戰及ビ媾和ヲナシ竝ニ議員總數ノ過半數ノ同意ヲ
得テ條約ヲ締結スル權能ヲ有ス

大統領ハ適法ナル信任狀ヲ以テ比律賓共和國ニ派遣セラレタル大使及ビ公使ヲ接受スベシ

第十三項 大統領ハ其ノ適當ト認ムル條件竝ニ一定ノ限界及ビ制限ノ下ニ一切ノ犯罪ニ對シ有罪判決ノ後執行猶
豫、減刑及ビ特赦ヲ許可シ罰金及ビ沒收ノ返付ヲ爲ス權能ヲ有ス大統領ハ國民議會ノ同意ヲ得テ大赦ヲ行フ
權能ヲ有ス

第十四項 大統領ハ隨時國民議會ニ對シ國家ノ狀況ニ關スル報告ヲナシ其ノ必要且便宜ナリト認ムル方策ヲ提示シ
之ガ考慮ヲ勸告スベシ

第三條 立 法

第一項 立法權ハ國民議會ニ屬ス

第二項 國民議會ハ地位上當然ノ議員トシテ州知事及ビ市長竝ニ各州及ビ特別市ヨリ三年毎ニ一名宛選舉セラレベ
キ代表者ヲ以テ組織ス選舉ノ期日、方法、缺員補充ノ方法及ビ選舉人ノ資格ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

右法律ハ大東亞戰爭中之ヲ變更又ハ修正スルコトヲ得ズ

第三項 選舉直前迄五年間以上比律賓國市民ニシテ年齡三十歳以上ノモノニ非ザレバ之ヲ國民議會議員ニ選舉スル
コトヲ得ズ

第四項 (一) 國民議會ハ法律ノ定ムル期日ニ於テ毎年一回通常會期ヲ召集スベシ但シ日曜日ヲ除キ六十日以上繼
續スルコトヲ得ズ 大統領ハ何時クモ一般法案又ハ大統領ノ指定スル特殊議案ノミヲ審議スル爲大統領
ノ決定スベキ期間特別會期ヲ召集スルコトヲ得

(二) 國民議會ハ其ノ議長、一名ノ書記官、一名ノ守衛長其ノ他必要ナル職員ヲ選任スベシ議員總數ノ過半
數ヲ以ツテ議事定足數トス但シ議員數ガ右定足數ニ滿タザル場合ハ日程ヲ順延スルコトヲ得又議會ノ定ムル

方法及び罰則ニ依リ缺席議員ノ出席ヲ強要スルコトヲ得

(二) 國民議會ハ選舉、投票報告及ビ選舉ニ依ル議員ノ資格ヲ判定スル唯一ノ機關タルベシ又議會ハ議事規則ヲ定メ秩序紊亂ノ所爲アリタル議員ヲ罰シ且議員總數ノ三分ノ二ノ同意ヲ得テ議員ヲ除名スルコトヲ得、議會ハ議事録ヲ保存シ且秘密ヲ要スト認メラルル部分ヲ除キ隨時コレヲ公表スベシ議題ノ如何ヲ問ハズ其ノ贊否者ノ氏名ハ出席議員ノ五分ノ一ノ要求アリタル場合之ヲ議事録ニ記載スベシ

第五項 國民議會ノ議長及ビ議員ハ議會出席ノ爲各其ノ選出セラレ州又ハ市ヨリ往復スル旅費ヲ除キ法律ノ定ムル依給ヲ受ク國民議會ハ其ノ議長及ビ議員ノ任期中之ガ依給ヲ増額スル權能ヲ有セズ

第六項 國民議會議員ハ法定刑方死刑又ハ十二年以上ノ禁錮ニ該當スル犯罪ノ場合ヲ除キ議會出席中及ビ議會ヘノ往復ノ途次ニ於テ逮捕セラレザルノ特權ヲ有ス又議員ハ議會ニ於ケル演說又ハ討論ニ對シテ議會外ニ於テ問責セララル、コトナシ

第七項 (一) 大統領ハ國民議會ノ通常會期開會ノ日ヨリ十日以内ニ一般歳出豫算案ノ基礎トナルベキ收支豫算書ヲ提出スベシ

(二) 會計年度末ニ際シ次年度ニ於ケル政府維持ニ必要ナル歳出豫算成立シテラザルトキハ當該年度歳出豫算案中ノ若干ノ金額ハ大統領ガ可能ナリト判斷スル限りニ於テ一般歳出豫算案ノ可決ニ至ル迄其ノ特定セラ

レタル目的及ビ使途ニ對シ更ニ振當テラレタルモノト看做ス

(三) 一般歳出豫算中ニハ特定ノ歳出豫算ニ具體的ニ關係ナキ條項又ハ立法的规定ヲ包含セシムルコトヲ得ズ且右ノ條項又ハ立法的规定ノ適用ハ當該關係歳出豫算ノミニ限ルモノトス

第八項 各省大臣ハ其ノ發意又ハ國民議會ノ要求ニ基キ所管事項ニ關シ議會ニ出席シ意見ヲ開陳スルコトヲ得但シ公益上意見ヲ開陳セザルコトヲ必要トシ且大統領ニ於テ其ノ旨書面ヲ以ツテ通告シタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第九項 (一) 國民議會ヲ通過セル法案ハ大統領ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ法律タルコトナシ大統領ニ於テ其ノ法案ニ同意スル場合ハ之ニ署名シ然ラザル場合ハ其ノ反對理由ヲ附シテ國民議會ニ返付スベシ議會ハ其ノ事録中ニ反對理由ヲ逐一記載スベク又議員總數ノ三分ノ二ノ表決ニ依リ更ニ之ヲ再審議シ再可決スルコトヲ得右ノ如キ一切ノ場合國民議會ノ表決ハ贊否ノ投票ニ依リテ之ヲ決シ贊成又ハ反對議員ノ氏名ハ議事録ニ之ヲ記載スベシ大統領ガ法案ヲ再度否認シタル場合ニ於テハ國民議會ハ同一會期中ニ於テ之ヲ再審議及ビ再可決スルコトヲ得ズ

法案ガ大統領ニ提出セラレタル後二十日以内(日曜ヲ除ク)ニ本項ノ規定ニ從ヒ大統領ヨリ返付セラレザル場合ニ於テハ右法案ハ大統領ノ署名シタルト同様ニ法律トシテ成立ス但シ議會ガ閉會セラレタル爲法案ノ返

付ガ妨ゲラレタル場合ニ於テハ右法案ハ議會ノ閉會後四十日以内ニ大統領ニ拒否セラレザル限り法律トシテ成立ス

(二) 大統領ハ歳出、歳入又ハ關稅法案中特定ノ一項目又ハ二以上ノ項目ヲ拒否スル權能ヲ有ス但シ其ノ拒否ハ大統領ノ反對セザル他ノ一項目、又ハ二以上ノ項目ニ影響セザルモノトス歳出豫算案中ノ一條項ガ同案中ノ一項目又ハ二以上ノ項目ニ影響スル場合ハ右ノ條項ニ關係アル特定ノ一項目又ハ二以上ノ項目ヲ同時ニ拒否スルコトナクシテ右ノ條項ヲ拒否スルコトヲ得ズ

第十項 (一) 法律トシテ制定セラレベキ法案ハ其ノ名稱ニ表示セラルベキ一個ノ主題以外ノ主題ヲ包含スルコトヲ得ズ

(二) 法案ハ其ノ最終ノ形式ニ於ケル寫ガ國民議會ヲ通過スル少クトモ三日以前ニ議員ニ提供セラル、ニ非ザレバ國民議會ヲ通過シ又ハ法律トナルコトナシ但シ大統領ニ於テ緊急制度ノ必要ヲ證明シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ法案ノ最終議會ノ際ハ修正ヲ許サズ且法案ヲ最終的ニ通過スベキヤ否ヤノ議題ハ最終議會後直ニ附議セラレソノ賛否ノ投票ハ之ヲ議事録ニ記載スベシ

第十一项 (一) 特別ノ目的ノ爲賦課シタル租稅ニ依ル徵收金ハ特別基金トシテ之ヲ取扱ヒ、其目的ニ對シテノミ之ヲ支出スルヲ要ス特別基金ヲ設定シタル目的ガ達成又ハ廢棄セラレタル場合ニ於テ剩餘金ノ存スルトキハ

之ヲ政府ノ一般基金ニ繰入ルベシ

(二) 如何ナル金額ト雖モ法律ニ依リ規定セラレタル歳出豫算ニ準據スルニ非ザレバ國庫ヨリ支拂ヲナスコトヲ得ズ

(三) 公金又ハ公ノ財産ハ宗派、教會、教派、宗教的營造物若クハ宗教的組織又ハ僧侶、教誨師、牧師其ノ他ノ宗教的教師若クハ高位僧職ノ使用、利益又ハ支持ノ爲直接ニ支出充當又ハ使用スルコトヲ得ズ但シ右僧侶、教誨師、牧師又ハ高位僧職ガ軍隊又ハ刑罰機關、孤兒院若クハ癩病保養所ニ配屬セラレ居ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二項 (一) 租稅規則ハ一ナルヲ要ス

(二) 國民議會ハ其ノ定ムル制限ト限界ノ下ニ法律ヲ以ツテ大統領ニ對シ明記セラレタル範圍内ニ於テ關稅率、輸出入割當、噸稅及ビ埠頭使用料ヲ定ムル權限ヲ賦與スルコトヲ得

(三) 基地、教會又ハ教會附屬ノ牧師住宅及ビ修道院並ニ宗教的慈善的又ハ教育目的ノ爲ニ專ラ使用セララル一切ノ土地、建築物及ビ其ノ施設ニ對シテハ租稅ヲ免除ス

第十三項 國民議會ハ戰時又ハ他ノ國家的緊急時ニ於テ法律ヲ以ツテ大統領ニ對シ一定期間及ビ議會ノ定ムル限界ノ下ニ既定ノ國策遂行ノ爲命令及ビ規則ヲ公布スル權限ヲ賦與スルコトヲ得

第十四項 國民議會閉會中緊急ノ必要アル場合大統領ハ命令及ビ規則ヲ公布スルコトヲ得右命令及ビ規則ハ國民議會ノ(次ノ通常會期終了前決議ニ依リ)否認セラル、迄法律トシテノ效力ヲ有ス

第四條 司法

第一項 司法權ハ大審院及ビ法律ニ依リ設置セラルベキ下級裁判所ニ屬ス

第二項 國民議會ハ各種裁判所ノ管轄權ヲ限定、規定及ビ配分スル權能ヲ有ス但シ大使、公使及ビ領事ニ關聯セル事件ニ對スル大審院固有ノ管轄權ヲ奪フコトヲ得ズ又法律又ハ裁判所規則ノ定ムル所ニ依ル控訴、訴訟書類移送命令又ハ再審ヲ求ムル令狀ニ基キ法律、命令、行政命令若クハ規則ノ合憲性、裁判所ノ管轄權又ハ單一法律ノ謬若クハ解釋ガ問題トナル一切ノ事判ニ關スル下級裁判所ノ最終判決又ハ命令ヲ再審議シ修正取消シ變更シ又ハ確認スル大審院ノ管轄權ヲ奪フコトヲ得ズ

第三項 法律ニ別段ニ規定ナキ限り大審院ハ院長タル首席判事及ビ六名ノ陪席判事ヲ以テ組織ス

第四項 大審院判事ハ内閣ノ諮問ヲ經テ大統領之ヲ任命ス

一切ノ下級裁判所判事ハ大審院ノ諮問ヲ經テ大統領之ヲ任命ス

第五項 大審院判事ハ年齢四十歳以上比律賓國市民ニシテ比律賓國ニ於テ十年以上記録裁判所ノ判事タルカ又ハ法律事務ニ従事シタルモノナルコトヲ要ス

第六項 國民議會ハ下級裁判所判事ノ資格ヲ定ム但シ右判事ハ比律賓國市民ニシテ比律賓國ニ於テ法律ニ従事セリコトヲ許サレタルモノナルコトヲ要ス

第七項 大審院判事及ビ下級裁判所判事ハ職務執行不能トナルマデハソノ行狀善良ナル限りソノ地位ヲ保持ス右判事ハ法律ニ依リ定メラレタル俸給ヲ受ケ政府ノ一切ノ官吏及ビ雇傭人ノ俸給ノ一般の改正ノ場合ノ外其ノ在任中減俸セラル、コトナシ

第八項 大審院ニ對シ其ノ判決ヲ受クル爲提出セラレタル事情ニ關スルソノ結論ハ大審院ノ意見ヲ記述スル爲右事件ガ一名ノ判事ニ記託セラル、ニ先立テ會議ノ上到達セラルベキモノトス判決ニ反對意見ヲ有スル判事ハ其ノ反對ノ理由ヲ明記スルヲ要ス

第九項 法律若クハ行政命令又ハ命令若クハ規則ハ大審院判事全員一致ノ票決アルニ非ザレバ之ヲ憲法違反ト宣告スルコトヲ得ズ

第十項 記録裁判所ハ判決中ニ其ノ準備セル事實及ビ法律ヲ明示スルニ非ザレバ如何ナル判決ヲモ下スコトヲ得ズ
第十一項 大審院ハ一切ノ裁判所ニ於ケル陳辯、慣行及ビ訴訟手續竝ニ法律事務ニ従事スルコトノ許可ニ關スル規則ヲ公布スル權能ヲ有ス右規則ハ同一階級ノ一切ノ裁判所ニ對シ劃一タルベク又實體法上ノ權利ヲ縮減シ増加シ又ハ修正スルコトヲ得ズ陳辯、慣行及ビ訴訟手續ニ關スル一切ノ現行法令ハ大審院ニ依リ變更及ビ修正

セラル、コトアルベシ

第五條 彈劾

- 第一項 大統領及び大審院判事ハ問責ニ値スル憲法違反、反逆罪、賄賂又ハ他ノ重大犯罪ニ關シテ彈劾ヲ受ケ且右罪ト判決セラレタル場合ニハ其ノ職ヲ解カルベシ
- 第二項 國民議會ハ議員總數ノ三分ノ二ノ票決ニ依リ專ラ彈劾ヲ行フ權能ヲ有ス
- 第三項 大審院ハ專ラ一切ノ彈劾ヲ審理スル權能ヲ有ス大審院判事全員ノ四分ノ三ノ同意アルニ非ザレバ有罪ノ判決ヲ下スコトヲ得ズ
- 第四項 彈劾事件ノ判決ハ解職並ニ比律賓共和國政府ノ下ニ於ケル名譽、無給又ハ有給ノ何レノ地位タルトフ問ハズ如何ナル公職ニモ就任シ且之ヲ享有スル資格ノ剝奪以上ニ及ブコトヲ得ズ但シ有罪ト決定セラレタル當事者ト雖モ法律ニ從ヒ之ヲ起訴裁判及ビ處罰スルコトヲ得

第六條 市民權

- 第一項 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ比律賓國市民トス
 - (一) 本憲法採擇ノトキニ於テ比律賓市民タル者及ビ其ノ子孫
 - (二) 法律ニ基キ歸化スル者

第二項 比律賓國市民權ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ喪失又ハ回復スルコトヲ得

第七條 市民ノ義務及ビ權利

- 第一項 法律ノ要求スルトコロニ從ヒ文武ノ公役ニ服シ租稅及ビ手数料ヲ納付シ並ニ有用ナル職業及ビ業務ニ従事スルハ市民ノ義務タルモノトス
- 第二項 正當ナル法律上ノ手續ヲ經ズシテ生命、自由若クハ財産ヲ剝奪シ又ハ法令ノ平等ナル保護ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 第三項 國教ノ創始ニ關スル法律又ハ信教ノ自由ヲ禁止スル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ズ
市民權又ハ政治的權利ノ行使ニ關シテハ何等宗教上ノ宣誓ヲ要セズ
- 第四項 契約ノ義務ヲ毀損スル法律ハ之ヲ制定スルコトヲ得ズ
- 第五項 刑事ニ關スル過及法ハ之ヲ制定スルコトヲ得ズ
- 第六項 債務ヲ事トシテ人ヲ監禁スルコトヲ得ズ
- 第七項 本人ノ意思ニ依ラザル服役ハ如何ナル形式ノモノタルヲ問ハズ存在スルコトナシ但シ當事者方正當ノ手續ニ依リテ有罪ト判決セラレタル犯罪ニ對スル刑罰トシテノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第八項 人身保護會ノ特權ハ之ヲ停止スルコトヲ得ズ但シ侵略、擾亂若クハ叛亂又ハ公共ノ安全ヲ保持スル爲ニ必要

ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九項 私有財産ハ正當ノ補償ヲクシテ公共ノ用ニ供セラレルコトナシ

第十項 貧窮ノ故ヲ以テ裁判所又ハ行政裁判所ニ對スル訴訟ノ自由ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十一項 平和、道徳、衛生、安全又ハ公安ノ爲メ法律ノ定メタル制限ノ範圍内ニ於テ左ノ各號ノ權利又ハ自由ハ之ヲ侵スコトヲ得ズ

(一) 不當ノ搜索及ビ差押ニ對シテ安全ヲ保障セラル、權利

(二) 通信及ビ信書ノ祕密

(三) 法律ニ違反セザル目的ノ爲ニスル結社又ハ團結ノ權利

(四) 無差別且同等ニ認メラレタル信仰表白ト禮拜(享有又ビ實行)ノ自由

(五) 法律ノ定ムル範圍内ニ於ケル居住及ビ移轉ノ自由

(六) 思想、言論若クハ出版ノ自由又ハ平等ニ集會シテ不平ニ對スル匡救ニ關シテ政府ニ請願スル人民ノ權利

第八條 天然資源ノ保存及ビ利用

第一項 公有地ニ屬スル一切ノ農林礦業用地、水、礦物、石炭、石油及ビ其ノ他ノ礦油潜在(エネルギー)資源並

ニ其ノ他ノ比律賓國ノ天然資源ハ固有トシ其ノ處分、採掘、開發又ハ利用ハ比律賓國市民又ハ資本ノ六十パーセント以上ヲ比律賓國市民ガ所有スル會社若クハ組合ニ之ヲ制限ス但シ本憲法ニ基ク政府ノ創設セラル、時ニ現存スル一切ノ權利、讓渡、租借又ハ利權ハ此ノ限ニ在ラズ天然資源ハ公有農業用地ヲ除キ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ又何レノ天然資源ノ採掘、開發又ハ利用ニ關スル許可、特許又ハ租借ハ二十五年ヲ超ユル期間ニ互リ之ヲ許可スルコトヲ得ザルモ更ニ二十五年間更新スルヲ妨グズ但シ灌溉、給水、漁業又ハ水力開發以外ノ工業的用途ニ對スル水利權ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ之ガ有益ナル使用ヲ許可ノ基準及ビ限度トス

第二項 私的會社又ハ組合ハ一千二十四ヘクターヲ超ユル公有農業用地ヲ取得、租借又ハ保有スルコトヲ得ズ又個人ハ公有農業用地ヲ一百四十四ヘクターヲ超エ買入レ一千二十四ヘクターヲ超エ租借シ又ハ二十四ヘクターヲ超エホームステッドトシテ取得スルコトヲ得ズ二千ヘクターヲ超エザル牧畜ニ適スル土地ハ之ヲ個人私的會社又ハ組合ニ租借セシムルコトヲ得

第三項 國民議會ハ個人、會社又ハ組合テ取得及ビ保有シ得ベキ私有農業用地ノ面積ヲ法律ヲ以テ決定スルコトヲ得但シ右法律制定以前ニ存在スル權利ノ行使ヲ妨グズ

第四項 國民議會ハ土地ヲ小區劃ニ分割シ實費ヲ以テ個人ニ分讓スル爲メ正當ナル補償ヲ支拂ヒテ收用スルノ權限ヲ

賦與スルコトヲ得

第五項 私有農業用地ハ比律賓國ニ於テ公有地ニ屬スル土地ヲ取得又ハ保有スル資格ヲ有スル個人、會社若クハ組合又ハ無遺言相続ノ場合法律ニ依リ相続ノ權利ヲ有スル者ニ對スルノ外コレヲ移轉又ハ讓渡スルコトヲ得ズ

第九條 一般的规定

第一項 比律賓共和國ノ國旗ハ比律賓人民ニ依リ神聖視セラレ、尊敬セラレ居ル如ク一個ノ太陽及ビ三個ノ星ヲ配セル赤色、白色及ビ青色ノ組合セトス

第二項 政府ハ國語トシテノタガログ語ノ發達及ビ普及ニ關シ手段ヲ講スベシ

第三項 會計檢査院ヲ設置シ政府、其ノ部局及ビ施策機關並ニ法律ノ定ムベキ人及ビ營造物ノ歲入受入金並ニ政府ノ基金及ビ財産ニ關スル一切ノ勘定ヲ審査、檢査及ビ決算セシム

第四項 政府ノ一切部門及ビ部局ヲ含ム文官制度ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム文官制度ニ於ケル任命ハ政策決定ニ關スルモノ、本來秘密ヲ要スルモノ又ハ性質上高度ニ専門的ナルモノヲ除キ成可ク競争試験ニ依リ決定セラレベキ成績及ビ適應性ニ從ヒ之ヲ行フモノトス

第五項 一切ノ官吏及ビ軍人ハ憲法ヲ支持シ擁護スベキ旨ノ宣誓ヲナスベシ

第六項 官吏又ハ雇傭人ハ法律ニ依リ特ニ許可セララル、ニ非ザレバ追加又ハ二重ノ俸給ヲ受クルコトヲ得ズ

第七項 官吏及ビ雇傭人ハ在職中如何ナル職業ニモ從事スルコトヲ得ズ又其ノ職務執行ニ依リ何等カノ影響ヲ受クルコトアルベキ私企業ノ經營又ハ管理ニ直接又ハ間接ニ關與シ或ハ政府又ハ其ノ部局若クハ施策機關トノ契約ニ付直接又ハ間接ニ財的利害關係ヲ有スルコトヲ得ズ

第八項 一切ノ人民ノ福祉及ビ經濟的安定ヲ確保スル爲メ社會正義ノ助長ハ國家ノ關心事タルモノトス

第九項 國家ハ科學上ノ研究及ビ發明ヲ獎勵ス美術及文藝ハ國家ノ保護ヲ受ク著作及ビ發明ニ對スル獨占權ハ一定期間著作及ビ發明者ニ對シ保障セララルベシ

第十項 一切ノ教育機關ハ之ヲ政府ノ統轄統制ノ下ニ置ク政府ハ完全且適當ナル國家的教育制度ヲ創設維持シ、ルクトモ無料ノ初等學校教育及ビ成年市民ニ對スル市民訓練ヲ施スベシ 一切ノ學校、專門學校及ビ大學ハ人格、個人的、團體的紀律、市民良心及ビ職業的熟練ヲ發達シ社會的能率ヲ確保スルコト並ニ市民ノ義務ヲ教育スルコトヲ目的トスベシ法律ニ依リ現在認メラル、ガ如ク公立學校ニ於テハ隨意課目トシテ宗教教育ヲ維持スベシ國家ハ特ニ才能アル市民ノ爲メ美術、科學及ビ文藝ニ關スル獎學金制度ヲ設ク

第十一項 國家ハ勞働者特ニ女子及ビ未成年者ニ對シ保護ヲ與ヘ地主ト小作人間並ニ工業及農業ニ於ケル勞資間ノ關係ヲ規制ス國家ハ強制調停ノ制度ヲ設クルコトヲ得

第十二項 國家ハ國民ノ福祉及ビ國防ノ爲産業及ビ運輸通信機關ヲ設立經營シ又公益事業及ビ其ノ他ノ私企業ヲ政府ニテ經營スル爲正當ナル補償ヲ支拂ヒタル上之ヲ公有ニ移スコトヲ得

第十三項 公益事業ノ經營ニ關スル特許、免許又ハ其ノ他如何ナル形式ノ許可モ比律賓國市民又ハ比律賓國ノ法律ニ基キ組織セラレタル會社若クハ其ノ他ノ團體ニシテ其ノ資本ノ六十パーセントガ比律賓國市民ニ依リ保有セラル、モノニ對スルニ非ザレバ之ヲ賦與スルコトヲ得ズ又右特許、免許又ハ許可ハ獨占的性質ヲ有シ又ハ五十年以上ノ期間ニ及ブコトヲ得ズ特許又ハ權利ハ公益上必要アル場合ニ於テハ國民議會ニ依リ改正、變更又ハ取消サルベシトノ條件ノ下ニ於テノミ之ヲ個人、商社又ハ會社ニ對シテ賦與ス

第十四項 國民議會ハ一般法ニ依ルニ非ザレバ私的會社ノ設立、組織又ハ規制ニ關シ規定スルコトヲ得ズ但シ右會社ガ政府又ハ其ノ部局若クハ施策機關ニ依リ所有又ハ管理セラル、場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 憲法ノ改正

第一項 國民議會ハ議員總數ノ三分ノ二ヲ表決ヲ以テ本憲法ニ對スル改正ヲ提議スルコトヲ得但シ右改正ハ其ノ目的ノ爲、且法律ノ定ムル期日及ビ條件ノ下ニ特別ニ召集セラレル人民投票又ハ會議ニ於テ人民ニ依リ承認セラル、ニ非ザレバ本憲法ノ一部トシテ效力ヲ有スルコトナキモノトス

第十一條 過渡的規定

第一項 本憲法ハ其ノ目的ノタメ特別ニ召集セラレタル人民投票又ハ會議ニ依リ之ヲ承認ス
右人民投票又ハ會議ノ開催方法ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二項 第一回國民議會ハ法律ノ定ムル場所及ビ期日ニ於テ召集セラレ其ノ成立直後比律賓共和國大統領ヲ選舉ス

第三項 比律賓政府ノ現在ノ行政各部ハ國民議會ガ法律ニ依リ別段ノ規定ヲナス迄共和國各省トシテ存続ス

第四項 比律賓ノ一切ヲ法令ハ共和國ノ創始セララル、迄有效ニ存続ス其ノ後ニ於テハ本憲法ニ牴觸セザル限り國民議會ニ依リ改正、變更、修正又ハ廢止セララル、迄引續キ有效トス又右法令中ニ於テ比律賓又ハ比律賓政府ノ政府又ハ官吏ト稱スルハ適用シ得ル限り共和國ノ下ニ於ケル政府又ハ當該官吏ヲ指稱スルモノトス

第五項 本憲法採擇ノ際現在存スル一切ノ裁判所ハ本憲法ノ規定ニ牴觸セザル限り法律ニ依リ別段ノ規定ヲ設クルニ至ル迄存続シソノ管轄權ヲ行使ス但シ右裁判所ニ繫續スル一切ノ民事及ビ刑事事件ハソノ當時實施中ノ法令ニ基キ審理、裁判及ビ判決セララル、モノトス

第六項 比律賓政府ノ下ニ於ケル一切ノ官吏及ビ雇傭人ハ國民議會ガ別段ノ規定ヲ設クルニ至ル迄引續キノ職ニ從事スベシ但シ本憲法ニ依リ大統領ガ任命權ヲ有スル一切ノ官吏ハ其ノ後任者ガ任命セラレ且資格ヲ有スルト共ニ其ノ職ヲ退クベシ

第七項 本憲法ノ禁止及ビ制限ニ拘ラズ比律賓共和國大統領ハ天然資源ノ利用及ビ公益事業ノ經營ニ關シ外國ト協

定ヲナスコトヲ得

右協定ハ大東亞戰爭終了ト共ニ失効スルモノトス

第八項 大東亞戰爭開始以來自然人、團體又ハ會社ノ取得セル一切ノ財産權又ハ特權ハ右戰爭終了ト共ニ調整及ビ解決セラル、モノトス

第九項 本憲法ノ規定ハ本條及ビ本憲法ニ基キ選舉セラルベキ官吏ノ選舉及ビ資格ニ關スルモノヲ除キ比律實共和國創始ノ時迄其ノ效力ヲ發生セズ

第十二條 特別規定

第一項 國民議會ハ大東亞戰爭終了後一年以内ニ法律ヲ以テ普通選舉ニ依ル憲法會議ヘノ代表者選舉ノ準備ヲ爲ス

ペン選舉後六十日以内ニ右代表者ハ新憲法ノ起草及ビ採擇ノ爲會議ヲ開備スベシ

新憲法ハ其ノ目的ノ爲實施セラルベキ人民投票ニ於テ承認セラル、コトニ依リ其ノ效力ヲ發生ス右承認アリ

タル後國民議會ハ直ニ新憲法ニ基ク官吏ノ選舉及ビ政府ノ創始ノ準備ヲ爲スベシ

六 國旗の制定

次到大東亞共榮圈の一員として愈々世紀の巨歩を進める東亞の新興國家フィリピン國はその國旗として一八九八年アギナルド將軍がキャピテ原頭高く掲げた獨立國旗に則つたものを決定したのであるが、本國旗は旗竿近くに白

の等邊三角形、その残りの部分を青、赤の上下二部分に分ち三角形中に太陽と三つの五稜星を配した。新國旗は比島の雄々しき傳統と輝しい前途を象徵し米國、スペインの羈絆を脱し東洋の國たる比島の眞正獨立を力強く物語る歴史的意義を持つものである。白は清淨なる思想、道義、赤は勇氣、血、決心、青は希望と高き理想を象徵し、太陽と星は獨立フィリピンの不滅の榮光と運命を、而して太陽の光芒は一八九六年ボニファツショ革命に應じて騰起したルソン八洲を、星はルソン、ミンダナオ、ビサヤの三地方を、三角形の各邊は三地方平等の權利を物語つてゐるものである。比島民族の理想、傳統、歴史、榮光を示すこの國旗の復活は以前から比島民衆の熱望して已まなかつたところであり、さればこそ獨立準備委員會は生れ出づるフィリピン國の表徴としてこの國旗を採用したのである。アギナルド將軍によつて創案されたこの旗は米統治時代法律を以て使用を禁ぜられた。その後一九一九年掲揚許可となつたので戦前まで使用されてゐたのであるが、米國旗の下に従屬を餘儀なくされた昔々の國旗と今比島民自身の手によつて何ものにも憚らず空高く翻るとしては重大な相違がある。その新國旗に象徴される比島民の傳統精神と傳統の中に比島民族の高き矜持を示さんとするその精神には偉大なる飛躍がある。そこには東亞の一環として道義に立脚し共榮圈確立、世界新秩序創造に寄與せんとする東亞の新事態に對する自覺と決意が盛られてゐるのである。

六 國歌の制定

國旗に次いで比島國民が愛國の至情を罩めて唱ふ國歌は豫てレクト氏を委員長とする國歌分科會に於て慎重検討中であつたが左の如く決定を見、獨立準備委員會から發表された。

比島の新國歌 (タガログ語より和譯)

うまし國東の太陽の兒よ

汝が胸内熱き血は燃ゆ

うまし國勇士の誇り傳へて

悔りを許さぬ國ぞ

青空に風はさやぎ

山脈は海に連なる

吾等聞く自由の詩の

天地に充ちに満てるを

國民の希望導き

勝鬨にはためく旗の

太陽よはた三つの星よ

燦として久遠に輝け

うまし國生ける徴此處にこそあれ

この國を護らむ極み
我が命は何か惜しまん

このフィリピン國歌(バンバン・サング・アウイット・ナン・ビリピナス)は一八九六年の革命に當つてアギナルド將軍の下に馳せつけた作曲家フリアン・フェリベ氏が作曲し、六月十二日の所謂カウイット共和政體誕生の時から初めて演奏された。而してこの曲が次第に比島人の間に知られるに従つて歌詩をつける必要に迫られ當時カチバナ黨員で一八九六年の革命に一兵士として參加した詩人ホセ・バルマ氏がこれを作詩したものである。

七 新政府の陣容

斯くて十四日獨立したフィリピン共和國はその行政各部を内務、財務、司法、農商務、教育厚生、土木交通の六省に分ち、且つ各省大臣を各都前長官が昇格就任することとなつた。

フィリピン共和國新政府の陣容は左の通りである。

内務大臣 (兼任) ホセ・ビー・ラウレル

財務大臣 アントニオ・デ・ラス・アラス

司法大臣 デオフィロ・シソン

農商務大臣 ラファエル・アール・アルナン

教育厚生大臣 クラロ・エム・レクト (後外務大臣に)

土木交通大臣 キンティン・パレデス

大審院長 ホセ・ユロー

書記官長 フランシスコ・ラビデス

八 帝國政府の承認聲明と日比同盟條約

フィリピン共和国は十月十四日を以てその獨立を宣言したと、もに同日午後フィリピン共和国大統領 ホセ・ビ
ー・ラウレル氏の名を以て日滿華首め共榮圈内獨立國、輻輳各國並に中立國合計二十七個國に對し獨立を通告し
た。それに對し帝國政府は同日直ちに之を承認、左の如き承認聲明を發した。

フィリピン獨立に関する帝國政府聲明

十月十四日フィリピンは多年の宿望を達成し茲にその獨立を中外に宣言せり。依つて帝國は直ちに同國を承
認し且つ同國との同盟條約に署名調印を了せり。

フィリピンは他國より統治せらるゝこと四百年、その間獨立を所期するや切なるものあり、しかも多年の努
力に依り漸く米國より離脱を得たる獨立は畢竟米國の利益のためにするものにして、眞の獨立にあらざること
はフィリピン民衆のもつともよく知る所なり。しかるに大東亞戰爭勃發するや忽ちにして米國の勢力はフィリ

ピンより一掃せられ、爾來二年に滿たざるに茲に同國民衆多年の念願たる眞の獨立の日は到來せり。東亞積年
の禍根を免除し道義に基く新秩序の建設を期する帝國として寔に同慶に堪へざる所なり。

既に大東亞の地域においては中華民國、タイ國及びビルマ國は帝國と緊密なる協力の下に共同の戰爭完遂に
邁進し、滿洲國また總力を擧げて一億一心帝國に協力しつゝあり、この秋に當り新生フィリピン國を加ふ。斯
くて大東亞の諸國家、諸民族に悉くその本然の特性を發揮し、不動の結束を固むるに至る。大東亞共榮圈のた
め世界永遠の福祉のため帝國の寔に欣快とする所なり。

帝國政府は重ねてフィリピン國の獨立を衷心より慶祝すると共に、大東亞の諸國家相携へて俱に倚り俱に信
じ相互にその自由獨立を尊重しつゝ、大東亞戰爭の完勝、大東亞建設の完成に邁進し、もつて萬邦共榮の大理想
を達成せんことを期し茲に帝國政府の所信を中外に闡明す

右獨立承認聲明を發する外同日帝國政府は更に特命全權大使村田省藏をしてフィリピン共和国全權委員クラ
ロ・エム・レクトとの間に日本國、フィリピン共和国間同盟條約に署名調印せしめた。

その全文左の通り。

日本國、フィリピン國同盟條約

大日本帝國



天皇陛下及びフィリピン共和国大統領は
 日本國がフィリピン國を獨立國家として承認することに決したるに因り
 兩國相互に善隣としてその自主獨立を尊重しつゝ緊密に協力して道義に基く大東亞を建設し以て世界全般の平和
 に貢獻せんことを期し確乎不動の決意を以てこれが障礙たる一切の禍根を排除せんことを欲し之がため同盟條約
 を締結する事に決し左の如く各々その全權委員を任命せり

大日本帝國

天皇陛下

特命全權大使 從三位 村田省藏

フィリピン共和國大統領

國務大臣 クラロー・エム・レクト

右各全權委員は互にその全權委任狀を示しこれが良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條 締約國間には相互にその主權及び領土の尊重の基礎に於て永久善隣友好の關係あるべし

第二條 締約國は大東亞戰爭完遂の爲政治上、經濟上及び軍事上緊密なる協力を爲すべし

第三條 締約國は大東亞の建設の爲相互に緊密に協力すべし

第四條 本條約實施の爲必要な細目は締約國當該官憲間に協議決定せらるべし

第五條 本條約は締約國に於てその批准を了したる日より實施せらるべし

第六條 本條約はなるべく速かに批准せらるべし 批准書の交換はマニラに於てなるべく速かに行はるべし

右證據として各全權委員は本條約に署名調印せり

昭和十八年十月十四日即ち一九四三年十月十四日

マニラに於て本書二通を作製す

村 田 省 藏

クラロー・エム・レクト

日本國、フィリピン國間同盟條約附屬了解事項

條約第二條につき

同條に規定する大東亞戰爭完遂の爲の軍事上の緊密なる協力の主なる態様は左の通りとす

フィリピン國は日本國の爲すべき軍事行動の爲一切の便宜を供與すべく又日本國及びフィリピン國はフィリピ

ン國の領土獨立を防衛する爲相互に緊密に協力すべし

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本了解事項に署名せり



昭和十八年十月十四日即ち一九四三年十月十四日

マニラに於て本書二通作製す

村 田 省 藏

クラーク・エム・レクト

因に本同盟條約については比島側は十月十九日國民議會の承認を得、國內手続きを完了したのでレクト外相は二十日午後五時十五分フィリピン共和國政府は右日比同盟條約に批准を了した旨が村田全權大使に對し通告し來つた。一方帝國政府に於ても二十日午前樞密院の御諮詢を経て、上奏御裁可を仰いだ。上同盟條約に對し批准を了した旨村田全權大使に訓電が到達したので村田全權大使はレクト外相に對しその旨を通告、茲に大東亞戰爭完遂のため政治經濟軍事の各般に互る日比兩國の不動の協力關係を確立せる日比同盟條約はその效力を發することゝなつた。

九 世界各國の承認

フィリピンの獨立に對して帝國政府はその獨立通告に接するや直ちに之を承認し、之と同盟條約を締結したのであるが、他の共榮圈内獨立國は勿論、樞軸各國も次々にその獨立を承認したのである。即ち次の如き諸國がある。

(一) 滿洲國

滿洲國政府はフィリピン共和國獨立に關しラウレル大統領の通電に接し同政府に對する態度を決定するため十五日午前臨時國務會議を開いた結果同國を正式に承認することに決し、直ちに參議府の諮問を経て上奏御裁下を仰ぎラウレル大統領宛通電を發し、十五日政府弘報處より左の通り發表された。

和國ホセ・ラウレル大統領宛電報せり

(二) 國民政府

國民政府は十五日フィリピン共和國成立に關する公電に接したので同國を正式承認することに決定、即日蔣民誼外交部長の名を以てラウレル大統領宛この趣通告した。

(三) 泰 國

泰國政府は十五日フィリピン國を承認するに決定、ウイチット外相は十五日泰國政府を代表してラウレル大統領宛獨立承認を通告した。

(四) 緬 甸 國

緬甸國政府は十六日フィリピン共和國を承認するに決しタキン・ヌー外相の名を以てフィリピン共和國大統領宛左の如き承認の通電を發した。

フィリピン共和国大統領閣下

緬甸國民は國を擧げてフィリピン獨立の報を歡喜してこれを迎へたのである。フィリピンが獨立國として大東亞共榮圈に登場することに依つて共同の敵に對するアジア民族開放の現下の大戰を遂行する上に物心兩方面に互る多大の力を加へたることは疑ひを容れぬところである。緬甸國政府はフィリピン共和國を承認することを欣快とすると共に緬甸、フィリピン兩國間の諸關係が永劫に友好的且つ協調的ならんことを衷心より切望する次第である。

(五) 獨逸 國

獨逸國は十六日リッペンントロツプ外相よりフィリピン共和國大統領ラウレル博士に對し電報を以て獨逸國政府がフィリピン共和國を承認した旨通信した。

(六) 伊 太 利

フィリピン共和國の建國に當り伊太利フランスト共和政府首席ムツソリーニ氏は二十六日ラウレル大統領に宛て新國家の誕生を祝すると共にその獨立を承認する旨の電報を寄せた。

(七) クロアチア國

クロアチア國はフィリピン共和國を正式承認しミレ・ブダククロアチア外相はラウレル比律賓大統領との間に兩

國間の友好關係確立を希望するメツセーヂを交換した。

(八) ブルガリア

ブルガリアは十六日附を以てフィリピン共和國を承認した旨直接比島政府に通告すると同時に二十二日附を以て帝國政府にも通告して來た。

(九) スロヴァキア

スロヴァキア國首相兼外相トウカ教授は二十一日フィリピン共和國大統領ラウレル氏に對しスロヴァキア政府はフィリピン共和國を承認し兩國の友好關係確立を希望する旨の電報を發した。

一〇 帝國大使館設置

斯くてフィリピン共和國は完全に獨立し大東亞の一環として新發足したので、緊密なる日比關係の運営を期して即日比島に大使館を設置し、初代駐劄大使には特派大使としてマニラに派遣された村川省藏氏を任命すると共に比島大使館の陣容並にマニラ總領事館の人事を次の如く決定發令した。

特命全權大使 村川 省藏

フィリピン國駐劄仰付

大東亞參事官 森重 竹夫

- 任大使館参事官 (一等)
- フリッピン國在勤被仰付
- 陸軍司政官 秋山 龍
- 同 福島慎太郎
- 任大使官一等書記官 (三等)
- 命フリッピン國在勤
- 大東亞事務官 須江 英雄
- 任大使館二等書記官 (四等)
- 命フリッピン國在勤
- 陸軍司政官 佐藤 日史
- 同 藤田久治郎
- 同 角野 義雄
- 陸軍通譯官 眞崎 秀樹
- 任大使館三等書記官 (六等)

命フリッピン國在勤

大東亞書記官 鹽谷 末吉

任總領事 (三等)

命マニラ在勤

陸軍司政官 木原次太郎

任領事 (五等)

命マニラ在勤

新西蘭の産業經濟概貌

・ 濠洲大陸の双眼とも稱せられる新西蘭とニューギニア、更にその鼻腔に當るニューカレドニアは、その位置が我が國より遠く離れてゐる關係上、大東亞戰勃發後ニューギニアの一部を除いては未だ我が地上砲火の洗禮を受けな
 いが、然し度重なる我が海軍の攻撃を受けて、今は戦備に競々たるの状態にあることは推測に難くないところであ
 る。



而して英本國に於ては輻軸國の攻撃によつてその餘命を保つに喘いで居るのであるから、遠く東亞に散在せる植民地に對しては今更顧念する餘裕も無く、これらの諸島は謂はゞ母國なき植民地の如く、そして生來誤つた對日恐怖の小兒病幻想に患されて、遂に不自然な對日政策を敢行して敵性を示し、或は米國に拜跪し、或は濠洲に媚態を示して動くロボットとなり、全くその走狗的役割を果すに忠實であるが、かの蘭印の一例を觀るに、蘭印も對日ABC戰線の一翼を構成して共榮圈への参加を拒絶しつゞけた處、鐵袖一觸、三百年苦心經營の寶庫は遂に旬日にしてカリジャタイの一陋屋に跪伏して皇軍の膝下に城下の盟を乞はざるを得なかつたことは、これら母國なき植民地のよく知る處である。

北眼のニューギニアの北半は既に開眼されて光明を仰ぐことになり、残りの半分と南眼に當る新西蘭及び兩島の略々中間にあるニューカレドニア等は深刻なる苦悶をつゞけながら暗雲に閉されて居るが、これら諸島は米濠に對する軍事的若くは戰略的重要性は今後益々加重されるのであるから、尙も今日事態を認識せずして迷夢を續げんか、早晚鐵錘を下して誤つた觀念の是正を要することは勿論である。

一 産業概観

新西蘭は氣候、風土、地勢等はすべて原始産業即ち農牧等に特に適したところで、殊に土壤は地味豊饒肥沃であるから一層促進される。農牧等に適する面積は新西蘭の三分の二に當り、一九四〇年度の栽培面積は一千九百六十五

萬九千三百四十九エーカーで、この中には牧草地一千七百三十三萬九百七十一エーカー、休耕地十一萬二千一百九十五エーカーも含まれてゐる。本島は最良の牧草と飼料作物とが快適なる環境の下に生育繁茂し、牧草は良質を以つて世界的に名聲を博してゐる。植民開始以來一百年にすぎないが既に一千八百萬エーカーを英國種牧草が栽培されてゐる。新西蘭農牧草の顯著なる特色としては、嚴寒の數箇月中に多少飼料作物を以て牧草の不足を補ふことがあつても、他地方に於ける如く冬季に家畜を厩舎に入れておく必要のないことである。

新西蘭の産業が如何なる方向に發達してゐるか、又その經濟が如何に英國に依存してゐるかは、以下數表によつて明示されるであらう。

主要産物別輸出品分類表 (單位磅)

年 度	家 畜	農 業	林 業	製 紙	其 他
一九二〇年	四、五〇、一六六	五、〇〇、〇〇〇	一、三六、八八四	一、〇〇、〇〇〇	一、三三、八三三
一九三〇年	四、一六、九一四	九、七、一五九	五、〇、一七〇	七、九、二二五	五、〇、七七七
一九三五年	四、三六、六六六	九、八、八三三	四、八、六六六	一、五、五、六六六	五、四、二六六
一九三六年	四、三六、六六六	一、〇、〇、〇〇〇	三、六、三三三	一、五、五、六六六	六、二、四四四
一九三七年	四、三六、六六六	一、〇、〇、〇〇〇	三、六、三三三	一、五、五、六六六	七、六、六六六

主要相手國輸入額比率表 (單位%)

國別	一九三〇年		一九三五年		一九三六年		一九三七年		一九三八年		一九三九年	
	英	領	英	領	英	領	英	領	英	領	英	領
別	英	計	英	計	英	計	英	計	英	計	英	計
國	國	(其他共)	國	(其他共)	國	(其他共)	國	(其他共)	國	(其他共)	國	(其他共)
英	八〇・一四	九〇・九六	八三・六三	八九・七七	八三・六三	七六・三〇	八四・一七	八〇・九九	八四・一七	八〇・九九	八〇・九九	八〇・九九
印	〇・九一	〇・九一	〇・一三	〇・一三	〇・一三	〇・二〇	〇・二四	〇・二五	〇・二四	〇・二五	〇・二五	〇・二五
加	五・六五	五・六五	一・四一	一・四一	一・四一	二・五三	一・九四	一・六七	一・九四	一・六七	一・六七	一・六七
澳	三・四八	三・四八	三・八三	三・八三	三・八三	二・七五	三・七七	三・九一	三・七七	三・九一	三・九一	三・九一
其	〇・四四	〇・四四	一・三九	一・三九	一・三九	一・〇三	〇・六三	一・五二	一・七五	一・五二	一・五二	一・五二
佛	一・二五	一・二五	一・四四	一・四四	一・四四	一・五三	一・七五	二・七四	一・七五	二・七四	二・七四	二・七四
獨	〇・八九	〇・八九	〇・三六	〇・三六	〇・三六	一・三八	一・五三	〇・六八	一・五三	〇・六八	〇・六八	〇・六八
日	〇・三四	〇・三四	〇・九三	〇・九三	〇・九三	四・七一	一・〇二	〇・六八	一・〇二	〇・六八	〇・六八	〇・六八
米	四・七一	四・七一	五・三〇	五・三〇	五・三〇	七・二〇	二・四五	四・九四	二・四五	四・九四	四・九四	四・九四
他	九・〇四	九・〇四	一・〇二三	一・〇二三	一・〇二三	一・七五七	九・二五	一一・二八	一・七五七	九・二五	一一・二八	一一・二八

主要產業別輸出品分類表 (百分率%)

年 度	家	畜	農	業	林	業	礦	業	其	他
一九二〇年	九・一	九三・六	二・二	二・二	二・八	一・一	二・四	二・四	一・八	二・五
一九三〇年	九・二	九二・四	二・〇	二・〇	一・〇	一・〇	三・四	二・七	一・二	二・三
一九三五年	九・三	九三・六	一・六	一・六	〇・六	〇・六	二・四	二・四	一・一	一・二
一九三六年	九・四	九四・四	二・二	二・二	〇・五	〇・五	二・四	二・四	一・一	一・一
一九三七年	九・三	九三・九	二・〇	二・〇	〇・五	〇・五	二・四	二・四	一・〇	一・〇
一九三八年	九・三	九三・五	二・〇	二・〇	〇・五	〇・五	三・〇	二・四	一・〇	一・〇

主要相手國輸出額割合表 (單位%)

一九三八年	五四・六五	一・五三	二八・六四	一・四〇	五・六八
一九三九年	五四・七五	一・六三	二八・六四	一・七三	五・六八

國別	領						計(其他共)	他	計
	英	印	加	蘇	佛	白			
年別	國	度	奈	洲	蘭	耳	其	米	日
								國	本
一九三〇年	四七・五九	一・五〇	八・九五	六・八二	一・四三	一・〇六	六八・四一	一七八〇	一・三三
一九三五年	五〇・三九	一・五八	六・七五	一〇・九〇	〇・六一	〇・六〇	七三・一	一二・五〇	三・〇三
一九三六年	四九・三七	一・二五	七・五二	一・一六	〇・四九	〇・九二	七二・七四	一二・六六	三・〇〇
一九三七年	四九・六一	一・〇三	八・一三	一一・七四	〇・四一	〇・九七	七三・五二	一二・四〇	二・九〇
一九三八年	四七・八七	一・〇二	八・七六	一二・九二	〇・四二	〇・九四	七三・五六	一二・三三	二・一八
一九三九年	四六・八四	一・五三	八・八六	一二・八八	〇・四七	〇・八五	七四・二〇	一一・三七	二・一〇
								二六・六九	二・五〇
								二七・二六	二・六六
								二六・四八	二・四〇
								二六・四四	二・三三
								二六・四八	二・四〇
								二七・二六	二・六六
								二六・六九	二・五〇
								三一・五九	一・七八

土地利用状況表 (單位%)

業種別	利用面積	利用者數	一經營單位の面積	百分率	計
畜牛	三、四八四、六八八	四一、八九八	八四	八・〇四	四三、三六八、六五三
牧羊兼農業	二九、六七三、三二六	一六、五七三	一、七九一	六八・四二	
牧羊兼農業	一、九九二、〇三三	四、二九六	四六三	四・五九	
畜牛兼農業	二、八〇一、一六二	五、九三八	四七二	六・四六	
農業	四二、四三二	二、九六三	一四二	〇・九七	
果樹栽培	三七、二七九	一、四一一	二七	〇・〇八	
蔬菜栽培	一〇、八五九	九〇六	一一	〇・〇三	
園藝	二、八九七	二七六	〇	〇・〇二	
林業	一、三六四	七一	一九	〇・〇四	
フラックス栽培	三三、三二六	一一二	二、六六四	〇・七四	
未開墾土地	四五、九七六	二八	一、六四二	〇・一一	
其他	一、八九八、七一五	二、九三七	六四六	四・三八	
計	二、六七六、七六二	七、四五〇	三四九	六・一七	
		八四、八六八	八、三三二	一〇〇・〇〇	

(一) 農 業

農業は牧畜業が著しき發達を遂げたために壓されて居る様な状態であるが、然し農産物も亦政府の獎勵によつて國內の需要を充つことが出来るのである。只亞熱帯産業たる茶、砂糖、棉花及び小麦の不足分を他に依存してゐる位である。

禾穀類の栽培は豐饒なキャンタベリー平野を中心に發達し、この地方は全島生産に於て小麦七八%、燕麦三五%、大麦六一%及び亞麻仁の殆んど全部を占めてゐる。玉蜀黍の生産はオー克蘭ド、ホークスベイ兩州に限られて居る。

即ち燕麦及び小麦は更に南島の東部及南部地方に栽培されてゐるが、大麦は少ない。小麦は未だその需要を充つ量に足らず、年々約二十五萬ブツシエルの輸入をしてゐる。燕麦の作付段別は小麦より廣く、收穫の多くは細切して家畜飼料に供せられてゐる。根莖作物は主として蕪菁で、之は冬季家畜の飼料並に家畜肥育用として大規模に栽培せられ、特に南島に於て盛である。

嚴寒時に於ける家畜の補足飼料作物の栽培は南島に廣く栽培されてゐる。主なるものは蕪菁、マンゴールド及び青刈飼料作物等で、飼料は國外より購求することは極く稀である。又牧草の種子も殆ど全部國內に産し、キャンタベリー、オタゴ及びサウスランドの三地方は全産額の八八%を占めてゐる。

果實類は豊富に生産され、あらゆる主要温帯果實の漿果の國內需要は全部島内産により充されてゐる。南島北部のネルソン地方が果實特に林檎栽培地として最も適合してゐることが發見されてから急に發達したのである。果實の主なるものは林檎及び梨で、一九一一年以來政府の保護政策によりその大部分は歐米市場に輸出され、大半は英國向である。林檎はネルソン産が最も有名である。その他桃、杏、レモン、ネクタリン(桃の一種)、莓等も産する。果實店で支那人經營のものには支那密柑が香港經由で輸入せられ、柿は南洋のトンガ島より輸入されたものである。

果樹園は平均面積二・二六エーカーの小農經營が多く、五エーカー迄の果樹園は總数の八七%で總面積の三四%を占めてゐる。主要作物の栽培面積及び收穫は別表の如くである。

主要禾穀豆類栽培面積表 (單位エーカー)

種 別	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
小 麥	三三、六九九	二八、六九九	三三、七〇三	一八、九〇九	一八、九〇三	二五、七五三
燕 麥	五、五二六	七、五〇三	七、七〇七	五七、九二五	五〇、四三三	四九、七五二
大 麥	一八、四〇〇	三〇、六九九	三〇、六四四	三三、四四四	二六、八九九	三三、二六三

玉蜀黍	七、九〇六	七、五七〇	六、六九九	六、四七七	六、〇三五
豌豆	二、五三六	二、四四六	一、七五三	一、四七七	一、四〇六
蚕豆	二、九二〇	一、八〇八	六二四	六六三	一、二八一

要禾穀類收穫量表

種別	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八	一九三八—三九	一九三九—四〇
小麦	五、九三〇、四三〇	八、八五九、三三〇	七、一六九、六六〇	六、〇四二、九二〇	五、五四一、二六〇	八、〇〇〇
大麦	一、八〇七、四四五	三、〇〇〇、八四〇	三、五五五、四三〇	二、六四〇、九二五	二、六四八、八七〇	三、〇八一
燕麥	四、四八、九六〇	七、四三〇、三六〇	七、四八、四八〇	一、〇八九、九三〇	一、〇六七、七三〇	九一六
大豆	三、五三三、二九〇	三、三三三、三三〇	三、〇一九、六六〇	三、五五七、七六〇	三、六九〇、三三〇	三、六九〇、三三〇
豌豆	四、四八、九六〇	三、三三三、三三〇	三、〇一九、六六〇	三、五五七、七六〇	三、六九〇、三三〇	三、六九〇、三三〇
蚕豆	四、四八、九六〇	三、三三三、三三〇	三、〇一九、六六〇	三、五五七、七六〇	三、六九〇、三三〇	三、六九〇、三三〇
麻	一、七三〇、八〇〇	一、一五五、五五〇	四、〇六、九七〇	五、一八三、一三〇	一、一五五、五五〇	一、一五五、五五〇

(二) 畜産

本島の人口の約六割は都市に集中してゐるので、村落に於ける労働力の不足から農業より比較的粗放である牧畜

が發達し、その上優良の牧草と飼料作物とが快適なる環境の下に生育繁茂して、嚴寒期に於ても家畜を厩舎に入れておく必要は無く、而も大きな市場英國を有してゐるのが本島畜産業を高度に而も専門化に促進せしめた主因である。従つて本島よりはバター、チーズ、獸肉、羊毛等の四大畜産物が輸出され、牧畜業は濠洲と共に世界的に有名である。主なる家畜飼養状況は別表の如くである。

家畜飼育頭數表

區分	年次	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
1馬	一九三五年	三、七〇、九六六	三、七六、一七〇	三、七〇、九六六	三、七八、一七〇	三、七〇、九六六	三、七〇、九六六
2乳牛	一九三五年	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇
3牛(乳牛を 含む)	一九三五年	四、二五、〇〇〇	四、二五、〇〇〇	四、二五、〇〇〇	四、二五、〇〇〇	四、二五、〇〇〇	四、二五、〇〇〇
4剪毛綿羊	一九三五年	三、五九、九六六	三、五九、九六六	三、五九、九六六	三、五九、九六六	三、五九、九六六	三、五九、九六六
5剪毛仔羊	一九三五年	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三	三、三三、三三三
6載尾仔羊	一九三五年	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇	一、五三、〇〇〇
7綿羊(仔羊を 含む)	一九三五年	五、〇六、六六六	五、〇六、六六六	五、〇六、六六六	五、〇六、六六六	五、〇六、六六六	五、〇六、六六六
8豚	一九三五年	七、六三、七五五	八、〇八、四四四	八、〇三、二二二	七、六三、七五五	七、六三、七五五	七、六三、七五五

(註) 1, 2, 3, 8 は一九三九年一月末日現在頭数、4, 5, 6 は一九三八—三九年度頭数、7 は四月末日現在頭数である。

1 綿羊

新西蘭の氣候風土は綿羊飼育に最も適合し、綿羊の飼育は本島經濟の根幹をなすものである。本島は世界綿羊總数の第七位に在り、羊毛産額は世界第四位で、世界總産額の八分に當り、羊毛輸出額は世界第三位を占めてゐる。飼養は南島の丘陵地方及び低地地方の天然草原に發達し、當初はメリノ種を多量に飼養してゐたが、近年に至り種々なる新品種が交配によつて生産せられ、中にはマリデールの如き優良種も出来、肉はカンタベリ・ラムとして珍重されてゐる。ロムニー・マーシュ(北島に多く飼育されてゐる)も多く飼育されてゐる品種である。綿羊の飼育は初めは羊毛、獸皮及び動物脂を輸出し、一八八二年以來肉類冷凍装置のある船舶が利用せられて以來、大規模な肉類輸出が開始せられ、その後羊毛と共に肉類の輸出も盛になつたのである。一九三九—四〇年度の(六月末現在)羊毛産出高は六億一千萬封度である。

最近に於ける世界主要國羊頭數

蘇 聯 一一三、〇四八千頭
米 洲 五二、二二〇

印 度 五一、九二五
アルゼンチン 四三、五六五
南 亞 三九、三三〇
新 西 蘭 三五、〇一一
英 本 國 三〇、一一四
ス ペ イ ン 二四、九四四
ウ ル グ ワ イ 一五、四〇六
支 那 二五、四〇六
一四、九二六

世界主要羊毛輸出國生産數量表 (單位百萬封度)

國 別	一九三四—三五年	一九三五—三六年	一九三六—三七年	一九三七—三八年	一九三八—三九年
蘇 聯	一、〇一五	九七二	九八三	一、〇一〇	九五八
米 洲	三七〇	三六〇	三七九	三七六	三八五



計	一、九八一	一、九九五	二、〇五六	二、〇三三	二、〇四六
新西蘭	二六五	三〇四	三〇三	二九七	三二八
南阿爾邦	二一九	二五〇	二七七	二四三	二六一
ウルグワイ	一一二	一一〇	一一四	一〇七	一一四
計	一、九八一	一、九九五	二、〇五六	二、〇三三	二、〇四六

新西蘭羊毛輸出量表 (一九三八年七月—一九三九年六月 單位百萬封度)

仕向國	漆	洲	新西蘭	適	要
英國	三六八・〇		一七七・九		
獨逸	三六八		六・四		
佛蘭	一七二・三		三九・四		
白耳	一一〇・二		一九・四		
日義	七三・四		七・七		
伊太	二一・三		〇・三		
米利	二二・〇		一三・一		
加奈	三・五		九・四		

計 (其他共)	八五八・八	三〇八・三
---------	-------	-------

2、牧牛

牛は羊に次いで重要なものである。一九四〇年度に於ける牛畜は四百五十餘萬頭で、數としては他國に比べて多くはないが、人口から觀れば比較的少い人口に對し寧ろその數は多く、之は主として乳肉用なもので役用としては少く、乳牛は八六%を占めてゐる。牛肉が世界市場より距離が遠いため他國との競争は困難で、そのために乳酪業が著しく發達し、最近では乳酪用牛が盛んに飼育され、同製品は輸出品中重要な役割を占むるに至つたのである。

乳牛は北島のオークランド、タラナキ、ウェントンの各地に飼育され、新西蘭の牛の八五%を産出し、肉牛はウェリントンが斷然高位に在り、牝牛總頭數の四分の一を占めてゐる。牛が北島に多いのは、北島は雨量が比較的多く羊が濕地や濕氣に弱いからである。

新西蘭牛酪及乾酪の工場生産量表 (單位ハンドレッドウェイト)

年 度 別	乳 脂	牛 酪	淨 乳	牛 酪 / 乾	酪
一九二八—二九	一九五二・六三	三七〇・五三	一、七八二・三三七		



一九三三—三四	三、一八七、二二二	五〇、八二六	二、一三五、五九九
一九三四—三五	三、一〇五、九七四	五、〇八一	一、九一四、四五八
一九三五—三六	三、三二二、六九九	四三、八八〇	一、七六九、九八四
一九三六—三七	三、五〇七、二〇六	四五、九〇二	一、八二六、三〇二
一九三七—三八	三、二五八、二二五	四九、一八八	一、七六九、三五一

牛乾酪輸出量表 (単位ハンドレットウエイト)

年 別	牛 酪 輸 出 量	中 英 國 向	乾 酪 輸 出 量	中 英 國 向
一九二九	一、六五三、八〇七	一、二七六、八四一	一、七七九、〇九三	一、七七〇、一五〇
一九三〇	二、六一四、五一九	二、五六八、〇五六	一、九八四、四九六	一、九八三、〇五八
一九三一	二、七八九、二九八	二、六九六、八三一	一、七二七、五五二	一、七三三、一九七
一九三二	二、七九六、一四五	二、七二一、三四二	一、六五八、二〇六	一、六五四、八二七
一九三三	二、九七六、〇八五	二、九〇三、〇〇五	一、六四七、一六〇	一、六四四、二四一
一九三四	二、六一四、五四九	二、五二六、九八一	一、六一〇、五三三	一、六〇八、四三七

3 養 豚

養豚はバター、チーズ工場の残滓物で飼育するので、乳牛の飼育と関係があり、近年極めて關心が拂はれて、飼育頭数は著しく増加してゐる。従つて逐年その屠殺量並に冷凍肉ハム、ベーコンは輸出額も顯著なる増加を示して居る。

新西蘭の豚飼育頭数及屠殺概量表

年 別	飼 育 頭 数	屠 殺 頭 数	ハム、ベーコン冷凍肉輸出量
一九三三	五九一、五八二	四五三、〇〇〇	一八六、六四六
一九三四	六六〇、三九三	五八八、九〇〇	三七八、七六〇
一九三五	七六二、七五五	七三一、〇〇〇	四五一、八二五
一九三六	八〇八、四六三	八一八、五〇〇	五六九、〇〇八
一九三七	八〇二、四一九	八五一、五〇〇	五七〇、六八六

(三) 林 業

新西蘭は現在廣漠たる牧地又は牧草地を有してゐるが、かく開墾される以前は鬱蒼たる森林に覆はれてゐたのである。餘り濫伐し過ぎたので土砂が流されて洪水等による被害が多い爲、政府では早くより法律を制定して森林の保護及び増植の奨励に努め七來たのである。森林樹の種類は約百十餘種を數へるが、建築用材としての樹木は

少く、現在製材として利用されてゐるものは六種類で、その中五種は松科軟木である。良材は多く濫伐せられたので不足を來してゐる。

現在生産される主要木材はリム（赤松）、カヒカテア（白松）である。

1 軟 木

(1) カヒカテア（白松）

この樹は北島及南島の北より南に互りヒメブナ林を除く總ての森林に存在する。木材は木幹が真直で工作し易く、無節長尺及び廣幅物が得られる。香氣がなく、主として牛酪菌、乾酪クレートその他の包装用に供せられる。

(2) カイカワカ（山杉）

ハウラキ灣より南オタゴの森林に産し、南島の西岸は特に多い。木材は暗紅色で工作し易いが軽くて弱い缺點がある。主に電信柱、垣柵及屋根板に使用され、又燃え難い特徴があるので耐火扉の建造用に用ひられる。樹木の産量は少い。

(3) カウリ松

新西蘭森林中で最も有名であり、又直径四十吋もある大木で、主として北島の北端に産する。木材は淡黄褐色を呈し、木幹は真直で、強靱であるが、節や瑕疵が無いので工作し易く、世界中で此の樹種程一般的に有用な軟木はないといはれてゐる位である。高價な爲、鐵道車輪、造船、家具その他一般建具製造に供せられ、斑紋又は模様あるカウリ松材は家具用として珍重される。又カウリゴムと稱される頗る貴重な樹脂を生ずる。

(4) マタイ（黒松）

此の樹は北島南島及びスチュワート島を通じて、各森中に豊富に存在し、木材は淡黄褐色を呈し、木理は真直であつて工作は容易である。主として下見板、外部造作及び床板等に用ひられ、床板用としては世界最良の一つである。

(5) リム（赤松）

南北島のビーチを除く各森林地帯に産し、木材は乾燥すれば暗黒色と淡白色の線條を有する淡褐色に變化し、木幹は真直で工作し易く、主に家屋建築用及びドア、家具等の製造に供せられ、又高級のクラフトパルプはリムから製造される。

2 硬 木

(1) 黒マイレー



北島のヒメブナ林を除く全森林に存在し、特に中央部は豊富である。南島ではマールバラ州に極めて少量に産する。木材は淡褐色を呈し密質で重く、堅硬で強靱且つ耐久力があるので機械部組及び橋梁、建築に使用されるが、異常な熱を発生する特性があるので主として燃料に供される。

(2) タワ

北島の海拔約一千七百呎の森林及び南島のネルソン又はマールバラの海岸森林に存在する。木材は淡褐色を呈し、かなり堅硬で、木性が真直であるから稍破砕し易い性質を持つてゐる。又充分に乾燥することも困難である。

主要木材の産出量及び最近の木材輸入状況は別表の如くである。

主要木材生産量表 (単位ポード呎)

種別	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八
カワリ松	四、九四八、四三三	五、五三三、四三〇	七、三三三、四三〇	七、七七一、一三三	二、五五五、〇〇〇
カヒカテア	九六、二五二、〇〇〇	二五、八八八、一八七	一五、七三二、二五五	一四、七七八、五三三	一八、五八〇、四五四
マタ	四、九四八、四三三	五、五三三、四三〇	七、三三三、四三〇	七、七七一、一三三	二、五五五、〇〇〇
計	一〇、七九六、四三三	一三、八六四、〇四五	一九、〇六五、六八五	一六、九六六、六八二	二一、五四九、四五四

新西蘭木材の輸出入調表

種別	一九三三—三四	一九三四—三五	一九三五—三六	一九三六—三七	一九三七—三八
トタ	七、七九七、三三三	八、八七三、三三三	二、七九八、四三三	二、四四三、七三三	三、七九七、三三三
ヒメブナ	六、九三三、七三三	七、七七一、一三三	八、八八四、六三三	八、八三三、七三三	八、八三三、七三三
インシグニス松	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
其他	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
計	一九、三九七、〇〇〇	二〇、三三三、三三三	二〇、三三三、三三三	二〇、三三三、三三三	二〇、三三三、三三三

(四) 水産

年別	輸出		輸入	
	数量	金額	数量	金額
一九三二	二七、二八六、八八四	二五三、八八三	六、九八二、七〇三	八三、八八九
一九三三	二五、八二九、四〇四	二三七、五二八	一〇、二七五、九八〇	一三九、〇四八
一九三四	三四、五三〇、二七九	三三〇、五二七	一三、一九六、九九九	一八三、九〇八
一九三五	三九、五八五、一九八	三六四、三五九	一九、三六〇、七一七	二五二、六五六
一九三六	二六、九七七、七五一	二六四、八八二	二四、七三三、二四八	三四四、六五四

新西蘭は海岸線長く、廣大なる天然の障壁ある海岸が多いので古來その沿岸漁産は多量を以て有名であつた。北方沿岸は南赤道海流の影響を受けて飛魚、メカデキ、マンボウ及び數種の鮫の如き豊富な魚類の亞熱帯魚族があり、南方海岸は毛皮用海獸（臘脂獸）の天然な棲息地であり、又種々の寒帯魚も産する。多種の優良食用魚の中で最も重要なものは北方に於て豊富に獲れる真鯛、ハウラキ灣、ブレンテイー灣及びビクツク海峽附近並にキャンタベリー及オタゴ海岸で重にトロール船より漁獲されるタラキヒ（スズキの一種）、更に遮蔽された淺海に産する諸種のヒラメ、南方絲釣漁業の主産物たるブルー・コッド、並に北岬よりスチユワート島に至る深海に於て絲釣で漁獲されるハブク等である。附近の海岸が漁族に富んでゐながら、島内に於ける畜産物の豊富なために漁業が餘りに發達せず、嘗て盛んであつた捕鯨も現在は全く衰微してゐる状態である。淡水魚は一八六七年頃タスマニヤ、カナダ及び米國より鮭、鱒を輸入して河川に放置したものである。南島のブラフトスチユワート島の間から美味な牡蠣が産出される。主なる水産物の産額は別表の如くである。

主要水産物推定販賣數量及價額表

種 類	數		價 額	
	單位	量	一九三七年一三八年	一九三八一三九年
鮮 魚	トンドレ	三五五、六八七	三五六、一四一	四一三、五一六
シラ	同	三、一一一	三、〇五三	三四、八四三
牡蠣	袋	六六、三八七	六七、二四三	四八、一二五
同	同	四、二〇三	四、八七〇	五、〇四三
同	同	七、四一一	一二、八六九	六、六九六
蛤	同	一一、二二二	九、二五五	一一、〇三一
ザリガニ	對度	四八、五五八	六九、五六〇	四、八六三
トイナツト	同	六、一三六	一〇、七二七	三、一三一
鯨	同	二八〇	四〇〇	四、二六〇
計	同		五二四、七九〇	五三一、〇八二

(五)

鑛 産

新西蘭には多種類の有用鑛物が埋藏されて居るが産出量は乏しく、注目されるのは鐵及び石炭位である。而して新西蘭より産出される鑛物及び輸出鑛物は別表の如くである。

鑛物産出額表

新西蘭鑛物輸出高 (單位磅)

鑛物の種類	一九三七年		一九三八年	
	數量	金額	數量	金額
計 (其他共)	1	40,588,229	1	40,145,515
球	164	236	1	1,126
マンガン	5	50	90	450
タンガステン	23	6,468	45	8,604
石	2,177,779	2,177,779	2,133,088	2,133,088
炭	2,177,779	2,177,779	2,133,088	2,133,088
輕石	2,193	8,057	3,046	8,811
石	1	444,837	1	555,295
鐵	571	880	1,218	3,666
白	55	423	1	1,240,547
金	55	423	1	1,240,547
及	55	423	1	1,240,547
金	55	423	1	1,240,547
銀	55	423	1	1,240,547
計	6,224,688	1,319,743	5,097,759	1,214,054

鐵

鑛物の種類	一九三七年		一九三八年	
	數量	金額	數量	金額
計	1,620,333	1,733,801	1,532,898	1,397,692
金	1,398,656	1,435,216	1,296,839	1,040,394
銀	55,745	48,184	38,873	3,544,999
タンガステン	5,563	7,248	10,804	348,165
アンチモニー	1	1	20	55,101
水	1	1	1	19,024
その他	8,881	8,078	9,108	575,661
カワリ	96,161	151,589	103,777	236,175
樹脂	55,217	73,486	73,477	75,693
炭	55,217	73,486	73,477	75,693

鐵鑛の主産地はネルソン州ゴールドン灣オネカカ地方及びバラバラの梯鐵鑛床で、埋藏量は約六、七千萬噸といはれ、又クラナキ州の海濱には砂鐵が産出される。一九三一年オネカカ鐵鋼會社が鑛鑛爐を建設して開發に當つたが、一九三五年五月稼行を休止して今日に至つた。北島クラナキ砂鐵は幾百萬噸となく海濱に散布してゐるが、種々なる事情の爲生産費が高いので企業的には成功しなかつた。鐵鑛の産額は一九三九年に於て僅か

2 石 炭
一千五百八十六噸である。

石炭は各所に於て産出せられ、その確定埋蔵量は六億六千三百萬噸で、推定埋蔵量は十六億三千一百噸である。石炭はニュー・ジブラント鑛産額中の第一位を占め、無煙炭乃至亞炭は南島の西海岸及び南東海岸並に北島のオークランド地下に埋蔵し、主として第三位の地層中に分布してゐる。一九二七年の調査による石炭確定埋蔵量及び最近石炭産量は次表の如くである。

石炭確定埋蔵量 (百萬噸)

無煙炭	少量
黑炭	二〇六
半黑炭	六〇
褐炭	二四七
亞炭	一五〇
計	六六三

石炭産出量表

年 別	産 量	年 別	産 量
一九三一	二、一五七、七五六	一九三六	二、一四〇、二七
一九三二	一、八四二、〇三二	一九三七	二、二七七、七九九
一九三三	一、八二一、二五八	一九三八	二、三三三、〇八八
一九三四	二、〇六〇、三二五	一九三九	二、三四二、六三九
一九三五	二、一五、一八四		

石炭産出量内譯表 (單位噸)

區 別	北 區 (北島)	西岸區 (南島)	南 區 (南島)	計
黑炭及半黑炭	四四、八三八	九三三、〇二二	一	九七七、八五〇
褐炭	七二七、八七九	五〇、二三一	三四四、三〇四	一、一三二、四一四
亞炭	一	一、一四六	一三〇、六七八	一三二、八二四
一九三八年計	七六二、七一七	九八四、三八九	四七四、九八二	二、二二一、〇八八
一九三七年計	七七八、四九八	九七五、二二八	五二四、〇七三	二、二七七、七九九



3 石油

石油は良質なもの、存在が確認され且下各地で試掘されてゐるが、その中最も有望とされてゐるのはニュー・ブッマス附近のモトウロアである。然しこれとて六千呎の深さに極く少量の石油が湧出したのと、一九三八年に一一六、五八五ガロンの原油が産出されたのみである。その他にも尙一、二箇所試掘されたが未だ豊富に石油を産出するまでには至つてゐない。

4 金

金鑛等は一八五三年南島のオタゴ地方に始めて砂金鑛床が発見され、その後續いて各地にも発見された。金鑛開發の初期に於ては新西蘭の開發と植民とに少からず貢献したのであるが、その後産金高は一途に下降し、最近又金價の昂騰により再び擡頭し産額は著増を示したのである。即ち一九二一年度の産高に比べて一九三一年度はその二倍に達してゐる。石英質金鑛の採掘は主としてオークランド州ワイヒ及び周邊地方と、南島西海岸とに於て行はれ、又オタゴ州にも小規模に採掘されて居る。砂金は主として南島西海岸及びオタゴ州に産出される。

一九三八年度金輸出高表

地方別	輸出量	金額
中南島西岸地方	六六、一一四	五五七、七〇一
オークランド地方	五六、七四三	四九七、八〇六
計 (其他共)	一五一、一六二	一、二八七、四二二

5 銀

銀は殆んど全部石英質金鑛(ハッラキ半島のワイヒ金鑛地)より産出される金銀塊の製錬より得られる。

銀推定産出高表

年別	産出量	年別	産出量
一九三四	三八二、六一五	一九三七	四四三、九八一
一九三五	四三七、九六七	一九三八	三五七、七〇九
一九三六	四三二、九七三		

6 タングステン鑛

タングステンの主要鑛石の一たる重石は、金と相伴つてかなり大規模に産出され、一九一〇—一九年の間には年平均二萬六千磅の輸出額を示したが、その後物價低落の爲に採掘が中止され、産出皆無の状態になり、最近の需要増加から一九三四年初頭より更に生産が開始されたのである。主産地はオタゴ州のグレノキー、バラダイス、マクレイス、ストーンバーン、ハイド、アウッド及びマールバラ州ワカマリナ谷谷である。

對日經濟關係

新西蘭は地球上赤道から見れば丁度我が國と略々反對の位置に在る。その風物も亦極めて我國と酷似してゐるところに深く關心を拂ねばならぬが、最近までは白瀬中尉が南極探險の途次この地を根據地として訪ねたのと極く一小部分の貿易業者を除いてはあまり世人の注目を引かず今日に及んだのである。然し乍ら新西蘭が反極軸國の對日反攻に於ける軍事及び戰略上の重要性は之を過少評價すべきでなく、殊に新西蘭の政治及び經濟が如何なる地位にあるかを合せ考へる時、我等は益々此の地に對し一段と認識を深めねばならぬのである。而して大戰後に於ては必然的に我が國との干渉が濃くなるべきは疑はざる所である。

新西蘭と我國との通商は一九二八年シンドニーに駐在してゐた徳川總領事が新西蘭を訪問して通商條約締結を見るまでは定に微々たるものであつた。その後漸次密接な關係を加へ、一九三四年三井物産會社がウェリントンに派遣員を派遣してより、兼松商店がウェリントン及びオークランドの兩所に、又件野商店も同じく兩所に開店し、

大阪商船會社も山下汽船會社も月一回の定期直行航路を開いてからは我國との關係も次第に密度を加へ、一九三八年一月二十四日には帝國總領事館がウェリントンに開設されて以來、我が國は新西蘭産の羊毛、カセイン、獸皮、肩織及び新西蘭の特殊農産物である冷凍肉、バター、チーズ類は極めて小額乍ら之を輸入し、我國よりは綿織物、人絹その他の布帛同製産品、シャツ、帽子、靴、硫黄、陶磁器を輸出したのである。然るに一九三八年十月五日新西蘭政府は輸出入許可制と爲替管理を發表して我が國との貿易を阻止し、遂に歐洲大戰勃發以後新西蘭も對獨宣戰を布告し、前大戰に約十萬の兵を派遣したのと同様に今次の大戦も英國の一翼となつて活躍し、既に新西蘭領の各委任統治島では、反極軸軍の有力なる空軍基地が置かれ、對日戦備の増強に狂奔の状態である。

新西蘭は國民一人當り世界最高の輸出高を示して典型的輸出國を誇り、又各般の社會的施設も世界各國に比して著しき進歩を遂げ、濠洲と相競んで労働者の生活水準が世界的に最高度たることを誇り、又マオリ族も大洋州に漂泊する蠻族中最も迅速に文化を吸収した民族で、歐化の程度も高く、これらはすべて各國社會學者の注目するところである。マライ、ジャワ等の南方諸地域とはその市場性が違ふにも拘らず、我が國の對新西蘭の認識程度は極めて低い。例へば邦品の輸出にしても、その製品は南方諸地域と同程度の低級品のためにラビツシ(肩物)などの非難を受けることがあり、その後次第に改善されて高級品も輸出するやうになつたのであるが、何れにしても本島の特長性は他の南方諸地域とは自ら違つた観點が無ければならぬのである。而して日本對新西蘭の貿易狀況

は別表の通りである。

日本對新西蘭貿易表 (單位千圓)

年 別	本邦輸出高	本邦輸入高	入 出 超
一九三二	四、〇九四	六七七	(+)
一九三三	二、九九三	一、四七〇	(+)
一九三四	六、四五一	二、三九七	(+)
一九三五	八、五八七	一、五九四	(-)
一九三六	一六、七四〇	二、一九七	(-)
一九三七	一九、三五八	四八、六三三	(-)
一九三八	一四、八〇八	一〇、二一〇	(+)

時 報

(南支・南洋)

厦 門

厦門で富籤を復活

厦門勸業銀行では久しく獎券發行を停止してゐたが、今般通貨收縮の要請に應へて之が發行を本年一月より復活開始する事となつた。獎券と云ふのは日本で謂ふ富籤に當るもので、今回の一枚額面五十圓券で五千枚であるから、發行總額は二十五萬圓に達する。當り籤は一等十萬圓、二等三萬圓、三等一萬圓で以下十等迄ある。尙本事業に依り得た純益金は之を全部會事業費に充てるとの事である。

汕 頭

汕頭に興亞報國會誕生

汕頭興亞報國會結成のため汕頭日本婦人會、汕頭大日本義勇隊を夫々解散し新たに興報會に統合發足することに



なつたが、現地汕頭に於ける本島同胞の鍊成機關であつた汕頭同業會も自發的に發展的解消する事に決定、その所屬する同業會青年塾、同業會國語講習所及び居留民集會所たる同業會館の總てをあげて興報會に合流、國家機關の要請に基き、汕頭一家一員として更に新たな躍進を期する事となつた。尙同會は汕頭領事を會長、民會長を副會長、軍關係者を顧問或は參與に置き、大東亞戰爭の完遂と大東亞の建設を期せんがため現地國民組織を強固にし、以て皇民鍊成並に興亞運動の積極的進展を圖る事を目的とし、會の推進機關として事務局を設置し、その下に總務部、武道部、體育部、鍊成部、文化部、興亞部の各部門を置き目的達成のため

- 一 肇國の精神の昂揚に關する事項
- 一 皇國民の心身鍊成に關する事項
- 一 決戦生活の確立に關する事項
- 一 東亞防衛思想及能力の涵養に關する事項
- 一 興亞理念の普及並に日華提携に關する事項
- 一 關係諸團體の指導統制に關する事項

の諸事業を遂行する事になつて居り、これが推進活動の際には三千汕頭邦人は文字通り「汕頭一家」の固き團結の下に皇民として活潑なる活動を展開するものと期待されてゐる。

汕頭放送局開設

汕頭地方民衆待望の汕頭放送局は昨年春頃よりもとの領事館あとに放送事務所を建築開設準備中であつたが、此の程諸準備完了し、廣東から派遣されて來た技術員の整備する過程來の試験放送も非常な好成績を収めたので愈々十二月二十九日十八時五十分より正式に放送を開始するに至つた。落成式は正式放送に先立ち同日十一時より南支軍報道部長主催の下に盛大に舉行された。因に該放送局は主として廣東、東京の放送を中繼し、日本語放送の外に中國民衆に對し汎く正確な報道を知らせる爲汕頭語、廣東語、客語、北京語で放送する事になつてゐるので、重慶側の逆宣傳を粉碎する點から見ても非常に効果的であり、中國民衆から大いに歡迎されて居る。

廣 東

廣東に省清郷事務局を設置

國民政府では今回廣東に廣東省清郷事務局を設ける事に決定初代局長に黃克明氏を任用した。即ちこれによつて

地方治安の確保、参戦力量の増強に資せんとするものであつて、近く本格的な工作を開始するといはれるが、黄局長は廣東省綏靖公署参謀長で夙にその手腕を顯れてゐる人物である。尙黄局長は十一月二十九日次の如く語つた。

事務局は準備に着手したばかりで大至急整備するつもりだ。局には三課を設けるが人は未だ決定してゐない。中央の方針に基き

一 治安の確立

二 民衆の組織

三 生産擴充

四 實施建設

の四點に向ひ一路邁進するが、蓋し清郷の目的は人民の痛苦を解決し、軍事力量を増し、不良分子を一掃するが第一歩であつて、人民をして安居樂業せしめ、組織訓練に努め、生産擴充に動員して以て地方經濟の發展に資せしめるにある。軍事政治と併進し、一方不良分子を清除し、一方建設を進捗、中華保衛東亞使命の達成につくしたい。

海南島

海南島瓊崖臨時政府機構の刷新

海南島瓊崖臨時政府は此の程政務機構を刷新強化し民政、財政、警務、建設の各廳を新設して施政機能の擴充を計ると共に、地方行政機能の擴充を計り、地方行政機關として縣政府を設置し、各施設の迅速徹底を計り、全島民を一九に米英擊滅、必勝精神の昂揚と戦力増強に邁進することになつた。この新設に依つて臨時政府を中心に附近の民家をこれに充當したため新華路は新裝府衙として面目を一新し、ために日艦、日航の引越をもしたが、新生海南島はこれによつて日華一體の實を愈々發揮するものと期待されてゐる。

海南島に南方資源科學研究所を開設

臺北帝大が學界に誇る南方資源科學研究所實驗所は全國各大學に魁けて海南島榆林に五萬餘圓を投じ新築中であつたが、見事完成したので、同所長臺大教授平坂恭介氏は會計會長森本留治郎氏と共に空路來島、五日華々しく開所式を擧行した。同實驗所は〇〇湖の奥、風光明媚な〇〇丘上に建てられ、設備は時局柄稀れに見る完備されたもので、所長首め各所員が交代駐在して海南島の生物を科學的に研究調査するのであるが、當初に於ける研究事項は

大體左の通りである。

- 一 海南島に於ける地方維持並に増進に関する総合研究
- 一 海南島に於ける食糧増産に對する総合的研究
- 一 海南島に於ける海産有害動物の研究
- 一 海南島に於ける造礁珊瑚の研究

尙同大學が海南島研究に乗り出したのは皇軍進駐の年である昭和十四年十二月で、素木教授が來島の上學術探検をなすこと並に臨海實驗所を設置する事を提案したことに始まり、次いで翌十五年平坂教授、川口講師が水産船で、又早坂教授は空路來島し、理農學部を主體として海南島學術調査團を教授七名、助教八名、その他十三名を以て組織して各方面の調査を行ひ、その結果は既に五百八十八頁に及ぶ第一回海南島學術調査報告書として刊行頒布されてゐる。更に前記諸氏の外に濱田教授、今村課長等再三の來島によつてこの研究所の實現を見るに至つたもので、教授二十名、助教三名がこの衝に當るといふ力の入れ方で、莫大としても南方研究實驗の第一着手であるだけに非常な期待がかけられてゐる。

香 港

香港・廣東間交易に關する協定

香港・廣東間交易に關し香港占領地總督部と廣東省政府との間に左の如き協定を爲した。

- 一 本交易に關する協議は昭和十八年十月より昭和十九年三月迄の六箇月に付決定することとし、別紙計畫表に基き之が交易を實施するものとす。但し其の後の情勢の變化及び其の他の事情に依り本協定の改定を必要とする場合は兩當局に於て適宜協議決定するものとす。

二 輸出入物資關係

- (一) 廣東側よりの輸出は別紙第一に依るものとし廣東、江門、寶安、三廠所在海關を経て行ふものとす。
- (二) 香港側よりの輸出は別紙第二に依るものとし廣東側に於ける輸入は前號海關を経て行ふものとす。
- (三) 香港側の廣東地區に於ける買付地より前號海關所在地迄の物資の移動に關しては廣東省戰時物資移動取締暫行章程に據るものとす。

三 決 濟 關 係

- (一) 本交易の決濟は圓爲替に依るものとし對儲備券との換算率は中央の定むる所に依るものとす。
- (二) 別紙第一第二中甲類物資の交易決濟は信用狀により荷爲替取組を原則とす。

四 月間輸出額を概ね廣東百五十萬圓香港七十五萬圓程度とす。
五 取扱商社並手續關係

(一) 取扱商社並取扱方法は廣東側は別紙第三、香港側は別紙第四に依るものとす。
(二) 前項兩地取扱商社は相互に相手地に於て買付並に輸出入の取扱を爲し得るものとす。
(三) 兩地當局が輸出を許可したる場合其の額が概ね當該物資の月間輸出限度内なる限り當局に於て其の輸入を無條件許可するものとす。

諒解事項

- (一) 寶安、江門、三廠に於ける輸出入許可事務は當該地經濟分局主任に夫々委嘱することとす。
- (二) 寶安、惠陽地區の香港側買付薪材の輸出取扱方の件は別途之を定む。
- (三) 廣東・香港間交易協定に伴ふ戎克（汽帆船を含む）の航行に關しては左の通とす。
 - 1 香港側許可の戎克は廣東地區内に又廣東側許可の戎克は香港地區内に航行し得るものとす。但し之を許可したるときは遅滞なく船名、航路を相互に連絡するものとす。
 - 2 廣東地區に於ける前項航路は最初及最終の港を廣東側稅關所在地とすること。
 - 3 廣東地區内物資輸送に要する手續は廣東省戰時物資移動取締暫行章程に反せざる限り簡略便宜を本旨とす。

ること。

4 海難其他已むを得ざる事由に依り航路を變更し又は前項の手續を経るときは最寄り稅關に於て手續すること。

5 反則帆船の處分に付ては豫め相互に之を通知すること。

6 香港帆船組合の規約中重要な變更をなすときは能ふる限り事前に廣東側に連絡すること。

本協定は昭和十九年三月末日迄有效とす。

(四) 香港側は廣東の要求に應じ廣東側の輸出する土産物資の輸出價額の概ね十分の一に該當する物資の輸出を廣東側輸出業者に關係ある業者に許可するものとす。

(五) 兩地當局は其の月中に於ける輸出許可物資の品名、數量、金額を必ず翌月十五日迄に通報するものとす。

(六) 軍需品證明書の添付しあらざる物資は凡て民需として取扱ふものとす。

(別紙第一)

廣東仕出香港向物資

甲 類

ライスベーパー

電氣器具
自動車部分品
機械器具
燐寸小箱材料
其他

ソケット、スイッチ等金屬製品陶磁器製配線器具等
年式型式による不用品の相互交換
雜機械
小箱生地

乙類

薪、木炭
野菜漬物
生野菜
乾野菜
家禽
卵類
淡水魚
果實

土産紙

造船並に土木建築材料

煉瓦、瓦、土管、材木等

其他

(備考) 乙類の總金額は必要に應じ逐次連絡するものとす

(別紙第二)

香港仕出廣東向物資

甲類

棉織物、綿製品
電氣器具
自動車部分品
機械器具
土木建築材料
織維屑
肥料

絶緣材料、乾電池材料等
年式型式による不用品の相互交換

タイル等
古マニラロープ、麻ボロ等



模造紙、印刷紙、更紙、新聞用紙等

- 巻煙草
- 紙
- 砂
- 古麻袋
- コークス
- ゴム製品
- 漢薬
- 染料、顔料
- 毛織物
- 工業原料
- 其他
- 乙類
- 鹽干魚
- 鮮魚

乾物

(備考) 乙類の總金額は必要に應じ逐次連絡するものとす

別紙第三、第四は略す

南方一般

南方學術會議を昭南に於て開催

南方の學術機關の一致結束を實現し學術の総合的威力を發揮すべき南方學術會議は十月十八、十九の兩日照南に於て開催、軍側より軍政總監、小栗顧問、各部隊長、研究機關主任としてはマカツサル研究所熊澤、風間兩技師、北ボルネオ調査局長笠間司政長官、フイリピン科學局畑井司政長官、湯淺屬、ジャワからは金井司政長官、濱山ジヤカルタ博物館長、科學技術室森技師、それに地元の徳川軍政顧問、群馬昭南植物園長、昭南博物館の羽根田博士等列席、兩日に互つて各地の研究報告を議題として戦争完遂のため即時戦争に役立つ研究方法につき熱心な討議が交され、今後同一研究を避け横の連絡を圖つて全南方の研究機關を統合し戦力化する事を申合せた。而して研究對象は直ちに戦争遂行に役立つことを根本原則としてこれを選定する方針で、例へば

- 一 植物では救荒植物や薬用、塗料、繊維の如き軍が必要としてゐるものを採上げる。
 - 二 動物では昆蟲、害蟲、毒魚等將兵を悩ましてゐるもの、研究に力を注ぐ。
 - 三 土俗では各種の傳説、宗教その他最も緊要を要する問題から研究を開始する。
- 等の諸點につき明確なる結論に到達した。今回の會議によつて従來各軍政地毎に單獨研究に従事してゐた各研究機關の一致結束の機運が醸成されるに至つたことは南方學術體制の一大飛躍を準備するものとして期待される。

佛 印

佛印の本國向け輸出は無税

佛本國及びアルゼリア向け佛印輸出物資に對しては、今回佛本國令を以て無税または特惠稅率を適用することとなり、過般佛印當局より輸出業者に通達されたが、これが恩典に浴する物資は極めて多數に上つてをり、中に米と玉蜀黍などが含まれてゐることは注目され、米は佛本國向一千八百萬キントル、アルゼリア向五十萬トンまで無税となつてゐる。これは佛本國がその食糧問題解決のため佛印の援助を如何に高く買つてゐるかを示すに他ならな

佛印にて鹽田の轉用を禁止

二千數百キロの海岸線を有する佛印は鹽田に恵まれ、その鹽の生産量は年約二十萬トンに達し、佛印の自給は勿論その一部は隣國に輸出されてゐるが、近年輸出の増大、竝に現地に於ける各種工業の開發に伴ふ需要も相當増大し、海鹽の生産確保が必要となつて來たので、佛印政廳はこの程總督令を發して鹽田を他の用途に轉用することを禁止すると共に、鹽田の所有權、貸借權の移轉はすべて稅關當局の許可を要することとし、鹽田の確保を圖ることとなつた。尙此の外鹽田所有者がその所有する鹽田を理由なく一箇月以上も放置して鹽の生産を停止することを禁止し、鹽田所有者がこれに反する場合、或は理由なき權利移轉の申請に對しては強權を發動して鹽田を徵發し、稅關自からこれを經營する方針を明示してゐるのは注目される。

佛印の木材生産好調

總面積の約五五%、四十一萬平方キロ弱を占める佛印の森林資源は殆ど無限を誇つてゐるが、特に注目すべき點は木材の質が極めて優秀で、全産出高の八〇%までが特等、一等、二等材を以て占められてゐる點である。一九三

九年以來木材を原料とする薪、木炭が燃料として用ひられるやうになり、特に一九四一年以來は木炭車、鐵道、鑛爐並に諸工業用燃料として大量に使用されることとなつたため、生産は逐年増大を示しつゝある。而して昨年度生産高は三百五十萬立方メートルに達し、一昨年比し約五十萬立方メートルの増加を示したが、而も激増する需要に即應して更に大巾増産が企圖せられ、本年度増産量は百五十萬立方メートルを目標としてゐる。これに伴ひ森林收益の増加も亦極めて顯著なるものがあり、昨年度純益は金額にして約二百五十萬ピアストルであつたが、一昨年度に比し約五十萬ピアストルの増加である。尙佛印木材の三〇%が造船用材として、又四五%が建築用材として好適なる事實は、木造船の高く評價されてゐる現在わが戦争完遂にとつても意を強くさせるものがある。

北部佛印水田輪作に成功

佛印でも休閑地を活用戦時重要資源の増産に乘出すことになつた。トンキン米の生産で名高い北部佛印の水田はその七割までが南方に珍らしい一毛作水田で、この面積〇〇萬ヘクタールに及び廣大なる地域は舊曆十月刈入れが済むと、翌年植付期迄全く顧みられず放置されるので、共榮團建設資源の増産と安南農民の収入増加のため、この一毛作水田を活用、輪作を旺ならしめようと、わが在ハノイ大使府及び各商社の農事關係者は「昨年来研究を重ね

各種の麻、棉花等纖維植物の輪作こそ北部佛印に最も適したものとの意見の一致を見、既に黄麻栽培で〇萬ヘクタールの輪作に成功したが、來年度に於ては黄麻栽培面積を〇萬ヘクタールに増加、更に佛印では初めての蓖麻、苧麻の栽培を開始、また粟農種の優良種子を輸入、棉花の増産も行ふべく目下栽培地の決定を急いでをり、近く佛印側と土地契約の調印を行ふこととなつた。

印度支那電氣化學興業會社設立

佛印の自給自足態勢強化のため、かねてより準備中であつた佛印に於けるカーバイト生産に就いては、交渉開始以來三箇月でこのほど佛印側と意見の一致を見、日本側八、佛印側二の比率で出資、資本金百萬ピアストルの日佛印合辦會社「印度支那電氣化學興業株式會社」を設立、佛印に豊富な石炭と石灰を以て造船その他鐵工業の重要資材たるカーバイトを年額〇千トン生産することとなつた。操業開始は昨年末の豫定であつた。

泰 國

泰國編入マライ四州司政長官及び行政要領の發表

タイ國最高軍司令部は十月十四日附官報を以て今回タイ國領土に編入されることになつたマライ四州の司政長官各司政官及び行政要領に就き左の如く發表した。

(一) 司政長官及び司政官

- 司政長官 カモン・サラバイスリテイカン・チヨテイカサイテエン陸軍少將
- 司政顧問 モムラチャオン・チャラムラープターウイオン陸軍大尉
- 武装警察司令官 チャイアム・リンブチャート警察大佐
- ケダ州司政官 ブラモート・チョン・チャロン警察少佐
- ペルリス州司政官 チャルン・ナ・ソングラ
- ケランタン州司政官 チャンチャン・チャイチャツプ海軍大尉
- トレンガヌ州司政官 ブラユーン・ナナキツト海軍大佐

(二) 行政要領

- 1 四州の行政はタイ國陸軍が之を管掌す。
- 2 各州の行政は各司政官が之を行ふ。
- 3 司政長官は各司政官を指揮監督す。司政長官は現地陸軍司令官の指揮に従ふ。

- 4 司政長官は四州の行政につき同地方の從來の行政方法とタイ國の行政とを取捨選擇し同地方の情勢並に住民に適合せると思惟する行政方法を決定する権限を有する。
 - 5 司政顧問は一般事務につき司政長官を輔佐す。
 - 6 武装警察司令官は全警察事務につき司政長官を輔佐す。
- 尙今回司政長官として四州軍政の總指揮に當る事となつたカモン陸軍少將は參謀次長、日泰連絡處次長の要職を占めてゐた泰國陸軍の中樞である。

● 泰國移讓六州の日本軍政を終止

我が最高指揮官はマライ北部四州及びシヤン二州を泰國に移讓する一切の手續を終了したので、十月十八日日本側軍政を終止せる旨左の告示を爲した。

最高指揮官告示

日本南方軍は昭和十八年八月二十日締結せられたる日泰條約に基き十月十八日マライ北部四州及びシヤン二州を泰國に移讓するの一切の手續を終了せしを以て同日日本側軍政を終止せり



斯くて北部マライ四州の泰國領土編入に伴ひ、過去一年半餘に互り實施された日本軍政は十月十八日を以て終始したが、マライ軍政監部ではこれに關し十月十九日左の如き談話を發表した。

北部マライ四州の泰國編入に關しては去る八月二十日條約調印以來、兩國當該關係官に於てそれ／＼細目について協議を行ひ、逐次國境測定、敵産移管等为首め各般業務の引繼を實施中のところ、十月十八日無事これを完了せるを以て同日二十四時（日本時刻）を期し全地域に對する日本側の行政を全く終止することとなつた。従つて右四州の行政は十月十九日より泰國側の實施するところとなるのであるが、その間鐵道、郵政、電政及び通貨等に就いては將來共彼我關聯を持つものなるを以て、別に所要の取極めを以て支障なきを期し、又他に日本側の殘置業務並に關係邦人の取扱ひ等のためには各州にそれ／＼連絡機關を配置してこれに當らしめる事となつてゐる。なほ編入住民の安定、福利又は士俟の待遇などに關しては泰國側に於て十分善處せらるゝと信じ茲に軍政終止に際し重ねてその福祉と發展を祈るものである。

タイ國非常時信用統制法公布

タイ國金融界の刻期的統制を期する非常時信用統制法は十月十三日附官報を以て公布、即日實施された。本法は

去る六月十五日提出の非常時信用統制法案が議會に於て否決されたため、政府は更に右法案を改正、新法案を提出、同法案は一部修正を加へられた上、九月八日議會を通過、攝政府に回附され、今回公布實施の運びとなつたものである。本法の要旨左の如し。

- 一 各銀行は大蔵大臣の隨時定める現金準備を保有すべし。但し右比率は當該銀行預金總額の二五%以下とす。
- 二 各銀行の貸出、貸越及び政府公債購入以外の投資を禁ず。但し係官の許可ありたる場合及び大蔵大臣の隨時定むる比率の政府公債を保有する場合にはこの限りに非ず。大蔵大臣の定むる各銀行の政府公債保有率は前項の現金準備率と合せて過去三箇月間に於ける平均預金日額の五〇%以下とす。
- 三 各保險會社は左の比率の政府公債を保有すべし。
 - (1) 生命保險會社以外の保險會社は過去三箇月間のタイ國內に於ける投資の平均日額の四〇%又は前年中の保險料總額の七〇%の何れか多き方とす。
 - (2) 生命保險會社は前記の夫々三〇%又は五五%の何れか多き方とす。

軍政地域泰國間に兩替措置決定

南方軍政總監部は近時軍政各地域と泰國間との人的並に物的交流が緊密化したのに鑑み、兩者間に圓滑なる通貨

の兩替措置を講ずることとなり、差當り旅費などに要する兩替に關する暫定規則をこの程決定、十月二十日より實施した。右規則は日本軍占領地域より泰國を經由しビルマ又は佛印へ赴く旅行者、及び泰國よりマライその他日本軍占領地への旅行者などが、旅費の支拂ひに使用する日本占領地通貨と泰國バーツ貨との間の兩替を決定したもので、兩替取扱基準限度は左の如くである。

- 一 泰國より又は泰國を經由し、ビルマ又は佛印に旅行する場合は單人、軍屬五十バーツ、その他百バーツ。
- 二 泰國を經由しマライ西部より東部諸州などに旅行する場合は日本人三十バーツ、右以外の者は片道二十バーツ。
- 三 泰國よりマライその他日本軍占領地に旅行する場合は百バーツを相當額とし、右金額を超える際は軍政監の許可を受くべきこと。

馬來

マライ義勇軍建設

南方陸軍は五百萬マライ現地住民の燃ゆるが如き郷土愛並に郷土防衛の熱望に應へ、豫て我軍の防衛に協力すべ

き「マライ義勇兵建設」に關して鋭意攻究中であつたが、忽々大東亞戰爭二周年記念日に當る八日これが建設を正式に決定、同日正午左の如く發表した。

南方軍發表表 (昭和十八年十二月八日正午)

今般マライ地區に於ける現地住民をしてマライ防衛に協力せしむるため「マライ義勇軍」及び「義勇隊」を建設することゝなれり。

マライ生必物資價格販賣制限

マライ軍政監部では去る八月二十九日物資統制令に基き「生活必需物資の臨時措置令」を公布し、織維製品、自轉車タイヤ及びチューブ、各種用紙、藥品など生活必需物資の譲渡並に移動を禁止したが、これが在庫調査も完了したので九月十九日附を以てこれら物資に對する「物價統制令」、「生活必需物資の販賣制限令」を公布、即日實施することになり、十九日これが規定を發した。右は當該物資の適正且つ低廉なる公定價格制販賣を確立し、爾後軍政監又は地方長官が價格指定を行ふべきことを規定し、更に販賣業者を指定、一定數量を限りマライ各州別に適宜切符制又は割當販賣制を行ふものとしたもので、これにより需給の不均衡並に價格騰貴は根本的に抑制されること

が期待される。

二六二

マライ本邦向送金取締規則を改正

マライ軍政監部では今回本邦向け送金取締規則を改正することになり九月二十日右に關する軍政監告示を發表、即時施行した。今次改正の要點は内地送金に當つて自由限度「二百圓」を設定したことであり、一方民間事業により生じたる利益金の送金及び民間事業に屬する費用にして本邦に於て支拂ひを要するもの、送金許可申請様式を規定した事である。即ち今次規則改正の主要事項は左の如くである。

- 一 本邦にある家族の生活費、教育費、醫療費、保險料支拂ひに充てるため一箇月二百圓以下の送金をなす時は許可を要せざることとしたこと
- 二 本邦への旅行者が許可を要せずして携帯し得る通貨、日本通貨（額面金額百圓以上のものを除く）を含めたること
- 三 軍人、軍屬以外の本邦への旅行者がその携帯する通貨を通じ二百圓相當額以下の送金をなすに就いては許可を要せざることとしたこと

四 爲替銀行又は野戰郵便所以外のものを通じて本邦への送金をなし得ざることを明示したこと

五 軍政監の必要と認めたる時は許可事務の一部を州長官その他軍政監の指定する者をして取扱はしめることとしたこと

六 南方事業により生じたる利益金の送金に本邦に於て支拂ひを要する南方事業に屬する費用の送金にして一定額を越ゆるものに就いては當該許可申請書に陸軍省の證明書の添付を要することとしたこと

尙本邦向送金は昨年六月十五日實施以來本年七月末までの実績は件數六千二百八十、金額一千八十三萬五千餘圓である。

マライ一般銀行貯蓄業務開始

マライ銀行協議會加盟の一般銀行では軍政監部の指示に従ひ、九月一日より貯蓄預金業務の取扱ひを開始した。貯金の種類は据置並に普通の二種で、預金最高額は据置、普通共に五千ドルを限度としてゐる。利息は据置貯金三分で定期預金より五厘高、普通貯金は二分で特別當座預金より五厘高となつて居り、正金、臺銀、華南の邦人銀行を首め華人並にインド系銀行も凡て積極的に業務を取扱ふこととなつてゐる。

二六三

東印度

二六四

スマトラに最初の師範學校開設

オランダ政府の教學文明に對する強壓政策に依つて永年苦しんだスマトラでは、今回軍政監部の援助に依つてウエン病院あとにスマトラ最初の師範學校を開設することとなり、十月十五日中島州長官以下官民多數列席の下にその開校式が行はれた。

スマトラの通信交通業務一元化

スマトラ軍政監部では、島内に於ける通信及び交通關係業務の簡素化並に一元化を圖るため、今回從來の交通部及び通信部を主體として交通總局並に通信總局をそれ／＼軍政監部の外局として設置する旨九月十三日公示、十五日より直ちに施行せられることになつた。これにより島内の電信、電話、放送機構などに関する事業は通信總局、鐵道及び海運關係業務は交通總局が總て一元化に管掌することになつた。

ジャワ中央參事會議第一回開院式舉行

決戦下に召集された第一回中央參事會議院開院式は十月十六日午前十一時中央會議堂に於て原田陸軍最高指揮官臨席の下に厳肅に舉行された。劈頭原田最高指揮官より開院命令が傳達され、茲に全ジャワの人的資力の總力を目ざして召集された第一回中央參事會議院は成立し、次で最高指揮官の訓示があつて後、東條首相及び寺内南方方面陸軍最高指揮官の祝辭が代讀され、これに對し議員中の最長老ジャクスマ・ウトヨ氏が全議員を代表して宣誓を行ひ、開院式を終了した。午後二時議事を再開、軍政監の訓示に次で議長並に副議長候補者二名宛を互選し、座長より各候補者氏名の報告があつた後、議事規則の示達を受けて第一日の日程を終了した。

原田最高指揮官訓示

今や東亞諸地域に於ける帝國必勝不敗の根據地として確立し共榮圈の建設又着々としてその歩を進む。然れども敵米英の反攻執拗にして戦局は益々重大を加へ大東亞全境舉げて愈々團結を強固にして一丸となり戰爭完遂に挺身するを要するの秋に當り、ジャワ住民協力の實は傑として結晶し、軍政史上に一紀元を劃する中央參事會議院の發足を見んとす眞に欣快に堪へず。抑々中央參事會議院設置の趣旨は軍の意圖する處を廣く萬民に徹底せしめて軍政の適正を期し以てその施行をして完整強力ならしめるにあり。これ防衛義勇軍の編成と共に住民總力を刻下戰爭

二六五

完遂に結集せしめんがため具體の方途を顯示したるものにして軍もその成果に期待するところ極めて大なるものあり。惟ふに戦時下参議院は光輝ある第一歩を印したるとは云へ、その前途は尙幾多の困難あるを覚悟せざるべからず。各員須く光榮に感激し住民の熱誠に應へて協同以て軍政奉仕の重責遂行に遺憾なきことを期すべし。

軍政監の訓示要旨

一 中央参議院議員の地位

中央参議院設立の趣旨は軍政の施行を強力ならしめんがため原地住民の總力を一つに結集し上意下達、下情上通以て聊の間隙をも許さざる完璧の團結を固めんとするにあり。各員よくその責務の重要性を自覺し苟も本院の性格に悖り自由主義的觀念を懐くが如き事あるべからず。

二 議案の審議態度

議案を審議するに當りては常に現實を直視するを要す。如何なる名論、卓説と雖も平時の安易飲食の生活を夢見大東亞を擧げて興亡の岐路に立つ現局に眼を蔽ひ政府と對立的觀念の下に政府論難を事とせる自由主義的議會を考ふる事あるべからず。常に和衷協力相共に携へてジャワ住民の福祉に立脚して誠心を披瀝して審議するの要あり。これを要するに大東亞戦争の眞意義を認識し戦争遂行の大局的見地に立ちて協力するに於ては期せずして参議院設置の目的は達成せられ、ジャワ軍政の適正なる運営を見るに至るべく各員宜しく總和を致し誠意を以て重

責達成に邁進すべし。

ジャワに防衛義勇軍編成

ジャワ五千萬原住民の中から澎湃と盛り上つた共同防衛の叫びに應へて、ジャワ派遣軍では原住民から成る暫期的な防衛義勇軍を編成することとなり、十月三日これに關する最高指揮官聲明、軍政監訓示、治政令、軍當局談を發表した。ジャワ防衛義勇軍は最高指揮官の諫下にあつて共同防衛に挺身せんとする原住民志願者を以て編成し、各種共同の防衛に任ずるものである。

最高指揮官聲明

昨年三月皇軍ジャワ上陸、一舉にしてオランダ軍を討滅、以てジャワ五千萬民衆を三百年の壓制より解放するや、爾來諸子は深く帝國の意圖に信倚し、誠心誠意帝國に奉仕し來れる結果、先に東條首相より發せられたる政治參與の聲明は、今や着々として具現しつゝあり、この秋に當り、民衆諸子また米英撃滅共同防衛の意氣益々旺盛にして眞摯なる要望は遂に發して防衛義勇軍建設の請願を見るにいたりたるは余の欣快とする所なり。余は諸子請願の熱意を容るゝと共に諸子の勤勉努力以て余の布告に背くなきを信じ、本日茲に布告を以てジャワ防衛義

勇軍の編成を命ず。然れども共同防衛の事たる、その責負に重大にして、不撓不拔、鐵石の覺悟を以て當らざれば克く任務完遂を望み得べからず。諸子須く奮勵挺身、汝我奉公の實を愈々發揮し、以て余の信頼に應へ、自己の使命完遂に邁進すべし。

布告文

第一條 大日本軍は大東亞共同防衛精神に則りジャワ五千萬民衆の烈々たる共同防衛の意氣に應へ原住民を以てジャワ防衛義勇軍を編成す

第二條 ジャワ防衛義勇軍は共同防衛に挺身を志願する原住民を以て編成し一部日本人指導官を附す

第三條 ジャワ防衛義勇軍は最高指揮官に隸す

第四條 ジャワ防衛義勇軍は共同防衛精神に徹し米英蘭に對し各種共同防衛に任す

(附則) 本令は公布の日よりこれを施行す

ジャワ義勇軍採用資格

- 一 將校の採用資格
- (一) 學歷を問はず相當の統禦力を有する者
- (二) 志操堅確にして意志力旺盛なる者

(三) 體力强健なる者

(四) 年齢はこれを問はざるも中尉、少尉級にありては概ね三十歳とす

二 下士官兵の採用資格

- (一) 學歷を問はず、身體特に強健なる者
- (二) 概ね二十五歳以下にして努めて獨身なる者

ジャワ原住民兩氏州長官に任命さる

軍政監部では去る八月一日の現地住民政治參與並に原住民高級官吏充用に關する最高指揮官聲明に基き、先に軍政監部各部參與として各地より練達の原住民を起用したが、更に十一月十日附を以て兼に内務部參與に任命したスクルジョ、スルヨ兩氏を夫々ジャカルタ、ボジョネゴロ兩州長官に拔擢登用し、左の如く發令した。原住民の長官任命は南方軍政地域に於て最初の事で、ジャワ五千萬インドネシア人に大きな希望と多大の感銘を與へてゐる。

内務部一等行政官内務部參與

マス・スクルジョ・カルトハデクスモ

任地方一等行政官

補ジャカルタ州長官

内務部一等行政官内務部參與

ラデン・マス・トマンダンアリア・スロ

任地方一等行政官

補ボジョネゴロ州長官

ジャワ復歸邦人を産業開發に活用

戦前南方開拓戦士としてジャワに働いてゐた日本人は皇軍進駐後續々現地に復歸してゐるが、軍政監部ではこれ等復歸邦人の多年の経験と知識とを充分に活用し、以て新ジャワ建設の有力なる推進力たらしめるため、今回軍政監部内に總務部長を首班とする産業配置委員会を設置、各種の工場配給部門などそれら従前の各職場に適任者を配置することとなり、目下その計畫立案を急いでゐる。

ジャワで漁船用チーク材拂下げ

海洋漁業に必要な小型漁船は現在破損のためその数が比較的減少しつゝあり、これが修理又は代船建造は水産食糧資源確保のためにも最も急務とされてゐるので、ジャワ軍政監部では三日軍政監部告示を以て漁船用木材の拂下

げ規定を公布、造船業者へ特別価格を以て漁船用木材の拂下げを行ふこととなつた。拂下げ木材はチーク材で價格も漁民保護と水産業振興のため基準價格の三割引きで拂下げを行ふこととなり、従來各種の緊急用途のため入手困難とされてゐた漁船用木材は、これにより今後圓滑に入手し得ることになつた。

ジャワにて電気・煙草事業を民間に移管

ジャワに於ける電気事業及び煙草製造業は戦定以來最近に至るまで軍政監部により直接經營されて來たが、内地から派遣した企業擔當會社の陣容充實に伴ひ、その経験と技術を活用すると共に、經濟人としての創意と工夫を豊富に働かす意味から、軍政監部では今回右電気事業と煙草製造業とを夫々企業擔當者の委託經營に移管することとなつた。

これに伴ひジャワ電気事業公社及び各地の煙草製造工場は夫々受命會社の委託經營として引續ぐことになつた。尙軍政監部では電気、煙草事業に限らずその他産業部門に於ても企業擔當者の委託經營に移管した方が能率より効果的であるものは原住民産業を束縛せざることを條件として漸次民間擔當者に移管して行く方針である。

ジャワの二大教徒團認可

前線ジャワの宗教團體は政治性を帯びたものが多かつたので、昨年三月ジャワ議定と同時に發布された布告第二號の集會結社禁止命令に基き、これらの宗教團體は一應御破算となつて今日に及んだが、軍政當局では原住民の絶對的多數を占める回教徒擁護のため、今回代表的回教徒團體たるナフラトウル・ウラマ竝にモハマディヤの兩者を宗教團體として正式に認可し、その積極的育成に乘出すことになつた。

ジャワ送金取締令を改正

ジャワより本邦向け竝に支那向け送金に就いては昨年七月公布の「本邦向送金取締規則」及び本年四月公布された「支那向送金取締規則」に従つて實施されて來たが、南方各地域の建設進展に伴ひ、送金額竝に旅行者の往復が益々頻繁となつて來たので、軍政監部では今回前記規則を改正、全般的に制限範圍が緩和され、新たに本邦向け送金取締令及び支那、滿洲國及び關東州向け送金取締令を九月二十日公布即日實施した。

北ボルネオの縣參事制採用

北ボルネオに於ける原住民の政治參與制は昭和十八年十月一日山脇陸軍最高指揮官より「北ボルネオ原住民政治參與令制定」に關する布告が公布され、昭和十八年十二月八日を期して實施された。同令の内容は地方分擔主義に

則るもので、ジャワに於けるが如き中央參議院の組織はなく、地方參議會と軌を一にする縣參事制一本建てである。

縣參事は官吏たると否とを問はず、原住民の有力者より邦人職員たる縣知事が推薦し、これを州長官が任命する。一縣五名乃至十五名を以て構成し、任期は二箇年とし留任は差支へないことになつてゐる。縣參事は縣知事の指揮下に所命事項、諮問事項に答申または地方公益に關する意見具申をなすが、縣知事は一年を通じ最少限二回縣參事を召集し、上意下達、下情上通により原住民の民生向上、福祉増進に關する意見具申に當らしめる。尚ブルネイ土侯はブルネイ縣の名譽參事に推薦し、この地方に多い華僑、印度人などの第三國人も臨時參與として任命し得る道も購せられてゐる。

北ボルネオの製紙界

北ボルネオ軍政當局では豫て〇〇製紙會社技術員等を以て北ボルネオ全島の製紙用木材資源につき精密な調査を行つた結果、製紙用原料に適するものは従來北方地域の針葉樹であると思はれてゐたのが、南方材も亦その樹種によつて適性充分なることが明かにされると共に、南方圏内に於てボルネオ材はバルブ原料として最優良種である

との折紙がつけられるに至つた。

二七四

この結果製紙工場立地に關する條件中、最も各條件を具備する基地として東海州のタワオに於て差當り年産〇〇〇トンの和紙生産のため〇〇會社の委託經營の下に製紙機械一式を内地から移駐し、近く据付けに取かゝることになつたが、タワオの外にシブ州、ミリ州、ブルネイ及び東海州サンダカンなどの有力候補地もあげられ、北ボルネオの製紙業將來は愈々發展の一途を辿るものとして期待されてゐる。

南ボルネオの推定人口三百萬

南ボルネオの人口總數に就いては從來確たる統計が無く、僅かに一九三〇年オランダ政廳の調査に依つて二百十六萬八千六百十一人の記録があるのみで、その後十年間の人口動態は全く不明であつたが、皇軍進駐後軍政が實施されて以來、本年五月一日を基準とする現地當局の推定人口調査がこのほど完了した。これによれば南ボルネオの總人口は三百二萬八千三百三十四人、一九三〇年に比し實に四割の増加を示し、新生ボルネオの躍動ぶりを遺憾なく發揮してゐる。これを種族別に分けると百九十一萬四千人のインドネシアが斷然首位を占め、以下ダイヤ族の九十一萬人、華僑の十八萬人がこれにつき、而も華僑はその八割餘が西ボルネオにゐるのは特異の現象と云へよう。ま

た戦前五千餘人を數へ、飽く無き食欲を恣にしてゐた蘭、英人が僅か百人足らずに影を潜めたことは蓋し當然であらう。更にこれを宗教別に見れば、インドネシア全部とダイヤ族の一部を含む回教が大多數を占め、佛教十八萬、キリスト教四萬となつてゐる。

バンジエルマシンの人口十萬

バンジエルマシンの市役所はこの程人口調査を行つたが、それによると總數は十萬三千四百七十二人（世帯數一萬八千三百八十三）でその内譯左の通り

インドネシア原住民	九四、一四六
華僑	六、九七八
アラブ人	二、〇四七
印歐人	二四一

右は戦前の人口約九萬に比し皇軍進駐以來一萬三千人以上を増加したわけである。

二七五

セレベス原住民の生活向上

海軍民政の民生安定方策は政治、經濟、文化並に宗教など各方面に互り着々整備充實を見つゝあり、これが適切妥當なる具體化は原住民の民心の把握に成功し、この結果は各種現地開發などに對する原住民の自發的協力となつて現はれてゐるが、これを經濟方面より觀れば左の如く原住民生活は今や舊蘭印時代の苛欲謀求状態を脱し飛躍的向上發展を辿りつゝある。

- 一 本年度より新たに實施した棉作は從來コブラ及び玉蜀黍に主として依存してゐた農民經濟に新たな生業と所得を賦與すると同時にこれが現地紡織化は原住民の衣料確保に多大の寄與をなすものである。
- 一 コブラ、玉蜀黍及び米は夫々蒐荷業者に由つて蒐荷の確保と價格の安定を圖りつゝあり、これが收買價格も戦前に比し何れも二乃至三割の高値となつてゐるが、消費價格は中間利潤を極力壓縮して戦前と同一價格を堅持してゐる。
- 一 各種の工業は餘剩勞力を生産化し、また餘剰の家内勞力の活用策としては麻袋の家内生産を廣汎に實施し、日下月産額も相當成績を擧げてゐる。
- 一 一方原住民生活必需物資は交易及び交流物資として圓滑確實に入荷し、これが配給も適正なる配給機構を通じて

滑かに實施し、また價格も戦前の水準（十七年一月一日現在）租税に就いては複雑なる戦前の體系を簡素化し、課稅率も戦前範圍内に止め、所得税は免稅點の引上げを實施した。

- 一 所得の増加部分に就いては極力貯蓄化に努め、これに伴ふ機構も漸次整備しつゝある。また庶民銀行、公營實業などの整備も殆ど戦前の状態に復歸した。

セレベス最高賃銀制採用

現地勞務者全般に對する賃銀對策としては去る四月一日公布實施を見た軍官民勞務者協定賃銀に依り一應整備統制を見たが、その後建設事業の急速擴張に伴ひ、勞務者需要の擴大と一部勞務者の技術向上に依り、該勞務者協定賃銀の改正を必要とするに至つた實情を鑑み、現地當局では今回軍官民勞務者賃銀協定制を廢止し、新に勞務者最高賃銀制を實施することゝなつた。尙最高賃銀により難き指導的地位にある勞務者の賃銀に對しては、本人の經歷、理山を各地分縣管理官又は市長を経由、現地當局に届出れば許可されることになる筈である。

比律賓

在比島帝國大使館閉廳

二七八

在比大日本帝國大使館では比島獨立と同時に設置されたが十月二十六日午前九時、大日章旗を掲揚、同九時三十分より村田大使以下森重参事官、宇都宮陸軍武官、秋山、福島兩書記官、田口陸軍、花岡海軍兩武官輔佐官等全員整列のもとに厳肅なる閉廳式を舉行、國民儀禮、國歌奉唱、詔書奉讀のち、村田大使より「團結一致以て新比島の育成強化に邁進せん」旨の力強い初訓示あり、之に對し森重参事官より答辭を行ひ萬歳を三唱して同十時過ぎ閉式、茲に新使命を擔つて設置された在比帝國大使館は強固なる人的機構の充實とともに閉廳された。

黒田比島方面陸軍最高指揮官減免令を布告

黒田比島方面陸軍最高指揮官は、比島獨立完整に際し獨立許容前大日本軍律會議によつて軍罰に處せられたる者に對しこの程軍罰減免令を布告、その刑罰を輕減若くは執行免除の恩典に浴せしめ、該當者は固より、一般比島人をして皇軍の廣大無邊なる措置に感泣せしめたが、この度の減免令は曩の紀元節（第一回）、天長節（第二回）に次ぐ第三次目の布告である。

今次第三次減免令の内容は死刑を無期又は十五年の監禁に、無期監禁を十年乃至十五年の監禁に、有期監禁を三分の一乃至三分の二に輕減したる外、六十以上の老齡者、又は三年以下の監禁、或は犯情、改悛の情等に應じ罰の執行を全く免除したるもので相當數に上つてゐる。

比島新政府の歳出入公算

十月二十一日比島特別議會で豫算委員長セラフィン・マラブツト氏は新政府の財政状態は本年末迄に百三十萬、ベソの歳入剩餘となるだらうと大體次の如き説明を加へ、新政府最初の財政状態を公表した。

新政府の本年末に終る財政状態は現在のところでは百三十萬五千ベソの剩餘金を残すものと豫想される。即ち本年末までの新政府歳入豫算は合計五千五百十六萬八千百十七ベソとなつてをり、

その内譯は次の如くである。（單位ベソ）

税 收 入	二四、〇一六、〇〇〇
臨時 收 入	二二五、〇〇〇
特別會計繰入	一、六六八、八〇〇

二七九

輸出入税特別割當	二、三五〇、〇〇〇
輸入煙草其他商品賣上収益	五、二五〇、〇〇〇
其他信用機關よりの収入	三、五七二、八〇〇
本年四月一日現在未徴收税金	三、〇二八、四〇〇
軍政會計よりの借入金	一五、一六八、一一七
合計	五五、一六八、一一七

日本軍政當局は右の如く明年三月末までに二千八百萬ペソの借入方を許容したのであるが、新政府の成立せる十月十四日現在までに行政政府は右のうち前記のごとく一千五百十六萬八千七百七ペソを借入金より支出した。然し今後新政府は自己の歳入を以て賄ひ得る見通しが出来たので、軍政當局が許容した信用の残額は消費しないことに決定、一方この五千五百十六萬八千七百七ペソの歳入に對し歳出豫算は十月十三日までに四千五百三十七萬五千九百八ペソを支出してをり、差引九百七十九萬三千九百九ペソの残額が新政府の本年十二月末までに利用し得る豫算である。然し本年度末までの新しい歳出項目は外務省の五十萬ペソと救済資金二百萬ペソとで、本年度末新政府豫算は合計百三十五萬五千ペソの剩餘金が出るものと推定される。

比島輸出入税内容

軍政下に於ける比島の輸出入税の徴收は昨年九月及び本年三月公布せられた輸出入歩合税令に基き軍に於てその徴收を行つて來たが、新情勢に順應してその徴税權は去る十月一日より比島行政政府に移管せられ、更に今回新比島共和國に引續がれることとなつた。同税の内容は左の如くである。

- 一 比島に輸入される物資（軍の必要に依り輸入されるものは除外）に對しては従價一割の輸入税を賦課す。課税基準の價格は輸入品の比島到着の際に於ける時價とす。
- 二 比島より輸出さるべき物資（軍の必要に依り輸出するものは除外）は仕向地の如何を問はず従價一割の輸出税を賦課す。課税基準の價格は輸出の際に於ける時價とす。

比島小賣業の八割は比島人經營

九月二十二日發行の比島トリビュン紙は最近の比島に於ける小賣商の動向に關し次の如く報じてゐる。
大東亞戰爭の勃發する直前に於ける比島の小賣業の狀態を觀るに、比島人小賣店の賣上高は僅かに全比島賣上總

ミン ダ ナ オ	レ ボ 同 ネ	ホ グ ロ ス	バ ニ ロ ド	新 追 加
サ 東 ラ ス コ ダ	レ ボ 同 ネ	ホ グ ロ ス	バ ニ ロ ド	新 追 加
ン ミ ナ ガ バ オ	ホ グ ロ ス	イ ル ス	ア ニ ロ ド	
ボ サ ナ ガ バ オ	イ ル ス	ル ス	ブ リ カ	
ア ミ ガ オ ト オ	ル ス	ス	ラ ラ カ	
ン ミ ガ オ ト オ	ル ス	ス	ラ ラ カ	
ガ ス オ ト オ	ル ス	ス	ラ ラ カ	
サ カ ダ ス コ ダ	タ タ ラ バ ン	タ ク ロ バ ン	同	
ン カ ダ ス コ ダ	タ ク ロ バ ン	タ ク ロ バ ン	同	
ボ ガ ン リ タ バ オ	タ ク ロ バ ン	タ ク ロ バ ン	同	
ア ヤ ラ ガ バ オ	タ ク ロ バ ン	タ ク ロ バ ン	同	
ン ン ン ン ン ン	タ ク ロ バ ン	タ ク ロ バ ン	同	

本邦比島間電信爲替開設

逓信省では九月二十五日から實施された通電爲替、小爲替に續いて九月二十日から本邦と比島との間に電信爲替

の取扱ひを開始した。兩地間に於ける電信爲替の取扱ひは戦前には認められなかつたもので、今度始めて實施を見た
譯である。手續は内國電信爲替の場合と殆ど同様であるが、取組に就いては外國爲替管理法の規定によつて大蔵大
臣の許可が必要である。取組の相手地は差當りマニラ、バギオ、レガスピ、セブ、ダバオの五市に限られ、料金は
爲替金額百圓まで七圓、三百圓まで八圓五十錢、五百圓まで十圓である。

マニラへの長距離電話復活

逓信省では内地とマニラを結ぶ長距離電話を九月二十日から復活することとなり、十七日左記の要領を發表し
た。即ち

通話は普通通話と至急通話の二種であり、一般の番號通話の外相手の身分、職業、氏名等を指定し、直接その
人を出して通話する所謂「指名通話」の取扱も行う。料金は戦前に比し極めて低額となり、普通通話の最初の
三分迄は二十一圓、三分を超える場合は一分毎に七圓であり、指名通話に對しては右の外通話一回に付き五圓を附
加する。通話の受付は毎日午前八時より午後八時迄であるが、午前九時より午後八時迄の間に接續することゝな
つてゐる。反通話の用語は差向き日本語に限られてゐるが、その内容に就いては防諜上の見地から充分注意を拂

ふやう當局では特に希望してゐる。

二八八

緬甸

緬甸國豫算決定

ビルマ政府は豫て本年度の政府豫算を審議、過般各省間に折衝を重ねて來たが、この程最後案なり、去る十月四日の閣議に於て正式決定十月八日これを發表した。新豫算は獨立日たる去る八月一日より明年三月末迄を實施期間とし、歳入は四千二百萬ルビー、歳出は一億八千八百萬ルビー、差引一億四千六百萬ルビーの赤字となるが、歳出の中には中央銀行設立資金、新穀米買上金、農業融資等計七千六百萬ルビーの經費に非ざる出資が含まれてゐるから、實際の赤字は約半額に減少する。而してこの赤字は兩發ビルマ支金庫よりの借受と民間よりの借上げを以て補填せられる豫定である。政府はこれが編成に當り、歳入に就いては差當り從來の租税その他の收入機構に特別な變更を加へず成る可く舊慣を尊重してその範圍内で收入増を圖る建前をとり、又歳出に就いては獨立に伴ふ國家機構の整備、國土防衛及び治安維持、日本との作戦協力等の絶對的重要性に鑑み、これが完遂と豫算全體の眼目とし、

これが爲には十分の出資を計上した。尙政府は本豫算の編成を獨立直後國務多忙の中に行ひ、一方前線ビルマの特殊性に依る編成資料の不備に加へて、經濟情勢の變化が豫想されるため、今後豫算の實施に當つては當然收支の過不足の生ずる事を覺悟し、これがため本豫算の數字を必ずしも墨守せず、必要に應じ臨時追加豫算を計上し、全體として暫定的運営を機動的に行ふ方針である。

緬甸國にシャン聯藩等三地域を編入

帝國政府は去る九月二十一日の國內體制強化方策決定に當り機敏激刺たる對外施策の遂行を期すべき方針を決定、これに基いて雄渾活潑な戰爭指導の遂行に即應する外交の調整を進めてゐるが、その第一着手として今回タイ國領土に編入承認したるケントン、モンパン兩州を除くシャン諸州、カレンニ諸州並にワゝ地方をビルマ國の領土として編入することゝなつた。即ち大東亞共榮圈の有力な一環として去る八月一日獨立を具現したビルマ國は爾來パー・モウ國家代表統率の下に政治、經濟、軍事各般に互り着々新組織を樹立、ビルマ新政府の施策は千六百萬ビルマ國民の熱意と渾然一體となり逞しい歩調を以て躍進しつつあるが、帝國はビルマ國建國の根本方針の一つたる諸民族の協和によるその強力なる發展を期待してシャン聯藩州七州、カレンニ三州、ワゝ地方の三地域をビルマ國

二八九

の版圖たらしむるべく諸般の準備を進めてゐたところこの程成案を得るに至つたので九月二十五日午後四時半ラングーンに於て澤田駐緬甸大使、バー・モウ緬甸國總理との間にシヤン地方等に於けるビルマ國領土に關する日本國、ビルマ國間條約の署名調印を了した。かくてビルマ國は茲に諸民族を包容その協和によつて國家體制を確立、強力なるビルマ政府の施策はシヤン州、カレンニ州、ワゝ地方を含むビルマ全地域に滲透することとなり、ビルマ國の戰爭態勢は更に一段と強化促進されることになつた。仍て我が情報局では九月二十六日午後五時右に關し左の如く發表した。

義にタイ國領土に編入を承認したるケントン、モンバン兩州を除くシヤン諸州、カレンニ諸州並にワゝ地方をビルマ國領土として編入することに關し交渉中なりしところ今般「シヤン地方などに於けるビルマ國領土に關する日本國、ビルマ國間條約」案文の妥結を見、九月二十五日ラングーンに於て大日本帝國特命全權大使澤田廉三とビルマ國內閣總理大臣バー・モウとの間に右條約の署名調印を了せり。

尙同日署名調印された日本ビルマ領土條約要旨左の如し。

大日本帝國政府及ビルマ國政府は兩國緊密に協力して米英兩國に對する共同の戰爭を完遂し、道義に基く大東亞を建設するの不動の決意をもつて左の通り協定せり。

第一條 日本國はビルマ國がケントン及びモンバン兩州以外のシヤン諸州、カレンニ諸州並にワゝ地方をその領

土として編入することを承認す

第二條 日本國は本條約實施の日より九十日以内に前條の規定する地域に於て現にその行ふ行政を終止すべし

第三條 本條約の實施のために必要な細目は兩國當該官憲間に協議決定せらるべし

第四條 本條約は署名の日より實施さるべし

斯くてビルマ國は其の新領土として三州合計四萬六千九百五十平方哩を編入し、獨立國の領土即ち我が軍政施行當時行政の管轄下にあつた三十五縣並に英國時代の直轄地であつたチン丘陵地帯、フーゴン谿谷地帯等を含む面積十七萬一千五百七十七平方哩より其の面積二十一萬八千七百七平方哩、東西の最長七百哩の國土となり、領土の廣さに於て大東亞戰爭前の日本領土と略々同じで、共榮圈に於て第四位の廣さを持つ國家となり、人口は千五百萬より新領土の百五十萬を合して約一千六百六十萬に達し、ビルマの上層民族悉くを初めて包容した眞の民族協和の國が生れることとなつた。因に新編入地域の現況は左の如くである。

一 シヤン諸州

北シヤンは面積二萬四千五百六十平方哩、人口六十三萬六千一百七人、南シヤンは面積二萬二千一百八平方哩、人口六十二萬三千六百二十四人である。住民はシヤン人で宗教は大部分が佛教を信奉する。南北シヤンでは從來三十九の聯藩に分れ、各土侯が居り、英領時代には土侯の上に聯藩事務所辦務官が設けられてゐた。三十九聯藩中

ケントン、モンバン兩州は曩にタイ國領土に編入されてゐるので今回ビルマ國領になつたのは三十七州である。産業は年産三千萬噸に達するチーク材を主とする林業、米、コーヒー、紅茶、綠茶、小麦等の農業が行はれてゐる。しかしシャン州の産業の最たる物は地下資源で、下ビルマのテナセリウム地方と共にビルマに於ける石油以外の礦産物の重要産出地である。重要礦山は銀、鉛、亞鉛、ニッケルを産出する著名なボードウィン礦山（北シャン）、首め鐵礦山二、銀、錫、タングステン礦山九、鉛、亞鉛、礦山二、アンチモニー礦山一、マンガン礦山一を算へる。通貨はルビー貨が一般に流通してゐる。

二 カレンニ諸州

面積四千五百平方哩、人口五萬八千七百六十一人、住民はカレン人を大部分とし、住民の四割はキリスト教徒である。三州に分れ、シャン州同様土侯が居り、戦前は英辦務官の監督下にあつた。産業はチーク材を主とする木材、米、玉蜀黍等を産する。礦産にはマウチ鐵山を首め各地にタングステン礦山がある。従來カレンニ州は自給自足の原始經濟状態にあつた。

三 ワー地方

シャン、雲南國境の一地域で住民は食人種と云はれるワー族が居住する。推定戸数は約一萬七千戸である。

緬甸國政と國民活動を統合

バー・モウ緬甸國家代表は八月三十一日ビルマの基本國策の大綱を發表し、舊來の唯物主義に代る精神主義特勤勞精神の昂揚、國民各階層の組織を網羅する國家總動員體制の確立、並に當面の數箇月乃至一年を目標とする短期政策實施の三點を闡明したが、更に九月八日トバマ・シンエタ聯盟理事長タキン・ヌー（現外務大臣）をして「新緬甸の國家機構」と題する論文及び機構一覽表を發表せしめ、バー・モウ氏を最高指導者とする新緬甸國の國政運営及び國民活動を一元的に統合する國家機構の構想を明かにした。右によれば、最高指導者バー・モウ氏は國政運営の面に於ては國家代表の名を以て、一般國民活動の面に於ては最高指導者を意味するアナシントいふ緬甸語の稱號を以て

- 一 國家代表としては内閣、樞密院、緬甸防衛軍を直接指揮下に置き、國政指導は内閣を通じて國務大臣、州長官、縣知事、郡長、市町村長を経て十戸を一單位とする隣組まで及び
- 二 アナシントとしては勞務團體、青年團體、婦人團體、國家奉仕團（政府要員、教師團、村長團體を含む）及びトバマ・シンエタ聯盟をその指揮下に置き、右各團體の占める地位と役割を定めてゐる。而して會員二十萬を有するシンエタ聯盟を一般國民活動の中核として指導に當らしめるが、同聯盟の組織は聯盟本部及本部長官の下

に各州、各縣、各郡、各市町、各村落とし、かくして地方行政と地方國民活動指導との一元化を圖らんとするものである。

二九四

而して最高指導部に於ては、バー・モウ國家代表の諮問機關たる樞密院の他にアナーシンの諮問機關として「アナーシン諮問委員會」を設置し、これには政府閣僚、樞密院顧問官、シネクタ聯盟その他の民間團體代表の中より特に選ばれた者が委員となり、バー・モウ氏は同委員會の建議に基き或はこれと協議の上重要問題に對應する政策を決定し、これを右の如き政府とシネクタ聯盟との統合された一元的機能を以て遂行せんとするものである。以上の新機構は先に發表された基本國策に於ける、官民組織の確立による國家總動員計畫を更に系統化したものであるが緬甸國はこの新機構採用により完全なる一國一黨の指導する國家となるわけである。

尙現在アナーシン諮問委員會の顧問は内閣より副總理タキン・ミヤ、外務大臣タキン・ヌー、内務大臣ウ・バ・ウイン、農務大臣タキン・タン・トン、厚生宣傳大臣バンヅラ・ウ・セインの五名、樞密院よりウ・ミヤ、民間團體より國家奉仕婦人部長ドゥ・キン・ママ女史(バー・モウ夫人)の七名であるが、今後更に擴充される筈である。

緬甸の劃期的金融策

ビルマ政府は國家財政を擧げて大東亞戰爭の目的完成に集中し、金融財政の圓滑なる運営を圖るため貯蓄債券の發行、中央銀行の創設、戰時保險の創設などを闡明せる劃期的な金融國策要綱を二十二日發表したが、その内容は左の通りである。

基本國策要綱に基く本要綱の最も重要な特徴は、國家財政の總力を擧げて大東亞戰爭の最後の目的遂行に動員しつゝあることである。而してこれに關し政府の既に遂行し、又は近く實現すべき施策と計畫に就いて述べれば次の如くである。

一 本年度豫算

本年度の豫算は一億四百萬ルビーの赤字を出してゐるが、歳出の中には本年來の支出とならざる米穀買上資金の中銀行設立資金などが含まれ、實際の赤字は表面數字の半額に過ぎない。政府は國防のために三千萬ルビーを計上し、國防の負擔額は歳入の七割を示して居る。戰前英國支配時代の職費は六千萬ルビーに達したが、而も尙當時の歳入の三割に止まつた。且つ今回の三千萬ルビーは戰前英國支配當時の六千萬ルビーより遙かに有効に使用し得るのである。

二 貯蓄債券の發行

戰前歳入の増加を必要とする際は米穀輸出税、輸入税、所得税の如き財源よりこれを抽出することが出來た。然

二九五

し乍ら今日になつて對外貿易關稅は非常時局下にその後減少し、更に所得稅は從來もさして重要な項目ではなかつた。依つて政府は他の財源にすることゝした。その手始めに政府は先づ二百萬ルビの政府貯蓄債券を募集した。これにより財政運営を容易ならしめると共に國民貯蓄の熱意を啓蒙せんとしたのである。既に今日までに國民は七十萬ルビーに上る購入申込みをなした。今後二、三箇月の間に總額の應募があるものと期待される。而して政府は本債券の賣行の成績を觀た上公債増發の可否を決定する。

三 中央銀行の創設

戦前ビルマに於ける中央銀行創設計畫は英國の妨害によつて實現しなかつた。然し今やビルマは獨立を獲得し、資本金一千萬ルビーを以て中央銀行を設立すべく概ねその準備を了し近々成立する豫定である。その曉には本行は通貨信用の諸制度を整備、紙幣發行高をその健全化の見地より統制し、國庫資金均衡化の責任を負ふ筈である。尙我が國普通銀行の數の僅少なるに鑑み、中央銀行は又普通銀行の業務をも行ひ、國民の間に勤儉貯蓄の風を起し、可能なる全國民資本を動員して一般金融の圓滑を圖る豫定である。これは我が國商工業の發展及び戦後復興問題の解決のためにも絶對不可決である。

四 戦時保險の創設

更に今一つの革新は戦時保險制度創設の計畫である。官吏は總て本保險に強制加入を受けることになるが、加入

條件は極めて有利である。本政府尙め政府収入増加のために企畫されたが、その眞の目的は官吏扶養家族に生活の保證を與へ、併せて勤儉の風を振作することにある。近くこれがため設立準備委員會を設け、政府が全保險を獨占的に擔當するのは是非につき審議を行ふ筈である。

緬甸の邦人に課税

ビルマ國政府は獨立以來在留邦人に對する課税につき特に考慮を拂ひ、日本側當局と協議中であつたが、日本側の意向たるビルマ國の自主獨立を尊重して在留邦人に關し何等特權的地位を要求せざる好意を容れ、この程之に關する課税要領を決定、十二月十一日之に關し日本大使館は當局談を發表し在留邦人に通達した。之によりビルマ政府は日本軍人、軍屬その他の日本軍に勤務する者に對する課税及び日本軍に於て使用する物品に對する納入税、消費税、生産税等の如き國際法上當然免稅せらるべきもの竝に或種の過渡的取扱ひを除き、一般邦人に對してはビルマ人より不利ならざる條件に於て課税し、且つこの課税を獨立の日に遡つて行ふことゝなつた。之により在留民間邦人はビルマ人と同等の租税を分擔し、新生ビルマ國の強化育成に寄與し得ることゝなつた。尙今回の決定により在留民間邦人の負擔すべきビルマ國の現行主要税は左の通りである。

- 一 所得税
 - 營業所得、自由職業所得、勤勞所得、財産所得、その他農業所得以外の所得に對するもので所得者たる個人、會社及び組合等に賦課する。
- 二 地 租
 - 農業用の土地收益に對し土地所有者に賦課する。
- 三 漁業税
 - 漁業をなす者に對し漁區使用免許税又は漁區税として賦課する。
- 四 生産税
 - 麥粉製造工場、製材工場、食料油製造工場及び精米工場の生産品につきその經營者に賦課する。
- 五 消費税
 - 鹽税、紙巻煙草税、燐寸税、砂糖税、揮發油税、燈油税等があり、何れもその製造者に對し製造高に對し課税する。
- 六 關 税
 - 一般物品の輸入税の他米、穀の輸出税その他がある。

統計

臺灣よりの支那向渡航者諸統計表 (六月中)

一 渡航身分證明書發給狀況表

計	籍 別			計	籍 別			計
	内地人	朝鮮人	本島人		内地人	朝鮮人	本島人	
北支方面	一			一			一	
中支方面	九			九			九	
南支方面	八七			八七			八七	
計	九七	二	二七二	三七二				

〔註〕 渡航者實数は本府に於て許可發給せし數と同じなり

二 州廳別渡航者數表

計	澎湖廳	花蓮港廳	臺東廳	高雄州	臺南州	臺中州	新竹州	臺北州	出身地別		總別
									渡航地別	籍別	
一									方北支	內地人	內地人
一三					七			六	方中支		
九七					八	三	三	八	方南支		朝鮮人
									方北支		
									方中支		本島人
									方南支		
二								二	方北支		本島人
一								二	方中支		
六八						八	一	二	方南支		合計
二三五					一	八	三	九	方北支		
									方中支		合計
									方南支		
一三								九	方北支		合計
八一								二	方中支		
三三四								二	方南支		合計

三 渡航目的別數

目的地別	渡航地別										總計	
	內地人	朝鮮人	本島人	計	內地人	朝鮮人	本島人	計	內地人	朝鮮人		本島人
公務												
修學												
視察												
訪問												
農漁												
鐵工												
商木												
土輸												
運般												
一												
計												

廣東

計	浮洋	鶴山	彩塘	屯埠	海州	濠洲島	泗陽	別	市
總數	二	一	二	五	三	一	九		
戶數	二	一	二	五	三	一	九		
人口	二	一	二	五	三	一	九		
男	二	一	二	五	三	一	九		
女	二	一	二	五	三	一	九		
計	二	一	二	五	三	一	九		
戶數	二	一	二	五	三	一	九		
人口	二	一	二	五	三	一	九		
男	二	一	二	五	三	一	九		
女	二	一	二	五	三	一	九		
計	二	一	二	五	三	一	九		
戶數	二	一	二	五	三	一	九		
人口	二	一	二	五	三	一	九		
男	二	一	二	五	三	一	九		
女	二	一	二	五	三	一	九		
計	二	一	二	五	三	一	九		
戶數	二	一	二	五	三	一	九		
人口	二	一	二	五	三	一	九		
男	二	一	二	五	三	一	九		
女	二	一	二	五	三	一	九		
計	二	一	二	五	三	一	九		

三四

別	戶	地	人	總	人	計
男	大	小	計	男	女	計
女	大	小	計	男	女	計
男	大	小	計	男	女	計
女	大	小	計	男	女	計
男	大	小	計	男	女	計
女	大	小	計	男	女	計

市內	沙面	河南	黃埔	西村	芳村	珠江村	石井鎮	魚珠村	橫沙
戶數	三	六	六	六	六	六	六	六	六
人口	三	六	六	六	六	六	六	六	六
男	三	六	六	六	六	六	六	六	六
女	三	六	六	六	六	六	六	六	六
計	三	六	六	六	六	六	六	六	六
戶數	三	六	六	六	六	六	六	六	六
人口	三	六	六	六	六	六	六	六	六
男	三	六	六	六	六	六	六	六	六
女	三	六	六	六	六	六	六	六	六
計	三	六	六	六	六	六	六	六	六
戶數	三	六	六	六	六	六	六	六	六
人口	三	六	六	六	六	六	六	六	六
男	三	六	六	六	六	六	六	六	六
女	三	六	六	六	六	六	六	六	六
計	三	六	六	六	六	六	六	六	六

三五

四海南島

計	武村	太平島	寶安	南蘭	深圳	西南
一			九	三	五	一
二			〇	三	八	一
三					二	
四			五		二	
五			五	三	六	二
六		五			三	
七		五			三	
八					六	
九		五			八	
十			三		八	二
十一			三		九	四
十二					一	一
十三	五		二		七	二
十四					一	一
十五	六		五		三	六
十六	一	五	三	三	五	三
十七	一	五	三	三	元	五
十八					一	一
十九	五		七		三	一
二十					一	一
縣化從			三〇		五	七

三水	新會	江門	前山	西柳	江尾鎮	佳閣	茶園鄉	會同鄉	羅浮鄉	平山鄉
一	六	三	一		二	一	四		二	三
二	八	六	二		四	二	四		四	二
三	一	三								
四		三								
五	八	四	三		三	二	四		四	二
六		三								三
七		一								三
八		三								三
九		三								三
十		五								一
十一		一〇								三
十二	八	一〇	三					六	一	五
十三	五	三	三					七	二	五
十四	一	二								
十五	五	七								
十六	一	一								
十七	三	三	三					七	三	五
十八	一	四	四	二	三	三	六	六	六	九
十九	一	三	四	四	三	三	八	七	八	九
二十	五	三								
二十一		八								
二十二	三	七								九
縣會新										

縣	王橋鎮	榆林	三頭	飛縣	麟橋	黃漆	馬嶺	九所	山獨	嘉積
戶數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
女	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
合計	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20
戶數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
女	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
合計	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20
戶數	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
女	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
合計	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20
合計	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20

市	別	戶數	男	女	合計
海口市	別	1	1	1	2
東山	別	2	2	2	4
永興	別	3	3	3	6
烈樓	別	4	4	4	8
十字路	別	5	5	5	10
流水炭	別	6	6	6	12
屯昌	別	7	7	7	14
合計	別	28	28	28	56



附豐	加來	薩高	橋頭	後水	老城	峇崙	東水	白鵝	福來
一	六	三	九	八	三	一	一	六	三
一	六	三	九	八	三	一	一	六	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	三	一	一	一	一	一
一	六	三	九	二	三	一	一	六	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	六	一	三	二	一	二	一	三	一
一	六	一	三	二	一	二	一	三	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	六	一	三	二	一	二	一	三	一
一	四	三	三	九	三	三	二	九	四
一	四	三	三	九	三	三	二	九	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	四	三	三	三	三	三	二	九	四

三三三

福山	金江	龍塘	定安	邁號	翁田	知墩	舖前	文昌	清湖
六	五	七	七	三	一	三	三	三	三
六	五	七	六	三	一	三	二	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	一	二	一	一	一	一	四	五
一	一	一	一	一	一	一	一	二	一
六	六	七	一〇	三	一	二	二	八	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	五	六	三	三	一	一	二	一〇	四
一	五	六	二	三	一	一	二	一〇	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	一	一	一	一	一	一	三	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	七	七	三	三	一	一	二	一〇	五
七	六	三	九	六	一	四	四	三	一〇
七	六	三	七	六	一	四	三	三	一〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	四	一	三	一	一	一	一	六	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	四	二	三	六	一	四	四	三	一〇

三三三

總計	山	島	北	島	石	保	新	寶	樂
計	角	尖	朋	祿	平	街	橋	東	
六、七、三、八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九、六、五、七、五〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七、七、三、三、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、二、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、三、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二、三、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、七、五、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、五、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、三、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、一、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、〇、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、九、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、八、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、七、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、六、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、五、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、四、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、三、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、二、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、一、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇、〇、〇、〇、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一

南支各地物價表 (六月末日)

二一 廈門 (資料未詳)

種類	品目	卸賣		小賣		摘要
		單位	價格	單位	價格	
米	西貢米	一擔	一、三〇〇、〇〇元	一斤	一、五〇〇	
雜糧	大 豆	一擔	一、三八〇、〇〇〇	一斤	一、五二〇	
	小 豆	一袋	一、八二〇、〇〇〇	一斤	一、九〇〇	
	小 麥	一擔	一、六五〇、〇〇〇	一斤	一、七五〇	
	落花生	一擔	二、六〇〇、〇〇〇	一斤	三〇、五〇〇	
調劑	白糖(外來品)	一擔	二、七〇〇、〇〇〇	一斤	二九、〇〇〇	
	赤糖(現地品)	一擔	一、三四〇、〇〇〇	一斤	一五、〇〇〇	
	味增(現地品)			百匁	三一、〇〇〇	
	醬油(現地品)			升中味	一三、七〇〇	
	食鹽			一斤	一、〇〇〇	
	味(外來品)			四合中味	五、四〇〇	

雜	茶蔬	料	燃	類
石セバ大碗 メナ豆 ンナ粕安 絵トナ	白 菜	石木薪 炭(現地品)	薪	鴨 雞 卵 卵
一兩 一袋 百斤 一枚 一袋	一斤	五ガロン 百斤 百斤		一箇 一箇
八七〇〇〇 一五〇〇〇 三四〇〇〇 一八〇〇〇 二、五〇〇〇〇	六・四〇	九三〇〇〇 七七〇〇 三〇〇〇		三〇〇 二〇〇

肉	品	好	略	料
鴨 雞 牛 豚 肉 肉 肉 肉	鳳 鳳 鳳 鳳 ス ス ス ス リ リ リ リ キ キ キ キ ヤ ヤ ヤ ヤ ツ ツ ツ ツ ド 鳳	現 紅 綠 地 茶 茶	支那酒 紹興酒 高梁酒 ビール(日本品) サイダー(現地品)	落花生油
一斤 一斤 一斤 一斤	五五五五五 百百百百本 本本本本本	半封度 一斤	一樽 一樽 一樽 一樽	一斤
三五・五〇 三四・〇〇 一六・〇〇 三三・〇〇	一九二四四 〇四〇七〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	二〇〇〇 一四〇〇 一四〇〇 三八〇	一・一六〇〇〇 一・一六〇〇〇 五八〇〇〇〇	二〇〇〇〇
			公定	

三 廣
(一) 卸 賣 東

類	穀	種類	品名	單位	價格	摘	要
落花生	白	米	上中下	百斤	五九〇・〇〇 五六〇・〇〇 五三〇・〇〇	上海產	
大豆	粉	粉	上中下	百斤	八三三・二五	同	
綠豆	粉	粉	上中下	百斤	五〇〇・〇〇	同	
黃豆	粉	粉	上中下	百斤	九七二・一三	天津產	
生豆	粉	粉	上中下	百斤	一、三六〇・九八	同	
舊新	粉	粉	上中下	百斤		大連產	

三三〇

肉	物 產 海	茶	料 味 調	食 用 油
豚 鴨 鷄	同 鹽 椎 貝 飽 鱈	綠 紅	砂 醬 鹽	落 花 生 油
肉	魚 茸 桂	茶 茶	糖 油	油
百斤	百斤	百斤	百斤	百斤
二、七七七・五〇	一、五〇〇・〇〇	三、六六一・〇〇	一、八四四・二六	二、八八八・六〇
同	廣東產	日本產	廣東產	廣東產
同	同	同	新門產	
廣東產	同	同	廣東產	
二、五五五・三〇	一〇、二七六・七五	大粒	五五五・〇〇	
二、〇〇〇・〇〇	一八、〇〇〇・〇〇		一六六・〇〇	

三三二

(二)

小賣

現地特種米	種別	品目	單位	六月份			摘要
				六月上旬	六月中旬	六月下旬	
現地特種米	品	煉セメン	百斤	一一・六〇	一一・七〇	一一・七〇	
				瓦	一、九四四・二五	同	廣東産
				品	一、四、四七二・〇〇	同	上海産
		綿	一、四七二・〇〇	同	同		
		綿	二、四七一・〇〇	同	同		
		布	四八〇・〇〇	同	同		
		料	一、一、一	同	同		
		石	七九四・三七	同	米國産		
		石	五五・五五	同	日本産		
		木	一一三・八八	同	同		
		遊	五五・五五	同	廣東産		
		炭	同	同	同		
		油	同	同	同		

三三三

物	果	菜	野	魚	鮮	類	六月份			摘要
							六月上旬	六月中旬	六月下旬	
物	菓	菜	野	魚	鮮	類	一、六一〇・九五	同	同	廣東産
							二、六一〇・九五	同	同	同
							一、四四・四三	同	同	同
							一、六一〇・九五	同	同	廣東産
							二、六一〇・九五	同	同	同
							一、四四・四三	同	同	同
							一、六一〇・九五	同	同	同
							七、七七・七〇	同	同	廣東産
							八八八・八〇	同	同	同
							九七二・一三	同	同	同
							三五〇・〇〇	同	同	廣東産
							三〇五・五三	同	同	同
							二八八・八六	同	同	同
							八三・三三	同	同	同
							三四四・四〇	同	同	廣東産
							四四四・四〇	同	同	同

三三三

類物果及菜蔬										類				
バ	ト	山	甘	入	大	茄	胡	葱	馬	鮓	イ	鱈	鯉	鮭
ナ	マ								鈴					
ナ	ト	芋	蒲	蔘	根	子	瓜		薯	カ				
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁
〇・三〇	〇・二五	〇・四〇	〇・三〇	〇・八〇	〇・二五	〇・二五	〇・二二	〇・一五	〇・四五	〇・七六	〇・七四	〇・五二	〇・五二	〇・七一
〇・三〇	〇・三〇	〇・四五	〇・三五	〇・八〇	〇・三〇	〇・一八	〇・一五	〇・一八	〇・五五	〇・七六	〇・七四	〇・五二	〇・五二	〇・七一
〇・三〇	〇・三五	〇・七〇	〇・四〇	一一〇	〇・三〇	〇・一八	〇・二八	〇・二〇	〇・八〇	〇・七六	〇・七四	〇・五二	〇・五二	〇・七一

三三五

肉								魚				類粉穀										
鮭	家	鶏	ソ	ハ	鶏	豚	牛	鮭	鰯	鰯	鰯	鰯	鰯	小	米	片	バ	メ	現			
														ノ	栗	ン	ケ	甲	地			
														豆	粉	粉	粉	粉	米			
百	一〇	一〇	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	一	百			
匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	斤	斤			
〇・四一	四・五〇	二・五〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	三・〇〇	二・四〇	〇・四一	四・五〇	二・五〇	五・〇〇	五・〇〇	三・〇〇	二・四〇	二・八五	三・三〇	一・八〇	二・七〇	二・五〇	二・二〇	一・一〇	一〇六・二〇
〇・四一	四・五〇	二・五〇	五・〇〇	五・〇〇	五・〇〇	三・〇〇	二・四〇	〇・四一	四・五〇	二・五〇	五・〇〇	五・〇〇	三・〇〇	二・四〇	二・八五	三・三〇	一・八〇	二・七〇	二・五〇	二・二〇	一・一〇	一〇六・二〇
〇・四一	四・五〇	三・〇〇	五・〇〇				二・四〇	〇・四一	四・五〇	三・〇〇	五・〇〇				二・八五	三・三〇	二・〇〇	二・五〇				一〇六・二〇

三三四

配給品

類	品	好	
煙草	日本酒 (關壽)	一升瓶	五・五〇
	賽命酒	大一本	九・〇〇
	葡萄酒	一本	六・〇〇
	蜜印	一本	三・七〇
	ウイスキー (オンヤ)	一本	四・五〇
	ウイスキー (キングスタ)	一本	七・五〇
	ウイスキー (ヒット)	一本	一・七九〇
	ウイスキー	一本	一・三五
	ビール	一本	〇・五一
	サイロップ	一本	〇・五一
	レモンシロップ	一本	二・二五
	カルピス	一本	四・五五
スベリア	一本	〇・二九	
萬華	一本	〇・二〇	
スターナー	一本	〇・四〇	
ジャニー	一本	〇・六〇	
本九	一本	三・四五	
本五	一本	三・五五	
本入	一本	三・六五	
		現地製	

三二七

略	類	料	味	調
茶	白糖	一斤	〇・八〇	三・二五
	落花生油	一斤	二・八〇	三・〇〇
	落花生油	一斤	二・九〇	三・二五
	食卓鹽	一斤	〇・八〇	〇・七〇
	食卓鹽	一斤	一・五五	〇・七〇
	味珍	一斤	一・二〇	〇・八〇
	和珍	一斤	一・二〇	二・九〇
	寶珍	一斤	二・八〇	二・八〇
	白玉	一斤	二・八〇	三・〇〇
	上海等	一斤	三・〇〇	三・二五
	興亞特	一斤	三・二五	〇・七〇
	油印	一斤	三・二五	〇・七〇
麥茶	一斤	一・二〇	一・二〇	
番茶	一斤	一・二五	一・二五	
煎茶	一斤	一・四〇	一・四〇	
		現地製		

三二六

類	品	料	食	雜
豆	乾	乾	乾	豆
一	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
把	六・五〇	六・五〇	六・五〇	六・五〇
瓶	三・六〇	三・六〇	三・六〇	三・六〇
瓶	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇
瓶	一・五七	一・五七	一・五七	一・五七
大	一・四〇	一・四〇	一・四〇	一・四〇
瓶	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇
大	一・六〇	一・六〇	一・六〇	一・六〇
斤	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇
大	一・二五	一・二五	一・二五	一・二五
斤	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五
一	二・二五	二・二五	二・二五	二・二五
一	〇・八五	〇・八五	〇・八五	〇・八五
一	二・二五	二・二五	二・二五	二・二五
一	二・二五	二・二五	二・二五	二・二五

三二九

七一九五 特二等塊炭

梅	ブ	ラ	ジ	ル	コ	ー	ヒ	ー	ヒ
干	カ	ー	コ	ン	デ	ン	ス	ミ	ル
一	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五	〇・七五
瓶	一・〇五	一・〇五	一・〇五	一・〇五	一・〇五	一・〇五	一・〇五	一・〇五	一・〇五
斤	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
斤	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇
斤	二・三〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇
斤	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇
斤	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
斤	〇・九五	〇・九五	〇・九五	〇・九五	〇・九五	〇・九五	〇・九五	〇・九五	〇・九五
斤	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇
斤	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
斤	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇	一・八〇
斤	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・二〇
斤	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇	二・五〇

三二八

肉	嗜好品	調味料	食用油
牛豚肉	土煙日サビ 草 南外紙本 酒星來卷酒	醬鹽赤白 油 糖(土産品) 糖(日本品) 糖(土産品)	落花生油
(生) 百斤	一兩(四打) 一兩(二打) 一兩(一打) 二五〇〇本	百斤 百斤 一袋(六〇斤) 百斤	同
六八〇〇(肉)一斤	四五〇〇〇 三六〇〇〇 一四・四〇〇 二八・八〇〇	一九〇〇 一一〇〇〇 一一四・八〇〇 一六八・〇〇〇	九二・〇〇
一斤	一斤 一〇本 一〇本	一斤 一斤 一斤 一斤	
一・三〇	〇・七五 〇・二〇 〇・三〇	一・六〇 〇・二四 一・一五 〇・九〇	
			旭印

三三三

四海

糧雜	米	種類
豆落麥 素花粉 麵生(紙卷)	白米 土産米 外國米 蓬萊米	品目
同 百斤	一袋(三三斤) 一袋(八〇斤) 一袋(八〇斤) 一袋(百斤)	卸 單位
四一〇〇〇	一三八〇〇 四八〇〇〇 二六・〇〇	賣 價格
一〇〇〇〇(實)同	一斤	小 單位
		賣 價格
一・五〇	一・六〇	一・八〇
		摘
		要

類具
製製ハト 園園ト 角用ロン 鉛鉛封 筆筆筒 紙筒
一打 一打 百枚 百枚
三〇〇〇 三五〇〇 〇・八〇 四三・五〇〇
三〇〇〇 三五〇〇 〇・八〇 四三・五〇〇
三〇〇〇 三五〇〇 〇・八〇 四三・五〇〇
地球 ト ホ

三三三

五香

品名	單位	價格	備註
白米	斤	二・三〇〇	總務部指定
麥粉	斤	四・五〇〇	
落花生	斤	六・〇〇〇	
食鹽	斤	〇・三三五	
茶	斤	一・二〇〇	
花	斤	〇・四二〇	
紅安茶	斤	〇・七五	

三三三

品名	單位	價格
綿布	一	四・六二〇
天	一	一・五〇〇
其	一	一・六〇〇
他	一	〇・三五

品名	單位	價格
類	一	二・八〇
海產物	一	〇・二五
野	一	〇・一七
菜	一	二・〇〇
燃料	一	二・〇〇
石	一	〇・七〇
木	一	〇・二四
薪	一	〇・七〇
炭	一	〇・二七
油	一	〇・七〇
布	一	〇・七〇

三三四

六九龍

品名	單位	價格	摘要
白米	斤	二・〇〇	總督部指定
麥粉	斤	三・九二	
花生油	斤	五・八五	
生油	斤	〇・四〇	
食鹽	斤	〇・一五	
新茶	斤	二・七五	
六安紅茶	斤	二・五〇	
炭	斤	〇・四三	
中上炭	斤	一・六六	

三三七

品名	單位	價格	摘要
牛肉	封度	二・二〇	
豬肉	封度	三・五〇	
雞蛋	封度	〇・四五	

品名	單位	價格	摘要
木炭	斤	〇・五〇	
中上炭	斤	一・四〇	
豬肉	斤	六・五〇	
羊肉	斤	三・五〇	
魚肉	斤	二・五〇	
茶葉	斤	二・〇〇	
野類	斤	〇・〇〇	
豆類	斤	二・〇〇	
砂糖	斤	三・四〇	
石粉	斤	三・二〇	
布	碼	四・〇〇	
紙	碼	四・八〇	
印刷紙	碼	五・六〇	
更	碼	一・六〇	

總督部指定

白〇・六〇

赤〇・五五

三三六

豚	牛	羊	鮮	野	豆	燐	石	砂	布	キ	印	更
肉	肉	肉	魚	菜	寸	油	紙	紙	紙	紙	紙	紙
斤	斤	斤	斤	斤	斤	包	斤	斤	斤	斤	斤	斤
八〇〇	六〇〇	二二五	〇〇〇	〇〇〇	二五五	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
封度	罐	筒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇・四〇												
總督部指定 白〇・六〇 赤〇・五五												

豚	牛	羊	鮮	野	豆	燐	石	砂	布	キ	印	更
肉	肉	肉	魚	菜	寸	油	紙	紙	紙	紙	紙	紙
斤	斤	斤	斤	斤	斤	包	斤	斤	斤	斤	斤	斤
八〇〇	六〇〇	二二五	〇〇〇	〇〇〇	二五五	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
封度	罐	筒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇・四〇												
總督部指定 白〇・六〇 赤〇・五五												

汕頭 華僑送金表 (六月中)

區別	金額	摘要
四月中現在累計	一九、六一七、二四三・〇〇	
五月中送金額	四、三六八、一八三・〇〇	
六月中送金額	二、五九四、二二二・〇〇	
六月中現在累計	二六、五七九、五四八・〇〇	
		儲備券一〇〇元=付單票一八四

海南島

區別	件數	金額	備考
五月中現在累計	四、六四三	九〇、七三八・四四	
六月中現在累計	五八一	二、八八三・二一	

月	佛	
	マ	ラ
六月末現在累計	計	イ 印
	七六八	一五七
	一〇六、八四八・八八	三〇、一三三・三三
	一六、一〇・四四	三、二一四・〇〇
	五、四二一	三〇

三四〇

潮海關稅收額表 (昭和十七年中)

月別	輸入稅	輸出稅	轉口稅	其他	計
一月	一七九二		六四・九〇	一・七八	八四・六〇
二月	五四九・九五		一一八・六五	五五・〇〇	七三三・五八
三月	三五・三五		二九四・三九	三五・二	三三三・二六
四月	一〇・九七		一五九・二三	一〇・一八	二七一・三八
五月	一五八・七二		三九一・四八	一五・七六	五六五・九六
六月	四七・四五	九・三九	一八六・九四	五・七二	二五〇・五〇

月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
輸入稅	一二五・五二	四六・一六	八〇、九六九・三七	三四、一七七・七五	四八一、〇七三・五〇	五九、〇二一・一七
輸出稅	六、三三		五、一一八・五九	一八、四七四・一〇	一五、七一四・二〇	三、〇四九・〇〇
轉口稅	二九〇・三五	五三二・五六	一七三、五〇〇・一	二六二、五五八・四〇	三三三、七九七・〇二	三八一、五〇〇・四二
其他	一三・二〇	四・五八	六、八一九・九四	七、七五五・四六	四一、四二一・五五	六、四四八・六三
計	四三五・四〇	五八三・三〇	二六六、二〇七・九一	三三二、九四五・七一	八七〇、〇〇六・二七	四四九、八二九・三二

備考 其他は輸出入課入水災附加稅及噸稅を含む

汕頭市學事統計表 (昭和十七年十二月)

公私立學校

區別	校別	教職員數		學生數		級數	設立年月	場所
		男	女	男	女			
計		計	計	計	計			

三四

二 民衆學校

區別	校別	職員數		學生數		班數	附設校名
		男	女	男	女		
同	私立第一民校	四	一	四七	一三	三	市立第一小學校
同	第二民校	五	一	一一	二	四	市立第二小學校
同	第三民校	六	一	一三〇	二四	四	市立第三小學校
合計	私立學校	一五	三	一八七	三七	一一	
同	私立學校	一	一	一	一	一	
同	私立學校	二	一	二	一	二	
同	私立學校	五	四	九	一〇	四	
同	私立學校	八	三	一一	八	五	
同	私立學校	三	一	四	二	七	
同	私立學校	一	一	一	一	一	
合計	私立學校	一三	八	一八〇	二九	一四	
同	私立學校	一	一	一	一	一	
同	私立學校	二	一	二	一	二	
同	私立學校	五	四	九	一〇	四	
同	私立學校	八	三	一一	八	五	
同	私立學校	三	一	四	二	七	
同	私立學校	一	一	一	一	一	
合計	私立學校	一三	八	一八〇	二九	一四	

三四四

三 社教機關

區別	名稱	教員數	場所	備考
市立	汕頭市立體育館	四	外馬路	
同	汕頭市立民教館	四	福平路	
同	汕頭市立圖書館	四	福平路	
合計		一六		
市立	第四民校	四	八六	市立第四小學校
同	第五民校	四	九〇	市立第五小學校
同	第六民校	三	七六	市立第六小學校
同	第七民校	三	八一	市立第七小學校
同	第八民校	三	八五	市立第八小學校
同	第九民校	四	七六	市立第九小學校
合計		一〇	一六五	

三四五

南支南洋時報總目次索引 (自第三十三號至第三十五號)

南支

福建省の農業……………三四號……………一頁

福建省東山縣全貌……………三五號……………一頁

潮汕地區に於ける禁烟狀況……………三四號……………一三頁

汕頭の下ロンワーク……………三五號……………七頁

廣東金融事情概況 (昭和十八年第二・四半期)……………三三號……………一頁

廣東金融事情概況 (昭和十八年第三・四半期)……………三五號……………三二頁

最近に於ける廣東地區物價の動向……………三四號……………三三頁

廣州灣概貌……………三三號……………一三頁

雷州半島及び其の附近……………三三號……………二〇頁

最近に於ける海南島通貨狀況……………三三號……………七頁

海口金融事情概況 (昭和十八年第二・四半期) 三四號 三六頁

南洋

南方軍政概況附佛印行政の進展 三五號 四〇頁

佛印の洋紙業と關係産業狀況 三三號 三一頁

泰國棉作の現在と將來 三三號 六七頁

泰人の生活とタイに於ける醫療施設 三四號 四二頁

泰國の癩病取締法 三五號 一六〇頁

馬來の米 三四號 九六頁

東印度の資源 三四號 一〇二頁

比律賓諸島に於ける硫黃資源 三三號 一二三頁

比島の獨立 三五號 一六五頁

緬甸の獨立 三三號 一三四頁

ニュー・カレドニアの經濟概況 三三號 一六四頁

新西蘭の産業經濟概況 三五號 一〇七頁

時報

(南支・南洋)

三都澳 三四號 一六二頁

三都澳に我陸戰隊上陸す 三四號 一六二頁

廈門

廈門總領事館に於ける敵産移管式 三三號 一九二頁

廈門の決戦生活聯盟結成 三三號 一九三頁

廈門市商會の自衛 三三號 一九四頁

廈門市政府の内部機構改組 三四號 一六三頁

廈門に警防團結成さる 三四號 一六四頁

廈門民衆伊の衷切に至極冷靜 三三號 一六四頁



廈門で富強を復活	三三號	二三九頁
汕頭		
汕頭市の人口調査	三四號	一六五頁
潮汕地區敵産移管に感激	三四號	一六六頁
汕頭接敵地區の近況	三四號	一七〇頁
粵東抗戰地區大動搖	三四號	一七一頁
汕頭に興亞報國會誕生	三五號	二三九頁
汕頭放送局開設	三五號	二四一頁
廣東		
廣東大使館事務所を設置す	三三號	一九五頁
南支軍司令部で敵産二百二十件を移管	三三號	一九五頁
廣東抗戰地區の様相	三三號	一九六頁
廣東配給制度の刷新	三四號	一七二頁
廣東に省清郷事務局を設置	三五號	二四一頁

海南島		
海南島經濟界巨頭の豪瀾視察	三三號	一九八頁
海南島に科學メスを加へる南方資源研究所	三四號	一七三頁
海南島に良材の大森林を發見	三四號	一七四頁
海南島瓊崖臨時政府機構の刷新	三五號	二四三頁
海南島に南方資源科學研究所を開設	三五號	二四三頁
香港		
香港在留邦人戸籍届出の利便	三三號	一九八頁
香港の電信爲替取扱開始	三三號	一九九頁
香港管區への物資搬入許可制實施	三四號	一七五頁
香港輕工業の復興狀況	三四號	一七五頁
香港・廣東間交易に關する協定	三五號	二四五頁
南方一般		
南方纖維植物増産本年度目標愈々完遂	三四號	一七八頁



南方學術會議を昭南に於て開催……………三五號……二五二頁

佛 印

佛印南方間に假名電報實施……………三三號……二〇〇頁
佛印原住民を行政官に登用……………三三號……二〇〇頁
佛印日本文化會館を設立……………三三號……二〇一頁
佛印の黄麻栽培好成绩……………三三號……二〇二頁
佛印に對する日本品供給協定調印……………三四號……一七九頁
佛印の太平運動と佛安合作の懷柔方策……………三四號……一八一頁
佛印の黄麻栽培五ヶ年計畫……………三四號……一八二頁
佛印にて現地製醫藥品を統制……………三四號……一八二頁
佛印華僑の送金累増……………三四號……一八三頁
佛印の本國向け輸出は無税……………三五號……二五二頁
佛印にて鹽田の轉用を禁止……………三五號……二五三頁
佛印の木村生産好調……………三五號……二五三頁

北部佛印水田輪作に成功……………三五號……二五四頁
印度支那電氣化學興業會社設立……………三五號……二五五頁

泰 國

泰國の新領土……………三三號……二〇二頁
改編後の泰國新管區……………三三號……二〇六頁
棉種子播種に關する布告……………三三號……二〇七頁
泰の新領土編入に關する日・泰條約……………三四號……一八四頁
泰國より答禮使節來朝……………三四號……一八六頁
泰の物價金融對策進展……………三四號……一八八頁
泰國編入マライ四州司政長官及び行政要領の發表……………三五號……二五五頁
泰國移讓六州の日本軍政を終止……………三五號……二五七頁
泰國非常時信用統制法公布……………三五號……二五八頁
軍政地域泰國間に兩替措置決定……………三五號……二五九頁

馬 來

マライ生産物資統制規則公布……………三四號……………一八九頁

マライに於けるゴム類價格の全面的引下げ……………三四號……………一九〇頁

マライ義勇軍建設……………三五號……………二六〇頁

マライ生必物資價格販賣制限……………三五號……………二六一頁

マライ本邦向送金取締規則を改正……………三五號……………二六二頁

マライ一般銀行貯蓄業務開始……………三五號……………二六三頁

東 印 度

スマトラのカンバル河架橋……………三三號……………二〇八頁

北部スマトラ幹線破壞橋梁の完成……………三三號……………二〇九頁

スマトラに最初の師範學校開設……………三五號……………二六四頁

スマトラの通信交通業務の一元化……………三五號……………二六四頁

パンカ島の開發に伴ふ錫價の大巾値下げ……………三四號……………一九七頁

ジャワ原住民政治參與許容の具體策……………三三號……………二〇〇頁

ジャワの苛性曹達自給による紙・石鹼の増産……………三三號……………二二三頁

ジャワ政治參與の法令發表……………三四號……………一九二頁

ジャワの本年度棉作狀況……………三四號……………一九四頁

ジャワ蓬萊米の收穫在來種の二倍……………三四號……………一九六頁

ジャワ中央參事會議第一回開院式舉行……………三五號……………二六五頁

ジャワに防衛義勇軍編成……………三五號……………二六七頁

ジャワ原住民兩氏州長官に任命さる……………三五號……………二六九頁

ジャワ復歸邦人を産業開發に活用……………三五號……………二七〇頁

ジャワで漁船用チーク材拂下げ……………三五號……………二七〇頁

ジャワにて電氣・煙草事業を民間に移管……………三五號……………二七一頁

ジャワの二大教徒團認可……………三五號……………二七一頁

ジャワ送金取締令を改正……………三五號……………二七二頁

西ボルネオの鹽田開發順調……………三四號……………一九八頁

北ボルネオの縣參事制採用……………三五號……………二七二頁

北ボルネオの製紙界……………三五號……………二七三頁

南ボルネオの推定人口三百萬……………三五號……………二七四頁

バンジェルマシンの人口十萬……………三五號……………二七五頁

セレベスに於けるニツケル新鑛脈の開發……………三三號……………二二四頁

セレベス海務局新設……………三四號……………一九九頁

セレベス棉花を現地で活用……………三四號……………一九九頁

セレベス原住民の生活向上……………三五號……………二七六頁

セレベス最高貨銀制採用……………三五號……………二七七頁

比 律 賓

比島に於ける十八年度末の纖維原料自給……………三三號……………二一五頁

比島電報取扱二箇所を追加……………三三號……………二一六頁

比島と本邦の間に郵便爲替を開始す……………三四號……………二〇〇頁

最近の比島綿業……………三四號……………二〇一頁

比島の巻煙草自給……………三四號……………二〇二號

比島内銀行預金著増……………三四號……………二〇二頁

在比島帝國大使館開廳……………三五號……………二七八頁

黒田比島方面陸軍最高指揮官減免令を布告……………三五號……………二七八頁

比島新政府の歳出入公表……………三五號……………二七九頁

比島輸出入税内容……………三五號……………二八一頁

比島小賣業の八割は比島人經營……………三五號……………二八一頁

比島電報取扱地改正……………三五號……………二八二頁

マニラへの長距離電話復活……………三五號……………二八七頁

本邦比島間電信爲替開設……………三五號……………二八六頁

緬 甸

緬甸中央銀行創立準備進む……………三三號……………二一六頁

緬甸大使館の創設……………三三號……………二一六頁

澤田新駐緬大使の信任狀捧呈……………三三號……………二一八頁

緬甸の初代駐日大使にテイン・モン氏を起用……………三四號……………二〇四頁

緬甸の初の國家豫算編成……………三四號……………二〇四頁

緬甸國內民族融和	三四號	二〇六頁
緬甸國豫算決定	三五號	二八八頁
緬甸國にシヤン聯藩等三地域を編入	三五號	二八九頁
緬甸國國政と國民活動を統合	三五號	二九三頁
緬甸の對期的金融策	三五號	二九四頁
緬甸の邦人に課税	三五號	二九七頁

統計

臺灣よりの支那向渡航者諸統計表 (四月中)	三三號	二二〇頁
臺灣よりの支那向渡航者諸統計表 (六月中)	三五號	二九九頁
南支各地域別在留邦人人口概計表 (四月一日現在)	三三號	二二三頁
南支各地域別在留邦人人口概計表 (五月一日現在)	三四號	二〇八頁
南支各地域別在留邦人人口概計表 (六月一日現在)	三五號	三〇二頁

南支各地物價表 (四月末日)	三三號	二三八頁
南支各地物價表 (五月末日)	三四號	二二三頁
南支各地物價表 (六月末日)	三五號	三一六頁
華僑送金表 (四月中)	三三號	二五二頁
華僑送金表 (五月中)	三四號	二四六頁
華僑送金表 (六月中)	三五號	三三九頁
渤海關稅收額表 (昭和十七年中)	三五號	三四〇頁
汕頭市學事統計表 (昭和十七年十二月)	三五號	三四一頁



昭和十九年二月二十七日印刷
昭和十九年二月二十九日發行

〔非賣品〕

臺灣總督府外事部

臺北市彌住町二番地
印刷者 伊東銀藏

臺北市彌住町五番地構内
印刷所 臺北刑務所印刷工場

